

平成20年第3回志布志市議会定例会

目 次

第1号（9月10日）		頁
1. 議事日程		12
2. 出席議員氏名		13
3. 欠席議員氏名		13
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		13
5. 議会事務局職員出席者		13
6. 開 会・開 議		14
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	14
8. 日程第2	会期の決定	14
9. 日程第3	報告	14
10. 日程第4	議案第62号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14
11. 日程第5	議案第63号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例を廃止する条例の制定について	15
12. 日程第6	議案第64号 志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について	15
13. 日程第7	議案第65号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について	15
14. 日程第8	議案第66号 志布志市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	16
15. 日程第9	議案第67号 志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
16. 日程第10	議案第68号 志布志市ふるさと志基金条例の制定について	19
17. 日程第11	議案第69号 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	24
18. 日程第12	議案第70号 志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24
19. 日程第13	議案第71号 志布志市清流の里高下谷農村公園条例の一部を改正する条例の制定について	26
20. 日程第14	議案第72号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	31
21. 日程第15	議案第73号 損害賠償の額を定め、和解することについて	31

22. 日程第16	議案第74号	曾於南部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託について……	36
23. 日程第17	議案第75号	字の区域変更について……………	37
24. 日程第18	議案第76号	平成20年度志布志市一般会計補正予算（第4号）……………	38
25. 日程第19	議案第77号	平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）……	52
26. 日程第20	議案第78号	平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）…	54
27. 日程第21	議案第79号	平成20年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）……	54
28.	散 会	……………	55

第2号（9月11日）

1.	議事日程……………	56
2.	出席議員氏名……………	57
3.	欠席議員氏名……………	57
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………	57
5.	議会事務局職員出席者……………	57
6.	開 議……………	58
7.	日程第1 会議録署名議員の指名……………	58
8.	日程第2 一般質問……………	58
	岩根 賢二……………	58
	丸山 一……………	70
	八久保 壹……………	77
	小野 広嗣……………	96
9.	延 会……………	120

第3号（9月12日）

1.	議事日程……………	121
2.	出席議員氏名……………	122
3.	欠席議員氏名……………	122
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………	122
5.	議会事務局職員出席者……………	122
6.	開 議……………	123
7.	日程第1 会議録署名議員の指名……………	123
8.	日程第2 一般質問……………	123
	本田 孝志……………	123
	小園 義行……………	131
	宮城 義治……………	150

鶴迫 京子	165
9. 延 会	183

第4号（9月16日）

1. 議事日程	184
2. 出席議員氏名	185
3. 欠席議員氏名	185
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	185
5. 議会事務局職員出席者	185
6. 開 議	186
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	186
8. 日程第2 一般質問	186
下平 晴行	186
9. 散 会	199

第5号（9月30日）

1. 議事日程	200
2. 出席議員氏名	202
3. 欠席議員氏名	202
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	202
5. 議会事務局職員出席者	202
6. 開 議	203
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	203
8. 日程第2 報告	203
9. 日程第3 報告第4号 平成19年度志布志市健全化判断比率について	203
10. 日程第4 報告第5号 平成19年度志布志市資金不足比率について	206
11. 日程第5 議案第68号 志布志市ふるさと志基金条例の制定について	207
12. 日程第6 議案第69号 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	208
13. 日程第7 議案第70号 志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	209
14. 日程第8 議案第74号 曾於南部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託について	211
15. 日程第9 議案第76号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第4号）	212
16. 日程第10 議案第77号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	221
17. 日程第11 議案第78号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）	222

18.	日程第12	議案第79号	平成20年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	223
19.	日程第13	陳情第6号	「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」（案）の採択要請について	224
20.	日程第14	陳情第7号	社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心できる暮らしを保障することを求める意見書を政府等に提出することを求める件	226
21.	日程第15	陳情第8号	郵政民営化法の見直しに関する陳情書	227
22.	日程第16	平成19年陳情第9号	障害者の生活実態に即した障害者自立支援法の運用に関する陳情書	228
23.	日程第17	認定第1号	平成19年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	230
24.	日程第18	認定第2号	平成19年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	232
25.	日程第19	認定第3号	平成19年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	232
26.	日程第20	認定第4号	平成19年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	232
27.	日程第21	認定第5号	平成19年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について	232
28.	日程第22	認定第6号	平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	232
29.	日程第23	認定第7号	平成19年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について	232
30.	日程第24	認定第8号	平成19年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について	232
31.	日程第25	議案第80号	平成19年度志布志市水道事業剰余金の処分について	236
32.	日程第26	議案第81号	平成20年度志布志市一般会計補正予算（第5号）	237
33.	日程第27	発議第8号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について	239
34.	日程第28	発議第9号	社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心できる暮らしを保障することを求める意見書の提出について	240
35.	日程第29	発議第10号	郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について	241
36.	日程第30	発議第11号	障害者自立支援法における利用者負担の軽減措置の拡充等に関する意見書の提出について	242
37.	日程第31	発議第12号	志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	243
38.	日程第32	議員派遣の決定		244
39.	日程第33	閉会中の継続審査申出について		

	(文教厚生常任委員長)	244
40. 日程第34	閉会中の継続調査申出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長) ...	244
41. 閉 会	245

平成20年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	会 議 別	内 容
9月10日	水	本 会 議	開会 会期の決定 議案上程 (採決及び委員会付託)
11日	木	本 会 議	一般質問
12日	金	本 会 議	一般質問
13日	土	休 会	
14日	日	休 会	
15日	月	休 会	(敬老の日)
16日	火	本 会 議	一般質問
17日	水	委 員 会	
18日	木	休 会	
19日	金	休 会	
20日	土	休 会	
21日	日	休 会	
22日	月	休 会	
23日	火	休 会	(秋分の日)
24日	水	休 会	
25日	木	休 会	
26日	金	休 会	
27日	土	休 会	
28日	日	休 会	
29日	月	休 会	
30日	火	本 会 議	委員長報告・採決 追加議案上程 (採決・委員会付託) 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第62号	志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第63号	志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第64号	志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について
議案第65号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
議案第66号	志布志市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第67号	志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第68号	志布志市ふるさと志基金条例の制定について
議案第69号	志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第70号	志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第71号	志布志市清流の里高下谷農村公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第72号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について
議案第73号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第74号	曾於南部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託について
議案第75号	字の区域変更について
議案第76号	平成20年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
議案第77号	平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第78号	平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
議案第79号	平成20年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
議案第80号	平成19年度志布志市水道事業剰余金の処分について
議案第81号	平成20年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
報告第4号	平成19年度志布志市健全化判断比率について
報告第5号	平成19年度志布志市資金不足比率について
認定第1号	平成19年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成19年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成19年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成19年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成19年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成19年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成19年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
陳情第6号	「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」(案)の採択要請について
陳情第7号	社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心できる暮らしを保障することを求める意見書を政府等に提出することを求める件
陳情第8号	郵政民営化法の見直しに関する陳情書
平成19年陳情第9号	障害者の生活実態に即した障害者自立支援法の運用に関する陳情書
発議第8号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について
発議第9号	社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心できる暮らしを保障することを求める

意見書の提出について

発議第10号 郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について

発議第11号 障害者自立支援法における利用者負担の軽減措置の拡充等に関する意見書の提出について

発議第12号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 岩根 賢二	1 教育行政について	<p>(1) 平成19年2月に「学校の規模・配置の在り方検討委員会」を設置し、学校の適正規模や将来を見据えた学校区の見直し等が検討されているが、その方向性を示す時期に来ているのではないか。</p> <p>(2) 小・中学校の学力低下が懸念されるが、今後学力向上のためにどのような対策を考えているか。また、就学援助と学力の関連がうんぬんされているが、本市の現状と対策はどうか。</p> <p>(3) 「放課後子ども教室推進事業」は、子供の安心・安全のため、また地域との交流を深める意味でも必要と思うが、取り組む考えはないか。</p>	市 長 教育委員長
2 丸山 一	1 観光行政について	(1) 環境省が「平成の名水百選」に選定した普現堂湧水源のPRを、どのように図る考えか。	市 長
	2 LEDの普及について	(1) LED使用の信号、街路灯、電光掲示板、室内灯の設置推進に努めるべきではないか。	市 長
3 八久保 壹	1 志布志市の活性化について	<p>(1) 多くの市民は、合併しても何も変わらないという不満の声が多い。その認識について、どうとらえているのか。</p> <p>(2) 低迷する行政に対する市民の不満に対して、今後どのような対策で臨まれるのか。</p> <p>(3) 活性化は人なしでは成し得ない。志布志市に人をもっと呼び込む必要がある。それに向かった具体策はあるのか。</p> <p>(4) 志布志市は「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」を目指して「志のまち」を宣言した。人的交流を図るため、『おもてなしの心』を外へ向けた実践スローガンとする気はないか。</p>	市 長 教育委員長
	2 スポーツ振興について	<p>(1) 「志布志みなとサッカーフェスティバル」が今年で13年目を向かえた。このフェスタをどのようにとらえ、今後のスポーツ振興につなげていくのか。また、プロサッカー等のキャンプ地としての誘致計画はどうなっているのか。あれば具体策を示せ。</p> <p>(2) スポーツ等、来ていただくお客さんに対する「おもてなしの心」が不足している。ソフト面も含め、市民ボランティアをもっと活用すべきではないか。</p>	市 長 教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3 八久保 壹	2 スポーツ振興について	(3) サッカーフェスタは、「プロサッカー等のキャンプ誘致」へ向けた志布志市の活性化への参考になる試金石でもある。市を挙げて市民にも呼び掛けるべきと思うが、市長の考えを問う。	市長 教育委員長
4 小野 広嗣	1 歴史のまちづくりについて	(1) 先の通常国会で、地域活性化に向けたまちづくり政策を推進するため、新たに「歴史まちづくり法」が成立した。本市の歴史のまちづくりの今後の方向性を示せ。	市長
	2 個人情報の保護について	(1) 個人情報の保護に関する施策を推進する上での過剰反応に関する適切な解釈と運用の見直しへの取り組みについて問う。	市長
	3 地上デジタル放送について	(1) 市内の視聴者の状況把握や情報通信格差の是正、公共施設の地デジへの効率の良い移行など、本市の今後の地デジ対策を示せ。 (2) 小・中学校の地デジ対応TVの整備費や、チューナー、アンテナの工事費など、地デジ対応への取り組みを問う。	市長 教育委員長
	4 アレルギー疾患対策について	(1) アレルギー疾患のある子供の状況把握や対応の仕方をまとめた「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に対する今後の取り組みを問う。	教育委員長 市長
5 本田 孝志	1 無人ヘリによる航空防除について	(1) 早期・普通期水稻の防除面積、防除効果について問う。	市長
	2 志布志市の管理職について	(1) 職員の服務規程はどうなっているか。	市長
6 小園 義行	1 本庁舎移転について	(1) 合併して2年8か月を経過した。この間の市内の住民の声をどう受けとめているか。 (2) 過去の議会で、「経済の中心は志布志町」と答弁されている。港湾や観光等を考えるときに、志布志支所を本庁とする考えはないか。	市長
	2 国保について	(1) 今年度国保税が引き上げられた。21年度に向けての見通し、対応を問う。 (2) 一部負担の減免要綱作成と周知について、どう具体化されているか。	市長
	3 後期高齢者医療制度について	(1) 広域連合議会で審議された議案等に関する情報提供は、どの様に住民にされているか。	市長
	4 消防行政について	(1) 消防広域化推進計画に対する県の対応はどうか。 (2) 広域化に対する市長の考え方を問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
7 宮城 義治	1 農業振興について	(1) 放棄地の現況と今後の対応策をどう考えているか。	市長
	2 行政関係について	(1) 市の審議会委員の公募制を採用する考えはないか。	市長
	3 畜産振興について	(1) 旧形式の牛舎改造費の一部助成はできないか。	市長
	4 消防行政について	(1) 市消防団員の体制は万全か。 (2) 市職員の消防団への入団、並びに女性の消防団への入団は考えられないか。	市長
	5 教育行政について	(1) 子ほめ条例の活用についてはどのようなになっているか。	教育委員長
8 鶴迫 京子	1 国保会計健全化について	(1) 国保会計の健全化に向けて、具体的な取り組みと今後の見通しを問う。 (2) 「市民総参加健康づくり推進(仮称)ひまわり元気委員会」の内容はどういうものか。	市長
	2 男女共同参画社会推進について	(1) 志布志市男女(ひと)がともに輝くまちづくりプランの基本目標Ⅲ、Ⅳ、Ⅴについて問う。	市長
9 下平 晴行	1 温水プールの管理について	(1) いつでも誰でも利用できる管理体制ができているか。 (2) 温水プールを誰でも気軽に利用できるために水着等の規制緩和はできないか。	市長 教育委員長
	2 滞納対策について	(1) 財政健全化対策及び納税等の公平性から、税等の滞納を一括収納する課の設置はできないか。	市長
	3 農業政策について	(1) 市長は大分のなずな農園に3泊4日の有機農業の研修をしているが、市の農業政策にどのように生かしていくのか。 (2) 有機農業の推進を図るために職員を研修させる考えはないか。 (3) 現在、有機農業の実践をしている農家を対象にした有機部会を設置する考えはないか。 (4) グルンバ・システムで、焼酎かすをえさに、ふん尿を発酵たい肥にする畜産経営の取り組みを支援する考えはないか。	市長

平成20年第3回志布志市議会定例会（第1号）

期 日：平成20年9月10日（水曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第62号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第63号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第6 議案第64号 志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第65号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第66号 志布志市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第67号 志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第68号 志布志市ふるさと志基金条例の制定について
- 日程第11 議案第69号 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第70号 志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第71号 志布志市清流の里高下谷農村公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第72号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第15 議案第73号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第16 議案第74号 曾於南部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託について
- 日程第17 議案第75号 字の区域変更について
- 日程第18 議案第76号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第77号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第78号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第79号 平成20年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

出席議員氏名 (33名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 今 井 善 文
農 政 課 長 永 田 史 生	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 白 坂 照 雄
松 山 支 所 長 上 原 登	志布志支所長 五 代 豊 一
水 道 局 長 徳 田 俊 美	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教 育 総 務 課 長 上 村 和 憲
学 校 教 育 課 長 山 口 幸 彦	生 涯 学 習 課 長 小 辻 一 海
畑かん推進監 井 手 佐喜雄	

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調 査 管 理 係 長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開会 開議

○議長（谷口松生君） ただいまから、平成20年第3回志布志市議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、八久保壹君と玉垣大二郎君を指名をいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの21日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月30日までの21日間に決定しました。

日程第3 報告

○議長（谷口松生君） 日程第3、報告を申し上げます。
昨日まで受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第6号は産業建設常任委員会に、陳情第7号及び陳情第8号は総務常任委員会に付託いたしました。
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市農業公社から平成19年度事業報告及び決算書、平成20年度事業計画及び予算書、志布志市観光開発公社から平成19年度事業報告及び収支決算書、解散による清算結了計算書類、並びに監査委員からの監査報告書が提出されましたので配付をいたしました。参考にしていただきたいと思ひます。

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第4、議案第62号から、日程第9、議案第67号まで、以上6件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号から議案第67号まで、以上6件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第4 議案第62号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第62号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公庫の予算及び決算に関する法律の規定が整備されたことにより、関係条例の規定を改めるものであります。

内容につきましては、第14条第1項第3号の公庫に関する規定の部分を「沖縄振興開発金融公庫」に改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく平成20年10月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第62号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第6 議案第64号 志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について

日程第7 議案第65号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第63号から、日程第7、議案第65号までの3件を、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第63号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例を廃止する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、議会の議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員

会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離する措置が講じられたため、現在施行されている志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例を廃止するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第64号、志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、議会の議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離する措置が講じられたため、議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法を一の条例で定めるものであります。

内容につきましては、現在施行されている志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定のうち、議員の報酬、費用弁償及び期末手当の額、並びにその支給方法に関する部分を抜粋し、報酬の名称を「議員報酬」に改める等所要の整理・調整を加え、一つの独立した条例とするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第65号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、議会の議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離する措置が講じられたため、他の行政委員会の委員等の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を一の条例で定めるものであります。

内容につきましては、現在施行されている志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定のうち、議員を除く市の非常勤の職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する部分を抜粋し、根拠条項を改める等所要の整理・調整を加え、一つの独立した条例とするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから3件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから3件に対する討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから3件について一括して採決します。

お諮りします。3件については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号から議案第65号まで、以上3件については、原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第66号 志布志市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第66号、志布志市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号、志布志市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、議会の議員の報酬の名称を議員報酬とする措置が講じられたため、関係条例の規定を改めるものであります。

内容につきましては、題名及び第1条の審議会の名称を「志布志市議員報酬等審議会」に改め、第2条の報酬の名称を「議員報酬」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第66号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第67号 志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第67号、志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号、志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、独立行政法人国際協力機構法の一部改正による同法の号の繰り下げが行われたことに伴い、条例中の当該号番号を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第5条の独立行政法人国際協力機構法の引用号番号を「第13条第1項第4号」

に改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく平成20年10月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 議案第67号、今、提案の理由をいただいたんですが、今等しく説明をいただきたいんですが、この独立行政法人の国際協力機構法の一部改正が行われたというふうに提案理由はなってます。この法のどの条項がどのように変更になったのか、それがまず第1点。

それから、2点目は、この条例を本市の職員がどのように活用しておるのか。現状の説明を求めたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方で回答させます。

○総務課長（中崎秀博君） ただいまの質疑にお答えいたします。

条例の一部改正がどこが改正になったかということでございますが、国際協力機構法の一部改正ということで、法の第13条の第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項の第3号中「発展」を「開発」に改め、「この号」の下に「及び第42条第2項第3号」を加えた関係で、同項の第3号であったものが第4号に繰り下げになったということでございます。

職員の活用ということでございますが、自己啓発休業の条例につきましては、本年の3月に条例を可決していただいたものでございますが、国際協力のJ A I C Aの海外での援助活動、そういったものに参加する場合に職員の身分をそのままにして、ボランティアで活動ができるというような活用でございます。

実態につきましては、4月の施行日以降、現在までは職員の自己啓発休業の取得状況はないところでございます。

○31番（野村公一君） せっかくこういう研修の機会というか、職員の資質の向上を図るという機会が法で定められておるわけです。今年度4月から施行されて、まだこの活用がないということですが、この条例を職員に活用させるために、どういう手だてをされてきたのか。それをひとつ説明をください。

○総務課長（中崎秀博君） 職員への周知は議案の可決後に周知を図っているところでございますが、実際この自己啓発休業の申請はなかったところでございますが、一次試験、二次試験の国際協力機構の参加するための試験を合格しないと参加できないというような実態がございまして、本年1名の職員がチャレンジをしまして、一次試験は合格したところでございます。二次試験で不合格というような結果になっておりますが、そういった意欲のある職員もいたというようなことでございます。

○31番（野村公一君） 市長にちょっとお伺いをしてみますが、せっかくこういう質を高めるという機会の条例ができたわけですね。これをただ条例ができたからといってそのままにしておく、何も職員に対しての効果はないと私は見ているんです。したがって、為政者がこのことを職員にどう知らしめて、活用させようという努力をするかなんです。市長がこれを使って職員よと、羽ばたけよというエールを送らない限り、職員は活用しないと私は見ているんですがね。あなたがこのことにどう職員を引き込もうとしておるのか。あなたのその決意をちょっと教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この国際協力開発機構の行う海外青年協力隊活動につきましては、その活動について十分認識しているところでございます。そのような活動について、私どもの職員についても積極的に参加できる道が開けたということについては有り難いというふうに思っています。先ほど課長の方から回答がありましたように、本市の職員においても応募した職員がいたということについては、本当に有り難いなというふうに思っております。今後、私どもはそのような職員がいるとすれば、積極的に応援をしながら、この制度の活用が図られていくようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第67号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。



日程第10 議案第68号 志布志市ふるさと志基金条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第68号、志布志市ふるさと志基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号、志布志市ふるさと志基金条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、ふるさと納税制度の創設に伴い、かごしま応援寄附金に係る鹿児島県交付金を含む市への寄附金を整理するため、志布志市ふるさと志基金を設置することとし、その管理、運用及び処分に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（溝口敏久君） 議案第68号、志布志市ふるさと志基金条例の制定について、補足して説明申し上げます。

ふるさと納税は、本年4月30日の地方税法の改正によりまして、個人住民税の寄附金控除の内容が大幅に見直されたものでございます。これまでは10万円を超えないと対象とならなかったものが、5,000円を超える部分について控除の対象となることや、住民税については、これまでの所得控除から税額控

除へと変更することになったものでございます。個人住民税の所得割部分のおおむね1割を上限としていることなどから、住民税の一部を生まれ育ったふるさとなどへ納税するというイメージが持たれていますが、実際は寄附金控除の制度が拡充されたということでございます。

説明資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

2のかごしま応援寄附金について説明申し上げます。志布志市では、鹿児島県と県内各市町村が一緒になって立ち上げたかごしま応援寄附金募集推進協議会に加入しております。5月29日から、かごしま応援寄附金の募集活動を県と一緒に進めているところでございます。このかごしま応援寄附金は、県に直接入金され、4割は県の収入となり、6割は各市町村に交付金として配分されます。その配分の際、寄附者が市町村を指定した場合は当該市町村にそのまま配分されますが、指定のない場合はその4分の1を均等割、4分の3を人口割で全市町村に配分されます。志布志市にも直接寄附をすることが可能でございますが、現在は公有財産管理規則で寄附を受け入れる手続きが規定されています。申請をして受け入れ通知をしなければならないなど、煩雑なものとなっております。このようなことから、県からの交付金及び市へ直接寄附があった場合の受け入れ先として基金を設置し、適正な管理をしていくために条例を制定するものでございます。

議案にお戻りいただきたいと思います。条文の説明をいたします。

第1条では、この基金設置目的等を記載しております。寄附者からいただいた寄附金を積み立て、市が進めるまちづくりの事業に充てることを想定しております。

第2条から後の方につきましては、市が現在設置している他の基金条例を参考にしております。

第2条では、基金に積み立てる額は一般会計予算で定めることとし、市へ直接入ってきました寄附金やかごしま応援寄附金に係る県からの交付金を財源に積み立てることといたしております。

第3条では現金の保管の方法を規定しております。

第4条では、基金運用から生じた利息等の収益については基金へ編入するものとしております。

第5条では基金を処分できる場合について規定をしておりますが、市長が必要と認める事業について次の4項目を考えております。1番目に観光及び生活環境に関する事業、2番目に福祉に関する事業、3番目に教育文化に関する事業、4番目にその他市長が必要と認める事業。これは、寄附をする場合の事業指定の項目となります。

第6条については、現金を繰り替えて一般財源の一時不足に充てるための運用も可能とするための条文を規定しております。

第7条では規則の委任を規定していますが、規則では寄附金を台帳管理することや、寄附金の申し込みの手続き方法、寄附を指定する場合の事業名などを定めることとしております。

施行日は10月1日になります。

以上、補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 全国的に取り入れた法であろうというふうに思うんですが、今回、行政の中を大別されて四つに区分けされた。その四つの目的について執行していくということのようですが、こ

の寄附者の志、例えば私は志布志市の教育にこのお金を使っていたきたいというふうに寄附をされた場合、その寄附者の志というのがどのように反映をされていくのか。基金は一括で基金として歳入で入っておるわけですが、その区分けをどうされるのか。そこをちょっと教えてください。

○企画政策課長（溝口敏久君） この寄附金につきましては、ただいまありましたように4件のそれぞれ項目を設けておりますが、その中においてもいろいろそのまた具体的な事業名等もあるわけですが、今ありました教育にというようなことがあった場合でございますけれども、より具体的な寄附金の使い道が指定された場合というようなことございまして、これまでの寄附手続きと同じように、その事業を所管する所で寄附を受け付けるというようなことになろうかと思っております。この場合、例えば今ありましたのは教育委員会でございますので、公有財産管理規則に基づいて寄附を受け付けるということになりますけれども、この場合であっても寄附控除は受けられるというようなことございます。そしてまた、その目的に基づいてそれぞれ台帳を作りまして、台帳に例えば金額が少ない場合、そういった場合については、ある程度その事業が可能になる時期まで積み立てをするというようなことになろうかということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 今回のこの基金、志基金条例というのは、ひとつは県の方でこういったふるさと基金を作り上げていくと、そういうスタートをしておりますので、その受け皿を市町村としても作っておかなきゃいけないという流れの中で出来上がったと思うんですね。これまで私も含め何人かの議員の方も、寄附条例等も含めてですね、今後作っていくべきであるという質問もしたわけですが、このふるさと基金との流れの中で、その整合性を図りながら見極めていきたいというような観点で市長がこれまで答弁もされたと思うんです。今回私がこの質疑で聞きたいのは、この受け皿づくりとしてまず立ち上げておかないといけないという流れですので、どこまでいろんな議論をされて今日に至ったのかというのを少し知っておきたいと思うんですが、そういう意味で、今四つの使途目的と。そして、中にはそのくりとして市長が必要と認めるべき事業ということも大きなくくりの中で出てくるわけですが、こういった方向性を打ち出すときに、各課にまたがってですね、いろんな議論をされてこなければ四つの目的というのはなかなか出てこない。確かに先進地の寄附条例等の問題等もありまして、そういったことも参考にされているのかもしれませんが、ここに至るこれまでの検討、そして庁内一丸となった意見交換、どういうふうに進んできたのか。そこを少しお示してください。

○企画政策課長（溝口敏久君） この4件についてでございますが、当初の段階でそれぞれただいま議員からありましたように、こういった寄附金が始まった場合にどうするかと。なにしろ特化するかというようなそういった質問等もあったわけでございますけれども、当初この協議会が立ち上がった段階で八つの事業を想定しておりました。これは、市の振興計画なり、構想に基づいた項目でございまして、それを更に絞り込んで、4項目ほどに絞り込んだところでございまして、大体当初の項目がこの4項目の中に想定されるというようなことでございます。例えば1番目の観光、生活環境でございまして、港づくり事業、それからごみゼロのまちづくり事業とか、安心安全の健康の食の産地づくり事業、こういったものの事業が考えられます。その中にはいろいろまた具体的でございますけれども、福祉に関する

事業におきましては、高齢者が元気なまちづくり事業とか、子育て日本一のまちづくり事業、こういったものが考えられるわけでございます。教育文化に関する関係でございまして、生涯学習のまちづくり事業、歴史のまちづくり事業、そういったものが考えられます。そのほか市長が必要と認めるというような中でも情報化に関する問題、地域公共交通に関する問題、共生協働に関する問題、志普及の問題、こういった等々の事業が考えられますので、大体この4項目の中に包含されるのではなかろうかということございまして、それぞれ検討を重ねてきたところでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） その検討の中でですよ、今、課長が答弁をされましたけれども、例えば企画政策課が中心となってその議論をしたと。僕が聞きたいのは、いわゆる企画政策課の視点から、こういう事業が考えられるのではないかという議論で進んできたのか。あるいは、各課からのこういう事業をまちづくりの基金として役立てたいという声を基に調整をしてきたのか。そこらを少し聞きたいところなんですよ。

○企画政策課長（溝口敏久君） このことにつきまして、大体この法が出た段階で、課長会でもお流しいたしました。そしてそれぞれ説明してきたところでございますが、具体的にただいま申し上げましたこの内容につきましても、今後より詰めていく必要があるということございまして、それぞれ関係課の意見等も拝借しながらですね、さらに先ほど申し上げました規則も定める必要がございます。その中でその内容について、より詳しく検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。まずもって受け皿づくりとしてこの基金条例を立ち上げたということでしょうから、また委員会でも細かく質疑もあると思いますが、いわゆる志布志市にとって、このふるさと志基金、この条例を作ることによって全国的に、あるいは全世界的に含めてですね、呼び掛けていくということ。県に入ってきます。そこからいただく分もありますけれども、こういった条例を作り上げていくことによって、直接市が受け入れていく体制が出来上がるわけですね。そうなってきたときに、どういう働き掛けをしていけば志布志市に直接入っていく方向性が見いだせるのかなと、そういう議論までしっかりなされてここへ至ったのか。最後にそこだけ聞かせてください。

○企画政策課長（溝口敏久君） まさしくそのとおりではなかろうかと思いますが、御紹介のとおり県もそれぞれ県の出先の方に職員を配置しまして、その対応に当たっているところでございますけれども、当初この協議会が立ち上がった時に、それぞれ申し合わせ事項もあったわけでございますが、ただいまありましたように直接自分のふるさとに入れたい、寄附したいというようなことについては、いささか問題ではないというようなことございまして、県と同時にこの呼び掛けもしていきますけれども、市独自としてもしていきたいということございまして、そして、郷土会がございまして、それぞれ10月、11月にも計画されております。そういった中でも当然、それぞれ本市からも代表が行きますので、その方々にですね、その郷土会の皆さんに声を掛けていきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 今回のこの10月施行ということですが、どれぐらいですね、これを見込

んでおられるのかですね、その寄附の金額等を含めてですよ、ありますね。

それと、今回このことをすることによって本市にお住まいの方も、今度はどっかの市町村にふるさと納税したいということで、そういう寄附をしたい。例えば東京と鹿児島含めて、鹿児島県以外ですね、そういったものに対してどれぐらいの状況があるのかと。これをするによって本市の個人住民税の軽減ということですね、そういった税収が低くなるということ等も見込まれるわけですが、そういったことについて、どういうふうに見込んでおられるのかですね。

あわせて、このことをすることによって、全国の自治体で獲得合戦が始まるわけですね。そうするとここで働いておられる職員の方々の事務量、こういったものも大変複雑なことになってますよね。こういった状況が発生するのか、そういったことについて当然議論されたでしょう。そういう市民課等の所での対応を含めてですね、事務量の増減、そういったものについてどういうふうに把握されているのかお願いします。

○企画政策課長（溝口敏久君） どのくらいかということですが、今回この条例を可決していただきますと、10月1日から正式に走るわけですが、現在まで県の状況を見ましても、南日本新聞等でもそれぞれ発表されておりますが、これは8月1日現在の9月2日の新聞でございますけれども、284件、総額2,513万6,150円の申し込みがあったようでございます。しかし、本市におきましては指定はございません。指定のあった寄附金も含めてこういったことですが、指定のなかったものについては、それぞれ関係市町村に均等割、人口割で交付されると、6、4の割合で交付されるということになるかと思えます。実際、本市におきましても、この寄附金がたくさんあるに越したことはないわけですが、実際この制度が始まりまして問い合わせが今9件ほど来ております。もうしたいんだがということで、具体的にその方法について教えていただきたいということで、県のこの散らし、そういったものを配付し、そしてまた想定される市のそういったお願いをしながらしているわけですが、今後先ほど申し上げました郷土会、そういった所に呼び掛けながら、ないしは大口の方がいらっしゃるとするならばいろいろ情報を元に呼び掛けをしていきたいというふうに考えておりますが、現段階ではいかほどになるかというのはですね、非常に見込めない状況にあります。そしてまた、全国各地で獲得競争ということがあるようでございますが、これにつきましても市によっては、5,000円分が個人負担になりますんで、それに見合う特産品等を送ったりするというようなものもあるようでございますけれども、本県の場合は垂水市が1か所それを設けたところでございまして、非常に全国的にも、新聞に書いてありましたが、鹿児島県が逆に走っているのかなと。県の職員が東京、名古屋、大阪に行っておりますけれども、実際はただいま申し上げましたような金額でございまして、非常にまだ先々が見えない状況でございます。

事務量につきましては、実際窓口を設けなければいけないわけですが、企画政策課が窓口になります。そして申し込みをされますと、問い合わせがありますと、申請書を送って申請していただきます。そして、納付をされますと領収書、そういった明細書を発行します。そして、それに基づきまして本人が税の控除申告をするというような流れになるかということで、現段階では先ほど申し上げましたように、この事務量がどのくらいあるのかということも見込めませんので、現段階では企画政策

課の方で対応してまいりたいということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第68号は、総務常任委員会に付託をいたします。



日程第11 議案第69号 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第69号、志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号、志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正による同法の条項の追加が行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第1条として附則第10項の地方税法の引用条項名の「第58項」を「第59項」に改め、第2条として附則第10項の地方税法の引用条項名に第61項を加えるものであります。

なお、この条例中第1条の規定は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、第2条の規定は、平成20年12月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第69号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第12 議案第70号 志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第70号、志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号、志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、民法及び地方自治法の規定が整備されたことにより、関係条例の規定を改めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 議案第70号、志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案の理由について、補足して御説明申し上げます。

本条例の目的は、地方自治法第260条の2第1項に基づく市長の認可を受けた地縁による団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明に関する事務について、必要な事項を定め、認可地縁団体の利便を増進するとともに、取り引きの安全に寄与するものでございます。今回の改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、民法及び地方自治法の規定が整備されたことにより、関係条例の規定を改める必要があるため改正するものでありますが、内容の改正につきましては、申しあげました上位法の改正等に基づくものであり、条例そのものの内容につきましては変更はないものであります。

それでは、改正箇所につきまして、お手元の新旧対照表に基づいて御説明を申し上げます。

新旧対照表の6ページをお開きください。

まず、第2条の印鑑登録の資格ですが、第1号の職務代行者につきましては、根拠法令が民法第46条第3項から民事保全法第56条に、第2号の仮理事につきましては、地方自治法第260条の2第15号から準用する民法第56条の規定から地方自治法第260条の9に、第3号の特別代理人につきましても、地方自治法第260条の2第15項から準用する民法第57条の規定から地方自治法第260条の10に、第4号の清算人につきましても、地方自治法第260条の2第15項から準用する民法第74条及び第75条の規定から地方自治法第260条の24及び第260条の25に、それぞれ改めるものでございます。

また、第6条の登録事項であります。地方自治法第260条の2第3項第4号の規定を準用し、「認可地縁団体の事務所の所在地」を「認可地縁団体の主たる事務所の所在地」に改めるものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は平成20年12月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 1点だけお願いします。

今回、第6条の第4号で地縁団体の事務所の所在地という所に「主たる」というふうにあったわけですが、変わるわけですけど、例えばA自治会の土地、建物、公民館という考え方で、そのA自治会の土地、建物について、3名共有で仮にあったものをA自治会というふうに申請をして、地縁団体の認可を受けるとしますね。そうしたときに、この「主たる」というのは、その公民館の置かれている位置でいいのか。それとも、例えば西野井倉自治会というのがあったとすると、そこの代表者の地番になるのかですね。その「主たる」という、わざわざ今回変わった、そのことの意味をちょっと教えてください。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 「主たる」というものが入っておりますが、これは第260条の2の中に新たに主たる事務所の所在地という条項が盛り込まれたことによりまして改正であります。この「主たる」と申しますのが、ただいまほとんどの自治会の登録につきましては、代表者の住所もしくは公民館ということで届け出があるところでございますので、そのものにつきましてはやはり届け出の趣旨に

沿った形でなろうかと考えます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第70号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第13、議案第71号から、日程第15、議案第73号まで、以上3件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号から議案第73号まで、以上3件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第13 議案第71号 志布志市清流の里高下谷農村公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第71号、志布志市清流の里高下谷農村公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号、志布志市清流の里高下谷農村公園条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、清流の里高下谷農村公園の代表地番を変更するため、同公園の位置する番地を改めるものがあります。

内容につきましては、第2条の表の1の欄の「志布志市有明町伊崎田1747番地8」を「志布志市有明町伊崎田1569番地1」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（岩根賢二君） 所管の委員会でするので委員会で聞こうかなと思っておりましたが、即決ということでお尋ねをいたします、3点ほど。

これは番地が変わるということですが、新旧の番地の実際の場所はどのくらい離れているのかお尋ねします。

それと、この番地の間違いがあったということで、全協で説明がありましたけれども、どの時点で間違いに気づいたのか。2点目ですね。

3点目、この提案理由の説明では、ただ単に代表地番を変更するためということですが、間違いがあ

ったため、誤りがあったために訂正をするということであれば、改正ということではなくて、訂正という言葉が適当ではないかなと私は感じるんですが、その点は法令的にどうなっているのか、そこをお示しく下さい。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） お答えいたします。

第1点目のどれぐらい離れているかということですが、隣でございます。

第2点目、この間違いが分かった時期でございますが、今年7月に清流の里高下谷農村公園の面積の照会がございました。その時に税務課の方に問い合わせた結果、民有地であることが判明いたしました。これは民有地の単なる間違いでございましたが、旧有明町時代にはこの公園条例は制定をしておりませんでした。3町合併の時にこの公園条例を制定いたしましたんですが、18年3月30日に施行しております。税務課の図面上で申し上げますと、この公園の本来の地番につきましては、30筆で1万5,000㎡でございます。この民有地につきましては、山林名目で1筆で1万3,000㎡でございます。そういうことで、こういう間違いがあってはいけないんですけれども、条例制定の時に大きな図面の中で面積を示しておったのでこういう、推測でございますけれども、この地番が付されたんじゃないかなというふうに推測しているところでございます。

提案理由につきましては、総務課の行政係とも協議をいたしました。この提案理由で法的なことについてはいいというようなことでこの提案理由でお願いをしているところでございます。よろしくお願いいたします。

○19番（岩根賢二君） 課長はすらすらと説明されましたけれども、私は、今答弁の中にですね、民有地を間違っただということ、今初めて知ったわけですが、そのようなことはあってはならないことだと思いますね。これは市長にお聞きしますが、そのような事務作業が行われていたということについて、市長はどのように感じておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このことの報告を受けた時に、そんなことがあるんだろうかというふうな気がしたところでした。しかし、その経緯につきましては、ただいま課長の方からありましたように、新しい条例の制定をする際に代表の地番を定めて制定したという経緯があつてされた、その時に現地を確認しないままこのような形で代表地番を条例に制定したということであつたようでございまして、現実的に民有地に公の地番を付したということにつきましては、本当に申し訳ないことをしたというふうには思っております。

○19番（岩根賢二君） このような提案をする場合には、今私がお聞きしたようなこと、課長が説明されたこと、そこら辺まで丁寧に説明して提案すべきじゃないですか。どうですか。その点を聞いてから終わります。

○市長（本田修一君） ただいま、議案として御提案申し上げたところでございます。そのようなことから私どもは、今後このような形のものがあつてはならないということを改めて皆さん方にお話するところでございますが、今回条例として定めてある内容について、その変更をしなきゃならないということでございますので、このような形でしたということですが、今後このようなことがございましたら、皆さん方にも十分説明をしながら、そして今後このようなことがない対策というものをお話し

ながら御提案申し上げたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 民有地を勝手に市有地にしてたというようなことですよ、先ほどの答弁を聞いてますと。その民有地の方から仮にですよ、こういった問題について、異議申し立てなり、いろんなことがあったらこれは大変なことになるわけですし、その民有地の所有者との関係はどうだったのかです。

それとあわせて、合併の中でこういうことが起きたということですが、これは行政に携わっておられる方々の仕事に対する向き合い方だと思うんですよ。そういった真剣な姿勢が現実には当局としてあったのかということが問われるような事案です、これはですね。市長、そういった問題についてですね、これまでもいろんなことが出てます、そういったことがですね。職員、いわゆるそういう人たちに対する市長としてのですね、報告を受けたと、そのことだけでいいのかですね。今後こういった問題については、しっかりと対応すべき後の対策というのもきちんと考えないといけないでしょ。そういったものについて、今回のこの提案にあたってどういうふうはこの庁舎の中で議論がされたのかですね、お聞かせをください。

○市長（本田修一君） 民有地の所有者の方とはまだ直接お話ししてないところでございますが、実質的には、このことによって民有地とトラブルがあったということはないということでございます。表示としてこの地番を表記したということでございますので、このことについて訂正を申し上げたいということでございます。今後、このようなことがないようなふうにしていきたいと思っております。

合併に際しまして、様々な条例の制定をしたところでございました。そして、その事務事業については本当に膨大なものがありまして、担当職員は本当に夜遅くまでこのことの整理について取り組んでおったようでございます。ざっと1年ぐらいかかったんじゃないかなろうかというふうに思っています。そのような中でこのような不手際があったということでございますので、今後はこういったことがないような形の指導をしていきたいと。合併直後非常に事務量が繁忙であったというようなことでございますので、現在はそのような形ではないということでございますので、このようなことが今後は発生しないのではないかなというふうには思っておりますが、先ほども言いましたように、このようなことが発生しないように十分指導していきたいというふうに思います。

○26番（上村 環君） 隣の隣地と入れ替わっていたということなのか、もしくは二重に山林の1筆分が表示されていたのか、まずそこをお伺いいたします。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） ちょっと図面で見にくいとは思いますが、左の方が実際の高下谷農村公園でございます。こちらの右側が民有地の1万3,000㎡という形になりますが、地番が、先ほど説明いたしましたように民有地は1筆で、この今訂正をお願いしております1747番地8というのがこの大きなものでございます。そして、ここが30筆、農村公園ということで、隣という形でございます。こういう過ちが、間違いが出てきたんじゃないかなというふうに考えています。こういう過ちがないように、今後適正な事務処理をしていきたいというふうに考えております。よろしくお伺いいたします。

○26番（上村 環君） 私が伺ったのは、一方は30筆もの土地がありますね。一方は1筆ですね。その中で30筆ということ想定すると、おそらく農地も含まれたりですよ、あったのかなど。1万5,000㎡がすべて原野・山林だけの30筆だったのかということを見ると、農地も含まれていたのかなど想像するんですけども。それがそっくりいわゆる公園と入れ替わった状態できたとすれば、課税の問題も含めてですね。しかしそうじゃなくて、もう民地のそれはそれで、新たに二重に登記した形になったのか、入れ替わって登記したのか、そこを確認をしてください。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） 全くの地番の間違いでございます。民有地につきましては、税務課を確認をしてちゃんと課税もされておりますので、条例上のこの代表地番の間違いだというふうに考えているところでございます。

○12番（本田孝志君） 今のことに関してですがね、あの土地はですね、高下谷親水公園は下の方が、現の市になっている土地はですね、昔たんぼでした。それで上の方は、1町いくらですか、それは山ですね。だから、山とおそらくたんぼじゃなかったかなと思ってるんですが、その名義を変えた時ですね。たんぼを市が購入して池と、それで購入したと。私はそのようにだったんじゃないかなと、このような場で言うのもはっきりとしていませんが。やはり上村議員が申されているようにですね、おそらく間違えることじゃなかったんじゃないかな。そのようなことですが、どうですか、そこらあたりは。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） 今質疑がございましたように、現況はたんぼであったというふうに記憶をしているところでございます。そういうたんぼの地目である所を、当事町が購入をいたしまして、高下谷農村公園を造ったということであるようでございます。この地番の間違いにつきましては、先ほどから答弁しておりますが、税務課を確認いたしましたところ、この30筆のものについては市の所有ということでございまして、単なるこの条例の時に代表地番を間違えたということであるようでございます。

○12番（本田孝志君） ではですね、伺います。志布志市職員服務規程というのがございますが、その中の第4条、何ですか。志布志市職員服務規程のサービスの原則、第4条。

○議長（谷口松生君） 答弁のため休憩します。

○
午前11時09分 休憩

午前11時22分 再開
○

○議長（谷口松生君） 再開をいたします。

12番議員への答弁を求めます。

○総務課長（中崎秀博君） 大変申し訳ございませんでした。服務規程の中の第4条でございますが、サービスの原則ということで、「職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、公務員に関する法令に従って服務し、かつ、職務の遂行に当たっては、親切、丁寧、敏速を旨とし、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」というふうに規定しております。

○12番（本田孝志君） 今、総務課長の方から答弁がございましたが、なるほど今読まれたとおりです。

ですけれども、この今地図ももらいましたが、やはりこれと関することですので言いますが、あくまでもこの土地は個人所有でございまして、伊崎田の人で私も知っている人でございます。そして、やはりさっき私が言いましたようにですね、たんぼですね、今の公園の所はたんぼと。市長が先ほど、合併当初でいろいろと忙しくてというような答弁もございましたが、何ぼ忙しくてもですよ、やはり、今総務課長が言いましたように、全体の奉仕者として公共の利益のために。自分たちの公共の利益のために職員は働いているんですか。志布志市民のために私は頑張っていると思います。それがですね、このような、本人によればですね、私は、本人は亡くなっている、今息子さんがいらっしゃる、その人に今日帰り道に確認したいと思います、なんとか言うてきたかと。あと、これが所有者は誰かとか、いろいろですね。人の番地を自分のものにするということは、公共の奉仕者としてやっていいものか、悪いものか、もういっぺんお伺いいたします。

○市長（本田修一君） このことにつきましては、先ほどからお話しますように、条例の中でこの表示、代表の地番の表示をする時に別の地番の表示をしたということとございまして、本当にこのことにつきましては申し訳ないことをしたというふうに思っております。また、私の方からも改めてこの方にはおわびを申し上げたいというふうに思っています。代表地番の表示を間違えたということとございまして、登記に関しましては何ら個人所有のままということとございまして、先ほども言いましたように実害はなかったんじゃないかなというふうに思っております。当然、全体の奉仕者として職員は、私どももそうですが、仕事をしているわけとございまして、そのようなことにつきましては、更に認識を新たにしよう今後指導していきたいと思っております。

○議長（谷口松生君） ここで、配付資料がありましたので、もう1回説明をさせます。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） ただいま資料を配付いたしました、青の所が個人の名義、民有地とございまして。そして、オレンジの所が現在の高下谷農村公園の敷地とございまして。これにつきましては、ただいま市長が答弁いたしましたように、登記上の名目につきましては、個人民有地については個人の名で何ら変更はございません。代表地番の条例を制定する時の間違いとございまして。

○議長（谷口松生君） 12番、本田孝志君、特に許可します。

○12番（本田孝志君） 課長、あなたもですよ、市長も頭を下げられる、もういっぺん改めて頭を下げてください。自分たちが間違っていることでしょう。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） このような間違いが発覚いたしまして大変申し訳なく思っているところでございまして。まことに御迷惑をおかけいたしました。今後このようなことがないように十分注意しながら、適切な事業遂行を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第71号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第72号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第72号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第72号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について、説明を申し上げます。

本案は、市町村合併による伊佐市の設置及び大口伊佐衛生管理組合の廃止等に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の一部変更について協議したいので、市町村の合併の特例等に関する法律第13条並びに地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成20年11月1日から大口市、伊佐郡菱刈町及び大口伊佐衛生管理組合を脱退させ、伊佐市を加入させ、「大口市外四町消防組合」を「伊佐湧水消防組合」に改めるとともに、これに伴い鹿児島県市町村総合事務組合同規約を変更するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第72号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、可決されました。

日程第15 議案第73号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第73号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題と

します。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号、損害賠償の額を定め、和解することについて、説明を申し上げます。

本案は、公用車事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成20年7月28日午前10時ごろ、志布志市役所志布志支所駐車場で、本庁に帰るため発進しようとした公用車の左前方部が、左隣に駐車していた〇〇〇〇氏が所有し、同氏の母が運転する普通乗用車の右後方部に接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、公用車が右隣に駐車していた車両の後方にいた子供に気をとられ、左後方の確認を十分に行わず後方発進したためであり、過失割合を市が100%、甲が0%とし、同氏の所有する普通乗用車の原形復旧に要する費用6万5,700円を市が同氏に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○12番（本田孝志君） ちょっとお伺いしますが、職員は1名乗っていたものか。そして、この過失割合が100%ということですが、100対0ですよ。もう完全に悪いと。いままで何回かこのような賠償金、車の修理代とか出てまいりましたが、70対30とか、8対2とかございますが、今度の場合はですね、何でこのような、後方に人がいたからということですが、この写真等を見ますと前の左側、一番前です。一番悪質です。後ろだったらですね、後ろの方で当たったと言われたら過失が8対2とかなるんですが、これが100対0ということはですね、なぜそのようなことが起きたものかお伺いいたします。

○税務課長（外山文弘君） 今回の議案の関係で、税務課の公用車で事故発生しておりますので御説明申し上げます。

運転手は1名でございます。業務関係の資料を持って支所との協議に行き、その帰りに本件のこの損害賠償事件を起こしたということでございます。相手の車両は停車しておりました。これはもう完全に駐車場に止めてある車に市の公用車が出る時にぶつかったということで、過失割合につきましては、100対0という結果になった模様でございます。

○12番（本田孝志君） この職員の処分ですね、指導ですか、何ですか。どのような方法をされたものかお伺いいたします。

○総務課長（中崎秀博君） 処分の件でございますが、職員が交通事故等を起こした場合、懲戒処分の基準等に関する規程があるわけですが、交通事故を起こした場合、速やかに交通事故報告書を総務課の方に出すようになっております。現在総務課の方で受け付けておりますが、この後市で懲戒処分の審査委員会というのを設けておりますので、これから審査委員会等を開催する計画でございます。現在のところはこの案件については、まだ審査をいたしてないところでございます。

○12番（本田孝志君） 私が今言ったから検討しようかなということじゃないでしょうね。もう前です

よね、7月28日10時ごろ。この写真を見ますとですね、雨でも降ってたらまた考えることもあるんですよ。おそらくその時の写真だと思います。日が照っているような状態ですよ。だから、私が7月の今言ったからどげんか考えないかなという、私がこちらの方から前の方を見ているとですね、市長と副市長も、3人でどげんするやというような感じだったんですが、私は耳が遠いから分からなかったんですけど、そんな感じでしたよね。だから、やはり議案を上げる前に、この前だったら話は分かりません。7月のだから、もうあんた、もういつですかね、9月ですよ。やはり敏速にいろいろと検討してください。終わります。

○市長（本田修一君） 本件も本当に職員の全くの不注意ということで事故が起きてしまったということで、事故が起きた時にはすぐ報告が来るわけですが、その直後の課長会等で、そのような案件があったので職員は交通事故等には注意するよという形でいつも指導しているところでございます。本件自体の処分については、今課長が申しましたとおりでございますので、改めて処分について検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○19番（岩根賢二君） この事故の説明の中にですね、後段の所で左後方の確認を十分に行わずと書いてありますが、私はこの図を見たときに、車の前方じゃないかなと思うんですが、そうじゃないのかな。

それと、昨日たまたまですね、有明地区で法令講習会がありまして、志布志警察署の方がみえていろいろ説明されました。これは質疑とはなりませんけれども、こういう形で駐車するときには必ずバックで駐車しなさいよと、それで前進で出るようにしなさいというそういう指導もありました。それをしておれば事故は起こらなかったと思うんですが、そういう指導をしていく考えはないかお聞きします。

○市長（本田修一君） バック駐車につきましては、先日の課長会で、そのような形で駐車するときにはするよという指導をしたところでございます。今お話がありましたように、事故があったという直後でもございましたので、そのことについては改めて指導したところでございます。

○税務課長（外山文弘君） 事故の発生当時、ちょうどバックする時に、右後方に子供がいたという状況のようです。そちらの方に注意がなくなって、ずっと下がって来る時に公用車の左側と相手の車の後ろの方にぶつかってしまったから、左後方に注意がいかなかったから、左側の後方にぶつけてしまったと。相手の車に対しては右側の後方ですね、バックの時に、下がる時にぶつけてしまったと。議案関係の資料の14ページが図でちょっと表しておりますが、公用車はこういう形で、公用車の左側前方と相手の方の後方にぶつかってしまったという状況のようです。

実際、運転手側から見て左後方の確認不足ということでこういう表現になっているところでございます。

○議長（谷口松生君） ちょっと協議会にします。

○
午前11時42分 休憩

午前11時43分 再開
○

○議長（谷口松生君） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

○28番（重永重久君） 1点だけ伺いますが、これは当然保険で対応するわけですね。過去にもいろいろあるわけですが、保険で対応するからという職員の認識があったらですね、大変なことだと思うんですね。だから、保険を使えば後の保険の対応というのは保険会社が既存のままの保険料でいけるのかどうか。どういう認識を持っておられるか、そこらあたりを1点聞きたいと思います。

○財務課長（溝口 猛君） 公用車の保険の掛金につきましては、財務課の方でまとめておるところでございます。事故を起こした起こさずにかかわらず保険料は一定額という形となっておりますが、ただしその元の掛金につきましては、もちろん公金で支払っているということでございますので、交通安全については、事故の報告書が財務課の方にも来ますが、その都度指導しているところでございます。

○28番（重永重久君） 役所というのはいい所ですね。我々個人が任意保険に掛かっておればですね、事故をしてそれを補償してもらおうと、保険会社から、保険料は上がっていくわけですね。だから私が言いたいのは、職員の意識としてですよ、これはもう保険で賄えるからという安易な考えを持っていればですね、こういう事故がいつも起きるんじゃないかなというふうに思うわけですね。だから、そこらあたりの指導徹底というのも考えながら、少しの保険料でも上がるのであればですね、やっぱり市に対してはマイナスになるわけですね。そういう補償があった後の保険料というのは上がるということはないということであればそれでいいんですけど、やはり保険で対応できるからというような安易な考えを職員に持ってもらっては困るということで、今後ですね、徹底指導していかないと、事件はもう何回も過去においてあるわけですね。そのたび議会でもいろいろ注意して教育をするようにという示唆は与えているわけですから、そこらへんの今後をですね、またどういう体制で、保険だからというような認識は持っていないとは思いますが、職員にそこをちゃんと徹底していただきたいというふうに思いますが、いかがですかね。

○市長（本田修一君） 交通事故につきましては、本当に度々起きていて申し訳なく思っています。その度にこうした賠償というようなことで保険金が支払われて、損害賠償ということで保険金が支払われていることにつきましては、皆さん方にも本当に御理解いただきながらそういった措置をしていただいているというふうに思っております。その度に私の方としましては、絶対交通事故を起こさないように注意していただきたいということを指導しているところでございます。事故を起こしますとこういった形で、本人ももちろん事故を起こそうということは思ってないというふうに思いますが、不注意によりましてこういったことになったのではなかろうかというふうに思っています。事故を起こせば例え不注意であっても、その処置に様々な形で面倒するということは十分職員も理解していると思いますので、そのようなことも含めましてそのようなことにならないように今一度戒めて、そして十分注意を払いながら、交通事故等を起こさないように車には乗っていただきたいということを指導していきたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 2点ほどお願いします。

これは、当方の修繕料というのはどれぐらいかかったのかですね、お願いをします。

それと2点目に、志布志の総合支所です。志布志総合支所のこの駐車場について、先ほども出てましたけど、いわゆる住民の皆さんが役所を利用される時に一番身近な所で住民のためにある駐車場に、職員が公務だといって一番止めやすい、入りやすい所に止めるというこの姿勢ですね。そういった点でちょっと質疑といいますかね、志布志支所の教育委員会含めて、教育長もおられるわけですが、職員の駐車場は文化会館の隣にきちんと設けてあります。日常的に、職員の駐車場、その止め方ですね、そういったものがどういうふうに指導がされているのか。あわせて、嘱託職員の皆さんは、4時以降帰る、5時以降帰る、必ずあの階段を登って行かれます。職員だというそういった認識に基づいてですね、私たちはどこでも止めていいんだと、そういうことには私はならないと思います。そういった点で、この写真を見る限りにおいて、志布志市の職員が公務によってここに止めなければならないという理由はまったく見当たりません。志布志支所のこういった部分については、公務の時に公用車はここに止めなさい、一番不便な所に止める、そういった指導がなされておればこういうことにはならないと思うんですね。一番住民の方が利用しやすい所に公用車を止めて仕事をしている。このことを住民が見たらどういうふうにするんですかね。支所長も含めてこれは、どういった指導がなされているのか、お聞きをしておきたいと思います。教育長も併せてお願いをします。

○税務課長（外山文弘君） 当方の修理代でございますが、4万9,000円、今回の補正でお願いをしているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育委員会もたくさん職員がおりますので、ここの事故があったような形跡、あるいはまた事前も、先ほどいろいろ御指摘ありましたように、事故を起こしたりしておりますので、十分注意するように指導はしております。なお、私どもも、後でまた支所長の方からあると思いますが、つい先日、支所長の方から駐車の方法について厳しく指導がございました。私どもの管轄の中では時々、出勤してからすぐまた外に出なきゃならないという職員等がおりますので、その場合は柔軟に対応はしておりますが、ほとんど現在上の方の駐車場に臨時職員も含めて職員は駐車するようにしておるということは認識しております。今後、それでもなおかつ事故というのはいつ起こるか分かりませんので、学校職員も含めて交通事故については指導をしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○志布志支所長（五代豊一君） お答えいたします。

志布志支所の駐車場の現状につきましては、もう御案内のとおりでございます。旧志布志町時代から各課2台ずつの割当という形で、最も住民の方が利用しづらい部分に割り当てをしておりました。しかし現状を見ますと、どうしても各課の職員の数にばらつきが生じております。したがって、今回改めてパート職員、それから嘱託職員、そして職員含めて、全体の人数に対して4人に1台という割合に変更いたしまして、それ以外のものにつきましてはすべて文化会館駐車場を利用するよという事で、庁舎東側の方の最も利用しづらい部分につきましては約30台ほど今、売店裏も含めてですが、使用し、そして上との連絡用の車ということで一応させております。当然各課で置く順番といいますか、そういったものにつきましては、各課の対応で1週間交代、あるいは一月交代といったところで対応していただ

いているというところもございます。

以上でございます。

○25番（小園義行君） 支所長の方で今そういう説明です。市長、これ松山総合支所含めてですね、本庁の職員の意識の在り方だというふうにあとはかかっております。支所の方々は今指導があったような形で当然されていくと思います。あと本庁の職員の方々も当然松山支所、志布志支所に出向く際に、そういったこと等の連携がきちっとなってないと住民の方々に勢い迷惑をかけるということになります。ぜひですね、そういった立場で指導をされていくのかですね。あわせて、あそこに障害者用の駐車スペースが何台か、3台ぐらいですかね、設けてありますけど、そこについてもですね、しっかりと、止まってないから止めていいんだということにはならないわけですし、そういった指導の在り方というのを本庁の職員の方々含めてですね、対応はきちっとするべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） 現在、本庁から各支所に業務の連絡等の関係で、打ち合わせ等の関係で出向く場合があるかと思えます。その場合も当然、今お話がありましたように、駐車場の市民への確保ということが前提でありますから、そのことについては十分注意を払いながら、それぞれの支所の担当の課と連絡を取り合いながら、駐車場の市民への確保ができるようにということを指導していきたいと思えます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○18番（木藤茂弘君） 基本的なことですけど、この案件につきまして、管内出張命令は出されておったのか。

○税務課長（外山文弘君） 出張命令をちゃんと取っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第73号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、可決されました。

ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。午後は1時10分から再開をいたします。



午前11時56分 休憩

午後1時09分 再開



日程第16 議案第74号 曾於南部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託について

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16、議案第74号、曾於南部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号、曾於南部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託について、説明を申し上げます。

本案は、鹿屋市に曾於南部地区基幹水利施設管理事業の事務の一部を委託するため、地方自治法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

規約の内容としましては、第1条で志布志市と曾於郡大崎町が曾於南部地区基幹水利施設管理事業の事務の一部を鹿屋市に委託すること、第2条で委託事務の範囲、第3条で経費の負担、第4条で経費の繰り越し、第5条で委託事務の管理及び執行に関する協議について定めるものであります。

なお、事務の委託は、平成21年4月1日からとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第17、議案第75号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への負託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第17 議案第75号 字の区域変更について

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第75号、字の区域変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号、字の区域変更について、説明を申し上げます。

本案は、県営中山間地域総合整備事業に伴い、本市内の字の区域を変更するものであります。

内容につきましては、大字松山町尾野見の字山口田、字松ヶ尾、字宮下、字中谷の土地の一部を、それぞれ大字松山町尾野見の字馬貫、字宮下、字松ヶ尾、字黒土田に包括するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第75号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、可決されました。



日程第18 議案第76号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第76号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、地域総合整備資金貸付事業、農業・農村活性化推進施設等整備事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） 議案第76号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について、補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億9,703万7,000円を追加し、予算の総額を202億5,790万3,000円としております。

それでは、予算書の7ページをお開きください。

予算書の7ページ、第2表の債務負担行為補正ですが、燃料、飼料及び肥料等の価格高騰により、経営が厳しくなった農業者に対し、経営維持を図ることを目的とする市単独の支援策であります農家緊急対策特別資金利子補給を追加しております。期間を平成21年度から平成27年度まで、限度額を2,374万4,000円として設定しております。

8ページをお開きください。

第3表、地方債補正でございます。まず、追加でございますが、一般単独事業で株式会社日鰻に対する地域総合整備資金貸付事業を7,400万円、県費単独補助治山事業に伴う防災対策事業を90万円、過疎対策事業で畜産基盤再編総合整備事業に対する補助金として農業経営近代化施設整備事業を3,000万円、総額で1億490万円を追加しております。変更でございますが、鮫島坂地区及び棚ヶ下地区の農道整備

に伴い、合併特例事業を2,680万円増額、市道改良の事業費増額に伴い、過疎対策事業を730万円、辺地対策事業を130万円それぞれ増額、借入額の決定に伴いまして、臨時財政対策債を30万円増額し、総額で3,570万円増額変更しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の11ページをお開きください。

予算書の11ページ、まず歳入の9款、地方特例交付金、1項、地方特例交付金は、減収補てん等の交付額の決定に伴い192万6,000円減額し、12ページでございますが、2項の特別交付金を8万1,000円増額しております。

続きまして、13ページでございます。

13ページの10款、地方交付税は、普通交付税の交付額が64億2,994万2,000円に決定したことに伴い、1億4,994万2,000円増額しております。前年度より1億8,647万1,000円、3%の増額となっております。

14ページをお開きください。

12款、分担金及び負担金、1項、分担金は、倉ヶ崎地区の県費単独補助治山事業に係る分担金を52万5,000円計上しております。

17ページをお開きください。

17ページの14款、国庫支出金、2項、国庫補助金は、みなと振興交付金事業に係る交付金を94万8,000円計上しております。

19ページをお開きください。

15款、県支出金、2項、県補助金、1目、総務費県補助金は、志布志地区公民館改修に係る財源として市町村合併特例交付金を400万円増額、2目、民生費県補助金は、国基準の変更等に伴い放課後児童健全育成事業を152万4,000円増額、4目、農林水産業費県補助金は、環境にやさしい農業総合推進事業の廃止に伴い、345万1,000円減額、農道整備に係る農業・農村活性化推進施設等整備事業を990万円増額、田之浦果樹生産組合の施設整備に伴う施設園芸原油価格高騰緊急対策事業を132万9,000円増額、新規としまして農村環境計画書策定事業を250万円、県費単独補助治山事業を367万5,000円、交差点の案内標識設置に係る森林環境税関係事業を150万円それぞれ計上しております。

20ページをお開きください。

3項、県委託金、5目、教育費県委託金は、スクールソーシャルワーカー活用事業を300万円計上しております。

21ページでございます。

21ページの16款、財産収入、1項、財産運用収入は、財政調整基金利子を293万6,000円増額しております。

23ページをお開きください。

23ページ、17款、寄附金は、ふるさと志基金寄附金を1,000円計上しております。

24ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金は、財政調整基金繰入金を1億8,822万9,000円減額、蓬の郷民宿村

地盤補強事業等に係る財源として蓬の郷振興基金繰入金を731万8,000円計上しております。

25ページでございます。

25ページの2項、特別会計繰入金は、介護保険特別会計の前年度決算の確定に伴い、166万8,000円増額しております。

26ページでございます。

26ページ、19款、繰越金は、前年度からの繰越金が確定しましたので、5,923万6,000円増額しております。

27ページでございます。

27ページの20款、諸収入、5項、雑入は、事故保険金等を29万7,000円増額、28ページでございますが、21款、市債は、1億4,060万円増額し、総額で30億6,890万円としております。

続きまして、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

29ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、財政調整基金積立金を293万6,000円増額、ふるさと志基金積立金を1,000円計上しております。3目、財産管理費は、志布志支所庁舎水道改修事業に伴う工事請負費を134万9,000円、4目、企画費は、みなと振興交付金事業に伴う工事費等を200万円それぞれ計上しております。

30ページをお開きください。

30ページの2項、徴税费、1目、税務総務費は、公用車の事故に伴う修繕料を4万9,000円、事故の相手方への損害賠償金を6万6,000円計上しております。2目、賦課徴収費は、平成21年度から導入される公的年金からの個人住民税の特別徴収制度に伴うシステム整備委託料等を1,366万7,000円計上しております。

31ページでございます。

31ページの3款、民生費、1項、社会福祉費、4目、老人福祉費は、福祉有償運送等運営協議会委員の謝金を14万5,000円計上しております。

32ページでございます。

32ページ、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、放課後児童健全育成事業に係る経費等を304万円増額しております。

33ページ、3項、生活保護費、1目、生活保護総務費は、前年度国庫負担金の精算返納金を788万9,000円計上しております。

34ページでございます。

34ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費、5目、健康づくり費は、前年度の国・県負担金の精算返納金を166万2,000円計上しております。

35ページでございます。

2項、清掃費、3目、し尿処理費は、下水道管理特別会計の前年度決算の確定に伴い、繰出金を802万円減額しております。

36ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、原油価格高騰に伴う農業振興資金利子補給事業に係る経費等を131万6,000円計上しております。4目、園芸振興費は、施設園芸原油価格高騰緊急対策事業補助金を132万9,000円増額、5目、茶業振興費は、環境にやさしい農業総合推進事業の廃止等に伴い、310万2,000円減額、6目、畜産業費は、畜産基盤再編総合整備事業に係る補助金を3,000万円計上、8目、農地整備費は、鮫島坂及び棚ヶ下地区の農道等整備事業費を3,846万1,000円、農村環境計画書策定事業に係る委託費500万円のほか、農道維持に係る経費等を含め、4,709万9,000円増額しております。

38ページをお開きください。

2項、林業費、2目、林業振興費は、市有林除間伐事業の一部を森林組合の緑の雇用担い手対策事業で実施することにより、事業費の一部を317万5,000円減額しております。4目、治山費は、倉ヶ崎地区の県費単独補助治山事業に要する経費等を591万9,000円増額しております。

40ページをお開きください。

40ページ、7款、商工費、2目、商工業振興費は、株式会社日鰻に対する地域総合整備資金貸付金を7,400万円計上、3目、観光費は、普現堂湧水源観光PR事業及び蓬の郷民宿村地盤補強事業に要する経費等を812万円増額、4目、港湾振興費は、鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会への負担金を200万円計上しております。

41ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路維持費は、主要交差点への案内標識の設置費400万円、上ノ浜・押切線の流末整備用地購入費650万円など、市道維持に要する経費を総額1,080万円増額、3目、道路新設改良費は、各路線の事業内容の見直し等により、857万9,000円増額しております。

42ページでございます。

42ページ、3項、河川費、2目、砂防費は、柳井谷2流末整備事業の事業費確定により、356万5,000円減額しております。

43ページでございます。

10款、教育費、1項、教育総務費は、スクールソーシャルワーカー活用事業に要する経費を300万2,000円計上しております。

46ページをお開きください。

46ページ、5項、社会教育費、2目、公民館費は、志布志地区公民館改修事業に伴う経費を400万円計上しております。

47ページでございます。

47ページ、11款、災害復旧費、1項、農林水産業施設災害復旧費は、単独災害復旧事業を309万2,000円増額しております。

48ページをお開きください。

12款、公債費、1目、元金は、金利変動に関する念書に基づく元金に変更があったため、25万7,000

円増額、2目、利子は、平成19年度の市債借入額等に係る利子が確定したため、2,151万1,000円減額しております。

以上が補正第4号の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。よろしく申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○2番（西江園 明君） どうせ委員会に付託されるんですけど、予算書の29ページ、先ほど出しましたみなと振興交付金事業のことでちょっとお尋ねしますけども、緑地として整備するというふうに説明がございます。今年度200万円、これの今後の、5か年ということで説明がありますけれども、この全体事業、県と市を合わせると5億6,000万円になるみたいですけども、市の2,900万円というのはこの5年間の事業費であって、あくまでも負担金じゃなくて、この分は市が今後も今年を含めて5年間ずっと県の事業とは別に市の事業としてあるというふうに理解していいのか、それが1点。そして次に、国庫補助率が47.4%と端数が出てるんですけども、今年200万円の事業費、残り2,700万円を4年間かけて使うとなると、一千数百万円の市の持ち出しが出てくるわけですけども、今年是一般財源を充当しているみたいですけど、今後もこういう負担については、五十数%分については、一般財源で対応していくのか、あるいは起債で対応していくのか。それと、この事業の内容、県の事業の中で何で市の事業が出てきたのかを含めて、ちょっとお尋ねします。

○企画政策課長（溝口敏久君） お答え申し上げます。

今回のこのみなと振興交付金事業につきましては、それぞれ新聞等でも発表されてまいりました。そしてこの事業につきましては、新若浜地区が整備される、それに伴いまして、港湾緑地10.4ha、これは緑地2ということになっておりますが、その整備がされるということでございまして、事業の2,900万円の内容でございますけれども、これは本市の提案事業でございまして、ハード面につきましては、基幹事業ということで、県の事業になります。そして、提案型の方がソフトということでございまして、基本的にはそういった看板等設置、環境学習、そういったものを進める事業をということで2,900万円しているわけでございます。これは市が直接実施する事業でございまして、本年度が200万円、21年度が200万円、22年度が600万円、23年度が700万円、24年度が1,200万円となっております、合計2,900万円ということでございますが、この47.4%と申しますのは、この事業の基本的に補助率が47.4%というふうにもうなっているわけでございます。そして、残りが、この200万円につきましては市の負担ということになります。そして、県の事業につきましては、47.4%の残りを県と地元と負担するということになりまして、県が34.8%、それから地元が17.8%の負担になります。それを負担していくという事業でございまして、県の基幹事業に対します、総事業費に対する負担が9,460万6,000円ということで現段階では計算がされているようでございます。

以上でございます。

○財務課長（溝口 猛君） 一般財源ではなくて、起債の対象にならないかということでございます。内容を見ますと主にソフト事業と、市が実施する事業はソフト事業ということで、ソフト事業に関しては対象の起債が無いという形で考えております。ただ、最後の方が一部ハード事業が出てきますので、

その分については起債対象になるかどうかの検討はしてまいりたいというふうに思っております。

○2番（西江園 明君） じゃあこの緑地というのは、公には言っていないんですけど、サッカー計画があるあの分なのか、それとも川沿いにずっと土手を造って植生をしていくあれじゃなくて、港の背後地に計画されている芝を張った多目的広場とかというその事業というふうに、この事業の内容をちょっとさっきもお聞きしたんですけども、その事業の内容をもうちょっと詳しく、1点と、それと本市の提案事業ということで、年度別の事業費もありましたけども、ソフト的な事業ということで抽象的な表現ですよ、そんなソフト的な事業に2,900万円もいっとやろかいというふうにも思うんですけども、もうちょっとその辺のところを、事業の内容をちょっと詳しく、その事業をする場所とですね。緑地が川沿いの緑地なのか、芝を張る計画のあっちの、当初の計画じゃなくて、後半出てきた緑地ということかと、それと事業の提案と言いましたけども、ソフトと言いましたけども、その内容をもうちょっと教えてください。

○企画政策課長（溝口敏久君） 事業の内容でございますが、緑地2ということが今回のこの事業でございます、元の陸に沿った方でございます。埋め立てが伸びていった方が緑地1になりまして、今回のこの事業は緑地2ということで、元の簡易植生を基本とした地区でございます。当初、ただいまありましたように簡易植生で緑地整備ということでございましたけれども、旧志布志町時代からワークショップなり、あるいは検討委員会等でそれぞれ要望がございまして、ただいまありましたサッカーもできる多目的広場、そういったものが整備されるということで、それらが基本的に主な事業になろうかということでございます。

それから、ソフト事業ということで、市の2,900万円の内容でございますが、実際はハードも含めたような格好になろうと思っておりますけれども、本年度事業につきましては、全体計画が出来上がりますので、環境学習を实践する緑地が整備されるということをPRするという看板、ゆくゆくはこの看板が案内板になるようなそうした看板を考えているところでございます。21年度におきましての環境学習をどうするかという、これにつきましては、自然・植生をどのように紹介していくかとかいうことについてのワークショップを実施すると。そして、それを受けて実施設計等を委託する、そういった費用を考えております。22年度以降につきましては、その実施計画に沿った形で照明施設等そういったものを、例えばハイブリッド、そういったもの等を考えた施設の整備を図っていくというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（下平晴行君） 予算書の36ページ、説明資料では14ページでございますが、農地整備費の委託料、その他業務委託料500万円、説明資料の中の内容にありますように、平成24年度から実施予定の中山間地域総合整備事業の採択に向けて、いろんな調査をして環境に即した農業農村整備計画を作成すると。これはよく理解できます。私がお尋ねしたいのは、平成24年度から実施する関係地域、その地域の説明会をどのようにしていかれるのか。時間的にも期間的にもあまりないんじゃないかなというふうに思うわけですが、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） 地域の説明につきましては、第1回の説明会といたしますか、今意

見等の集約、よく言われますワークショップというのを志布志地区の一部で実施したところでございます。今後につきましては、中山間事業の対象地区となる志布志地域、あるいは松山地域、あるいは有明地域の一部、これにつきましては、議員も御承知のとおり林野率が50%以上が中山間整備事業の対象となっておりますので、可能な限り今後取り入れていきたいというふうに思っております。なお、さらに地域への説明会等については、24年度採択に向けて現在も実施している状況でございます。

以上でございます。

○1番（下平晴行君） 課長、林野率は75%以上じゃないんですか。それはそれでいいと思います。

実は潤ヶ野地区のことなんですけども、農地・水・環境保全整備事業、これも実は公民館にですね、依頼していたためにできなかったと、1年遅れで実施したと。これも市長のたしか、市長と会話する会、その時に話をしてやっとできたという状況があったわけですが、そういうふうですね、いわゆる公民館単位に依頼した場合にそういうことがありますので、どのように説明をされていくのかですね。やはりこれは1地区20ha以上という制約があるし、そして同意率が100%、そういうことから含めてもですね、相当行政の方が説明を計画的に実施していかないとこれは実現できないんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。だから、課長がそういうふうに意見集約等の会を開始したということでありまして、どうも私はそのことが順調、スムーズに、あるいは地域の人たちに理解はされていないような気がするわけなんですけども、これからというのはどういう、例えばですね、20年度あるいは21年度、24年度ですから、23年度までにそのことを同意も取らなきゃいけない。そういう流れをちょっと教えてください。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） 本年度、20年度になりまして、県あるいは県の土改連の曾於支所とも協議を進めてまいりましたが、やはり市内全域の問題を把握しなければいけないということで、市内全域の代表者の方、公民館長さん方を含めて集まっていたいろいろな意見をいただくというようなことを考えております。そしてさらに、それと同じくやはり校区に出向いて意見等をお聞きして、どのような整備を進めていくかというようなことをいろいろな角度から意見を収集して、この事業計画に盛り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○1番（下平晴行君） 今から説明会を開いていくということで理解してよろしいわけですね。

もう一つはですね、この取り組みの中で、例えば、例えばと申しますか、100%の同意率というのが、これは団地というか、総体で20haですよ、総体で、団地という。その1地区1地区、例えば5ha、7ha、8ha、総体で20haですから、その同意率という考え方は、その区域、そこが同意率100%じゃないとだめということか、全体なのか。100%というと全部でしょうけども、そうなりますと例えばですね、1水利組合、ここに5haあった場合、1人でも不参加、同意しないとなるとできないということになるわけですが、その100%、以前までは95%だったんですね。ところが今回は100%というふうになっているわけなんですけど、その辺の具体的なことをちょっと教えてください。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） 今現在、下段のほ場整備、県営事業を実施しておりますが、それにつきましては、団地が20ha以上ということになっているようでございます。私の認識しているところでは、この中山間につきましては、2筆以上あれば事業実施できると。極端に言えば3反歩、2反歩、

5反歩あっても事業は実施できるというふうに認識しておりますので、この事業に取り組むということは、やはり志布志地区の中で区画総体面積が20haにも満たない地域がたくさんあると、そういう所を今回この事業で整備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） 特に許可します。1番、下平晴行君。

○1番（下平晴行君） そうなりますと、その範囲はどこを指していますか。同意率という、その3反でも4反でもいいという、そこはどうも理解できないんですけどね。そこだけ最後にお願いします。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） 区域につきましては、つながっている耕地、水田等でございます。例えば1団地が5筆あって、そこが1haあると、そして山があつて次の所に5筆あつて1haあるとなれば、二つの団地になりますので、もちろん同意率は100%でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○13番（立山静幸君） 3点ほどお伺いをいたしますが、29ページの3目の志布志支所庁舎水道設備改修工事ですが、直結されるということで周辺の住宅の水圧に問題はないかお伺いいたします。

次に、40ページの3目の13節の委託料ですが、これは予算的には関係はないですけども、この前観光戦略会議があつた際に、名水百選になったためにあそこを見に行かれた方が、あその湧水の出口に150mmぐらいのビニール管が露出しておつたと。それは蓬の郷のふろかなんかに使われているものだというのであります。それでちょっと見苦しいと、何かいい方法でビニール管を隠す方法はないだろうかというようなことがありましたので、予算とは関係ないですけども、その対応についてちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

それから、15節の工事請負費ですけども、同じ、現在2戸営業がされているわけですが、その年間の宿泊の利用者数ですね。それと、3戸、今回3戸目になるわけですが、そういう利用者があるのか、成り立っていくのかですね、その辺についてお伺いをいたします。

○志布志支所長（五代豊一君） 志布志支所の水道設備の改修について、周辺への水圧の問題はないかということでございますが、これまで非常に老朽化しているということで御指摘もありまして、今回お願いをしているところでございますが、5階までの揚げる水圧について問題はないかということで、これまで調査をしてきたところでございますが、従来大迫水源地の配水池の方から市街地については給水しておりますので、従来水圧の高い所でもありますので、特に直結することによって周辺への影響ということはないというふうに考えております。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 民宿村の利用者数についてのお尋ねについてまずお答えいたします。現在5区画、民宿村ということで整備をいたしておりまして、2戸が既に営業というか、なされているわけなんですけど、これの利用者状況を見ますと、平成19年度ですね、平均でいきますと、1戸につきましては、年間と申しますか、月大体22人、それから2戸目の方が昨年8月から営業を開始されておりますけれども、こちらの方は利用が多くて、月41人というような状況になっております。ちなみに20年6月までの統計で見ますと、20年1月から6月までのですね、統計で見ますと、せせらぎ、当初から経営されている所につきましては、一月当たり32人、それから2戸目のすずかぜというふうに申しておりますが、一月当たり71人というような形でのですね、利用状況になっておりまして、順調に

利用の方が伸びているようでございます。今回予算の方でも300万円ほど軟弱地盤強化のための予算をお願いしておりますが、この方につきましては、大阪の方でございまして、できれば来年の4月から営業をしたいというようなことの要望が来ているわけでございますが、ただいま申し上げました利用状況、あるいはいろんな方等ですね、評判等を聞きますと、非常に使いやすいというようなですね、お声も挙がっているようでございますので、経営をされる方がですね、ほとんどの方が退職をされて地元の方ですね、田舎の方でまた第二の人生を過ごされたいというような方がほとんどのようでございますので、この程度のお客さんの利用状況であればですね、今のところやっていけないのではないかとというふうに考えているところでございます。

それから、当初ございました150mmのビニール管の露出につきましては、今回予算の方ではそういったのをみてないわけでございますが、私の方も実際、お恥ずかしい話確認しておりませんので、すぐ確認をさせていただきまして、そういう状況でございましたらですね、早急に支障のないような形の対応を取りたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○18番（木藤茂弘君） 畜産費の件でございまして、施設整備補助金として、畜産基盤再編総合整備事業として3,000万円の補助が組まれておるわけでございますが、第1点は、事業主体はどこになるのかということでございます。それと、説明資料の中で実験センターから生産された優良繁殖素牛の導入の農家に対する助成を行うと出ておりますが、既存の優良牛導入事業との関係はどうなるのか、お願いしたいと思います。

○畜産課長（中崎章文君） お答えをいたします。

今回お願いしております畜産基盤再編総合整備事業に係る事業主体でございますが、事業主体的には、畜産基盤総合整備事業自体の事業主体は県の地域振興公社でございます。そこに事業参加者としてあおぞら農協が実験繁殖センターの設置を行うところです。今回の3,000万円の補助につきましては、あおぞら農協が事業参加者として参加負担金を県の地域振興公社に納付する、その一部を市として助成をするということでございます。

それから、2点目のここに記載してあります助成につきましては、繁殖実験センターで生産された優良種畜が市内の農家に積極的に導入されるように、農協自体が導入奨励をするというふうな構想でございます。したがって、既存の繁殖導入事業との関係については、全く別の取り扱いというふうなことでございます。

以上です。

○18番（木藤茂弘君） 大体、いわゆるソフト的なそうしたものの流れは理解いたしますが、市が3,000万円出すわけでございますので、私はとりあえず、一応鹿児島県の畜産試験場あたりが実施しております粗飼料供給試験等ですね、そういうもの等のいわゆる試験実施等が重複しないような形で本市の畜産振興に寄与する取り組みをお願い申し上げたいと。その考え方について、どのように考えておられるか。

○畜産課長（中崎章文君） お答えいたします。

今、御指摘のように、そういった形で本市の畜産振興に十分活用できるようにいろんな取り組みをしながら、農家支援に通じるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） この40ページの日鰻の関係ですけど、今回、いわゆる市債でですね、7,400万円ということですが、この日鰻が志布志市で創業することによって、どういったメリットといたしますかね、税収上のそういったものがどれぐらいになるのかですね。新規雇用5名ということですが、そういったものについてどういった試算がされているのかをお願いします。

40ページ、同じく、蓬の郷の民宿村の関係ですけど、5区画中の3区画目を今回民宿村の建設ということですが、これすべて軟弱の所に、旧有明町時代からのことで私たちもよく分からない部分がありますのでお聞きしますけど、いわゆる地盤の補強をしなきゃいけない所に民宿を造るということは、当事大いに議論になったんだろうと思います。あと、今回3区画目ですが、残り、二つ残りますね、そこもまた同じようなそういった補強工事をしなきゃいけないという所に、最初から不安のある所に造るというのはいかがなものかというふうに感じる場所ですが、そこについての見通しを少しお願いします。

そして、30ページですね。税務課の関係で、住民税をですよ、特別徴収するというように、国がこれ法の改正をしたんですが、住民税を年金から引くということですね。国からは一切そういったことに対して、末端の自治体にお金をよこさない、一般財源でやれということですよ、これね、このあなたたちが提案されているこれでいくと。これ、まさに国は1円もやらないということなんですか、このこういうシステムを作るというのに対してですよ。そこについてもう1回説明をしてください。

それと、36ページですが、施設園芸原油価格高騰緊急対策事業ということでありまして。債務負担行為がされて、来年度から6年間にわたってですね、市独自のそういう支援策も先ほどあったところですが、これについて少しお願いします。支援をしていくんだということでありまして、ここにですね、そういうハウスみかん等で、例えばちょっと強いやつを作っておられる所に対して、ハウス等にですね、償却資産税というのがかけられているというふうに理解をするわけですけど、その支援策の一つであるならば、そういったこういう緊急にですね、大変経営を圧迫している状況の下では、税法上のこの償却資産税を一時凍結して徴収しないと、そういったこと等の議論というのは、ここで無かったのかですね。もし徴収をしておらなきゃあれですけど、おそらく市になってからそのことが発生していると思いますが、そういった議論はなかったのかですね、ちょっとお願いします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） まず、日鰻の関係でございますが、資料の方にも3ページの方に差し上げておりますように、今回株式会社日鰻ということでおおよそ3億3,900万円ほどの投資をされまして、そしてふるさと融資7,400万円ということですね、今回予算の方をお願いしているところでございます。議員の方からございましたように、新規雇用が、地元から5名ほど採用される予定でございます。そこにございますように、100坪の池が15面ということですね、日鰻の現在の売り上げの見込みとしましては、年間3億円程度ですね、見込みがされているようでございます。議員の方の御質疑にございました、これに対する市のメリットと申しますか、固定資産税相当額等が対象になるかと思いますが、これにつきましてはですね、現在、申し訳ないですが、試算をちょっとしておりませんので、

また後ほどお答えさせていただきたいと思います。

それから、蓬の郷の民宿村でございますが、5区画、旧有明町時代に整備をされているところございまして、現在2区画が営業されておまして、今回3区画目と。参考までに、現在大阪に在住の方から4区画目の申し出があるところでございます。今回も地盤軟弱への補強工事ということで要望しておりますように、残ります2区画についても、あそこの民宿村として整備されてある所が湿地帯であり、なおかつ以前がでんぷん工場の跡もあったと。そういったことからですね、軟弱地盤というふうに予想されますので、残りの2区画についても、もし具体的なそういうことがあった場合にはですね、今回と同じような補正予算をお願いすることになるかというふうに思っております。

○税務課長（外山文弘君） 先ほどの公的年金システムの改修に伴う国の措置は無いのかという御質疑でございますが、平成20年度の普通交付税、基準財政需要額の算定にあたりまして、この分につきましては、基準財政需要額の算定に算入されると。ちなみに、志布志市の場合に1,069万7,000円の需要額を算入しているという状況でございます。

○農政課長（永田史生君） お答えを申し上げます。

先ほど質疑が、緊急対策特別利子の事業の債務負担と原油高騰の方が、質疑の方が二つの意味が持たれてあったようでございますが、今回農家の緊急対策特別資金の利子補給につきましては、経営が圧迫している中での厳しい資金繰りがあるということで、今回お願いをしたところでございます。施設園芸の価格高騰緊急対策事業につきましては、施設の整備ということで循環扇、あるいは多段式のサーモと、そういった暖房関係にかかわる事業を展開するところでございます。先ほどの質疑で、そういった中で償却資産に対しての検討はなされてなかったかという質疑であったようでございますが、いろんな建物、畜産含めまして、いろんなことがございましたので、そこまでは検討はしておりませんでした。あくまでも私どもの農政サイドでできる範囲内での事業の対応ということで、今回予算を計上させていただいたところであります。

○25番（小園義行君） ということは、今後ですね、この蓬の郷の民宿村という点では、5区画が終わるまではやっぱり、その計画の段階で必ずそういう軟弱地盤ということで補正予算等々出てくるわけですね。当然有明町議会の中でもいろんな議論がされてゴーがされているんでしょうが、非常に外から来た人間とすると、大変な決定だったんだなというふうな気がしております。理解をしました。

それと、国のこの関係も分かりました。

ただ、この緊急に、今大変厳しい状況の中で、今課長の方が答弁がありましたように、それぞれ旧町時代はあまりそのことがなされなかったんですね、償却資産の関係はですよ。市になってから、例えば飲食業の方々含めて、そういうハウス関係、償却資産をきちんとするという事になってですね、厳しい状況の上にさらにそういうことが発生しているものですから、ぜひですね、こういう一時的なものも当然そうでしょう。だけど税金として払う側からしたときに、大変厳しい状況の時にですね、ぜひそういったことも検討してあげるべきではないかと。そのことの方が、住民の方々からしたらとても有り難いというそういう部分が私は、受け取る側としてですね、あります。これは、補助事業を受けてやっても、そのことに対して償却資産税がかかってくるわけですので、そこら辺については、ぜひ検討をして

いくべきではなかったのかという気がしております。今回はしてなかったということでありましたので、課長の説明で分かりますけど、そういったものも含めてですね、今後当局において検討をしていただけたら幸いかなという気がします。

○市長（本田修一君） 原油高騰ということで、前回の議会から市の独自の対応を下さいということでしたので、今回御提案できるということになったわけでございます。しかしながら現在の状況につきましても、まだまだいつまで続くか分からないという状況でございますので、様々な経営に資するような事業というものがあるかどうか、そういったものを含めまして検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 二、三ちょっとお伺いしておきます。

まず第1点は、債務負担行為でございます。今回2,374万4,000円、農家緊急対策特別資金利子補給ということで御提案がされておるようでございますが、あおぞら農業協同組合とJAお鹿児島、それぞれに対象となっておりますが、それぞれの農業協同組合がこの事業にどれだけの資金をつぎ込んでやろうとしておるのか、そこが把握がされておればですね、お伺いしておきたいと。それぞれに教えてください。

それから、こういう事業というのは、今、国を挙げて取り組んでおる実情のようでございますが、この利子補給事業をやろうという御決定をされた決定機関はどこであるのか、それが2点目。

それから、こういうたぐいのものを決定をされる中において、本市は農業だけではないわけでありまして、当然漁業もあれば、商工業もあると。そういう他の業界に対する配慮というのは御検討はなかったのかどうか、それが3点目であります。そのことをひとつお伺いしておきたい。

それから、今回施設整備事業補助金、環境にやさしい農業ということで減額が345万1,000円、県の補助事業であろうというふうに思いますが、今回このことが取り消しになっております。どういう経緯があつてこの事業が没になったのか、その経緯をお伺いしておきます。没になったことによって当然、対象として二つの生産組合がその対象になっておったわけですが、この生産組合に影響がないのかどうか、そこら辺も併せて御答弁をいただきます。

さらに3点目でございますが、教育行政の中で、今回ソーシャルワーカーとして人員を確保してその事業をやっていくというふうに予算化がされております。年度途中においてこのソーシャルワーカーを入れて新たな事業を起こす、それに起因する特別な何か要素が生じたのかどうか、それが1点。

それから、そのソーシャルワーカーが何名ほど今回活用されるのか、それが2点目。

あわせて、今年度全国の学力テストがございました。当然こちらの学校の実力というのも教育委員会で把握がされているだろうというふうに思いますが、そのことが私どもには全然通っておりません。したがって、本市の教育の水準というのがどの程度にあるのかは、当然議会も把握をすべきだろうというふうに考えておりますが、議会に対するそれらの資料等があるのかどうか、準備がされておるのかどうかお伺いしておきます。

以上です。

○農政課長（永田史生君） 所管分をお答え申し上げます。

まず、債務負担行為の関係でございます。今回、資金の利子補給を計画したわけでございますが、御承知のとおり、先ほど若干申し上げましたけれども、農業関係者が厳しいという中でのことと、前回一般質問等でそういった手立ては無いのかという質問等もございまして、それらに向けて検討をしていくということでございましたので、それらに向けて今回計上させていただいたわけでございますが、まず、JAあおぞら、JAそお鹿児島、それから私ども市、一緒になりながら、JAの方といたしましても、農家が厳しい中でどうにかして手を打ちたいということでございましたので、そうなればいろんな助成のやり方もあるけれども、やはり資金的なものが一番いいんじゃないかということの話し合いの中で、最終的にはこの資金を作ったところでございます。利率につきましては、2.5%以内というふうに私どもは予算を計上いたしておりますが、長期プライムレートの金利まで農協も下げるということでございましたので、2.95%が大体の貸し付けの金利でございましたが、それらを現在のレートでいきますと2.25%でございますので、ちょうど0.7%ぐらい下がるわけでございますので、農協がどれぐらい出したかというのは押さえておりませんが、これらを2億円に貸し付けたという想定をいたしますと、 $2 \times 7 = 14$ 、年間140万円でございますが、10月から12月までの4分の1をみますときには、35万円程度農協も出費をするという計算になるようでございます。

それから、決定機関でございますが、これはJAと一緒に話し合いながら、市の方で最終的にはこれでいこうということで決定をしたところでございます。

それから、環境にやさしい農業総合推進事業の345万1,000円が減になっている理由でございます。これは昨年度も実施をしましたハマキコンという事業でございまして、環境に優しいということで農薬を使わない、ハマキコンという交信かく乱剤と申しますか、虫が交尾をしないようにするそういった事業でございましたが、それらを使いながら、極力農薬をふらないということでやっておったわけですが、昨年度から今年も県単事業でこれがあるということで、当初の段階では今年もやろうということで当初予算を計上したところでございましたが、なにせ県がちょっと厳しいということで、今回からソフト事業に持っていきたいというような格好の中で、この事業を廃止ということが出てきたのがちょうど6月の時点でございましたので、今回減額させていただいたところでございます。ただ、実施主体につきましては、最終的にはやはり相当の事業費がかかりますので、それらをどうするかというのは、農家の関係者と一緒になりながら今後話し合っていきたいと思っております。

以上でございます。

○市長（本田修一君） ただいま農政の方から農業関係の事業につきまして、原油高騰に伴う事業につきまして説明があったところでした。議員御指摘のとおり、農業だけでなく、本市には漁業もあり、そして商工業もあるわけでございますので、それらの方々が現在非常に苦境に陥っているということは十分認識しているところでございます。そのような中から6月議会におきまして、漁業の方々に対しましては、漁業原油価格高騰緊急対策事業としまして、既存の燃料タンクの補修及び周辺機器の整備というものをご基金によってさせていただいたところでございました。それから、商工業の方々につきましては、まだ具体的な要望等が挙がってきておりませんので、私どもはそのことをお聞きしながら、手立てでき

るものは手立てしまして、御提案申し上げたいというふうに考えます。

○耕地林務水産課長(立山広幸君) 漁協関係につきましては、今市長の方から答弁がございましたが、そのほかに、先ほど農政課長の方がありましたように、私どもも一緒になって協議をしたところでございます。この制度資金の利子補給等につきましては、漁協の方に出向いて行って協議をいたしましたところ、漁協では沿岸漁業改善資金というのを貸し付けをしているということでございました。その内容をお聞きしましたところ無利子であるということでございましたので、今回は見送らせていただいたところでございます。

○学校教育課長(山口幸彦君) お答えいたします。

まず、スクールソーシャルワーカー事業のことでございますが、御案内のように市内におきまして、これまで不登校等の問題行動等にするについては、旧町時代から一生懸命取り組んできているところでございますが、ふれあい教室等を中心にしながら、学校になかなか行けなくてもそういう施設の中で過ごすというようなことをする努力をしてきたにもかかわらず、なかなか改善されないで横ばいの状態であるということでございます。今回国の方で、不登校やいじめ等に関する問題行動等の背景にあることが、学校だけでなく家庭や友人関係、地域、様々な環境との関係があるということで、その働き掛け等について調整をするような、スクールソーシャルワーカーと呼びますが、そういう人を入れて抜本的にそういう問題の解決に当たりたいということでこの制度が設けられたように聞いております。実際に、昨年度末にその希望ということを取られましたけれども、国の予算が本年度になって通ったということで、手を挙げていて、そういう実績のある志布志市の方にも予算が付くということが分かりまして、それを元にしてやっと今準備が整ったということで、年度途中であっても子供たちの改善に寄与することができればということで、今回補正を組んだ次第でございます。特に、今年になってそういう起因する問題があったから特別にいくんだということではないというふうに理解しているところでございます。なお、今回中心になるスーパーバイザーを1名とスクールソーシャルワーカーを4名から5名ということで、一応5名から6名の方を各学校区ごとに配置できないかというふうに今検討しているところでございます。

次に、全国学力テストについてでございますが、御案内のように8月29日に発表されまして、その資料は県、それから各市町村、そして各学校の方に直接に送付されたところでございます。学校におきましては、各学校のデータを基にしながら、新年度早々ではありましたけれども、学校の中でまずそれを真しに見つめ、それからこれまでの見直しをして、今後どう生かすかということをして現在分析をしながら、2学期がスタートしておりますが、できることから取り入れるようなものを指導させているところでございます。本市におきましても、市全体のことににつきまして、現在分析を進めているところでございますが、9月19日にあります定例教育委員会の中でまとめたものについて提案をしまして、そのことを元にしたが、あと学校、そして市民等への公表ということを考えております。昨年度は少し遅かったために11月・12月の市報に載せるという形でしたが、本年度は1か月早くして、10月号と11月号で学力とそれから学習状況等については、概要について公表したいというふうに考えております。

以上でございます。

○農政課長（永田史生君） 先ほどちょっと説明不足でございました。私、農協がどれぐらいの負担をするのかということで、私どもが今回予算を上げております125万円に対して35万円と申し上げたところでございますが、債務負担行為の2,374万4,000円に対しては、約7年間見た場合で700万円ほどの農協さんも負担をしてもらうというような格好になるかと思えます。補足を申し上げます。

○31番（野村公一君） よく分かりました。その農協が負担をしていく700万円、これはJAそおと、それからあおぞらとそれぞれ違っていこうというふうに思うんですがね。そこら辺は試算がされているのかどうか、そのことがまず1点。

それから、今日までにこの事業を活用しようという会員、利用者数、そこら辺の見通しと、もし実績があればけれども、なければその見通しというのが立っておるのかどうか。そういうものがあって初めて予算を付けられたらと思うんですね。そこら辺もしっかりと、議会にどれぐらいの人が活用していくんだということを知らしめることは大事だろうと私は思うんです。したがって、その状況をひとつ教えていただきたいというのが一つです。

それから、その学力テストの問題、よく分かりました。できましたら、その教育委員会が19日でしたか、それが済みましたらね、会期中でもございますので、議会にはひとつ資料をですね、配付をしてください。そして、そういう資料を元にしておそらく委員会の御意見等もあろうかと思えますので、よろしくお願いを申し上げます。

○農政課長（永田史生君） 両農協と一緒にしながら、話し合いをし、利率も一緒をお願いをしたところでございまして、両農協とも了解を得て、同じ要綱でやるということで話はついております。それから、一応私ども、どれぐらいの見込みがあるのかということ考えたときに、農協、いろんな意見を聞きながら、とにかく資金が必要であるという話を聞いてるということ等もあったのでこの事業に取り組んだところでございますが、一応目安として2億円の利子補給という考えで債務負担を起こしておりますので、個人の場合につきましては最高500万円、法人については1,000万円という考えの中でおりますので、ちなみに個人が40戸借りたとしたときが、 $4 \times 5 = 20$ 、2億円ということで、大体40人程度を見込んでの予算を計上したところでございます。ただ、本当にまだまだ出てくるのか、あるいはどれぐらいの人数が出てくるのかということについては、今の段階では、いろんな情報は取っておりますが、はっきりまだ数字が押さえられない状況でございます。

○学校教育課長（山口幸彦君） 全国学力テストの件でございますが、御指摘のとおり本議会中にお知らせできるようにしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第76号は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。



日程第19 議案第77号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第77号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1

号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第77号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長(今井善文君) 議案第77号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億821万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億2,667万7,000円にしようとするものでございます。今回の補正につきましては、平成19年度の精算に伴うものでございます。予算説明資料につきましては、21ページでございます。

それでは、歳入でございますが、予算書の5ページをお開きをお願いいたします。

支払基金交付金でございますが、平成19年度の保険給付費確定に伴います追加交付分でございます。

次に、6ページをお開きください。

県支出金につきましても、平成19年度の保険給付費確定によります追加交付でございます。

7ページでございますが、繰越金につきましては、前年度の繰越額が確定しましたので計上いたしたところでございます。

次に、歳出でございます。

8ページをお開きください。

諸支出金の償還金でございます。平成19年度の保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴います国、県、支払基金への返納金でございます。

次のページ、一般会計繰出金につきましても、前年度の精算に伴うものでございまして、保険給付費、地域支援事業費に係ります返納分でございます。

次に、10ページでございます。

予備費につきましては、留保分を計上いたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(谷口松生君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第78号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第20、議案第78号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第78号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を802万円減額しております。

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を802万円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第78号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第21 議案第79号 平成20年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第21、議案第79号、平成20年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第79号、平成20年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定及び財団法人志布志市観光開発公社からの寄附に伴い、繰越金及び寄附金を補正するとともに、国民宿舎等積立基金積立金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、既定の予算に459万1,000円を追加し、予算の総額を1億1,151万5,000円と定める

ものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を59万4,000円計上しております。

6ページをお開きください。

歳入の寄附金は、財団法人志布志市観光開発公社の清算に伴う寄附金を399万7,000円計上しております。

7ページをお開きください。

歳出の管理費は、国民宿舎等積立基金積立金を459万1,000円計上しております。

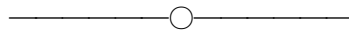
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、総務常任委員会に付託をいたします。



○議長（谷口松生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日、11日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後2時36分 散会

平成20年第3回志布志市議会定例会（第2号）

期 日：平成20年9月11日（木曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

岩 根 賢 二
丸 山 一
八久保 壹
小 野 広 嗣
本 田 孝 志
小 園 義 行
宮 城 義 治
鶴 迫 京 子
下 平 晴 行

出席議員氏名 (32名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	29 番 丸 崎 幹 男
30 番 福 重 彰 史	31 番 野 村 公 一
32 番 谷 口 松 生	33 番 若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

28 番 重 永 重 久

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 今 井 善 文
農 政 課 長 永 田 史 生	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 白 坂 照 雄
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 五 代 豊 一
水 道 局 長 徳 田 俊 美	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教育総務課長 上 村 和 憲
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

重永議員が所用で欠席をしております。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、八久保壹君と玉垣大二郎君を指名をいたします。



日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可をいたします。

まず、19番、岩根賢二君の一般質問を許可をいたします。

○19番（岩根賢二君） おはようございます。

本日のトップバッターで一般質問をさせていただきます。

通告に基づきまして、教育行政について、本日は三つの点についてお伺いをいたします。

まず、小・中学校の規模・配置の在り方検討委員会についてであります。

今年の6月から7月にかけて、県内各地の小・中学校の再編計画が次々に発表をされました。南日本新聞によりますと、南さつま市では、小学校は1クラス21人から30人程度で、1学年はクラス替えが可能な2クラス以上、中学校は1クラス30人程度で、教師が免許教科以外の教科を担当しなくてよい1学年3クラス以上を適正規模としています。また、統廃合をしてもこのような規模が見込めない地域については、特区申請をして小・中一貫校にすることも視野に入れているということでもあります。また、大口市でも、小学校は1学年2クラス以上、中学校は1学年3クラス以上を適正規模とし、現在11校の小学校を6校に、3中学校を2校に統廃合するよう、小・中学校再編等審議会から答申がされ、市としても住民に理解を得ながら進めていきたいということが書いてございました。また、鹿屋市では、輝北地区の小学校5校を1校に、中学校2校を1校に統廃合する方針案が示され、今後保護者や住民の理解を得るために、地区懇談会を設置するということでもあります。

本市でも平成19年2月に志布志市立学校の規模・配置の在り方検討委員会が設置され、将来を見据えた学校区の見直し等が検討されております。市の振興計画の基本目標5、教育・文化の中の学校教育の充実の項目の中に、「小・中学校のあり方については、検討委員会等で学校の適正規模のあり方や教育効果など、将来を見据えた学校区の見直しや、学校の統廃合を視野に入れた協議・検討を進めます」と書いてあります。また、市長の施政方針には、今年もでしたが、去年も全く同じ内容で、学校の適正規模の在り方や教育効果、将来を見据えた学校区の見直しを進め、幅広い観点で協議・検討をいただくということで、2年連続同じ内容の方針が示されております。これらのことから、本市としても、そろそろその方向性を示す時期に来ているのではないかと思います。検討委員会の進ちょく状況はどうなっているのか、まずお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

岩根議員の質問にお答えいたします。

本市の児童・生徒数の推移を見ますときに、急速な少子化の影響で児童・生徒数の減少が続いております。また、学校規模別を見ましても、小学校では児童数11人の学校から380人の学校、中学校では生徒数22人の学校から476人の学校と、児童・生徒数の格差が生じておりますし、本年4月から小学校1校が休校という事態も発生している状況でございます。合併をしまして、第一次志布志市振興計画を策定しましたが、その中で本市の小・中学校の在り方について、適正規模や教育効果など、将来を見据えた学校の統廃合を視野に入れた協議・検討を進めるとしたところであります。これを受けて教育委員会では、早速平成19年2月、市内の各界の方々に構成する志布志市立学校の規模・配置の在り方検討委員会を設置し、検討していただいているところでございます。そして、本年1月に在り方検討委員会から今後の方向性として、現在の学校の規模・配置は、教育水準及び健全な学校教育等に支障を来す恐れがあることから、今後統廃合を含め、適正な規模・配置を検討すべきであるという報告を受けました。私といたしましては、義務教育の機会均等という視点からも、地域とのかかわり合いなどを含めて、本市の将来を見据えた学校の規模・配置について、どうあるべきかといった具体的な検討をお願いしているところであります。そして、現在アンケート調査を実施する方向で検討に入っているという報告を受けております。いずれにいたしましても、児童・生徒の減少傾向は避けられず、地域的に極小規模校が生まれてくることは必至であります。私としましても、今後の在り方検討委員会の審議・検討に期待しているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） 本議会でも教育委員長の委任を受けておりますので答弁をさせていただきます。それではお答えいたします。

ただいま市長からございましたように、議員御指摘のとおりでございます。学校の数が25校ございましたが、スタート時に、本市が。その後1校が休校いたしまして、現在24校ということで、その中で複式学級を持つ学校、小学校6校があるという現状でございます。そういった中で、先ほどございましたように、第一次志布志市振興計画を受けまして、市内の各界の方々から志布志市立学校の規模・配置の在り方検討委員会というものを19年2月に設置いたしまして、市内の各小・中学校及び市外の学校の研修視察、それから協議・検討をして現在に至っております。先ほど市長からもありましたように、20年1月にまずは、中間報告というわけではございませんが、その2年間の審議の経過といたしまして、市内における学校の規模・配置は、現在のままでは教育水準及び健全な学校教育等に支障を来す恐れがあることから、今後統廃合を含め、適正規模・配置について検討すべきであるという提言を在り方検討委員会からいただきました。在り方検討委員会でございますのでそういう提言になったものと理解しておりますが、この提言を受けまして、今年また再度委員の任命をいたしまして、今日までの間に第2回の検討会を開催いたしました。これまで2回でございます、本年度。その中で、どうあるべきかということで、一応提言が、このままではいけないと。今後は統廃合も含めて検討すべきであるという提言をいただきましたので、それを踏まえまして、今度は地域の保護者の方々を中心にアンケートを取ってみようじゃないかというのが、この前の第2回目の会議で出されました。

そこで、今現在そのアンケートの内容について、この前会議をいたしまして、どういう形で、いつごろ、だれを対象にアンケートを取ればいいのかということを議題といたしております。それをまた私どもの方で整理いたしまして、第3回目の在り方検討委員会にかけていこうと、こういう計画を進めているところでございます。

私どもといたしましては、次世代を担う子供たちの良好な教育環境づくり、あるいはまた生きる力を育てる教育環境、教育活動などを、教育基盤の構築は極めて重要でございますから、行政、地域が手を携えますとともに、在り方検討委員会の審議結果を踏まえながら、本市の学校づくりの在り方を進めてまいりたいと、こういうふう考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 検討委員会の在り方と。在り方検討委員会の在り方ですね、これはちょっと、元々設置する時に、少子化が進むから在り方を検討しなきゃいけないと。今の答申の内容を聞いていけば、統廃合を視野に検討すべきであるという答申であったと。これは最初から分かっていることじゃないかなと私は思うんですが、そのために委員会を作ったんじゃないかなと思うわけですね。ですから、そもそも検討委員会に対して、執行部からはどのような事項を諮問されたのか、その点をちょっと。具体的に何を諮問されたのか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘の最初からもう統廃合は分かっていたのではないかという御意見でございますが、私ども教育委員会といたしましては、そういうスタンスには立たなかったわけでございます。やはり現在の、当時25校でございましたが、25校の状況はこのままでいいのでしょうかといったときに、いやこのままでいいんじゃないのという結論がもし出たとすれば、それに対しましてやっぱり統廃合がいいよという方に行政主導で行うということはいかがなものかということで、まずは白紙の状態ですね、現在の25校の在り方、旧3町にこうやって学校がありますよね、これをいかがお考えですかということで提出したわけございまして、初めにありきというスタンスは取っておりません。でありましたので、2年間の経過の中でやっぱりこのままじゃいけないんじゃないかということで、先ほど申しましたように統廃合も含めて検討すべきであるという結論に第一段階として達したと、こういうふうに御理解いただければよろしいんじゃないかと思えます。私どもの方でこの方向である方向でという提案をいたしますと、やはり住民の中には、特にこの議題は非常に重たい議題でございます。そしてまた、地域の活性化等々にも大きな影響を及ぼす議題でございますので、行政の私どもの立場といたしましては、やはり素直にといいますか、白紙の状態で先入観なく討議もしていただくのが筋かと思ひまして、方向といたしまして具体的に示してはおりません。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 私の質問の仕方が悪かったのかなと思っておりますが、この検討委員会の設置規程にですね、第1条に、なぜ設置するのかということが書いてあるわけです。それは、将来の年少者人口の推移等を踏まえということがまず書いてありますので、このことはもちろん適正規模と、あるいは適正配置ということを検討する場合には、やはりこの言葉の裏にはそういうことがあるので

はないかなということ私としては推察をして、それがあつたんじゃないかなということで質問をしましたので、その点については、教育長と若干言葉のニュアンスは違いますけれども、やはり委員会として統廃合を検討しなければならないという答申が出たということは、少しは前に進んだのかなと思っております。

それで、私が一つ懸念しましたのは、この検討委員会で、任期が2年と書いてあるわけですね、してあるわけですね。このことは、今になってどうこう言っても致し方ないことですが、任期を定めることが妥当だったのかなという気がいたします。というのは、先ほど教育長もおっしゃいましたけれども、今年になって最初の委員の方が、10名ですか。25名中10人が入れ替わっているわけですね。そうすると、また今年の時点で、引き継ぎはちゃんと行われたでしょうけれども、また振り出しに戻るんじゃないかなというような気がしたんですが、その点についてはいかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） 委員御指摘のとおり、そういう懸念もなきにしもあらずでございます、私どもは一応再任は妨げない形は採っておりますが、2年間の審議あるいは1年でも途中でお替わりになった場合は、るる会議の初めに必ず、前回こういうことを話し合いました、前回の議事録等をお示しいたしまして、決して今御指摘のような心配が顕在しないようにということは注意しながら審議を進めておりますので、それは大丈夫ではないかと考えているところでございます。

○19番（岩根賢二君） 答申を受けてアンケートを取ったらどうだろうかということになっていることですが、そのアンケートの内容についても、住民の方の本当の気持ちが出てくるようなアンケートの取り方をしていただきたいなと思います。といいますのが、やはり地域に住んでいる方々、保護者の方は特にでしょうけれども、もう統廃合はやむを得ないなという考えをお持ちの方があつたとしても、なかなかそれを表に出すことはちょっと難しいのではないかなと思いますよね。ですから、そういう点にも配慮していただいて、自由な意見というのが反映できるようなアンケートの取り方にしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） これもまた、御指摘のとおりでございます。今、本市における学校の在り方につきまして、市民の考えを把握したいということと、市民の考える学校の適正規模及び学校編成に対する市民の考え方を把握したいというようなことで、今御指摘のような心配が私ども事務局としてもですね、もう大いにあるわけでございます。そこでこの前の会議では、一応私どもが作りました原案をグループごとに分かれて、四つのグループに分かれていただきまして、約2時間ぐらいそれをたたき台として審議していただきました。そして、それをさらにまた持ち寄りまして、全体会を開きまして、そこで各項について、アンケート対象はだれにするか、時期はいつごろにするか、大体こういう項目でいいかどうかというようなこと等を四つの項目に分けて、いろいろ検討していただきました。それをまた再度持ち寄りまして、全体会を開いたんですが、どうもやっぱり今おっしゃるような懸念もあるということで、私どもといたしましては、現在その意見を今整理中でございます。それをまとめまして、次回もう1回、今度は欠席の方もいらっしゃいましたので、委員の方々にこれでどうでしょうということで、もう1回たたき台としてそれを精査していただいて取ろうと、こういうところまでは考えておりますが、それをさらにまた今度の委員会で時期等について、正式に決まりま

したら、それに従って進めてまいりたいと。こういうふうに慎重に審査、そしてまた審議は行われていると認識しております。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） ぜひ、そのような形で保護者の方、住民の方の意見が反映するような形のアンケートをお願いしたいと思います。

これはお尋ねになりますけれども、現在複式学級を抱えている学校、この学校が何校あるか、ちょっとその点と、その複式学級を抱えている学校が5年後にはどのような形になるというのがお分かりでしたら示していただきたいと思います。

○教育総務課長（上村和憲君） お答えいたします。

現在6校、小学校でございます。6年後、ほぼ同じような形態で複式学級は進んでいくようでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 具体的に。

○教育総務課長（上村和憲君） お答えいたします。

具体的に学校を申し上げます。潤ヶ野小学校、田之浦小学校、森山小学校、八野小学校、原田小学校、山重小学校、この6校が複式学級を持っている学校でございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 6校のうちですね、私、先日校区別の年齢別の人口というのをちょっと統計をもらいまして調べてみました。としますと、八野小学校では、5年後に小学校に在籍をするであろうと思われる生徒さんは1名であります。田之浦小学校が8名。ほか順次ありますけれども、もうそれ以上は申し上げませんが、ということでやはりこのことについては、もう少し早い対応が必要ではないかなと思います。

市長にお尋ねしますが、市長は保育所の民間移管については、それこそ性急すぎるぐらいに事を進めておられますけれども、こと学校に関しては少し、今申し上げましたように歩みがのろいのではないかなと感じておりますが、その点については、市長の考えはどうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

学校の規模というものにつきまして、その子供たちが受ける教育の内容、環境というものが、大きく規模によって変わってくるというふうには認識しているところでございます。そのようなことから、今後市の人口の推移等を見ながら、学校の在り方について、教育委員会に在り方検討委員会を設置していただいて、検討していただいているということではありますが、やはり伝統的に小学校あるいは中学校は、その地域の中心的存在である、施設であるというようなことがございますので、このことにつきましては、慎重に検討していかなければならない事項かというふうに考えております。そういうようなことで、在り方検討委員会を通じて、学校の在り方については、検討をしていただきながら、あるべき姿というものを求めていきたいというふうに考えているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） 重ねてお答えいたしますが、学校の規模、あるいは教育の効果ということ

で一番大きな問題になってきますのが、結局この小規模校にですね、全く教育的効果がゼロかというところではないというところに、この統廃合の問題の難しさというのが私はあるように認識しております。簡単に申してみますと、例えば小さな小規模校ですね、小規模校にはどんなメリットがあるかと申しますと、もう人間的なふれあいがある、あるいはまた子供の特性を非常に把握しやすいと、子供が少ないわけですから。そしてまた、個に応じた非常にきめ細かな指導ができるというようなこと、それと生徒同士、児童同士の意見の交換や学び合いと。そういうことはどうなのかということになりますと、今度は共同作業、あるいは体育や音楽等の集団での特にスポーツ等々の学習には、今度はまた少ないわけですから、団体競技などができないと。サッカーやバレーとかいう競技ができないというようなことがまた出てきます。そうすると、同時に今度は一方では、教員の配置が学校は人数によって決まっておりますから、そうしますと5人の学校に10人の教師を配置するということはできません、今の決まりでは。そうしますと当然免許を持ってない先生をやむなく配置しなきゃならんということになりますと、免許外担当教諭というものもいびつな形でやってもらわなきゃならんというようなことも出てまいりまして、一概に大きいからいい、小さいから駄目ということにならないものから、非常にこれが微妙に絡んでまいりましてですね、それで当然そこで、先ほどおっしゃったように適正規模と。大体2学級かなとか、何人かなというのが各市町村の教育委員会あたりで出てまいります。私どもも適正規模というようなことになると、およそ20人ぐらいで2学級ぐらいあればいいかもなど、私は個人的には考えております。国の基準というのは40人学級でございますので、これはもう到底本市の場合は及ばないという現状があるわけでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） そのことについては私も同じですけれども、文部科学省がですね、7月ですか、公立小・中学校の統廃合を促進する方針を固めたという記事がございました。ということは、もちろん今教育長がおっしゃいましたように、小規模校は小規模校なりにそれなりのいろんな教育効果もあると。地域のそういう光にもなっているということだと思っておりますが、やはりそのことだけがまたいいとは限らないし、難しい問題だとは思いますが、方向性としてはやはり私は示すべきだと思うんですね。ですから、もし検討委員会の答申が出ましたならば速やかに、本当は教育委員会が主導してということがいいんでしょうけども、先ほど教育長はそういう形は取りたくないということでおっしゃってましたので、それはできないかと思っておりますけれども、答申が出ましたら速やかにそういう方向性の下に事を進めていただければなと思います。

それでは、2点目の学力低下、あるいは教育格差について質問をいたします。

文部科学省が公表しました全国学力テストの結果、鹿児島県の公立の小・中学校の正答率は、基礎的知識を問うA問題の小学校国語と算数以外は、いずれも全国平均より低かったということであります。このことについて県の教育委員会は、応用力を高める授業ができているか現場の取り組みを検証し、改善する仕組みを確立したいというふうに述べています。なかなか抽象的で分かりにくいわけですが、本市での現状はどうか。また、学力向上のための対策はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

また、学力の関係でもう1点。就学援助を受けている子供が多い学校ほど正答率が低くなる傾向があるということを、これまで文部科学省はそういう見解ではなかったんですが、最近になって文部科学省もその傾向があるということを認めたという報道がございました。このことについて、本市でも同様の傾向があるのかどうか。また、あるとすれば、それについての対策をどう講じていくのかお示しをください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えします。

まず、本市の児童・生徒の学力についてでございますが、これまで実施されました国や県の学力調査の結果によりますと、おおむね次のようにまとめることができるようでございます。まず、第一は、小学校では全教科においておおむね県平均や国の平均をわずかでございますが、下回っていると。それから、中学校では全教科で県平均や国の平均を下回っておりまして、教科によっては極めて著しく下回るものがあること。この2点にまとめることができるかと考えております。ただ、国や県の学力調査というのは、全学年・全教科を対象としたものではございませんで、この結果が本市のすべての児童・生徒の学力の実態とは言い切れない部分がございますので、一喜一憂できない面もありますが、いずれにいたしましても、小学校に比べて中学校での学力向上が今後の課題であると、こういうふう認識をいたしております。したがって、私ども教育委員会といたしましては、中学校の学力向上を喫緊の課題ととらえまして、現在教師の指導力の向上を図るための研修や補充指導の充実、それからICTを活用いたしました分かる授業づくりをはじめといたしまして、家庭学習における60・90運動、これは60というのは小学校で1時間、90というのは中学校で1時間半という運動を60・90運動と申しておりますが、これを家庭学習の充実に挙げたいというようなこと、それからそのほかいろいろな対策を講じまして、学校訪問等を通じまして、具体的に学校を指導しているところでございます。6月10日に実施いたしました学力向上対策委員会では、本年度の取り組みといたしまして、教師による添削指導の工夫、あるいは校内検定制度の活用、さらにまた教科部会での情報交換等が紹介されておりました。これらは昨年度学力向上が図られた学校の取り組みでございますので、こういう取り組みを市内すべてに広げていきたいと、こういうふう考えているところでございます。

それから、先ほどありましたように、新聞等にもありましたが、就学援助と学力との関連が取り上げられておりました。文科省として何を根拠にその援助を受けている児童・生徒の学力が緩やかな傾向とはいえ、そういう傾向にあるというふうには文科省が発表したのか、私は甚だ疑問でございます。私の考えますに、そういうその生活環境に対する処仕方というのは、大人、子供に限らず、やはりハングリー精神を発揮する人もおれば、あるいは自暴自棄になってますます落ち込んでいく人もそれはいるでしょうから、まさにそれは個人の生き方の問題だというふう考えております。ですから、そういうことから私ども教育委員会といたしましては、この相関につきまして、すべての本市の学校を対象とする調査というのは、個人情報のごときもございまして、あらゆる面から教育現場にはなじまないと考えておりますので、調査する考えは持っておりません。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、今後とも家庭、学校、あるいはまた地域の協力体制の中で、根気強く一人一人の学力向上に努めていきたいと、かように考えております。よ

ろしくお願いします。

○19番（岩根賢二君） 確かに教育長がおっしゃるように1学年だけのテストですので、全体的な傾向というのではないでしょうけれども、しかしながら今、教育長の答弁を聞いておきますと、学力向上が先生方の指導の仕方の研修だとか、あるいは分かる授業をするにはどうしたらいいかというふうなこと。これは学校側、教員側の質の向上だと思いますよね。それで、60・90運動というのは家庭での学習ということだと思うんですが、60・90運動に関しては、新聞等ではむしろ鹿児島県の児童・生徒は、全国平均よりも余計勉強していると、学習しているというふうなことも出ておりましたが、私は教育長がおっしゃった答弁の中で一番最後の、メモもそれこそしきりませんでしたけれども、最後に言われた家庭あるいは学校、地域とが連携をしてこのことに取り組まなければならないということをおっしゃったと思うんですが、まさにそのとおりだと思うわけですね。それで、この就学援助と学力のことについては、あまり触れたくないというような感じでおっしゃいましたが、そのことはまた個人の生き方の違いでもあるからということでは言われましたけれども、私はそこを指導していくのが教育委員会じゃないかなと思うわけですね。個人は個人よということじゃなくて、そうじゃないですよということを指導していくのが教育委員会の一つの仕事でもあろうと思います。

それで、これは新聞で見られたかと思うんですが、瀬戸内町の古仁屋中学校の例が新聞に出ておりましたが、ここの新聞に出ておりましたのは、古仁屋中学校が学力が非常にもう低下している。それで、学校生活も荒れている、あるいは授業も成り立たないぐらいであるということ、そこでどうということが起こったかということ、親たちがですね、本気になってこの学校を建て直そうということで、親たちが結束して立ち上がった。それでそのことについて、瀬戸内町の教育長が、中学校が荒れていることについては、このままでは次代を担う、次の世代を担う人材が育たないと、この町の将来にも悪影響を及ぼしかねないという危機感に立って、町長に提言をされたそうです。どういうことをされたかということ、中学校の親御さんたちの中には役場職員もいましたので、役場職員に授業に立ち合わせる、参観をさせると、毎日。そのことによって、授業がある程度正常に戻ってきて、子供たちにも落ち着きが出てきて、勉強をする態勢が整ってきたというふうなことが書いてありました。私は新聞記事が本当かなと思って、古仁屋中学校に取材を、瀬戸内町まで行くわけにはいきませんので電話で確認しましたが、そうしましたら学校の先生もPTAの会長さんも、もう私たちが本気になって取り組まないと、子供たちはもう駄目になってしまう、この町も駄目になってしまうということで取り組んだんですよ。おかげで今なんとか学校が落ち着いてきてますということをお話しておられましたけれども、そういうことを考えた場合に、学力の向上というのは、やはり家庭でどういう学習をしているか、あるいは学校でどういう授業が行われているかということが学力につながってくるわけですが、そういう取り組みをすることによってそういうことが達成をされるならば、取り組んでもいいのではないかなと思うわけですが、この事例について、市長、教育長、どのようにお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま古仁屋中の事例を議員の方から教えていただいたということでございますが、私どもの本市におきましては、今、聞きましたような古仁屋中のような事例は無いというようなふうに教育長か

ら報告を受けているところでございます。仮にそういったことが起こるといふなら、本当に今お話があったような古仁屋中のような取り組み、特に保護者の方々が真剣になって取り組んでいくといふような形が一番望ましいんじゃないかなといふふうには思っております。そのような意味合いから、まだレベル的には全然そういった段階でないといふことでございますので、私どもの本市の教育においては、まだまだすばらしい環境の下で教育がされるといふふうに感じたところであります。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、議員御指摘のように、確かに瀬戸内町は私も荒れているという情報は聞いておりました。例えば悪いですが、あんなにならなきゃいいなとは思ってはおります。おかげさまで、市長も答弁されましたように、それほどな状況は私の耳には入ってきておりません。それはひとえに地域の教育力、あるいはまた生涯学習等の活動等によって、子供たちがお父さん、お母さんが大なり小なり学ぶ姿を見て育っている結果だろうと思っております。もちろん完璧じゃございません。しかし、旧町時代からそれぞれの町にありましたおやじの会でありますとか、おおのみ会でありますとか、そういう会がありまして、子供たちが積極的にそういう活動を見て育っているという環境が、私は今のところはまだまだ大丈夫ではないかなとは思っております。もちろん油断はできませんので、子供たちは日々日々成長いたしますから、油断すると子供を取り巻く環境も、携帯電話等では現れておりますように、大変厳しいといひますか、いろんな問題を含んだ環境がございますので、油断なく、それこそ先ほど申しますように、家庭・学校・地域、三者連携を取りながら、今後また進めていきたいと、こういうふうを考えております。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 志布志市では荒れていないといふことで、今、市長の答弁もそうだったと思うんですが、荒れている荒れていないにかかわらず、私が今日質問をしようとしているのは学力の向上といふことですから、そういう取り組みをして学力向上があったといふことであればですね、取り組んでもいいんじゃないかなと思うわけですね。それと、じゃあそういう今すばらしい環境で勉強ができていといふことであれば、学力向上が図られていないのは、じゃあどこに原因があるとお考えですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

確かに、そういう環境の中で十分な学力向上がなされていないといふことでございます。確かに、私が先ほど指摘いたしましたように、小学校、中学校でもそういう実状がございます。しかしまた一方では、私は学力といふのは、学んだ結果を学力といふのも一理でしょうけれども、学ぼうとする力、今後中学校、高校、大学と進む中で、学ぶ意欲といふものもまた学力であろうと、こういうふうにもとらえる一面を持っているわけでございます。ですから子供たちが、確かに小学校時代、中学校時代は本当に計算力も無くて、あるいは漢字力も無くて、上級学校に進んだかもしれないけれども、ある日また、そういう力を悩んでいた、あるいはまた頑張っていた力が噴き出すといふことも期待できるわけでございます。また一方では、本市の子供たちは、スポーツ等々におきまして大変すばらしい成績も収めておりますので、知、徳、体、三拍子そろった子供たちに成長しつつあるのではないかと

思いますので、単に学力というその成績面だけは取り上げずに、もっと広く子供たちを見る目もまた必要ではないかなと思ったりもいたしているところでございます。

以上でございます。

○市長（本田修一君） 学力が他の地域に比べて低かったということであるわけでございますので、そのことにつきまして、はじめに教育長の方からも答弁しましたように、先生の質も上げていくんだというようなこと、そして家庭の中でも子供たちが学習する環境を作ってもらうんだと、そして地域でもそれを支えていく方向を取っていくんだというようなことでございますので、それらのものがまだまだ十分力が発揮されてないというようなことではなかろうかというふうに考えたところでございます。そのことを更に推進していただく、そして私どもも推進していこうというふうに考えます。

○19番（岩根賢二君） 何回も話が出ていますように、やはり家庭あるいは学校、地域、一体になって取り組んで、教育の向上を図っていただきたいと思います。

それでは次に、その関連ということもありますが、最後に放課後子ども教室推進事業について質問をいたします。

私が説明するまでもなく、平成16年度から始まった放課後子ども教室推進事業は、放課後児童クラブと違って、親の就労の状況に関係なく、放課後に子供を預かり、スポーツや学習支援を地域の人たちとともに実施していこうというもので、子供たちの安心・安全な居場所づくりをするとともに、地域の住民、特に高齢者との交流の場にもなると思っております。県内でも12市町村の36教室で実施されているということですが、本市としてこの事業に取り組む考えはないのかお尋ねをいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

現在、放課後や週末に小学校の教室などを利用いたしまして、子供の居場所づくりを行う、いわゆる放課後子どもプランが全国的に行われております。このプランは、厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業というものと、文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業、この二つの事業から構成されておりまして、本市では福祉課が放課後児童健全育成事業を放課後児童クラブ、いわゆる学童保育として実施しているところでございます。現在、この学童保育は、社会福祉法人に委託、または市の直営で、保育園や小学校の余裕教室など、市内に10か所設置いたしまして、共働きの家庭の小学校3年生以下の児童311名が利用しているところでございます。子供たちは帰るまでの時間を学童保育を担当する保育士と宿題をしたり、あるいはまた遊んだりしながら、有意義に過ごしているようでございます。

お尋ねの放課後子ども教室推進事業でございますが、これは本市では教育委員会の事業として、昨年度から市内全地域に青少年育成校区民会議を設置いたしまして、毎月第3土曜日を中心に子供たちに様々な体験活動や、地域との交流活動等の場を提供しているところでございます。また、旧町からありました土曜日はキッズデー事業、これも昨年度は、公民館などで生涯学習センターや市図書館が行う様々な子供向けの講座を年間約90回実施をいたしまして、延べ2,000名が参加をいたしております。さらに、本市の小学生の約30%はスポーツ少年団に所属して、心身の鍛錬など、充実した放課後を過ごしておりますことから、本市におきましては、放課後は学童保育やスポーツ少年団活動等で、また

週末は校区や行政機関等による青少年育成事業等で、子供の居場所は現在のところそれなりに確保されているものと考えております。教育委員会といたしましては、今後とも関連課と連携をいたしまして、放課後子ども教室推進事業を含めます放課後子どもプランの充実を図りますとともに、学校や家庭、地域が一体なった子供たちの健全育成に更に努めてまいりたいと、こういうふうと考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 既に実施をしているということのお答えだと思うんですが、今言われました青少年育成校区民会議ですか、土曜日はキッズデーとかいうことで言われたと思うんですけども、これは土曜日ですよ。放課後じゃないですね。私はそれは別物だと思っておりましたのでこの質問をぶつけたわけですけども、それはこの放課後子どもプランの中の子ども教室だと理解していいんですか。

○生涯学習課長（小辻一海君） お答えいたします。

議員御存じのとおり、このことにつきましては、旧有明町時代に7小学校で実施されてきました。これが県補助金100%。それから、旧志布志町で月1回、それから旧松山町で年数回行われまして、それぞれ先ほど教育長が申し上げましたとおり、ボランティア活動、それから交流活動、それから体験活動というようなことで行われてきておりました。そのことを引き継ぎまして、先ほど教育長申し上げました青少年育成校区民会議として、今現在、志布志市の補助と、それから県のかごしま地域塾推進事業の方から補助をいただきまして実施しているところでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） これは考え方だと思うんですけどね。放課後子ども教室だから、放課後に親御さんたちが仕事に行っていれば、児童クラブというのがあるということで、福祉の関係でやってますよね。けどもこの子ども教室というのは、親の就労状況にかかわらず、子供を小学校で預かって、そして地域の方がいろいろスポーツなり、学習なり、いろんな指導とか、援助をしていくというのが子ども教室だと理解をしていたんですが、その土曜日にやっているのは、もう昔から有明町でやってましたよね、サタデー広場だと思うんですが。サタデー広場、あるいは先ほど教育長がおっしゃられた土曜日はキッズデーですか、何か私はそれとは別物だと思っておりましたが、生涯学習課の考えとしては、それは子ども教室に該当するということでいいんですか。補助金の関係は別にいいですけども、そういう理解でよろしいですか。

○生涯学習課長（小辻一海君） はい、そのように御了解していただければよろしいかと思います。

○19番（岩根賢二君） それでしたら、土曜日に限らずですね、平日でも開催できるような態勢を作っていくことも必要じゃないかな。児童クラブというのはほとんど毎日やってますよね。いかがですかね。

○生涯学習課長（小辻一海君） お答えいたします。

先ほど、教育長、私、答弁いたしましたけれども、志布志市の場合、先ほど申されました毎日というようなことになると、指導員、それから場所の確保、そういうところがちょっと大変になり、

また学校が17小学校今ありまして、その学校で実施するということになりますと、指導者の賃金等など、多額の前算等も考えられますので、現在実施している青少年育成校区民会議と一緒にいたしまして、今後は先ほど議員申されましたとおり、いろいろな課題を含んでおりますので、毎日できるような格好で、生涯学習センター、それから知恵袋の伝承事業に登録されている皆さん、地域の人材の方々、それから先ほど申しました青少年育成校区民会議の皆様方をお願いしまして、課題を調査した上でよりよい方法を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 積極的に取り組んでおられるということは理解しておりますので、更にそういうニーズがあればですね、またその時点で考えていただきたいと思いますが、これとよく似た事業で、今年度から始まった学校支援地域本部という事業があると聞きましたけれども、このことについては、本市としては何か取り組もうとしておられるのか、それとももう今いろいろ申されたようなことで別に取り組む必要はないと考えておられるのか、その点をお聞きします。

○学校教育課長（山口幸彦君） 本年度からスタートした事業でございます。学校というものは、基本的には教員と、それから子供で学習をするわけでございますが、その学習内容や方法につきましては、地域等を抜きにしては学習はできないということにかんがみたときに、まだまだ地域の人材や文化財等を始めたものの、俗にいう教育の宝と申しますか、そういうものを活用していない状況があるということは、本市においてもその状況でございます。その事業そのものは、それを学校の中でもっと積極的にかかわりできるような話し合いの場を持って、学校、地域、そして保護者の協力体制を進めていく事業でございます。本市はですね、先ほど生涯学習課長の方から出ましたけれども、様々な角度から地域、学校とのかかわりについては、現在のところかなりレベルの高い活動がなされているということで認識しておりますので、現在のところその事業そのものを取り入れるということは、今の現在のところでは考えておりませんでしたけれども、今議員御指摘のように、更にいろいろな保護者の方々のニーズ等にこたえ、子供の学力向上をはじめとする知、徳、体、バランスの取れた健全育成のためには、今後すべての学校では無理でも、できる所等も含めながら、地域本部としての形を整えていく必要はあるかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 今のところ特別これについて、取り組む考えはないということでございますが、それはそれでいいでしょう。自己評価で充実しているということですのでそのように理解したいと思いますが、この子供たちの放課後については、先ほどから話がありますように、児童クラブとの関係があるわけですが、児童クラブとの関係ということで、福祉課の方とこのことについて、子供たちの放課後のことについて、いろいろ協議をするということがあるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。あったのかですね。

○生涯学習課長（小辻一海君） お答えします。

このことについては、今のところ福祉課とは協議はしておりません。

○19番（岩根賢二君） 特に協議することもなかったのかなと思うんですが、やはり今私が言わんと

しているのはですね、教育委員会と市長部局との連携というのが多々必要な場面があるわけです。それがなかなかうまくいっていないなというふうな感じを受けておりますので、今ちょっとお聞きしたわけです。教育委員会が関係している事業で、例えば港湾商工課の関係だとか、ありますよね、いろんな諸行事。そういったものをじゃあ実際に実行するのはどこかという、教育委員会関係であるというふうな行事も多々ありますが、その連携等をうまくやっていただきたいということで、今あえて質問したわけです。そのことについて、教育長は実態を把握しておられるのかお聞きします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、厚生労働省の部分、それから文科省の部分とありましたので、二本立て、別々にこの事業につきましては進めてきたということで、先ほど課長が説明したとおりでございますが、その他の今御指摘のありました、ねりんピックでありますとか、その他のサッカーフェスティバルでありますとか、そういう行事につきましては、お互いに連携をこれはもう取らざるを得ないといひましようか、お互いに相乗りしながらやっている事業でございますので、実態といたしましてはやっておりますので、今後はまた、具体的にこういう放課後子ども教室推進事業等々につきましても、更に連携を取りながら、深めながら進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

次に、3番、丸山一君の一般質問を許可をいたします。

○3番（丸山 一君） 通告に従い、市長に質問をいたします。

私の場合はたった2問でありまして、パッパッパッと進めていきたいと思っておりますので、前向きな答弁をパッパッと答えていただきたいと思っております。

まず、環境省が平成の名水百選に選定した普現堂湧水源のPRをどのように考えるかについてお伺いをいたします。

環境省が昭和の名水百選に続き、環境問題を主要議題の一つとして開催されました洞爺湖サミットにちなみ、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、昭和60年の名水百選より20年以上経過した今、新たな平成の名水百選を選定をいたしました。全国162の応募の中より、100か所選ばれ、県内では4か所、その中の一つが普現堂湧水源であります。非常に喜ばしい限りであると考えます。新聞紙上でそれを知り、普現堂という名前からして蓬の郷辺りだろうと検討をつけ、探しに行ったところ、蓬の郷の奥の方がありました。行ってみて分かったのですが、案内板はありませんでした。新聞を見た人は訪ねてくるだろうなと思っておりましたところ、ほどなくいたしまして曾於街道の所で、乗用車に乗られた妙齢の御婦人に、4名ほど乗っておられたんですが、「普現堂湧水源はどこですか」と聞かれました。たまたまそこがグリーンロードのすぐ近くでありましたので、「次の信号を左へ行って、三、四km行きましたら、蓬の郷というでかい看板がありますから、そこを下りていったら、その奥が普現堂湧水源ですよ」という案内をいたしました。しかし、蓬の郷の下にある案内所の所にある案内板には、水車小屋、普現堂湧水源、トンボの里、めだか池、ホテルの小川とあり、黒く古ぼけている

小さな看板が一つだけあります。

そこで、市長にお伺いをいたします。今回の補正予算に普現堂湧水源観光PR事業として431万8,000円を計上されておりますが、対応が遅いのではないかと考えます。平成の名水百選に応募して選定されたわけですので、その時点で市内各地や蓬の郷の看板下に、とりあえず簡単な分かりやすい看板でも設置すべきではなかったかと考えます。国道や県道、市道をいくら探してもですね、案内板は見当たらなかったわけであります。イベントを多数計画されます市長にとりましてはですね、ちょっとPRも案内板も少ないような気がいたしますが、市長の見解をお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 丸山議員の質問にお答えいたします。

平成の名水百選は、平成20年6月5日、環境省が全国各地のゆう水、河川、用水、地下水の中から、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水の水環境の中で、特に地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動が行われているというものが選定されたということでございます。普現堂の湧水源も、水質、水量は当然ということでございますが、昔から地域の方々が守り、保全していこうとしている取り組みが評価されたということでございまして、志布志市の環境への取り組みや、まちづくりの基本理念である志あふれるまちづくりへの取り組みが評価されたものというふうに考えているところでございます。このような観点から、普現堂湧水源につきましては、地元住民の方々と連携し、有効活用やPRを図るとともに、更なる環境への取り組みの強化、志あふれるまちへの取り組みを推進し、志布志市のイメージアップを図っていきたいというふうに考えております。現在取り組んでおります普現堂湧水源のPRとしましては、選定後に広報紙や庁舎等に垂れ幕を掲示しまして、市民への広報を図るとともに、ホームページに掲載し、広く全国に紹介してきたところでございます。さらに今回の補正予算としまして、道路案内標識や観光看板の設置の経費を計上いたしましたので、これらを活用してPRを図っていきたいというふうに考えるところでございます。

○3番（丸山 一君） 補正予算説明資料の中で、蓬の郷の利用促進が図られるとうたわれておりますが、市長、私はこのことを言っております。当たり前であります。池を見に来られて、休憩もされるでしょうし、トイレも利用されるかもしれない。土産も買われる。時間のある人は、お湯にもつかられる。民宿に泊まる人も出てくるかもしれん。ですから、こういうことを考えますとですね、蓬の郷の売上増にもつながっていき、経済的な波及効果もかなり大きいんじゃないかということを私は言っておるわけです。そのためにはですね、新聞等を見られて、名水百選に選ばれたのはどこだろうかというので来られる人たちもいっぱい出てくるだろうし、そのために案内標識板の設置とか、PRイベントとかいうこともちょっと遅かったんじゃないかと考えております。実際ですね、案内所の女性に聞きますと、大型バスで、あの新聞に出て以来、何台も来ているそうでありまして。運転手さんにとりましては、蓬の郷を目標に走って来ればいいわけですけど、一般の人たちというのは、結局分らんわけですね。今回の補正に計上されておりますけども、本会議終了後に例えば入札があったとすれば、結局設置は10月の半ばになるわけですね。ということは、名水百選に選ばれたのが6月の上旬ですので、4か月半ぐらいたってから案内板等が設置される。ですから私はですね、そこがちょっと対

応が遅いんじゃないかということをおっしゃるわけですね。

それとですね、案内所の所にある案内板には、他に水車小屋、トンボの里、めだか池、ホテルの小川と表示をされておりますが、その現状について、市長の認識をお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の平成の名水百選に選ばれたということは、本当に喜ばしいことでありまして、このことを大いにPRをしながら、本市のこのような観光資源に対する取り組み、そして環境に対する取り組みというものが紹介できるいいきっかけになるんじゃないかなろうかというふうに考えたところでございます。そのような意味合いから、今回御提案しましたように、名水百選はこの地ですよという案内板を設置しようというところでございます。今、お話がありましたように、即席的にすぐさま簡易的なものでも設置すればよかったかなというふうには反省したところでございますので、管理組合を通じまして、このことについては検討させていただきたいというふうに思います。

そして、様々な形の案内板があるということにつきましては、十分認識しておりますので、それらも含めて今回の名水百選に沿うような形で掲示していけたらというふうに考えております。

○3番（丸山 一君） 私がいろいろ調査しましたところ、湧水源の所に水車があります。ところが、この水車は止まっております。五、六年前の台風で壊れたまんまだそうであります。回らない水車なんかですね、意味がないと思うんですよ。それと、水車に連結されております、粉ひきをするんですかね、あれは。あれのギアが2個ありまして、一つは落っこってるわけですね。だから、せっかく名水百選に選ばれた普現堂湧水源を見に来た人のためにもですね、水車というのは回るような形にするべきじゃないかと考えます。

それと、湧水源の水が日量3,456 tですかね、ゆう水してますけど、その湧水源の所には、150mmか200mmぐらいの塩ビ管が突っ込んであります。ああいう綺麗なゆう水が出てくる所にですね、人工物で塩ビ管があると。しかもそれが何のために入れてあるのか、それは分かりませんが、そういうところが何か不具合な感じがいたします。それについて対応策をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 蓬の郷の親水公園につきましては、すばらしい環境の下でその水資源が活用されているように感じられるところでございます。その中で水車小屋がございまして、そして水車が回っていないという状況でございます。このことにつきましては、旧有明町の時代から議論があったところでございまして、水車を回すようにするとすればかなりの工事費がかかるということで、検討はしたけど修復に至ってないと。そしてその水車は、そばの粉ひきの動力源というふうになっております。そばの粉ひき、その動力源となっておりますが、そばをひくとなれば、その時に職員を配置しなければならない、あるいは衛生的な問題もあるというようなこと、それから利用者が少なかったというようなこと等がございまして、そのことについても修復に至ってないというようなことでございます。

それから、塩ビ管のことにつきましては、昨日の討議の中でもあったところでございますが、蓬の郷の水ぶろの水に利用するための引き込みのパイプだというふうなことでございますので、景観が損なわれない形の配慮をしていきたいというふうに考えます。

○3番（丸山 一君） 今、市長の答弁にありましたけれども、そば粉ひきの動力源として活用していたんだと。その利用者が少ないんであればですね、そこは外して水車だけ回るようにすればいいと思うんですね、何もそこと連結しなくてもいいわけですから。水車だけ回るのは、そば茶屋なんかもよく回ってますよね。ああいう感じで僕はとりあえず見に来た人がですね、ああ水車が回っていると、それだけでも景観上かなりいいと思うんですよ。実際、南日本新聞に載りました、5月の半ばごろだったと思うんですけども、旧大隅町の蛍の写真、蛍がですね、乱舞しているところが南日本新聞の一面に載ってまして、私そこを訪ねて行ったわけですね、あそこです、森栄閣のすぐ近く。そしたら、そこに水車がいくつも並んでいるわけですね。やっぱり、だからああいうのと連帯、一体感になっているというのはいいなあとは僕は思ったわけです。ですからこの水車もですね、600万円ほどかけて造ったそうではありますが、台風で壊れてそのままになっているというのはいかがなものかと。水車だけ修復するんであればですね、そんなにお金はかからないと思うんですよ。ですからそこもですね、早急な対応をしていただきたいなと思います。

それと、ホテルの小川についてであります、蛍はですね、川沿い、小川沿いにある木の苔に卵を産みまして、その苔に産み付けられた卵がふ化をして下の水に落ちて、そこでかわになを食べ、さなぎになるために雨が降った夜に上陸をして23度ぐらいで土繭を作って、そこでよう化し、羽化をいたします。それは私がテレビで見たり、いろいろ調査をした結果であります。しかし、現実はどうでしょうか。今のホテルの小川にはですね、かわになはほとんどおりませんし、なにせ兩岸は栗石で固められております。ですから幼虫はですね、上陸できないわけですね、兩岸に土が無いわけですから、栗石の硬い石が突出しているわけですから。ですから、あそこの池を整備する時にどういう意図があって造ったのか、後で取って付けたようにホテルの小川という名前にしたのか、それは分かりませんが、僕個人の感触といたしましてはですね、やっぱり蛍のためには、栗石は撤去すべきではないかと思えます。実際ですね、あそこの人たちに聞きますと、蛍を放流したことがあると。ところが、放流した年はいっぱいおるけども、翌年はもういなくなっちゃうというような感じらしいんですよ。先ほど旧大隅町の話をしましたけども、私あそこに行きましたけども、あそこは用水路でありましたけども、もう何千、何万匹という蛍が乱舞しているわけですね。そこも地元の有志の人たちが地域活性化のために、蛍を見に来る人たちのために、蛍をちょっと放流しようじゃないかという四、五人の有志の人たちでそれが現実になっている。ところが、湧水源の中側にあるホテルの小川についてはですね、全然蛍がいないわけですから、名前倒れであります。ですから、高下谷でもほたる祭りをいたしますけれども、たまたま今年は幼虫が全然できなかったということでもあります。ですから私はですね、宮崎の人にいろいろ問い合わせをしましたところ、幼虫はいくらでも手に入るよと言われたわけですけども、実際栗石で固められたそういう所にですね、幼虫を放しても羽化しないんであれば意味がないと思って、そこは御遠慮申し上げたわけであります。ですから、その対応についてもお伺いをいたします。

それと、38種類のとんぼがいると、確認されているということではありますが、私の経験上ですね、私の地域には昔、海岸の近くにふい湖というでかい池がありまして、そこは浅い池だったんですね。

浅い池には水草がいっぱい繁茂しているわけです。とんぼというのは、卵を産むために、水中に潜っていきます。成虫が潜って行って、水中の茎に卵を産み付けるわけですね。ところが湧水源の場合は、青々としてかなり深い。浅い池にあればですね、そこに水草が繁茂して、とんぼもかなり繁殖できるわけですが、現実には深い池でありまして、水草は外回りの方にちょこっとあるだけなんです。ですからそこをですね、ちょっと工夫をしまして、水草が繁茂できるような環境にしていれば、とんぼの数も種類も増えるんじゃないかと考える。

それと、めだかの池につきましてはですね、ちょっと時間がなくてどこにあるのか分かりませんが、ホテルの小川、水車小屋、トンボの里の整備はですね、普現堂池が平成の名水百選に選ばれる。そしてまたそれが蓬の郷の利用促進、売上向上、地元の活性化、経済的な波及効果などにもつながると考えますので、普現堂湧水源のPRと再整備について、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまのホテルの小川等につきまして、もう少し研究させていただきたいというふうに思います。今回高下谷の方も蛍の事業について、休止しているような状況でございますので、私どものこの市でも新しい地域でそういったものがあるべきだというふうに考えますので、文字どおり看板どおりの成果が得られるような形を目指していきたいというふうに思います。

それから、お話がありましたように今回の平成の名水百選に選ばれたということにつきましては、本当にうれしい限りであるということでございます。その発表後に私どもは、新たな形で南日本新聞の散らしも作成しまして、このことについては平成の名水百選ということで、このような散らしを作成しまして、4万7,000枚ほど配布したところでございました。それからテレビの取材等もございまして、そちらの方にも応じまして、PRをさせていただいたところでございます。そしてこのことにつきましては、県の環境管理課の方でも本に載せるということで、取材がございましたので、支配人の方に対応させまして、県の本にも今後載っていくというふうに考えます。そのようなことで、いろんな形のPRを重ねまして、この普現堂の水の湧水源が平成の名水百選だということを大いにPRしていきながら、この地域全体の活性化を図っていきたいというふうに考えております。

○3番（丸山 一君） 今、市長の答弁の中で、地域全体の活性化について努力していきたいという答弁がありましたけど、実際ですね、その地域の片平か普現堂のふるさとづくりの委員会の人たちが協議をしていく中で、ホテルの小川についてですね、提言があったようであります。ところが、やっぱり現状では無理じゃないかと、彼らも考えたんじゃないかと思うんです。直接僕はその人たちとコンタクトを取ったわけじゃないですけども、蓬の郷でですね、事務方の方からそういうのを聞きました。実際来年度ですね、どうしても整備をして蛍を放流したいのであればですね、私がまた宮崎の方とコンタクトを取りまして、幼虫は手に入るそうでありますので、市の方でもですね、努力をしていただきたいと思います。

次に、2問目のLED使用の信号、街路灯、電光掲示板、室内灯の設置推進に努めるべきではないかについて伺います。

LEDにつきましては、発光ダイオードという言葉で、NHKの番組で知っておりましたし、徳島

の会社員であった技術員が元の会社を訴えまして、日本の発明史上最高額と言われる8億4,000万円という和解金を支払うということで結審をしたことも知っておりました。私はですね、娯楽番組とか、トーク番組はあんまりうちでは見ないんですけども、NHKのクローズアップ現代とか、特集番組とかいうのをですね、ボールペンを片手によく見ておりまして、教養を深めております。その内容次第ではですね、いつか一般質問に使えるんじゃないかといつも考えておりました。例のAEDについてもそれがヒントでありました。NHKのクローズアップ現代だったと思うんですけども、LEDを使用した信号、街路灯や、電光掲示板、室内灯を使用することにより地球温暖化防止に役立っていることを知ったわけでありまして。市長もお気づきだと思うんですけども、現在使用されている信号機ですね、あの3色の信号機をよく見られると、丸い形の中に穴の空いたような形が付いているんですよ。あれが実際LED使用の信号機ですから。今まではですね、あれがのっぺらぼうでありましたので、逆光の場合は、赤なのか青なのか分からない。後ろからクラクション鳴らされるというのが私も時々あります。実際出て行けなかったんですよ、どっちの色か分からんから。それがですね、今、LED使用の信号機になりますと、あれはよく分かります。今ですね、少々割高ではあるそうです。ところがですね、ローソンという会社が全面的に、全店舗これに取り組んでいくんだというのがNHKの番組の中でありました。その中でですね、今は少々割高ではあるが、電力の消費量とか電気代とかを考えた場合は、7年でペイできるため取り組むということでありました。今、本庁や支所に使われている蛍光灯の取り替え等は管財の職員の人たちが取り替えておりますけども、これもよく考えてみますと、彼らがそれだけ携わるということは、我々の血税を使って仕事をやっているというふうに私は考えます。

そこで、市長にお伺いいたします。二酸化炭素排出量や石油の消費削減、地球温暖化防止に直結するというLED使用について、市長の見解をお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私も時々、クローズアップ現代等は見ております。本当に、今おっしゃいました裁判の事例についても、確かそのことで特集されていたようでございます。そのようなことで、すばらしい提案をいただいたなというふうに考えたところでございます。御承知のとおりLEDの普及推進につきましては、行政として図っていかなければならないという課題ではないかというふうに思います。

LEDの設置の状況につきましては、現在信号機につきましては、志布志警察署に確認しましたところ、管内99か所のうち、LED使用の信号機は10か所設置してあるということでございます。今後も、国道220号など主要な幹線道路を中心に、適時LEDを使った信号機に設置変更を行いたいということでもございました。また、市の機関での設置とその箇所ですが、旧志布志町の三角公園と大原分譲地内の公園に2基LED対応の外灯を設置しております。

次に、LEDの特性ということでございますが、ただいま議員の方からお話がありましたように、安全衛生面などで、まず有害物質を含んでないこと、紫外線が出ず、食品・商品を劣化させない、紫外線が出ず、虫等が寄らない、安定した光が出て、環境面でも低温であり、空調機や冷蔵庫に使用されても負担をかけないこと、通常の蛍光灯の12倍というふうに寿命が長いということでもございます。

それから消費電力が少ないというこのような特性があるということで、近年エネルギー消費の大きな蛍光灯や電球に代わり、新しい室内等の照明材料として期待されているところでございます。

今後のLEDの設置の推進ですが、通常の灯火よりコストが高くなっておりますが、LEDの効果としましては十分認識しておりますので、安全衛生の面、環境負荷軽減の面、そして財政の面を考慮しながら、御提案がありましたLED設置に向けて、前向きに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○3番（丸山 一君） 今、市長がですね、答弁されましたけども、私もいろいろと調べていただきました。その中で、発光ダイオードは現在の白熱球に比べて、かなり長く、そしてそのものはほとんど永久に使えるということであり、蛍光灯や白熱灯など他の多くの光源と異なり、不用な紫外線や赤外線を含まない光が簡単に得られて、紫外線に敏感な文化財や芸術作品や熱照射を嫌うものの照明に用いられるということでもあります。実際ですね、私も蛍光灯の下に短い足ながら立って見たんですけども、かなり熱いんですね。ところがこの発光ダイオードの場合は、そういうのがほとんど無いということでもありますので、かなり効果的じゃないかと思えます。低消費電力、長寿命、小型であるため、数多くの電子機器に利用されていますし、特に携帯電話のボタン照明に採用されており、信号機の利用が著しいということでもあります。競技場のスクリーン、フルカラーの大型ディスプレイ、電球の代わりとして懐中電灯、自動車のウインカーやブレーキランプ等にも実用化されているようでもあります。経済産業省は、信号機の普及を促進するため、地方自治体に導入費の2分の1を補助をするということであり、また6月議会におきまして、同僚議員が市道に防犯街灯を増やしたらと質問をしておりますので、LEDの導入もその時期に来ているんじゃないかと考えます。市長の答弁も先ほどありましたけども、実際LEDにつきましては、そのメリットについて十分認識されておるようでもありますし、前向きに検討したいということでもありますので、実際その時期に来ておると認識いたします。コストが少々高いのがデメリットではありますが、最初に先ほど述べましたとおり、ローソンというあのでかい会社もですね、会社を挙げて全面的に取り組むということでもありますので、LED使用の信号、街路灯、電光掲示板、室内灯の設置推進について、再度市長の見解を伺って質問を終わります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

LEDの設置につきましては、コストの面が少し難しいところがございますが、環境の観点から進めるべきだというようなことでございます。市といたしましては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆるグリーン購入法第10条によりまして、調達方針を定めているということでございます。その中で今後は、18年3月に定めて18年4月と19年4月にも本庁及び各支所で説明会を開催いたしまして、このことについては職員全体に周知徹底しまして、市の購入するものについては、紙なら古紙とかいうものの含まれた再生紙の使用というものを、環境に配慮したものを購入するというふうに定めております。そのような観点から、今後LEDの購入については前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○3番（丸山 一君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

次に、4番、八久保壹君の一般質問を許可をいたします。

○4番（八久保 壹君） こんにちはということになってきました。

私は午後からだろうと思って、ゆっくりと構えておりましたが、非常にスムーズにいったようですので、引き続きですね、通告に基づいて質問をしていきたいと思えます。

まず最初に、志布志市の活性化ということについてであります。活性化へ向けた市長の政治決断を問うということでありまして、今回志布志市の活性化とスポーツ振興の二つを取り上げて、市長並びに教育長、関係当局に対して質問を展開していきたいと思えます。

私は、志布志市が誕生した今、これまでの行政として当然行われてきた各施策を維持し、踏襲するだけでは、新しい市民となった人々にとっては、それだけで満足できるとは思っておりません。なぜならば合併後は、世界的な種々の情勢が悪化し続けて、我々市民生活に不安を来しております。加えて増税という合併前では考えられなかったような大きな負担を市民に求めなければならないような状況であり、合併して何もよいことがない、上がるのは税金だけであるというような市民の声がまんえんするのも当然のことです。私は、新市誕生から一貫して志布志市の活性化を目指す取り組みについて、議論し、提言をしてまいりました。それは各地の市町村が低迷という時代に突入した今、志布志市を外に対して強くアピールし、市民だれもが内外に誇り得るような地域を目指さなければ、志布志市の明るい将来は描くことができないと確信しているからであります。

そこでまず伺っておりますが、市長は私が先ほど申し上げましたこのような市民の不安、市民に不安があることを認識していらっしゃるのか否かということでご答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 八久保議員の質問にお答えいたします。

地域行政を取巻く情勢は、少子高齢化、国際化、高度情報化の進展により大きく変化してきております。そうした中で本地域におきましても、少子高齢化や若者の流出等によりまして、人口の減少、経済の低迷が続いておりまして、今後地域間競争の激化に伴い、もはや従来までの発想や枠組みだけでは住民ニーズに適切に対応できない状況になりつつあるため、この地域の一層の発展を目指そうということで、平成18年1月1日に3町が合併いたしまして、現在に至っているところでございます。新市となりましてから、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」を目指しまして、七つの基本目標を掲げまして、鋭意努力を重ねているところでございます。この将来像であるにぎわいというのは、人がたくさん集うという意味が込められているというふうに思えます。そして、本市の人口の推移を見ますと、合併前の平成17年1月現在で3万5,101人であったものが、本年の1月現在では3万4,105人、約1,000人が減少しているというようなことでございます。そして、平成19年度の転入者と転出者を比較しましたところ、転入者数が1,355人、転出者数が1,497人で、転出者の方が10%程度多くなってきておりまして、人口流出の傾向にあるということがうかがえます。このようなことから、御質問にありますように、市民の方々が何も変わらないという意識を持たれているということにつきましても、十分認識しているところでございます。本市におきましても、平成23年の人口を3万4,000人という目標を持っておりますが、住みよいまちづくりとなるように子育て日本一のまちづくりや高齢者が元気なまちづくり、ごみゼロのまちづくり等の事業に今後も取り組んでまいりたいと考えてお

ります。また、人口の交流という面からは、観光ボランティアの育成や、さんふらわあの利用促進に向けた取り組みや、新若浜地区の整備に伴う港の振興などに努めてまいりながら、そのような人口交流というものを目指していきたいというふうに考えているところでございます。

○4番（八久保 壹君） そう認識されているということでもあります。認識にはいろいろと個人差がありますのでいかがかと思いますが、やはりですね、一番私が感じていることは、初代市長として積極的な決断をしなければならないことがあったと思うんですよ。だから、それが不足しているんじゃないかというようなことで不満も出ております。これはですね、ちょっと国家的なことを例えますが、先日ですね、総理大臣が突然辞められたと。今それに向かった総裁選も始まっているようでもあります。原因はいろいろとあると思いますが、このこともですね、国民生活の不満に対して政治的決断が希薄であったこと、そしてそういうことをですね、できなかったことといいますか、あるいはしなかったことに一つの大きな原因があったと私は認識しております。国家的なことは避けておきまして、いわゆる志布志市の初代市長として、市民のための施策を滞りなく進めていかななくてはならないことは申すまでもありませんが、やはり活性化対策として、先ほど七つの基本目標を掲げてとおっしゃいましたが、やはりこういう構想をですね、実現する政治的手腕と決断が求められていると思うんですよ。これが初代市長としての大きな一つの仕事ではないかと私は認識しております。そこで、活性化のためにはですね、今何が必要でどんな政治的決断をしなければならないのか。非常に難しいと思いますが、そのことについてですね、今後そういうことがありそうだというのがあればですね、答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身本当に初代市長としまして、その責任は本当に重大だというふうに日々認識しているところでございます。市長になりまして、本市の活性化を目指すと同時に、融和というものも大切なんだというようなことを考えながら、市長の職に取り組んできているところでございました。環境としまして、非常に厳しい環境の中で財政の健全化を図っていかなきゃならない、そしてそういう中でありながらも、市民のサービスが低下しない形の行政運営をしていかなきゃならないということで、非常に厳しい状況の中でしてきたというふうに思っております。今申しましたように新しいまちの振興計画を定めまして、七つの基本目標を掲げたところでございます。それらの基本目標に沿った形で市政運営を現在進めているところでございます。このことにつきましては、今ほども申しましたように非常に環境的に厳しくなっているというふうには更に認識しているところでございますが、他の合併自治体と比較してみますと、私どもの地域は非常にまだまだ恵まれた地域であるというふうには認識しているところでございます。いつも議論になりますように、新若浜港の開港が目前に迫っております。それに伴いますアクセス道路の整備が着々と進んでいこうとしております。そして、その港の後背地に広大に広がる大地で営まれる営農については、今後畑かん営農が実施されようとしてきております。そのような意味合いから、私どもの地域はまだまだ発展性がある、将来に夢の持てる地域だというようなふうには認識してお話しているところでございます。そのような意味合いからも、市民の方々にとともに行政の運営に取り組んでいただきたいというようなことから、共生・協働という

ような形のお話をさせていただいて、そして私自身としましては、共生・協働・自立という言葉も加えて、地域の市民の方々の立ち上がりを望んで、そしてそのことについて様々な形の事業をやっているところでございます。そういった意味合いから、私どものまちは今まさに合併直後でございますが、基本目標に沿った形で展開していくとなれば、合併してよかったというような答えをいただくんじゃないかというふうに私自身は考えているところでございます。

○4番（八久保 壹君） 今非常に厳しい環境の中にあるということは、私も認識しております。これはここだけの問題ではなくて、全国的なものです。そういう中ですね、先ほど同僚議員からも質問がありました。行政を進めていく上では、連携が必要であると、各部署の連携が必要であると。それから丸山議員の方からもですね、PRの対応が足りなかったとか、それが遅かったとか、それからやっぱり人が来てくれるような整備を進めていかなければならないというようなことを質問をされておりました。そういう中ですね、私は、志布志市はですね、農業のまちであり、日本の食糧を築いていると私も自負しております。もちろん市長もこのことについては自負されておりますよね。また、志布志港は中核国際港湾として海外に開かれた港であるとも主張されています。私もこのことについては異議を挟むものではありませんが、農業にしても港にしても、もっと外へ向けた活路を見いださなければなりませんということでもあります。内だけの満足ではですね、たかが、先ほど市長も1,000人も合併後は減ったと、だから3万そこそこの志布志市の人口ではですね、農業をするにしても、何をするにしても、ほとんど自給自足で事足りるわけでありまして。あらゆる活性化を模索する上では、外へ向かった戦略が欠かせないと私は思っております。そこでですね、旧態依然の施策だけでは現状維持もおぼつかなくなってですね、やがては衰退へと向かっていくのではないかと懸念しております。市長はどのようにこのことを受け止められているのか。やはりPRが、先ほども丸山議員の方からも出ました、PRが足りない、それに対応が遅れてきている、早くしてやらなければいけないと。まさしく先ほど言ったこれは、市長の決断なんですよ。早く対応していくということですね、私はやっぱりこれが不足しているんじゃないかと。即対応してくれる、そういうPRにしても何にしてもですね。やっぱりそういうことをやるのが私は今の初代市長に求められている。これが不足しているんじゃないかと思っております。このことについてですね、そのとおりでと思われれば、答弁をお願いしたいと思います。いやそれではないと反論されればですね、またそっちの方も聞かせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どものまちは合併してから、4月24日が「しぶし」というふうに読めるということで、その日を志のまち、志あふれるまちというような形で、記念日として記念日登録機関の方に登録させていただいたところございました。そのようなことで、このことはまさしく全国的に4月24日はしぶしの日になったというふうに考えております。そして、昨年も農業分野で様々な賞を全国的な形で受賞できたということで、農業のまちがPRできたんじゃないかなというふうに思っております。そして先ほど議員からありましたように、平成の名水百選に普現堂の池の群が指定されたということにつきましても、これも全国的に私どものまちのPRができる材料ではなかったかなというふうに思っています。さらに環境についての取り組みにつきまして、ごみの資源化率が全国で第4位であると。そしてまた、

それを更に高めて1位を目指そうとしている地域だということでも、全国的に知られている地域ではなかろうかと思っております。そして、一番大きいのは、多分さんふらわあではないかなというふうに思っております。さんふらわあの就航につきまして、会社の方から変更したいと、路線の変更をしたいという申し出があった時に、市全体が立ち上がって、市民全体が立ち上がって、そして市だけでなく、大隅半島全域、そして鹿児島県も含めた形でこのさんふらわあの航路維持について取り組んでいただきまして、その結果現在も就航しているというような状況があるということにつきましては、この活動を通じまして全国的に志布志市がPRできたんじゃないかなというふうに思っております。

そのような意味合いから、私どもは、様々な部門で志布志市のPRを図っていくというようなことを積極的にやっているということでございますので、それなりの成果は出ているんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味合いから、今後ますます他と区別できるような形の市のPRというものは、図っていかなくちゃならないというのは十分認識しておりますので、そのようなことにつきましては、積極的に取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

午後は1時10分から再開をいたします。

○
午前11時57分 休憩
午後1時10分 再開
○

○議長（谷口松生君） 会議を再開をいたします。

八久保壹君の一般質問を続行します。

○4番（八久保 壹君） 午前中はちょっと、少々慌てておりました。午後からはたつぷりと時間もありませんので、そのつもりで質問を展開していきます。

午前中のことにつきましてはですね、いろいろと答弁がありましたので、次の質問に移りたいと思います。

私は、活性化のためには人を除外しては何もなし得ないといつも強調してまいりました。後の質問でも取り上げますが、スポーツ振興でも人は欠かせません。そこで、活性化は人なしではなし得ないということで質問をしてまいりますが、私は午前中にも申し上げましたが、現状維持だけを目指すなら、特別に危険やリスクを犯す必要もなく、今の人口で事足ります。志布志市の人口はそのままでも事足りるわけであります。しかし、それだけではやがて衰退を招きます。活性化を目指すとき、企業誘致を図り、人口を増やすことも一つの方法でありますが、企業誘致がままならない現状を踏まえ、志布志市を訪れてくれる交流人口を増やすことも考えなくてはなりません。祭りも人が多いほど成功といえます。そこで伺いますが、多くの人を呼び込む必要がある。そのための具体策があればですね、答弁をしてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

人を呼び込むための具体策ということだろうと思いますが、いろんな観点から観光客の誘致につ

いては取り組んでいかなきゃならないというふうに考えているところでございます。その具体策ということになります。さんふらわあを活用しました観光入込客の増加を目指していく必要があると。そして、本年商工会が中心となって設置してきました南九州地域及び熊毛地域活性化推進協議会により志布志・種子屋久航路の高速船就航も実現するとなれば、志布志港を中心としまして、南九州地域や熊毛地域からの来訪者の増加が期待されるということでもあります。さらには、東九州自動車道や地域高規格道路の都城志布志線が完成しますと、遠くからの観光客を引き入れるチャンスが広がってくるというふうに思います。このために市内の観光スポットや見学施設を体験ルートとして確立しまして、さらには大隅半島全体をエリアにしました取り組みが必要かというふうに考えております。そして、観光は人づくりと言われますように、人の親切に触れたときに感動するというところでございますので、観光ボランティア等も育成しまして、市内の観光案内ができるように進めてまいりたいというふうに思います。

○4番（八久保 壹君） 私は、志布志市としての具体的なということでしたつもりであります、市長が述べられたのは、やっぱり大隅半島全域も含めたというそういう感じで理解してよろしいですね。これは非常に大切なことでもあります。やっぱり自分の所だけで満足しながらですね、勝手にやるよりか、やっぱりこういう人たちと地域全体が一つの目標に向かっていくのも大切なことではないかと思えます。ということですが、しかしやっぱり活性化のためにはですね、人が欠かせないわけですよ。先ほども申し上げましたが、志布志市の人口が増えていくというような予測は今のところではできません。だんだんだんだん減っていく方向にあると思えます。しかしこれではですね、先ほど言いましたように祭りはもう人が多ければ多いほどですね、大成功であったというようなことになっていきますがですね、示しているとおりですね、やはり外からの人口を、人を呼ばなければならないということです。先ほども言いました、企業誘致がなかなか進まない。だから人口は増えない。そういうためにはどうしたらいいかということになります。先ほど市長の方からも答弁がありました。南九州地域の観光促進というようなことですね、さんふらわあを活用したということになっておりますが、しかし私は今までいろんな所を見て来ました。そしてですね、こういう観光につきましては、大隅半島全域のことも考えてやらなければならないんだけど、実際今現実にはですね、志布志市で人が呼べる、そういう実際呼んでいる、呼ばれて人が、交流といいますか、交流に来ているその現実も見たいと思うんですよ。ここに大きな志布志市の活性化のですね、ヒントが隠されているような気がしております。それは何でかといいますと、サッカーフェスティバルということになります。これがですね、我々13年間やってきたところにですね、ある程度の実績を出しております。このことはちょっと後の方に譲りたいと思えますが、そのためにはですね、やっぱり人に来ていただいて、そして志布志市はいい所だなという印象を与えてですね、変えていただきたい。そうすることがですね、次の観光戦略とか、あるいは他の活性化にもつながっていくということですね、志布志市がですね、志のまちを宣言いたしました。そして志縁サミットまで開催しております。これは先ほどどなたかの質問のところでも答えられまして、4月24日ですね、ということでありました。この志という言葉の意味はですね、大体私は分かっているつもりなんです。しかしですね、さあそれならこの志という

のをどうして実行するかといったときですね、非常に迷っております。だからそういうことで、皆さんはいまさらと思われるかもしれませんが、辞書を調べてみますと、まず、心の向かうところ、それから意向、目的、目当て、それから初心、大志、そして好意や親切、そしてですね、お礼や感謝の意を表すための贈り物などとなっております。これではですね、志、志といってもですね、なかなか住民が志のまちであるといってもですね、それをどのようにして表していいのか。あるいは実践しているのか、迷ってしまうと思うんですよ。そこでですね、市民に対して志の実践をしてもらうためには、市民だれもがですね、共通のやっぱり実践項目が、スローガンといいますか、これが必要ではないかと思うわけですよ。このことについてですね、具体的なここだというようなのがあれば、考えておられればですね、答弁をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志のまちを宣言したということで、志あふれるまちをつくろうよということを市民の方々にお話しているところでございます。しからば志は何なのかということでございますが、今議員がお話になったようなことでございます。夢や目標に向かう姿勢だというようなことでございまして、具体的には夢や目標を立てまして、そしてそれに向かうということが志というものになるかというふうに思います。そしてそのことは、人のためになることをすることが志なんだよということをお話をしております。それは現在、市民の各界、各層の中で、様々な形でボランティア活動として現れてきております。このことがまさしくそのようなものではなかろうかなというふうに思っております。そのことを市民全体の運動として盛り上げながら、そして自分たちの地域は自分たちでつくっていくんだと、良くしていくんだという立ち上がり、行動も志なんですよということで、共生・協働・自立というまちづくりについても、そのような観点からの取り組みをお願いしているところでございます。そのような意味で志につきましては、実践としてこういった形でやっていただく、そのようなものが志なんですよということをお話しているところでございます。

○4番（八久保 壹君） 先ほど私はですね、外からの人に対するということで、今市長がおっしゃったことはですね、ここに書いてありますように皆さんが御存じのとおりのようなことなんです。自分の対象を貫いてやっている、これも志なんです。これはこの市内の人たちがそれぞれにやってもらって、そして活性化させてもらえばいいんだけど、やっぱり私は志布志市を活性化するためには、もう何回も言います。人を欠いては、人のことを除外しては、もうこれは始まらないことあります。市がここに存続しているのも、住民がいるからこそ存続しているわけです。そういうことを考えたときですね、志布志市が人口が増えない、横ばい、あるいはもうだんだんだんだん減ってくるというような中でですね、何か活性化しなくてはならないとなったら、やはりですね、先ほど市長もおっしゃったように、やっぱり交流人口ですか、そういうのを増やさないと。そのためにはどうするかといったら、先ほど志のまちをですね、みんながそういう人を、来てもらった人たちに対する実践目標をどうですかということをお伺ったわけですが、このことについてはですね、私の考えをちょっと述べてみたいと思います。

まず、志布志という地名についてであります。これは歴史書とかいろんなのにあってですね、改め

てここで皆さんに御披露するのはどうかと思いますが、これは天智天皇が来られて、そしてこの土地は上下に志の厚い所であるということからですね、志布志屋敷という名前と呼ばれて、そして志布志という名が付いたんですよ。ということはですね、外の人に対しておもてなしの心があったればこそ、それに感激された天皇から志布志という由来になっているんですよ。だから私は、これはですね、志布志の志のまちの根本になっている、名前の根本になっているのではないかと思うんですよ。だからこのことをやっぱりやったとき、今、市民に対して志のまちを実践してもらうためには、共通のスローガンといいますか、それが要ると言いましたが、私はこういうことが必要で、いろんな意見もあると思いますが、私はこれだという確信をしました。

そして今度はですね、志ということについて、今おもてなしという言葉を使いますが、これを実践してほしいなと思うわけです、活性化のために。ということはですね、これはもう今世界を取り巻く情勢とか、不況の渦巻く中でですね、おもてなしの心というのがクローズアップされてきております。観光地なんかではですね、おもてなしのよかった所に対してですね、観光客が回復してきたとか、それから志布志もこれは実践しております。ということはですね、県下一周駅伝なんかで来たときはですね、いろんな人たちがボランティアでですね、いろんな土産を配ったりしてですね、喜ばれております。そして、いろんなマラソン大会もあります。これでも発揮されていると思うんですよ。しかし全体を今度は見たときですね、私は、今志が市長は満ちあふれてたところでやりたいとおっしゃいますが、これを一括してですね、志のまち、すなわちおもてなしの心が満ちあふれる志布志市であってほしいなと思うわけです。そして後はですね、個々にですね、個人的なこととか、そういうことはですね、あるいは集落的なこととか、ある団体のことについてはですね、やっぱりいろんな志があります。先ほど言いましたように、自分の意志とか大志とかそういうことをやっていただければいいわけですので、ぜひこのことについてですね、志のまち、すなわちおもてなしの心を市民が外へ向けた実践スローガンとして取り組まれていく考えはないか、答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは、天智天皇のいわれによりまして、この志布志という地名があるということに改めて感じ、そして気づいて、志のまちの宣言をさせていただいたということでございます。今、いわれの中で、その天皇に対しまして里人がおもてなしの心だったんだよというようなふうに御指摘があったわけですが、確かにそういった面があったんだなというふうに改めて感じたところでございます。私どもはそのことにつきましては、優しさとかいたわりとか慈愛とかそういった形でお話しているんですが、当然来ていただいた方に対しまして、本当に一生懸命尽くそうという心があって、そのような名前の由来になったんだなというふうには改めて感じたところでございます。そのような意味合いからも、そのおもてなしの心は、来ていただいた方に十分発揮できるような市民の方々の行動、そして気持ちというものを改めて御協力をお願いしながら、醸成していかなきゃいけないなというふうには考えたところでございます。現在、様々なイベント、あるいは旅行というような形で市外から来られるわけですが、そのような方々に対しましても、私どもは十分おもてなしの心を持って接しているというふうに考えているところでございます。例えば、ポートマラソン、今回はねんりんピ

ックのマラソンにもなるわけですが、今まではそのポートマラソンにおきましても、そばやおにぎりの振る舞いをして、遠くから来られた方々におもてなしをしておりました。そしてサッカーフェスティバルにつきましても、地域の育成会の方々が、おもてなしの心で選手にかき氷の振る舞いをしてもらったようでございます。それから、県下一周駅伝大会におきましても、関係者の方々が選手が来られた時に、中継所におきましておもてなしの心を持って、そばの振る舞い等がされていたと。そして市全域でその選手につきまして、エールを送る、沿道でエールを送る光景があったというようなことで、十分市民全員がおもてなしの心、歓迎の心を持って、県下一周駅伝大会については取り組んでいたというような情景があるわけでございます。そのようなことから、今までも市民の方々は十分おもてなしの心は持っていて、そのことを発揮していただいているというふうに考えているところでございますが、今後はさらにこのことにつきましては、観光振興、それから入込客数の増加という観点から考えても、ああ志布志に来てよかったと、志布志の人は本当に素晴らしい人だ、温かい人があるんだな、多いんだなというようなことで、そのような人にまた会ってみたいというような形のリピーターが増えれば有り難いわけでございますので、そのような観点からも、おもてなしの心がまだまだ深まるような形の取り組みはしていきたいというふうに考えております。

○4番(八久保 壹君) そういう取り組みをしていきたいということですが、これはですね、行政だけではなく、教育長の方にもちょっとどうだということをお伺いいたします。学校教育の中でもですね、やっぱりこういうことも必要ではないかと。学校に来る人たちに対しても、あるいは地域住民に対しても、先ほど岩根議員の方からもそういう話もちょっと出たと思うんですが、やはりこういうことはですね、心の問題、あるいは心というか、目に見えないようなことが多いと思うんですよ。そこでですね、行政と教育関係もやっぱり連携しながらですね、そういうのを発揮していただきたいということになります。先ほど市長の方は、それに向けて、それが発揮できるような取り組みをしていきたいとおっしゃいましたので、教育長はこのことについてどう考えられますか。その答弁を求めておきます。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

まさしくこのおもてなしということは、今、市長はどちらかというと物的面からのおもてなしをおっしゃいましたが、もちろんそれも大事であります。しかしまた一方では、いわゆる精神的な、今御指摘のように精神的な面でのおもてなしといいますか、心というものも教えていかなければならないというのが教育の仕事だろうと思っております。ところが、現実には悲しいかな、知らない人についていくなとか、誰かに声を掛けられたら逃げるとか、こういう教育を現実的にやらなきゃならないということは、まことに悲しい現実がございます。そうしないと子供たちが声掛け事案でありますとか、あるいはまた不審者の対策とか、こういうこともしなきゃならない非常に悲しい現実があるものですから、私といたしましては、やはり優しいあいさつ、そして心と心のつながりの大切さ、むしろ道を聞かれたら親切に教えなさいというようなことができるようなまちになれば、まさしくそれはおもてなしの心の行き届いたまちになるんだろうと思っております。ですから、今学校でいつも学校訪問等で申し上げておりますのは、子供の皆さん方がですね、単にスポーツ、勉強ができるだけ

じゃなくて、できた心を持った人間になるように指導してくださいというようなことは言うておりますが、それにはまた道徳教育の推進とかいろんなこともありますので、今後ともそういうソフト面の教育の充実にも教育を預かるものとして進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○4番（八久保 壹君） このおもてなしの心を実践することは、これからは大切でありますということでもあります。観光戦略をするにも、この後のスポーツ振興についても、このおもてなしということを取り上げております。ということは、あらゆる面にこれは共通することではないかと思っておりますので、このことをまた後で取り上げていきたいと思っておりますので、次の、2番目のスポーツ振興についてということで質問を展開していきたいと思っております。

今年も恒例の志布志みなとサッカーフェスタが8月1日から12日まで開催されました。平成8年に地元の高校8チームで始めたものが、13年たった今年は81チームが参加しております。このフェスタは地元の高校のサッカー部の先生たちが地道に取り組んでこられたことが、このような関西方面まで巻き込んだ夏休み期間中の一大イベントとなっています。また、今年は北京でオリンピックが開催されました。オリンピックは4年に1回の開催で、持ち回りで、同じ国や都市で継続されるものではなく、一時的なイベントであります。これは線香花火のようなもので、北京という一都市で中国の国策をかけた祭典でしたが、オリンピック後の中国の発展が線香花火が消えたようになるのではないかと懸念されております。

さて、我が志布志市を中心に行われる志布志みなとサッカーフェスタは、規模や中身において全国的なスポーツイベント等に比べることはできませんが、高校生が一同に集まり、12日間、81チームが参加して試合が行われるということは、甲子園の高校野球にも試合数では負けておりません。私は一市民として、これに取り組んでこられたサッカー協会と先生たちに対して頭の下がる思いがします。そしてこのことに、もっと市民にも誇りを持っていただきたいと思っております。また、サッカーフェスタがもたらすいろいろな効果も出てきています。今、志布志市の活性化や観光戦略を模索する上で、非常に役立つお手本や参考になると私はとらえております。間もなく志布志港の若浜ふ頭も完成に向かっていますが、ここの緑地にサッカー場建設が計画されて、既に何回か検討会等ももたれているようであります。

そこでですね、まず初めに、市長はこのサッカーフェスタをどのようにとらえられているのか、活性化につながるのかどうか、そのことについての答弁をひとつ求めます。

そしてですね、新市になり、これまでに何回か同僚議員からの一般質問もありましたが、この中で、サッカーフェスタを通じてプロや大学及びクラブチーム等のキャンプや合宿誘致を検討したいと、それに対して述べられていますが、市長の思いは今変わっていないのか、そのことについても答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志みなとサッカーフェスティバルにつきましては、今年が13年目になったところでございます。これが始まった当初は実に8校だったということで、それが年々年々増えて今年は81校になったとい

うことであります。志布志のサッカー協会の主催で開催されていまして、これは順位や勝敗を競うものではなく、サッカー技術の向上を目指して練習試合形式で行われているということで、極めて特徴あるものではないかなというふうに思っています。特に尚志館高校の井手元先生を中心としまして、高校の育成会やサッカー関係者の方々がいわゆるボランティア的な手作りでこのフェスティバルを育てていただいたということにつきましては、本当に有り難いなというふうに思っているところでございます。ある意味でいえば、私どもは、このサッカーフェスティバルは、新生志布志市にとってプレゼントじゃないかなと、有り難いプレゼントじゃないかなというぐらい思っているところでございまして、このことを大切に守り育てていくべきだというふうに思っております。そしてこのことによりまして、さんふらわあの利用の促進や地域の経済の活性化ということで、宿泊や弁当の発注等がありまして、サッカー以外の多方面にも好影響が出ているということでございます。市としましては、このサッカーフェスティバルにつきましては、昨年より積極的に支援をしているところでございまして、スポーツ合宿、キャンプの誘致から歓迎まで一体となった取り組みを目的としました志布志市スポーツ団体誘致推進協会を、本年の7月1日に民間主体として立ち上げていただいたところでございます。この協会を通じまして、サッカーフェスティバルが、来られた方々が、本当に志布志市に来てよかったと、志布志市は、いわゆる先ほどありましたように、おもてなしの心があふれているまちなんだということが実感できるような受け入れ態勢が各関係機関で横の連絡を取るような形の団体の誘致協会というような設立になったということでございまして、このことにつきましても、市としましては支援をしまして立上げをしていただいたところでございます。そして具体的には、運営支援のスタッフ等の派遣、それから先ほども少し申しましたが、氷の提供とか、それから消耗品の購入の支援とか、選手の輸送の経費の支援とかいうものを行ってきております。また、歓迎自体につきましては、のぼり旗の会場設営、それから市民向けのPRのための散らしを作成しております。それからボランティアの方々、育成会の方々が、かき氷等を作って選手をもてなしていただいたところでございます。それから大会の期間中に先ほどの協会の主催によりまして、歓迎会を4回ほどこの期間中、1日から12日までであったわけでございますが、この期間中4回ほど歓迎会を開催いたしまして、各チームの監督さん方との情報交換や懇親を深めまして、今後の合宿誘致へのセールスをしたところでございます。このような意味合いから、このサッカーフェスティバルについては、年々盛んになってきておりまして、このことを更に推進していこうとしているところでございます。

新若浜の周辺緑地の整備につきましては、みなと振興交付金事業によりまして、本年度より5か年計画で始まったところでございますが、その地にサッカーができる多目的広場ができるとなれば、更にこのサッカーフェスティバルが盛んに開会できるというふうに思っております。そして、できればプロのチーム等のキャンプ地として誘致できればということについては、今でもそのような観点から、誘致のための取り組み等についても積極的に取り組んでいるところでございます。

○4番(八久保 壹君) 私も今回は、昨年に引き続きまして、今回は3回ほど見せてもらいました。その中におきまして、やっぱり気づいたことがありましたので、こういう議論をしているわけです。それはさておきまして、3月議会におきまして、昨日も質疑がありました、鬼塚議員のスポーツ振興

についての一般質問で仮称スポーツ団体誘致連絡協議会ということですね、みなとサッカーフェスティバルについて、これにも参加されたということでもあります。ところがですね、昨日ですね、観光協会がどうなるかということで、心配されていると思うんですよ。それでそのことについては、課長の方からもありまして、観光協会はやっぱり行政が目を光らせて支援していかなければならないということになっておりますが、私も聞いてみました。そして3回か4回かあったと思いますね。この懇親会をやられて、そして連絡をしたと。この中でいろんな意見も聞かれたと思うんですが、この協会がどうなるかということで心配しております、せっかくできたこれをですね、ぜひとも守っていただきたいと、なんとか存続させていただきたいということで、考えてやったんですが、これについてはいかがですか。どうなるのか、今後。そのことについてちょっと教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

みなとサッカーフェスティバルを開催いたしまして、多くの方々が来ていただけるような祭典になってきたということで、その横の連絡を密にするために志布志市スポーツ団体誘致推進協会を立ち上げていただいたところでございます。その会長に観光協会の会長さんがなっていたということでございまして、今回観光協会につきましては、内部的に経理の不備があったということで、今、精査中でございます。私どもは補助金にかかわる分について、そのことの措置は求めまして、そのことについては協会の方から粛々とその弁済等がされたということでございます。今後私どもの地域にとりまして観光協会というものは、非常に観光振興という面からいくと、大きな勢力というか、頼りになる、そして主体的に動いてもらわなければならない団体ということで、今後も育成をしていかなきゃならないということは基本的には変わらないというふうに思います。今回の件につきまして、協会内部で精査され、そして改めて組織の浄化がされた上でスタートがされるというようなふうに考えますので、そのことを待ってまた改めて市の観光行政について一緒に取り組みをお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○4番（八久保 壹君） 私は、観光協会のことについてよりかですね、一番今の質問で心配していることは、せっかく作ったこういう誘致に向けた団体が、せっかく活動したのにですよ、初めてだと思うんですよ、今年は。やっぱり先生たちの話を聞けるのは非常に良かったとかって言われるんですよ。だからそのことについてですよ、観光協会がどうなるかということで心配しておりますので質問をしましたが、ぜひですね、このことについても真剣に、活性化のことを考えたらですね、やってほしいと思います。

そこで、今度は次に入ります。

次はですね、当局の方にはいろんなことでデータを集めとってくれんかということで要望しておりましたが、ちょっとですね、今年の方だけでもいいですので、分かればですね、ほとんどの方が分かっていると思うんですが、分かるだけでもいいですので、報告をお願いしたいと思います。すみません。参加チーム、それから何泊したとか、ある程度分かるだけでもよろしいです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

参加校につきましては、81校でした。うち県外が39校、参加延べ人数が1万人弱ということでござ

います。9,000人少しです。宿泊代2,500万円、弁当代330万円、バス代60万円ほど、さんふらわあ利用が450万円ほどということで、その他という部分もございます。合計しまして、3,395万円、ざっと3,400万円ほどの経済効果あったということでございます。なお、先ほども言いましたさんふらわあにつきましては、536名の方々が利用されて来市されております。

○4番（八久保 壹君） チームも年々増えてきております。そしてですね、今、今年が、経済効果と申しますか、3,400万円ほどとおっしゃいました。これですね、平成14年から調べてみたところ、1,200万円から1,500万円とか、ずっと、ちょっと下がった年も1,100万円もありますが、2,000万円、2,465万円ですか、18年。19年度は3,329万2,200円。そして今、今年、集計が出ていないということだったもんだからあれだったんですが、3,390万円ということで、確実に上がってきております。そして参加チームも、実を言いますと、参加チームは81チームとおっしゃいましたが、ではないんですよ。これはどこもですよ。ここのサッカーフェスティバルが盛んになった基になったのは、学校で試合をできる人はレギュラーだけなんですよ、どっちかといいますと。だから、その他の人たちも出れるということですね、81校のうちでほとんど2チーム出てきております、A、Bですね。ということを考えてとき、私は、81チームがやって12日間やりましたと、そして甲子園の高校野球大会にも負けなれと言いました。まさにですね、160チーム近くが試合をしているんですよ。そして試合数も、これを見ますと非常に多いです。こういうことからですね、やはりこれを見ても、観光、これは、今市長のおっしゃったこれも、それから私が言ったこれも、目に見えている経済効果なんですよ。例えば先生たちはビールを飲むとか、あるいは晩はどうか分かりませんが、高校生の人たちも食欲お盛です。水も飲みます。いろんなもの、それからパンを買ったりですね、試合中にですね、パンを買ったりお菓子を買ったり、そういうこともやっております。それから他のところでも足りないということで、スポーツ店にも多分行かれたと思うんですが、そこあたりは分かりませんが、こういうことを考えたとき、もっとこの3,300万円、今年の3,400万円じゃなくて、1,000万円ばかり上がっているのではないかと私は感じております。ということはですね、これだけの、たった二人の8チームでやったあれが、13年という実績を作りながらですね、ここまで来たんですよ。このことを我々はですね、誇りにも思わなくてはならないし、これをこの地域活性化、観光戦略に取り入れられない方法はないと思うんですよ。やっぱりそうしてこそ、その方法がですね、先生たちがやったこれに、方法とかノウハウ、ヒントが出てきているわけですね。だからこれのことについてですね、もっと、これはいいですねと、これは観光、市を挙げてですね、取り組んでいってほしいと思うんですが、その件についてはいかがですか。改めて答弁を求めたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、このみなとサッカーフェスティバルが年々年々盛んになってきた、盛大になってきたということで、尚志館高校の井手元先生の方からいろいろ相談があったところでした。井手元先生と古島先生でした。その中で、私どもはどういった形で対応できますかというようなことで、お話を申し上げながら、新市が発足して以来対応してきたところとございます。昨年いろんな形の市としてできることを御援助申し上げたところとございます。そして今年になりまして、改

めて組織としてそのことを支援できるものを作るということで、スポーツ団体誘致推進協会を立ち上げたということをございまして、市として全面的にこのことについては、支援を、推進をしていこうということを示したわけをございます。今後、またこの組織を通じて、サッカーフェスティバルについて何らかの要望がありましたら、組織を通じて解決して、そして更に充実したものにしていただければというふうに思っております。この団体につきましては、今までさんふらわあのダイヤモンドフェリー、ないしは高校の先生方が誘致をされていた部分につきましても、関西地区に赴きまして、協会として誘致もしていこうというようなふうにも考えているようでございますので、どうぞ御理解いただければというふうに思います。

○4番（八久保 壹君） 私はですね、全面という言葉は二通りあると思います。すべてという全面的にということと、それから自分が前に出ていくような前面ですね。私は全面的というのをどっちななと思っでとらえたんですが、できたらですね、はっきり申し上げます。支援をします、支援をしますと言われますが、実を言いますと、実際あそこでサッカーフェスティバルそのものを運営されているのは、たった二人の先生なんですよね。私はこのことについてですよ、もっと全くの方の全ではなくて、前にもうちょっと出てほしいなという気がしてならなかったものですから、こういう質問にもなっていくんでありますが、要は、サッカーフェスティバルは志布志市の活性化にも十分やっているんだということは、もう認識されていると先ほどおっしゃいました。そしてこれがですね、今では、もう御存じだと思いますが、大学生も今現在私が確認したところ2チーム泊まっております、合宿ですね。これは9月20日までが夏休みということでですね、今度はサッカーフェスティバルに続いてやっております。これも皆さんの取り組みが、いろんな人たちの取り組みがやっぱりこういうことになってやってきたんではないかと思ひます。だからこのことを考えたとき、志布志市は今からなにか市が全面的に、それこそ前面ですよ、前に出てアップして支援していったり、いろんなことをしてやれば、もっと大学とかそういうのが増えてくるんではないかな。これはホテルの問題もあつたりしますので、宿泊関係もありますので、一概には言えませんが、そういうことが見えてきております。そしていろいろと話を聞いてみますと、滋賀県の先生たちにも聞いてみたんですが、春にもやってほしいなとかいうような話もありました。そして、来年はもっと増えるんではないかというようなこともあります。

そこでですね、先ほど志布志市は天智天皇からの名の由来になっているというようなことを申しましたが、この天智天皇は大化の改新を成し遂げられて、近江国に都を移されました。今の大津市です。滋賀県です。私はですね、いろんなことをやりますが、志布志市がアメリカの何とかと姉妹都市を盟約を、この志布志市のことを考えたときですね、天智天皇のおわしました滋賀県の大津宮に向かってですね、私はいとこでありますとか、親せきでありますと名を挙げるべきだと思ひますよ。これは頭をひねる人もいるかもしれませんが、これはですね、神話の世界といひますか、そういうのもある程度含まれておりますが、間違いなく天智天皇に由来されておれば、あの人は大津宮に大化の改新を成し遂げてやられたことでもありますので、やはりこういう所にもですね、呼び掛けて姉妹都市を私は結ぶべきだと思ひますが、いかがですか。答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、本市としましては、姉妹都市というような盟約を結んでいる地域はないということでございます。それで、今お話がありますように、天智天皇にゆかりの地の大津の方とはどうかというような御提案ですが、私どものまちは昨年志のまちの宣言をした折に、天智天皇の御陵の方に行きまして、その御陵から火を採取して、そしてさんふらわあに乗せて、4月24日の記念式典の際に志の火をともしたというような故事にならった取り組みもしたところでございました。そのような意味合いから、天智天皇というものについては、非常に親しみを持って、そしてそのことをまた改めて市民の方々にも認識していただきながら、志のまちが実現できればいいかなというふうに感じているところでございます。さんふらわあの航路の変更の問題が起きた時に、私どもは関西地区からさんふらわあに乗っていただくお客さんをどうすれば増やすことができるのかということを考えまして、当然関西地区のふるさと会、郷土会の方々にはその危機について必死に取り組みをしていただき、立ち上がっていただきまして、航路存続について取り組みをしていただくともに、さんふらわあの利用促進について、一緒になっていただいたところでございますが、その時に、地球環境を考える自治体サミットというものに私自身が加盟しておりましたので、滋賀県の高島市、大阪府の枚方市という所にも行きまして、このような危機的状況だから協力してもらいたいということで、お話申し上げましたところ、快く協力をしていただいたのが高島市でした。高島市も実は天智天皇のゆかりがあるんですよというようなお話をその時も聞きまして、ああすばらしいですねというようなことで、ぜひその面からも交流をしていただきたいということはお話しておりました。姉妹都市を結ぶかどうかということにつきましては、まだ検討させていただきたいと思っております。

○4番（八久保 壹君） 活性化につながるようなことはですね、ぜひ力を入れて進めていてもらいたいと思っております。そして、やはりこれにはですね、先ほど志のまちの、そしてそのまちの実践は、おもてなしの心であるということをお申し上げしましたが、これはやっぱりボランティアを通じてですね、やっぱり市民に実践してもらうことが非常に大切ではないかと、今度のフェスティバルを見てですね、感じました。これはですね、2回ほど、私がちょうど行った前の日と、それから当日ですね、事故とトラブルがありました。一つは、日曜日にですね、コンタクトレンズをはめた子供たちが衝突して目をやったということで、日曜日で市内の眼科はどこも開いてないということでですね、救急車で鹿屋の方に連れていったところ、やっと見つかったというようなこと。先生たちは、最悪の場合は鹿児島の方へ転送されるんじゃないかと心配されておりました。それは日曜日でした。今度は月曜日にちょうど行ったらですね、9時過ぎだったと思っておりますが、報告も受けていらっしゃると思うんですよ。突然ですね、あそこのグラウンド周辺の水道がストップしました。この状況はですね、行ったものでないと分からないと思っておりますが、あそこは水洗便所がちょうどグラウンドと下の方とのあい中にできております。そしてこっちの方の運動場の所、競技場の所にもありますが、突然止まってしまいました。これですね、ここで話していいのか、だけでも話します。用を足したやつをですね、水を流そうとして出なかったらどうなりますか。自宅等のことを考えてほしいと思っております。こういうトラブルがありました。それがちょうど9時過ぎだったと思っております。ちょうど私が行っったので、対応してもらっ

てですね。プールは月曜日は休みですか、私はそこらあたりはあまり。ところがプールの人がちょうど来ていらっしやいましたので、何とかしてくれんかということですね、対応してもらいました。それで水道もそこから、子供たちが選手の水をもらうのでそこから来ておりました。だからやはりですね、先ほど岩根議員の方からも質問がありましたが、やっぱり連携をしたようなところを取るのですね、私は一人ぐらいはあそこへしっかりと、アルバイト的とかそういうのではなくしてですね、やっぱり一人ぐらい張り付いとってですね、横の連絡を取りながら、そういうトラブルがあるということですね、そして先ほどから言いますように、サッカーフェスタは今からこうなります、ああなりますという自己満足だけではなくて、これをボランティアとともにですね、この自己満足を今度は外に発揮してもらうような方法に取ってですよ、こういうやっぱりスポーツ振興策が私は今後は求められると思うんですが、先ほどおもてなしのことについては答弁もありましたので、この件はこれでやって、あと21分しかありませんので、今度は本格的にといいですか、私が言わんとしているところに入っていきたいと思います。

これは港湾関係の特別委員会におきまして県が示した港湾の緑地帯の図面が、ちょっと私も横目で見てくださいね、やったんだけど、ここにそれをもらってきておりますが、これ3面あるんですよ。そしてこれは、サッカー協会からもあれが出てきておられますね、要望書というか陳情書。それから、これまでもいろんなことがあって、そして検討会もなされて、そしてやっているんだけど、ここに三つあります。このことについてですね、この三つの内容は分からないか。これは県が作ったものですよ、県から。これちょっと分からないですか。分かればちょっと教えてください。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

○
午後 2 時 04 分 休憩
午後 2 時 05 分 再開
○

○議長（谷口松生君） 再開します。

○企画政策課長（溝口敏久君） ただいまありました質問でございますが、みなと振興交付金による緑地整備の関係だと思われまますので、そのことについて御説明を申し上げます。

今回のこのみなと振興交付金事業の整備につきましては、現在埋め立てを行っております新若浜港の緑地側の部分で、東西に約1km伸びている土地でございます。東側の安楽川の河口が埋め立てられた分につきましては、サッカー場が3面取れる多目広場ということと、それからコンパクトな遊具広場その他、農園、ひまわり園、それから駐車場、そういったものが整備されるということでございます。西側の分につきましては、元々海浜部分でございますが、松林や自然植生をそのまま残し、遊歩道、そういったもののみを整備するということになっているようでございます。これは環境省の指導もあったということでございます。そういったことで、実際このサッカーもできる多目広場ということは、新若浜地区のワークショップ、これが4回ほど開かれております。総勢45名の市内の方々やそれぞれ関係する大学の教授、そういった方々に入っております。あわせて新若浜地区の緑地検討

委員会、これが25名の委員でございますが、これも市内、ないしは関係者、市議会の代表、そういった方々も入っておりますけれども、3回ほど検討委員会がなされまして、そしてこれを受けまして本年国の内示を受けましたので、7月から実施設計に入っているということで、委託を契約して済んでおります。市としましても、庁内に検討委員会を立ち上げまして、そして県と現在まで数回の協議を進めながら、市としての要望等も入れているところでございます。

以上です。

○4番（八久保 壹君） 非常に詳しい説明がされましたが、このサッカー場は大体どういう施設になるのかということぐらいで言ったんですよ。これは県がやっていますので、次の方にやらないと、時間も少なくなってきました。これはですね、このサッカーフェスティバルを通じてですね、もう大学生も通じたか何か分かりませんが来ているわけです。それもだんだんだんだん増えてくると。それでこういうのがあると。これはサッカー場ということで私はとらえておりますので、3面はですね。今度は合宿へ向けてですね、プロが来てくれるようなものをどこかに造りたいなと、やってほしいなと思ったんですが、ここを見た時、これはもう3面しかありませんので、そして今言われます多目的なあれをやるということですね、これは県の方が事業主体になるのでできないなというような感じなんです。ただしですね、これは一つの案ですが、ここへ3面ありますが、この3面のうちの2面を一つの所に集めたような格好で真四角なようにやったらですね、芝の管理の面で非常にいいそうです。最初は、こういうのはゴールの所が一番傷むんですよ。今度は次に使うときは、こっち側にこうやったらですね、同じ正方形ですのでやっぱり今度はこっちを分けてやったら、ここがまた回復してくるんですよ、やっているうちに。だから非常にいい方法としては、そういう方法もありますよということで、これは参考のためにしてってください。そしてですね、私は、皆さんもそうだったな、やっぱり今までの質問の中でですね、ぜひプロが来てくれるようなサッカー場を一つは要るんだということでもあります。そしていろいろ私なりに検討したりいたしましたところですね、志布志の運動公園の競技場がもう最高という結論に達しました。これはどういうことかといいますと、あそこがある、それからあれは何ですか、体育館がある、近くにですね、すぐ。そしてプールがあると、温水プールがあると。これがですね、プロにとってはですね、もうこんな近くにですね、三つの施設があって、そしてもう一つはクレイといいまして、土のグラウンドがあります。あれは選手なんかのリハビリにも使えるそうです。そして練習後にはあのトラックを回れるというような、非常にトレーニングにとっても、もうこれプロが来ても、大学が来ても、こんな近くにこんないい場所はないということでもあります。だからですね、ならそれをどうするかといいますと、今のスタンドをそのままにして、浜側をちょっと土盛りをやって、高さをして、スタンドをちょっと大きく広げるということが一つと、それから今の芝を管理するためにですね、これは夏芝です。プロが来てくれるのは、芝がない所には来ない。大学もあんまり好まない。ということは、冬芝をあそこへ植えた方がいいそうです。今、串間がですね、Jリーグがそのことで来て、冬芝を張るということで来ております。問い合わせがあったそうです。それでそっちの方に向けてやりますが、多分先を越されるんじゃないかと思えます、串間の方にですね、取り組めばですね。だからこれは遅れを取ってしまうわけです。これはもう仕方のな

いことで、明日しなさい、あさってしなさいということにはなりません、今の夏芝がありますが、これにですね、冬芝の種をまいたら、十分冬芝が伸びてきて、もうすぐですね、すぐというか9月か10月ごろだったらですね、芝が伸びてきて、そして夏芝が枯れたとき冬芝がやって、今度はJリーグといたしますか、そういうのも対応できるようでありますので、どうですか、市長、これはあんまりお金はかからないと思います。そしてですね、先ほども言いました、プロとかそういう大学にとってはですね、プールがある、体育館は近くある、雨天の時もそんなに心配はしなくてもいいというようなことになりますので、これにですね、県は県の方でもうそんなにはできませんよというわけですので、グラウンドはもう今のまま体育祭にも使えるわけですので、ただ、ちょっと浜側の方の松林側の方にちょっと土手を高くして、そしてあと冬芝をまいて、管理されたらですよ、対応はできると思うんですよ。というような話だったものですから、ぜひどうですか。こういうことで取り組んでいただきたいと思いますが、答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在グラウンドにつきましては、ただいまお話がありましたように夏の芝ということで、冬は枯れているような状況で養生期間というようなふうになっているようでございます。12月から3月まで養生期間ということで、管理されているようでございます。また、それに冬芝用の種をまいてとなると、また全体の管理の方法が違ってくるのかなというようなふうを考えております。そして、仮に冬芝のグラウンドを整備するとなれば、管理費だけで年間1,000万円ぐらいかかるというようなのも数字としてあるようでございます。そして、その冬芝のグラウンドを整備するとなれば2億円から5億円かかるんだというふうな数字もございまして、現在のところ、先ほどもお話がありましたように新若浜地区に新たに県が多目的グラウンドとして整備しますサッカー場が3面、それに準備のためのグラウンドが1面というようなことで、3面半ほどできるということがございますので、その活用を図りながら、現在の競技場のグラウンド、そしてふれあい広場というものを活用しながら、総合的に施設活用していきまして、プロのチームにつきましては、現在と同じような形でキャンプ地としてとりあえず来てもらうような試みというものをしていきたいなというふうを考えているところでございます。旧志布志町時代に、横浜Fマリノス、柏レイソル、韓国Kリーグ等の数チームが、キャンプ地として視察に来たということだそうでございます。今、議員の方からありましたように、グラウンド、プール、体育館、宿泊施設が整って非常にいい環境だというようなことがあったようでございますが、そのグラウンドが夏芝だということでございますので、冬芝にしてほしいとか、あるいは筋トレの施設を設置してほしい、それから報道プレスルームが不足しているというようなことでございまして、最終的には誘致に至らなかったというようなことであるようでございます。しかしながら、昨今のプロチームの誘致、それから動向ということを見てもみますと、更なる設備の投資やソフト面の支援というものが望まれるというような状況であるようでございますので、私どもの地といたしましては、現在ある施設そして今後国の交付金事業で整備される施設というものを一体的に活用した形での誘致を進めていきたいというふうに考えます。

○4番（八久保 壹君） 市長、高校のサッカーを呼ぶにはもう申し分ないですよ、ここまでこの

緑地帯までやった時はですよ。あそこでいっぺんにできるような感じなんです。私が今言っているのは、プロを呼べるような施設にシなくちゃならないと言うんです。その中で、新たにあそこに造ってお金をかけるよりか、今のグラウンドを使って最低限の方法でなって来てもらおうと。それには先ほど言った有利な面もあります。あとそろえなければならぬこと、これはいろんな後でやればいわけですのでやる。要はですね、先ほども言いました、最初のところで言いました、市長の決断なんですよ、決断。やっぱりこれが今から、こういう実績も上げました。さんふらわあを使ったのも何校来ていますと。今からまた増えます。こういうことを踏まえてやったときですね、まさにやっているわけです。そして今度は、これはですね、子供たちだけが来て、大人はほとんど来ていないんですよ、父兄の方は。今度はプロのサッカーが来たときは来ます。もう一つ有利な点を申し上げます、このためにですね。志布志市は飛行場を二つ持っております。空港を二つ持っております。鹿児島空港と宮崎空港、同じ距離ぐらいにあります。そしてですね、開けた港を持っております。これはもう私が言います。今度は高規格道路網が整備されたときは、北九州からのアクセスはですね、宮崎とか鹿児島よりかですね、都城からただで来れるわけですよ。そういう有利性もあるんですよ。そういうことを加味したときですね、ぜひこれはもう真剣に取り組んでいく。志布志市の活性化のために取り組んでもらって、これがきっかけとなってですね、この後に小野議員の方も質問をされると思いますが、志布志市のまちづくり、あれは歴史のまちなんとかというのがありましたね、法が改正されて。まさにですね、これにもつながっていくんじゃないかと思うんですよ。大学のキャンプも来ておりますが、この中でですね、3日間のうちに1日だけ練習か何かしたのは分かりませんが、人のことは言えませんが、あと2日はですね、市内見学、観光になっているんですよ。これにですね、市が行ってですよ、案内をしてやるとかですよ、ボランティアで案内をしてやるとか、いろいろとあると思うんですよ。しかし、志布志市は歴史のまちであるといいながらですね、私もそう思っておりますが、実際観光が来てくれるかというのと来てくれません。何でかという点々、点々としかない。それを案内してくれる人もおりません。やはりですね、これはソフト面を充実させてつながりを持ってですよ、そういう人たちを取り込んでくれば、今度活性化につながります。ここにですね、平成18年8月28日に南日本新聞が出したですね、サッカーフェスティバルについての記事があります。後ろの方です。この盛大な大会を単なるサッカーの試合ととらえるのはあまりにももったいない。例えば、県外から訪れた保護者はもちろん、今はボールを追いかけている高校生だって、数年たてば立派な観光客になる。ここまで育ったせっかくの機会、志布志市のPRも含み、全市挙げての大会支援を期待したいと。こういうのがまさに18年度にこんなのが出ているんですよ。それを見過ごしているんですよ、足元にあったことを。私はこのサッカーフェスティバルをやって、そして知恵を出し合えばですよ、そんなにお金も、新たにそういう大きな施設、簡単に言いますと、最初のうちは夏芝のところに種ですから、種子ですから、あれを借りてまた土をどうのこうのじゃなくて、その上にやればそれで済むらしいんですよ。だからそんなことを考えたとき、ああもう芝はできるわなど。当然ですよ、港の方も芝グラウンドになって、多目的広場になっていると思うんですよ。これの方がお金がかかるんですよ、ずっと一緒だから。あそこよりかこっちに造ったほうが良いということに理屈はなってくるんですよ

ね。だからどうしてもですね、やっぱりサッカーはプロが来てくれるようなサッカー場を一つは欲しいと。そのためにはどこがあるかといったときですね、この港の方の緑地帯の方には県の方もあんまりやらない。だから今度は、志布志市の今のグラウンドをそのまま使えるような状況であそこが十分サッカーのプロが来て使えるようなグラウンドにしてやればですよ、こっちの方のお金が足りなければ観覧席は上げる必要はないわけですよ、それを考えたとき。そして串間に来る人たちもいますので、問い合わせもありましたので。そういうことについてですね、こっちも行動を起こしてですね、冬芝はやりますので、ぜひというぐらいのことは、やってしかるべきだと思います。先ほどですね、旧志布志町時代に3チームぐらい何か、やったと言われますけど、何がその時足りなかったというのは、芝がなかったということに、私はまず第一がそれだったんじゃないかと思うんですよ。もう1回ですね、これはプロジェクトを立ち上げてですね、このことについて、志布志市活性化のために取り組んでいただきたいと思いますが、その考えがないか、もうほとんど最後の方になりますので、力強い答弁を求めて私の質問を終わりたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどからお話しますように私自身もJリーグが来るような、プロチームが来るような地をしたいというようなことで、マニフェストにも述べさせていただいたところでした。そのようなことでその時には、旧志布志町時代にプロのチームが来てそのような評価をいただいたということを知りまして、可能かなというようなふう考えたところでした。現実的にはプロのチームが誘致できなかったということにつきましては、今お話がありましたように冬芝のグラウンドというような整備がされていないと。それから他の施設もそうだったわけでございますが、そういったのがないということで誘致ができなかったと。2面のグラウンドが必要だというようなことであったようでございます。そういうことで、私どもは今できる範囲内でこの誘致については進めていきたいなというふうに思っています。先ほど来話がありますように、年々サッカーフェスティバルが盛んになってきております。そしてその経済効果も高くなってきております。そのことで、来年の春にもキャンプを張ってくれるチームが出てきたというふうにも聞いております。そのような意味から、この地に夏だけでなく冬も春もキャンプを張ってくれる地になってもらいたいと。そして、現在の高校生だけでなく小学生、中学生のチームを呼びながら、その層の大会も開催するような形のこの地の総合的な施設の利用というものをした方がいいんじゃないかというような御意見もいただいているところでございます。そのような観点から、来年春以降、新若浜もオープンしまして、そして周辺緑地も整備されてきますので、大いにその整備が進むことを楽しみに待ちながら、そのような形のサッカー振興、そしてサッカーだけでなく他のスポーツ振興も図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） 以上で、八久保壹君の一般質問を終わります。

ここで35分まで休憩いたします。



午後2時25分 休憩

午後2時36分 再開



○議長（谷口松生君） 会議を再開をいたします。

次に、14番、小野広嗣君の一般質問を許可をいたします。

○14番（小野広嗣君） こんにちは。

それでは早速質問通告に従い、順次質問をしてみたいと思います。

初めに、歴史のまちづくりについて質問をいたします。

先の通常国会で地域活性化に向けたまちづくり政策を推進するための法整備が新たに拡充され、旧家の復元など、歴史的な街並み整備を支援する歴史まちづくり法が成立をいたしました。これにより、自治体の自主計画による地域活性化に向けたまちづくりが国の支援策を受けられるようになり、促進されることとなります。そこで、まず本市の歴史のまちづくりの今後の方向性について伺いたいと思います。

次に、個人情報の保護について質問いたします。

政府は本年4月、個人情報保護法の下で行政機関や民間事業者が行うべき施策として、個人情報の保護に関する基本方針の改正案をまとめました。新たな基本方針には、災害時の支援台帳の作成が困難になるなどのいわゆる過剰反応を防ぐ対策が新たに盛り込まれ、個人情報の有用性に配慮するという法の趣旨が浸透するよう国と同様に地方自治体も積極的に広報、啓発活動に取り組むとし、法律や関連条例の適切な解釈とその運用を求めています。特に、過剰反応に対する改正がその中心となっております。そこで、過剰反応に関する本市の適切な解釈と運用の見直しの取り組みについて伺いたいと思います。

次に、地上デジタル放送対策について質問いたします。

2011年7月24日までにこれまでのアナログ放送は終了し、地上デジタルテレビ放送に移行されます。地デジのメリットとしては、アナログ方式と違って高品質な音と映像が楽しめることや、字幕テロップによる放送が可能になること、また、音声の速度を調整できる機能が内蔵された機能などにより、お年寄りや障害を持っている方々にあっても優しいサービスの充実が図られるなどが挙げられております。また、デメリットとしては、テレビを買い替える、専用チューナーを買い足す、あるいはアンテナを追加するなど、結構ばかにならない新たな費用負担があることなどが挙げられております。そこで、市内の視聴者の状況や情報通信格差の是正、厳しい予算の中で公共施設の地デジへの効率のよい移行など、本市の今後の地デジ対策はどのような計画で進めていくのか、その基本的な考え方について伺いたいと思います。あわせて、小・中学校の地デジ対応テレビの整備費やチューナー、アンテナの工事費など、地デジ対応への取り組みも伺いたいと思います。

次に、アレルギー疾患対策について質問いたします。

様々な環境や食生活の変化などにより、アトピー性皮膚炎や気管支ぜん息、食物アレルギー、花粉症など、アレルギー疾患が増え続け、今や3人に1人以上が何らかのアレルギーを持っているとされております。このような現状を踏まえ、文部科学省は昨年4月、全国の公立小・中・高校を対象として、アレルギー疾患に関する調査を行い、それを基にアレルギー疾患への取り組みの推進に向けた方

策を提言いたしております。その提言を受けて、本年4月以降具体的に指示したものが学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインであり、アレルギー疾患のある子供たちを学校や園でどう支えるかという視点での取り組みを現場に促しております。そこで、このガイドラインに対する本市の今後の具体的な取り組みを伺いたいと思います。

以上の質問に対する執行部の誠意ある答弁を求めるものであります。

○市長（本田修一君） 小野議員の質問にお答えいたします。

歴史のまちづくりについて、まず初めにお答えいたします。

本市の歴史のまちづくりにつきましては、合併前に旧志布志町において平成2年にまちづくり委員会の設立が行われ、平成5年度に歴史の街づくり基本構想が策定されております。平成17年には、史跡志布志城跡の国指定を受け、一部公有化を行っているところであります。また、志布志麓庭園を始めとする庭園が国指定を受けており、国の重要な歴史的文化遺産が存在する地域であると認識しているところであります。この事業は、文化的にも経済的にも市全体を活性化させようとするものでありまして、長期的な取り組みとして財源の許す範囲での推進をしていくこととなろうかというふうに考えております。そのようなことも含めまして、今年度より様々な関係部署の職員からなる歴史の街づくり事業検討委員会を設置し、取り組みを行っているところであります。今回制定された歴史まちづくり法、正式法案名、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律が公布されたことに伴い、歴史的環境形成総合支援事業が実施できることとなっております。文化財を中心として形成される歴史的な風情や情緒を生かしたまちづくりの推進は、国及び地域にとって貴重な財産である歴史的風致の次世代への継承を図る上でも重要なことであるものと認識しているところであります。歴史の街づくり事業検討委員会においては、この事業についての協議も行いながら、市として現在財政計画は規模縮小する中で、市全体の事務事業の見直しを行うために、行政評価に取り組んでおりまして、このことも含め、今後とも全庁的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、個人情報の保護についての御質問にお答えいたします。

個人情報であればすべて保護すべきだという誤解によりまして、法の定め以上に個人情報の提供を控えてしまう、いわゆる過剰反応が見られることが全国的に問題となっているところでありますが、志布志市個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度と国の定める個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報保護制度とは、その対象や内容が異なっておりますので、それぞれの場合について答弁したいと思います。

まず、志布志市個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度についてですが、この条例は市の機関が保有する個人情報について、市の機関における適正な取り扱いを定めるものであり、住民の方々を規制する趣旨のものではございませんので、住民の方々の過剰反応というものは想定されていないところであります。しかしながら、この条例が市の機関における個人情報の適正な取り扱いを定めるものであることから、むしろ市の職員の過剰反応が想定されるものであります。このことに関しましては、平成18年4月12日付けで他の行政機関への保有個人情報の提供要領についてという通達を総務部長名で起こしまして、個人情報保護制度の適切な運用を示しております。なお、この通達は市の庁内

L ANを用いた通知通達集に登載されており、職員がいつでも閲覧可能な状態となっております。また、現在担当課において、職員向けの個人情報保護に関する事務処理マニュアルに相当する要領を作成中でありまして、通達として発令する予定でいるところでもあります。

次に、個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報保護制度について答弁申し上げます。この個人情報保護制度は、民間事業者を対象者として国が定めるものであるため、市が制度そのものを直接に運用することはございませんが、国の個人情報の保護に関する基本方針が平成20年4月25日に改正されたことに伴い、民間事業者や住民の方々向けのパンフレットを市役所の窓口等で配布したところでもあります。また、本市における過剰反応への取り組みとしましては、総務課を民間事業者の個人情報の取り扱いに関する消費者のための苦情相談の受付窓口としておりまして、過剰反応を含めた民間事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情について、相談先のあっせんを受けることができるようになっております。

なお、過剰反応に関しましては、防災、防犯、福祉等、様々な分野にも影響を与えるものでありますので、今後も国、その他関係機関と相互連携しながら、個人情報保護制度の適切な運用、広報活動を行ってまいります。

3番目の御質問でございますが、地デジ、地上デジタル放送についてお答えいたします。

平成23年7月24日に予定されている地上デジタル放送への完全移行は、周波数の有効利用、国民生活の安心・安全に必要な防災、災害情報や教育分野など、より高度で多彩なニーズにこたえる国民生活に密着した情報提供が一層可能になる等の観点から、国民全体の利益を向上させるものであり、国を挙げて取り組みを進めているプロジェクトであります。現在、志布志市では、鹿屋デジタル中継局が平成19年10月に開局し、また、8月11日に志布志デジタル中継局が開局いたしました。今後松山局が平成21年度に開局の予定であります。市内の視聴者の状況把握でございますが、この7月に市内5,000人を対象に情報化に関する市民アンケート調査を実施したところでもあります。これによりまして、アナログ放送が平成23年7月に終了することを知っているという方は95%で、地デジ放送が始まることを知っている方、または聞いたことがある方というのが、合計で98%おられます。また、地デジ放送を既に見ている方が18%、見たいと思っている方が75%おられます。8月の志布志中継局の開局や北京オリンピックの開催により、地デジ視聴者は増加の傾向にございます。以上のアンケートの結果によりまして、地デジについての情報は市民に浸透しているものと思われま。

次に、情報通信格差についてでございますが、志布志市内ではいくつかの難視聴地域がございますので、ここでは共聴施設を利用しましてテレビを視聴しております。NHK共聴施設が6か所、そして一般共聴施設が1か所、NHKの共聴施設につきましては、NHKの費用で受信の調査を行いまして、地デジの改修整備をしていくことになっております。一般共聴施設については、施設の管理組合の負担でデジタル化の改修整備を行うことになっております。国の支援事業が活用できるのではないかといいふうにも思っています。市内の公共施設の地デジ対応につきましては、市内の公民館等の施設に63台、市役所本庁、支所内に47台のテレビ受信機が設置されております。今後地デジ対応の受信をするためには、デジタル放送に対応した機器を購入することが必要となります。公共施設のロビー等に

設置してあるものから、優先的に更新を図っていききたいというふうに考えております。また、庁舎内の事務室に設置してあるものは、古いものから順次更新を行っていききたいというふうに思っております。さらに、本市の集合市営住宅におきましては、地デジ放送に移行するための調査中でありまして、現在専門による調査を委託発注しております。今後新たな難視聴地域についての調査は、松山中継局が開局した時点で市の受信点の調査を行う予定でございます。以上で、地デジに対する質問に対してのお答えをいたしました。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

地上デジタル放送に関する小・中学校の対応でございますが、御指摘のとおりこれまでのアナログテレビ放送が平成23年7月25日から完全移行される予定の地上デジタルテレビ放送というのは、大変高画質、あるいはまた高音質のハイビジョン放送や暮らしに役立つデータ放送、またテレビに通信回線をつなぐことによりまして、双方向に情報のやり取りが可能になり、有効な教育的活用が期待できるなど、これまでの見るテレビから使うテレビへと進化していくものだと伺っております。そこで、小・中学校の地上デジタル対応への取り組みでございますが、御存じのとおり市内すべての学校に教育用テレビが配置されております。小学校が184台、中学校が64台の計248台を保有しておりまして、現在それなりの教育効果を上げているところでございます。そこで、今回の完全移行に伴いまして、すべて地上デジタル放送対応のテレビに買い替えるのか、あるいはデジタル対応チューナーを接続するのか、はたまた各学校に1台デジタル対応テレビとDVDレコーダーを配置して、この1台でデジタル放送の受信と授業に必要な放送番組を録画して活用するのか、等々様々な選択肢があるようでございます。いずれにいたしましても、平成23年7月24日でアナログ放送の終了が決定しておりますことから、本市における小・中学校の地上デジタルテレビ放送の対応につきましては、極めて多額の費用が必要となってまいりますので、今後平成21年度から調査設計、改修工事等の年次的な整備改修計画を策定いたしまして、地上デジタル放送開始に間に合うよう努めますとともに、関係部局にも相談をいたしまして、進めてまいりたいと考えているところでございます。あわせて、地上デジタル放送のテレビの整備にあたりましては、本市が重点的に取り組んでおりますIT環境、パソコンとの連携を進めていけたら、より幅広い教育の展開が図られるのではないかとということなども期待をいたしているところでございます。

次に、アレルギー疾患対策でございますが、御案内のとおりアレルギーとは、本来人間の体にとりまして極めて有益な反応であります免疫反応が、逆に体にとって好ましくない反応を引き起こすときに用いられる言葉だと認識しております。このアレルギーによる子供の代表的な疾患としては、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなどがありまして、その中でもアナフィラキシーという症状を起こすと、短時間のうちに極めて危険な状態に至ることがあると伺っております。本市の各小・中学校では、アレルギー疾患のある児童・生徒が延べ419名おります。その中でも診断書の出ている強い食物アレルギー反応を示す児童・生徒26人に対しましては、給食センターでは代替食やアレルギー源除去食を作るなどいたしまして対応しております。また、先ほどもありましたが、日本保健学会から出されました学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン等を基にしながら、各学校ではアレルギー疾

患に対する共通理解を図りまして、保護者や学校医等と万一に備えた対応を事前に協議したり、さらにチョークの粉やあるいは動物の毛に触れさせないようにしたりするなど、細心の注意を払っております。さらに、呼吸困難やあるいは吐き気、じんましんなどの発生には、緊急の対応ができるように日ごろの健康管理を怠らぬよう指導しております。教育委員会といたしましては、今後とも各学校が保護者、学校、給食センター等関係機関と連携を図りながら、個々の実態の把握に努めますとともに、適切な指導・管理が図られるよう健全な教育活動を支援してまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） まず、この歴史のまちづくりについて、市長と多少やり取りをしていきたいというふうに思いますが、市長の方から答弁で、これまでの旧志布志町が抱えておりました歴史の街づくり構想、その流れ、そしてその流れを受けて、新市になって今検討委員会を設置して、本年からどのように取り組むのかということを具体的にその検討を始める段階に入ったんだという流れですが、今回質問をいたしておりますこの歴史まちづくり法が制定をされた。いわゆる本市にとって大きな財産を、財産というか、財政ですね、旧志布志町が抱えてましたこの歴史の街づくり構想を実現していくためには、膨大ないわゆる財政的な裏付けがないとなかなか進めていけないという状況が過去にはありました。そして、平成5年以降いろんなことがあったんですが、とんざしている状況、そういった中に国の指定が受けられるんじゃないかということで、改めてクローズアップされてその動きをもって進めていく中で、やっと国指定が受けられるというところまでできました。しかし、それについてもやはり財政的な国の支援があるにしても、その山城の周辺整備、あるいは街並みの整備そういったことを考えたときに、膨大な財政が必要となる。本当にまちづくりの形成、山城を中心とした歴史のまちづくりというのは、言葉としても、またその実態をパンフレット等で見えてもすばらしいなとは思いますが、なかなか財政的なことを考えるときに、一步踏み込めないというようなことが過去にはありました。そういった中で、本当にこれまで鎌倉であるとか、京都であるとか、奈良であるとか、そういった所にしか適用されなかった法律が、特別措置法が、今回ある意味では大きくですね、全国のそういった歴史の街並みを持っている所に転用できるような法律が出来上がった、これ11月施行の予定であります。そういったときに、やはり私個人としては、大変すばらしい法律が出来上がったなというふうに喜んでおります。そういった意味では、これが5月に成立して公布になったわけですね。それ以降ですね、この歴史まちづくり法を中心とした歴史のまちづくりの下支え、そういったことに対する協議というのはどれくらいなされたのか、そこをちょっとお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

歴史まちづくり検討委員会を立ち上げて、その協議が今までなされてきたところでございますが、まず、1回目に現地調査を行い、そしてその後、歴史的環境形成総合支援事業の概要について、山城の公有化とか、平山邸の改修とか、商家資料館、それから治山対策というものの検討をしてきたところでございました。現在、2か月に1回程度この検討委員会を開催しております、今年度におきましては、先ほどから話がありますように歴史のまちづくり法が施行されるということでございますので、このまちづくり法の活用も含めた形の検討を現在進めようとしているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 市長、再度確認をしたいんですが、こういった歴史まちづくり法が本市にとって、この歴史の街づくり構想を推進するにあたって、本当にこれ、この法律に沿ってですよ、提案をしていって、それを国が認可していけば、本当に後押しをしていただけるような法律の制定だと思うんですね。そういったときに、これ5月になってそれ以降、6、7、8、3か月猶予がありますが、実際ですよ、まちによってはこの法律が出来上がって以降、いろいろと計画を立てて、この歴史的、先ほど難しい言葉でも述べられましたが、この歴史的風致、これを維持する向上計画というこれを策定するという、これをしっかり方向性を持って、もうホームページに打ち上げて、自分のまちはこういう案を持って、この法律の下に認定を受けますという、そういう計画をもう立てましたとやっている所があるんですよ。だから、今日も先ほど来、いわゆるまちづくりに関しても合併してあまりいいことはない、暗い情報ばかりだと。そういう状況の中で、やはり行政も、議会もそうですが、市民と一体となって、明るい話題づくり、希望の持てる話題づくり、そういったことを進めるにあたって、すぐこういったことに目を向けてですね、もう何回となくこのことについて協議しておくべきであろうと、僕はそう思うんですよ。四、五回ぐらい僕はあったのかなと思ってのんですが、今からという考え方ですよ。そこはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

1回目を5月21日、2回目を7月31日ということでございまして、この中でもただいまの歴史まちづくり法についての検討がされたということでございます。今、お話がありますように、国に対しまして歴史的風致維持向上の地区の計画を策定して、そしてその認可を受けなきゃならないという段取りがございまして。それと同時に、市独自の歴史の街づくり構想がございまして、そちらの方の整備をどうするかということをもとめながら、この法律を適用するとすれば申請していきたいということになりますので、そのことに基づきまして、この歴史的風致維持向上地区計画を策定していく方向になるとすれば、そういった段取りになるのではなかろうかというふうに思います。ただ、議員の方もお話がありますように、この事業につきましては、歴史の街づくり構想につきましては、非常に旧志布志町から温められてきてました壮大な計画だということで、膨大な事業費がかかるということでございます。そのような事業費がかかるという中で、現在改めて構想がまとまったということで、全庁的な取り組みをするということで、検討委員会を開催していることとございまして、この検討委員会を更に、中身を、熟度を高めさせていただきまして、ただいまお話があります歴史のまちづくり法についても検討させていただければというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） 僕は、市長にですね、旧志布志町の時の歴史の街づくり構想、これだけを指してですね、やる気があるのかなのかということをおっしゃっているんじゃないんですね、これはこれとして、旧志布志町の核として、まちづくりの核としてありました。しかし、今回これを、今回の歴史まちづくり法というのを見たときに、本当にこれを後押しできるような法律の制定になってますが、それだけではなくて、いわゆる今の例えば旧志布志町でいえば、駅から上がって昭和商店街、上町商店街、ずっと志布志町の方まで伸びていく220号線より上の方ですね、あそこの街並みの整備とかいうことまではなかなか手付かずの状態だけれども、そこまで手を伸ばしていけるようなチャンスが到

来しつつあるんじゃないかという気がするわけですね、この計画書の策定いかんによってはですよ。そういった意味でいったときに、これまでのこの志布志市の振興計画を見るにつけ、あるいは基本構想、基本計画、実施計画そういった流れの中で、いわゆる市長の思いとしても全然ないわけじゃないんでしょうが、この歴史のまちづくりについては、大きな財政的な支えがないとできないということもあってか、なかなか事が進みにくいな、国指定がある割には歩みが少し遅いんじゃないのかなという気が、旧志布志町の人間としてはですね、すごくしてたんですよ。ですから、あえて今回この質問をしたのは、このタイミングにおいて市長にしっかりですね、この歴史まちづくり法を生かしたですね、施策の展開を新たにですね、一から練り直す必要はないんですよ、たたき台はちゃんとあるわけですから、基本構想があるわけですから。そこに今回法整備がされたそのやはり縛りがありますね。その一つ一つに乗った計画作り、ここを早急に取り組んでいただければ、しっかり手を挙げていただければ、十分国のこういった施策に間に合うというふうに僕は思ってるんです。ですから、そういった意味で、乗っからなければですよ、なかなか進まない。でも、計画をしっかり立てて認定を受ければ、素早くですね、この事業に取り組んでいけるわけですので、そこらに対する僕、情熱というか、思いですね、それをぜひお聞きしたい。実は、合併してですよ、何回となくここでもありましたけど、志布志のまちの顔は何なのかと言ったときに、顔がない、顔が見えないとよく言われます。昔、志布志駅を中心として日南線があり、大隅線があり、志布志線がある。そこに港がある。きれいな白砂青松があった。そういったときに旧志布志町としては、あそこら一帯がひとつの志布志の顔だということが言えたと思います。ところが、合併することによって、駅も1線だけになりましたし、今もアピア問題とかいろんなことであの中心地が揺れ動いておりますけれども、そういったときにやはりこういった歴史まちづくり法を生かしてですね、いろんなこの計画を立てて、国にすぐ申請をする。そして認可が受けられたとすれば、どれだけですね、志布志市民にとってですね、勇気がわき、希望がわくかしれません。そういった意味での意気込みを、ぜひお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併いたしまして、志布志の市街地が寂れてきて、寂しくなってきた、そして麓地区がさらに高齢化も重なりまして、空き地が目立ってきているというようなことにつきましては、十分認識しているところでございます。また、そこに住んでいらっしゃる方々がなんとかしてほしいというお声があるということも、十分そのことにつきましては理解しているところでございます。そのような中で、それでは今お話がありましたように志布志の顔というのはこれから何なんだろうというように考えたとき、私自身は、やはり志布志港ではなかろうかというふうに思っております。その志布志港の振興を図りながら志布志のまちのにぎわいと発展があるのではなかろうかという意味であれば、若干街の中心というのは、歴史的流れの中で西へ西へと移ってきているのではなかろうかというふうに思っています。そのような意味合いから歴史のまちづくりというのはあるんじゃないかなと。そして、今ありました歴史のまちづくり法に基づく整備というのはされていくんじゃないかなというふうに考えているところでございます。先ほどもお話しましたように、庁舎内の検討委員会の中でこのまちづくり法も含めた形の検討をさせていただければというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） 志布志の港、それが志布志の顔、それは僕も否定をいたしません。しかし、その志布志にいろんな、今もそうですが、貨物が届く、飼料がどんどん届く、コンテナヤードをどんどん増やしていく、コンテナの数は右肩上がりだと。しかし、こちらから、志布志から、あるいはこの後ろの農畜産物も含めてそういった物を出していくコンテナの数というのは全然少ないと。情報発信もできない状況。だからこそ市民にとって志布志港というのものがなじみの薄い港になってしまっている。花火大会とかそういった時だけです。あと釣りをされる方が少しなじみがある。あとは工業団地として動いているだけという印象が強いわけですね。だから、魅力ある歴史的なまちづくりをして、例えば船で、さんふらわあで降りられても通過点ですよ、今は。そうじゃなくて、しっかり自分たちのまちに滞在型でとどまってもらような歴史のまちの整備ということも大事。そして、今はやっているのがこの古い、例えば僕なんかこうですよ、志布志市志布志町志布志ですよ、番地は。それで、いろんな所で問い合わせをすると笑われることがあるんですけど、志布志が三つ並ぶんですねと言われるんです。これがいい悪いは別にしてですね、そういう新しい地名もそうですけれども、番地名もそうですけど、昔からの旧番地名も並列に並べてですね、まちの整備をしている所なんかもいっぱいあります。僕は、本当に知恵を絞って歴史あるまちづくりをしようと思えばいろいろできると思うんです。そうすることによって、先ほど市長が言われた志布志港が顔であるということは、なおさらですね、生かされてくると思いますので、そこらは併せてですね、考えていただきたいというふうに思いますが、ちょっと細かいですが、このまちづくりという観点では、これまでも国土交通省が実施しているまちづくり交付金制度というのがありますね。多少該当する事業範囲というのが異なるんだろうというふうにも思うわけですが、今後この歴史まちづくり法を活用していこうとした場合、制度の関係性、整合性ですね、どちらか一方の制度しか活用できないのか。それとも、この今回新たに制定された歴史まちづくり法だけを利用して進めていくのか。そういった検討というのは庁舎内で行われているんでしょうか。

○企画政策課長（溝口敏久君） それぞれ今質問がありましたが、この検討委員会の中にそれぞれ関係各課が入っているわけでございます。今回のこの質問を受けましても、それぞれ意見交換をしたわけでございますが、その中で議員が申されましたこのまちづくり法、これの補助率そういったところについても検討いたしておりますが、都市計画の関係、ないしは景観法、これに基づく補助事業そういったものもあるわけでございますが、それらがどういった形で絡まっていくのかということまでのまだ検討はいたしてないところでございますが、今後検討していきたいということでございます。

○14番（小野広嗣君） 僕はですね、スピードアップをしてですね、せっかく市長がこの歴史のまちづくりのための検討委員会を設置されているわけですので、できれば本当にスピードアップしてですね、回数も増やして議論をして進めていっていただきたいわけですが、建築物の改修などのハードの部分や、志布志が持っているお釈迦祭りであるとか、そういった祭り、ソフトの部分、こういった部分に対する補助というの、今回はしっかりこの制度に乗っかっていくと獲得できるわけですので、本当にいろんな情報をですね、今、企画政策課長も答弁をしていただきました。今回ですよ、すごく大事なものは、いわゆる古都であるとか、そういった所には特別措置法がありましたね、鎌倉だとか京

都だとか奈良だとかあるわけですよ。これ全国で10しかないんです、政令都市クラスですよ。そういった所の文化財の保護とか、景観法にのっかってきてます。しかし、それが今まで文化財保護法であるとか、景観法であるとかそういう特別措置法であるとか、こういったものがばらばらに組まれているから、なかなか地方の小さい歴史的なものに対して制約があった。ところが、これが取っばらわれたという状況ですね、何よりも大きいのはこの国土交通省であるとか、文部科学省であるとか、農林水産省、こういった垣根を超えて、政策を立案して出していけるというのが一番の魅力でしょ、今回。そういったことになってくると、今企画政策課長が調整役になるのかもしれませんが、本庁内での検討も本当に今までだったら、文化財だったら教育委員会と。教育委員会の方からもいろいろと答弁がこれは出てくるのかなと思ってましたけど、今回企画政策課長の方である程度まとめられていると思いますが、そういった情報を共有しながらやっていかないとなかなか進まない問題ですよ。ですから、検討委員会はそれでいいんですが、そういう庁内を挙げてどこが担当してこれを進めていくのかと。歴史の街づくり構想は、予算措置は別個にしても進めているのは教育委員会だったでしょ、担当は。そこらどうなんですか、市長、今後は。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

従来、歴史の街づくり構想につきましては、教育委員会の方で担当しまして、その推進について検討してきたところでございました。その事業につきましてまとめができたということでございますので、そのことを実際事業化するとすれば各課と調整していかなきゃならないということに至りまして、全庁的な検討委員会というのを立ち上げて今年からそのことに取り組んできたということでございます。担当の方は企画の方でしております。

○14番（小野広嗣君） それでは、共通理解として、この歴史のまちづくりを進めていくというイニシアチブを取っていくのは企画政策課というふうに理解をしいわけですね。はい、分かりました。この連携、今年立ち上げられて、この各課による連携の強化というのがますます喫緊の課題になるというふうに思ってるんですが、企画政策課長としては、すごく重みのあるですね、仕事を担当するようになんか本年からなったというふうに僕は理解するわけですね。そういう意味では本当に、旧志布志町以来この歴史の街づくり構想に加わった職員の方々、あるいは先輩の方々いっぱいいらっしゃるわけですよ。今いる方々だけで議論するわけではなくて、そういったこれまで練り上げてきた、いわゆる構想が出来上がるまでにいろんな意見をいただいた方々もいっぱいいるわけですので、そういったところまで実際は目配りしながら進めていかないといけない大きな問題ですので、そこらについてはですね、課長も今市長の答弁を受けて、ますますその責任の重大さを感じられたことだろうと思うんです。我々旧志布志町出身の立場からいうと、なかなか壮大なスケール、そして、しかし一方で、ぜひ中世山城、これを中心とした構想をもう少し生かせないのかなということがずっとありました。黎明館に、志布志市には無い6m規模の中世山城の模型があるわけですよ。それがなかなか実現しないという状況、志布志の山城は志布志には無いというふうに記者の目で書かれたことがあります、黎明館にしかないって。すごく残念な意味で記事であったと思っています。そういう意味では、今回こういう歴史まちづくり法が制定された。そして、自治体においては11月の施行へ向けて、もう自分たちは

かくかくしかじかでこういうまちづくりの構想を立てましたってホームページでうたっている所もあるという現実、そこはやる気があるのかないかの違いなんです、やはり。採択されるかされないかは別問題です。やるんだという意気込みが情報発信されていくと、市民もそのことに注目をしていきますね。そういったことに対してぜひですね、市長、これ市長の思い入れとしてもですよ、先ほどの港が顔だと。港を生かす大きなひとつの支えとしては、旧志布志町の歴史のまちづくりというものが大きくバックアップしていくことはもう間違いないわけですので、そこらに対する意欲をこの件では最後に聞いておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在までに歴史の街づくり構想に基づきまして、様々な箇所について公有化が図られたりしてきているところでございます。山城につきましても、現在7割を取得が済んでいるということでございます。それから、今後商家資料館の整備についても取り組まなきゃならないということになるかというふうに思います。あるいは、国指定の文化財、民家等についての修復等についても考えなきゃならないんじゃないかなというふうに思うところでございます。それらのことも含めまして検討委員会の方で今検討しているところでございますので、歴史まちづくり法を絡めた形で今後検討が進むというふうに考えているところでございます。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、先ほど来八久保議員の方からもありまして、途中僕の質問をされるのかなとびっくりしましたけれども、初代の市長としてという聞き方もされてました。僕もそういう意味では、本当に初代の市長がどういう施策の展開の下にこの新しい志布志というまちづくりを責任を担っていかれるのかなと。それは、議会ももとより同じ責任を負っていると思います。そういう意味でいろいろと質問もするわけですが、今抱負を述べていただきましたので、ぜひですね、これは何もともかく旧志布志のまちづくりだけを私は議員として言っているわけではなくて、そうすることがやはり波及効果を及ぼして志布志市全体にも元気を出していくと。特に、市長が冒頭言われたように、旧志布志町にとって、あの玄関口といわれる商店街等も含めて一番寂れたんじゃないかというふうに言われてですよ、寂しい思いを皆さんがされているわけですね。そういった中であって、そこがまた再び活気を呈することによって、志布志市全体にですね、やはりエールを送っていくと、そういうことになるだろうと僕は思うんです。そういう意味ではぜひですね、この政策については真剣に取り組んでいていただきたいというふうに要望をしておきたいと思います。

次に、この個人情報の過剰反応に対して聞きました。このことはいろいろと現場的にいくと、この個人情報保護法が17年に成立をして、いい意味ではすばらしい法律だったと思いますが、誤解も一方で生んで、何でもかんでも個人情報だから守らなければいけないと、言うわけにはいかないと。現場でも様々なトラブルが起こってきていると思います。そういった意味で、例えば市民課、あるいは税務課、そういった窓口で個人情報に関するトラブル等がこれまでなかったか、まずお聞きをしておきたいと思います。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 個人情報の取り扱いについてトラブル等はなかったかということでございます。市民課の現状について申し上げたいと思います。

電話等で、自宅にいろんな手紙とか、物が送り届けられてくるということで、市役所の市民課の方から情報を教えてるんじゃないかと、そういう業者とか、方々はいらっしゃいます。そういう苦情は少なくないところでございます。中には市を相手取って訴訟を起こすよというようなこともおっしゃられる方がいらっしゃいますが、決してそういうことはないということで、個人情報の法律や条例により、今日の取り扱いについては特に慎重に対処しているのが現状でございます。

以上です。

○税務課長（外山文弘君） 税務課サイドでいいますと、個人情報といいますが、個人の所得証明そういう台帳等の閲覧になるわけですが、7月より本人確認をさせていただきます。そういう中で、やはり個人の財産に関する貴重な情報ですので、そういう意味では本人の確認をいただいて今実施しております。特別、窓口でのトラブルはないと認識しております。

○14番（小野広嗣君） やはり市民が一番接していく行政の窓口というのは、当然市民課であるとか、税務課であるとか、福祉関係そういった所が一番多いんだらうというふうに思いますが、いわゆるこの過剰反応というのは、個人情報保護法に関する誤解から生まれているということに尽きるわけですが、内閣府が出しています分かりやすい個人情報保護法の仕組みというパンフがあるわけですが、その中にまずいわゆる過剰反応の典型例というのがあります。そして、それは何かというと、今も申し上げましたけれども、個人情報であれば何でも保護だという、ここに大きく誤解という字が出てます。この誤解を行政と市民、ここがどう分かり合っていかなきゃいけないのかと。そうなってくると、やはりもう行政としては、志布志市も個人情報保護条例を制定してます。国の法も制定されてます。そういったことをどんだけ分かりやすく周知徹底をしていくか、啓発していくか、あるいは講演活動等を通じて理解をしてもらうのか。そういった場をどんだけ展開したかに尽きると僕は思っているんですよ。それに対する取り組みが弱いんじゃないのかなという思いで、今回質問をしております。その辺、市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、窓口の方で直接そういった件というのは極めてなかったということで、報告があったとおりでございまして、そういう意味からすると、個人情報保護というのは、それなりにされているんじゃないかなというふうには考えているところでございます。しかしながら、いわゆる過剰反応があった上でそういった苦情はなかったのかなというようなこともございますので、現在市のホームページで条例に基づく個人情報開示請求の手続きの案内、それから制度運用状況の公表ということをしている状況でございます。今後様々な形で情報の提供をしていきたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） もうもとより市長は当然御存じだと思いますけれども、当然この個人情報保護、個人の権利権益の保護というのが一方側にはあります。一方で、今度は行政側の仕事として、個人情報の有用性というものを火急の時に必要とされるわけですから、それをしっかり作っとかなきゃいけない。そこの板ばさみの中で、今後市がいろんな仕事をしていくときに、多分トラブルが出てくる可能性がある。何でこういう話をするかということ、あちこちでそういう過剰反応に対するいろんな事件が起きて、それがニュースにもなったりします。例えば三重県の津市で本年起こった、

事件ではないんですよ、事件ではないけど、幼稚園とか、幼稚園の子供たちの絵であるとか、おもちゃを並べる展示会とかいうので、3,500点から4,000点ぐらい並べたんですね。その時に、各幼稚園、保育園の名前と番号しか載せなかったと。だから、誰が書いた絵なのかも全然分からない、誰が作ったおもちゃなのかも全然分からないという、これは特定されると何があるか分からないという過剰反応によるイベントですよ。すごく問題になりました、ここまで抑えていかなきゃいけないのかと。本当にこの垣根、どこで線を引くのかという難しい問題があって、この個人情報の有用性という観点からいけば、自治会での名簿作りであるとか、学校での連絡網であるとか、あるいは災害時の要援護者リストの共有であるとか、いろんな問題が出てきます。これ通告はしておりませんが、教育長、学校でのですね、緊急連絡網、うちも子供が2人おりますからちゃんと出来上がっているのは分かっていますが、ただ範囲を見ていくと、名前と電話しか載せないというのはもうぎりぎりのところでしょ。ここらについてはどうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、どこまでが保護なのか、どこまでが公開なのかということで、非常に困る面がございます。学校といたしましては、緊急電話連絡がないと緊急の場合に保護者に連絡できないということで、もうぎりぎりのところで、今議員のお子様を持っておられるような形で、しかも必要最小限の部数を発行するように、そして職員に対しては、氏名、番号等を打って、何分の1の誰のもの誰のものというような形まで努力をして、いわゆる必要以上に出回らないようにということは工夫しておりますが、もうこれでぎりぎりかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 今、教育長の答弁のとおりであると、僕も現場的にはそういうことであろうと理解しております。ただ今後ですよ、学校現場において火急のことがあってはならないけれども、災害においてもですよ、あるいは不審者の侵入においても、様々に連絡をしなきゃいけない、手を打たなきゃいけない、そういった時に、ある程度学校も個人情報の保護の観点と有用性の観点を見極めながら、ここまでは保護者にも出せるんだという情報の整理というものをですね、しておかなければ対応できないんじゃないかというふうに思います。この点は、今後の課題として教育の現場でもですね、ぜひもんでいっていただきたい。

一方、自治会等においても、自治会長がいろいろと新たに転勤されてきた、自分の地域に入ってきた所に訪問されていると聞いても、何も教えていただけないとか、もううちは入らないからと、集落には未加入で結構ですというようなこともあったりして、なかなか現場でも難しいことがあるようではありますが、そこらについてはどうですか。自治会におけるこういった取り組みに対して。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

例えば集落の自治会が区域内の新入学児童に入学祝品を支給するからということで、名簿を市の方に求めてきたときに、直接的には市民環境課の方に来るわけですが、市といたしましては、閲覧の費用が要るというようなことになるわけですが、そのようなことで、自治会に対しては助成金を支給しまして自治会活動を支援しているということでございますので、そのような団

体から改めて手数料をまた納付してもらおうということについては不合理だということでございますので、それに関連する担当の課から請求していただきまして、そのものについては要求に応じるというような形をしているところでございます。

○14番（小野広嗣君） いろいろと、言葉は悪いんですけど、学校の現場であるとか、自治会の末端組織であるとか、そういった本当に一番大事な部分ではですよ、情報の共有ということをお互いのできればいいんだけど、できない悩ましさというのがありますね。そして、市長の立場でいえば、先ほど3番目に聞きました災害時の要援護者のリスト作り、こういったものは本当に市の防災・防犯対策にとってすごく大事な部分であろうと思いますが、ここを進めていく上でも民生委員であるとか、児童委員であるとか、自治会の小組合長、自治会長さん、こういったところの協力を経ながらやっていくわけですね。例えば病院との関係も出てきますよ。こういった部分での現状での取り組みはどうなってますか。

○総務課長（中崎秀博君） 災害時の要援護者のリストがどうなっているかというようなことですが、現在市といたしましては、県の方からもプラン作りの、県が作成しなさいというふうに関年の説明会でもあったところでございますが、現在まだ取り組みをいたしておりませんが、一部の地区で現在共生・協働のコミュニティ創出事業を実施いたしておりますので、有明地区の一部と志布志地区の海岸沿いの公民館に御協力をいただきまして、現在要援護者の名簿を作りまして、マップに落とすというような作業をいたしているところでございます。

○14番（小野広嗣君） ということは、要援護者のリストは完成しているということですね。マップに落とすということまでできている。完成しているんですか。

○総務課長（中崎秀博君） リストの方は、各公民館の方で民生委員さんの御協力をいただき、また自治会、自主防災組織の協力をいただきながら、調査をしているということでございます。

○14番（小野広嗣君） 多分そういうところであろうと僕は思って聞いたわけですが、だから、そういう作業を進めていく上で、この個人情報保護法という観点から、いわゆる過剰反応によって事が進まないというようなケースはありませんかというのが聞きたい趣旨なんです。どうなんですか。

○総務課長（中崎秀博君） そのような声は実際は耳にしていないところでございますが、実際、現在取り組んでらっしゃる志布志と有明の一部の、公民館の御協力をいただいておりますけれども、その実態がどのような反応かはちょっと聞いておりませんが、シビアな対応だというふうには思っているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 要はですよ、だから、市内全域でそういうことを進めていくわけですね。そういったときに、やはりそのいわゆる現場で動かれる方の個人情報保護に関する知識、理解、そしてそれを受ける側の市民の認知度、そういったものが、先ほど言いましたように、誤解があれば進まないケースがある。あるいは、それがしっかり周知されている状況で動かれている地域は、そういった名簿が出来上がってくるかもしれないけど、ちょっとした誤解で崩れてしまうとできてこないとこた出てくるわけですよ。そういう心配、そういう出来事が起きている地域が現にあるわけですよ。ですから、行政の側はそういったことに対する目配りをしっかりしながら、その進ちよく状況につい

てですね、細やかに聞いていくという作業がすごく大事だろうと思うんですよ。これはもう総務課長、十分理解はされていると思いますけど、今後そこについてはですよ、すごく市が火急の時に、災害があった時に、一番最初に救わなければいけない人たち、この情報は市にとっては絶対必要な情報です。だけれども、問われる側からすれば何か不安があって、そういったことを知ってほしくないということとこのことが立ち止まってしまえば、市として仕事ができないじゃないですか。どうですか、課長。

○総務課長（中崎秀博君） はい、議員のおっしゃるとおりだと思っております。災害が発生した場合に第一に駆け付けなければならぬと、援護者の所にとりうふうに思っておりますが、そういった場合に明らかに本人の利益になるということであれば、情報の共有はできるというふうに考えておりますので、そこを住民の方に今後、先ほど市長の方も答弁いたしました、過剰反応の解消をすることで今後市民の方々にも詳しく情報の提供を実施いたしまして、過剰反応の解消に努めていきたいというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、そういう方向で進めていっていただきたい。例えばですよ、その場合、広報等も含めてですよ、ホームページにしても、広報でもいいですよ、あるいは散らしでもいいですよ、やっていかれるときに、文書だけでですね、文書で説明するというのは入ってこないんです。本当にインパクトのあるイラストやら付けて、やり取りとか入れて、本当にそういう方々が読んで見て分かるようなですね、そういうお知らせじゃないと文書だけで流していくと何にもなりません。いろんな話を現場で聞くと分からなかったということが、他の事案ですよ、ありますので、ぜひ今後取り組む際はですね、そういったイラストも含め、Q&Aも含めてですね、やってほしいと、これは要請をしておきたいと思えます。

次に移りたいと思えます。

地上デジタルに関する質問をしたわけですが、今9月ですので、約3年でしたが、もう3年を切ってしまう。3年後の7月24日までにアナログ放送が終了すると。このことに関しては、約1年半前の3月、昨年3月議会でも木藤議員の方から質問がいろいろと出ておりました。私もその時の質問の中身、やり取りを見させていただきました。その中でなおかついまだ実現していない、あるいはちょっと気になる場所がありますので、そのことも含めて、木藤議員の了解も得ましてちょっと質問もさせていただきたいというふうには思うんですが、情報化、7月に情報化のアンケートを取られたと。そのことで、このアナログからデジタルに変わるというのを知っている人は95%ということ、現在見てらっしゃる人のデータが18%だとか、見たいという人が75%であるとか、いわゆるアナログからデジタルに変わっていくという情報に関しては、市民のその多くの方々が既にもう理解をされているというふうには僕も理解をしいんだらうと思えます。要はですよ、そこはそうなんです、じゃあ変わることによってどうなっていくのかと。アナログからデジタルに変わる、じゃあデジタルからどうすればいいのかといったときに、地デジのテレビが必要ですよ、テレビがなければチューナーとつないでやりますよ、ケーブルでやれる方法もありますよと。今後はインターネットでという方法だってありますよとか、いろいろ出てくると思うんですね。そういったことに対して分かっていますかかって聞いたらこんな数字は出ませんよ、間違いなく。高齢者の方々はそのままでまだいってらっしゃら

ない方々がいっぱいいます。そこら辺について、市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、先ほどお答えいたしましたアンケートにつきましては、始まることを知っているという方が98%、そして実際もう見ていらっしゃる方が18%いらっしゃるということでございまして、かなり認知度は高いんだなというふうには思ったところでございます。しかしながら、テレビ等で盛んに放送されていますように、デジタル放送が始まったら、その専門の受信機が必要なんですと、そしてさらに、受信機がない場合にはチューナー設置が必要なんですと、さらに、現在UHF、VHFのアンテナだとそれも対応できないからデジタル用のアンテナが必要なんですと、ということについての認知はまだまだ低いのではなかろうかというふうに考えるところであります。

○14番（小野広嗣君） ですから、そのことに関して、しっかり行政の側は周知をしていかなきゃいけない。地上デジタル放送についてということで、本市のいわゆるホームページにも載ってました。2011年7月24日までにアナログ放送は終了しますと、文章でこうやって書いてあるんですね、ホームページにですね。そして、地上デジタル放送を視聴するにはということで、3点で細かく書いてあります。チューナーが必要だ、テレビが必要だ、こうやって書いてありますけど、こういう形で例えば、これはホームページですけど、広報に出ても、分かりますか。分かりますか。僕は分からないと思うんですよ。だから、いわゆる具体的にかみ砕いて分かるように、また例えば現段階における経費、例えばこの3年で値段も変わってくると思うんです、チューナーの値段もですね。2万円ぐらいからだんだん落ちてきて、国は5,000円ぐらいまで落ちるんじゃないかと予測してますけど、そこまでいくかどうか分かりませんがね。そういったことまで含めて説明をしてあげるのが、行政としての親切さだろうというふうに思うんです。

僕ちょっと不思議だったんですが、このホームページを見た時に、くだらない細かいことで申し訳ないんですけども、ホームページでこの地上デジタル放送についてというのがアップされているのが、7月の確か15日付けでアップされているんですよ。ところが、この文章を見ていくと、8月11日に志布志デジタル中継局が開局しましたって書いてある。だから、この文章だったら、アップされているのは8月これ以降じゃないとおかしいでしょう。どうでもいいことなんですけどね、すごく気になるんですよ、そういうひとつひとつが僕は。行政の仕事として、仕事の在り方として正しいのかなと思っちゃうもんだから。多々ありましたよね、これまでも、僕がこういう質問をする中で。ホームページに出している流れが本当に前後しているとか、おかしいんじゃないのかってありました。これは後で教えていただければいいですよ、そのことに対する答弁はいいですよ。

実際、8月11日にじゃあ開局しましたと。これまで鹿屋からの流れで見てこられた人たちもいます。都城エリア、あるいは串間エリアの流れで見れた方々もいらっしゃいます。そして、いよいよ志布志町の陣の岳の方から開局をしてできるという流れができた。そういった中でもなおかつ難聴であるとか、厳しいと。前の木藤議員との間では、そう大して変わらないとは思いますが、実際試験電波が通ったりして、今アナログですから、デジタル波が通っていった時にどれだけの難聴が出るのか分かりますという答弁もされてます。ほぼ同様の状況であろうとは思いますが、そういった所に

対しては、いわゆる経済的負担が結構大きくなるので、国の支援策等もありますので、それで対応をしていければなあというふうに思ってますというふうに答弁をされました。さっきも同じような答弁をされました。あれ以来どういう取り組み、じゃあ、あれ以来進んでないわけですから、まだしてないわけですから、タイムスケジュールを教えてくださいよ、その難聴地域のこととあわせて。

○情報管理課長（徳満裕幸君） お答えいたします。

今後のスケジュールでございますけども、地上デジタルテレビ放送の市町村別ロードマップというものが公表をされております。これによりますと、NHKの放送局で新たな難視聴世帯が360世帯から560世帯と推測されております。この世帯数は、平成12年度国勢調査地域メッシュ統計を使用して、地区の1点をコンピュータで電界強度をシミュレーションしたものであり、大まかな目安となるものでございます。このロードマップにつきましては、あくまでも予測値でありまして、難視聴地区であるかについては、実際の地上デジタルテレビの電波を測定して電界強度の調査を行う必要があります。市におきましては、松山中継局が開局されました後、受信点の調査を実施する予定でございます。そしてまた、この調査の結果によりまして、新たな難視聴対策が集落単位でまとまって生じた場合、地上デジタル放送対応の共聴施設整備事業の補助事業等を国に要望してまいる予定でございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 事は、あの時以降進んでないというふうに思うんですが、やはりですよ、じゃあ質問者に対して、質問者は詳しく分かってらっしゃる方ですが、そういったそれ以降の流れ等もですね、しっかりお返しをしていくということも大事なんじゃないですか。市長は1年半前に、タイムスケジュールまでとは言われないけれども、そうやって手を打っていくという話、調査もしっかりしていくと、そして国の方針としてしっかりそういった国の補助も受けられるように取り組んでいくというふうにしっかり答弁されてるわけですからね。同じようなことがほかにもありますよ。集合住宅であるとか市営住宅、こういったことに対しても、市営住宅あるいは難視聴地域についてはあらかじめそういったことで調査等をしまして、その対策につきましては、地デジ放送が始まった時に不便が生じないような形にしていきたいというふうに思っていますというこれは、市長、結局3年後に始まった時に不便を生じてはならないということで答弁されているんですか。それまでに私はやりやすよという答弁なんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど受信点の調査というのもございまして、今回地デジの放送局が開設されて、志布志市の地域がどういった状況かということが正確に把握できるような状況になったんじゃないかなろうかというふうに思っております。そのような意味合いから、このことに基きましてそのことの調査をしまして、難視聴地域についての調査もいたしまして、そのことに対応していきたいというふうに思っています。そして、共同受信のアンテナの地域につきましても、地デジの放送が始まるまでには、対応できるような整備を行っていきたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） 志布志局が開局したわけですので、それで広範囲に受信される方々が出てくると。そういった中で、買い換えをされる人たちも出てくる。それはもう御本人たちの問題ですが、

先ほどの見ておられる方が18%、これが志布志市の開局によってまたぐっと増えるというふうに思いますね。そういった流れの中で、情報が飛び交いながら、うちは見れないよという状況が出てきたときに、やはりその地域の方々には悲しい思いをされると思うんですね。そういう意味では、やはりそこに対する手立てを今のうちからしっかり打ってあげることが大事だろうと思います。

先ほどですよ、市長、台数等まで述べていただきました。公民館が64台、市庁舎を含めた分が47台ですかね、という報告。このテレビの保有台数、教育委員会を除いていただいたらというふうに思いますが、現実ですよ、厳しい予算の中で、いわゆる地上デジタル放送に向けた対応をしていくというときに、じゃあ志布志市として、地上デジタルテレビに切り替えるのか、現状のテレビを保持しながらチューナーでやっていくのか、という方法がいくつかありますね。こういったことに仕分けして、いわゆる予算を組み立てていかなきゃいけないでしょ。どういうふうに組み立ててるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当然、教育委員会も含めまして、受信機の台数というのは膨大な数になるかというふうに思います。それらのものは、財政的な措置が必要でございますので、年次をかけてしなきゃならないんじゃないかなというふうに思ってます。そのような意味から、先ほど来ありますようにチューナーの利用ということも考えられますので、チューナーが安価になっていくというふうになれば、それらのものをとりあえず利用した形の設備の更新ということを図っていかなきゃならないかなというふうに思ってます。ただ、公共施設のいわゆるロビー等に設置してあるものにつきましては、優先的に更新を図っていききたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） 今言われていること自体は理解する部分があるんですよ。ただ、木藤議員が1年半前にですね、この地上デジタル対応についてということで質問をされてます。そういったところからすると、市の取り組みというのがやはり遅いなという気がしてなるんですよ。確かに、これは単年度でやれるような問題じゃありません。年次的にやっていくしかないでしょう。年次的でやっていくにつけても、やはり僕が冒頭質問で言ったように、基本的な志布志市のデジタル移行への計画を示せと、考え方は何なのかと。実際はもう、市長の所につぶさに数字で上がって、これだけのテレビに対しては、液晶になりますよね、地デジ液晶に変わる、そしてチューナーに変わる。あるいは、教育現場でも出てましたようにDVDとか、これまでのビデオをテレビにつなぐことだけで教育もできますので、そういった使い方残すテレビもあるというふうにしっかり仕分けができて、そして年次的な予算付けもある程度見えているのが当たり前じゃないですか。それはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、23年の7月の地デジの移行に伴いまして、志布志局も開設されたと、松山局も開設されたということございまして、具体的にその流れが見えてきたということございまして。そのような意味合いから、来年度の事業、そして再来年の事業というような形でこの受信機の更新については、考えていくべき内容かというふうに思っております。その中で、あるいは3年、4年にまたがる形になるかもしれないということは考えていることございまして、現在そのような形で担当の方では検討しているということございまして。

○14番（小野広嗣君） 本当に攻め込むようで申し訳ないんですけども、やはりそういったことひとつひとつに対して、僕はそう難しい問題じゃないと思うんですよ。どこが中心になってやっていくのか、そして古いもの、新しいもの、いろんなものが、市長の下では分かりませんが、その所管課で見ればすぐ分かることですよ。それを網羅してチェックしていけば出来上がる計画ですよ。そういったことが簡単に出来上がらないシステムに対して怒りを覚えるんです。しっかり仕事をしていただきたい、そういうことではですね。行政内でのいわゆる市役所内、あるいは公民館とか、そういう関連施設での仕事ができないのに、市民に対する仕事ができるはずがない、僕はそう思うんですよ。まず足元の整理もできないのに、市民が市民がと言えますか。まず、そういった整理をしっかりとしながらも、一方で市民の方を先にですね、やっていくということが大事。例えば市営住宅に関しても、いわゆる市がしっかり立てていかなきゃいけない。その計画が示されないと、テレビの買い換え時期だって分からないじゃないですか。家計のやりくりの中でテレビの買い換え、チューナーの買い換えとか、そういったことを考えていらっしゃるお母さん方っていっぱいいらっしゃるんですよ。そういう情報をしっかり落としていかないと、動きがとれない。だから、しっかりとですね、そういったことを仕事をしてほしいなというのがあります。

あと、新聞等でも出てましたけど、いわゆる生活保護世帯の方々、あるいは経済的弱者、こういった方々に対する取り組みというのも今後行政に求められてくるんだろうなというふうに思います。ある意味でチューナーが2万円、これが国は落ちてきて5,000円ぐらいになるだろうと。そして、新聞等のニュースによると、現物給付的に5,000円ぐらいまで落ちてきたら、チューナーのいわゆる給付というのを生活保護世帯にしていくべきではないかという方向性までは出てきてますね。そういったことを一方でにらみながら、そしてほかに経済弱者もいらっしゃいますよ、生活保護世帯だけでなく、微妙な立場の人たち。独居老人の方、高齢者の方々、あるいは技術的な弱者、こういったことまで含めてですね、市として何ができるのかということをやったり考えておかなければいけない、もうその方向性が見えておかなければいけないと思いますが、今そこまでいってなければ、今後の方向性としてどうですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在そのことにつきまして、検討しているということをお知らせを受けておりませんので、今後そのような形の指導をしていきたいと思っております。弱者に対する方々、特に技術弱者というふうにお伺いしまして、ああそういう言葉もあるというふうに変更して認識したところでございます。そのような方々につきましても、23年7月には間に合うような形の広報、そして支援というものをしていきたいと思っております。

○14番（小野広嗣君） 今の市長の答弁の方向でですね、これは取り組んでいただければというふうに思います。

あと1点、これは今後の問題ですが、いわゆるアナログテレビから地デジへ移るといった中で、既存のテレビの扱い、これの不法投棄の問題が憂慮されてます。ですからそういったところまで、いろんな計画を練るときにですね、取り組んでいかなきゃいけない。使えなくなる、チューナー

とつなげば使えるんですよ。そのまま残ってるんですが、買い換える人たちがどんどん増えると思いますね。そういったときに、いわゆる出すとお金がかかる。リサイクルに出すとテレビはお金がかかる。大きさによっても値段が違いますので、そういったことによる不法投棄ということまで出てきて、いらぬ仕事は行政に押しかかってくるということがありますので、そういったことに対する周知徹底、こういったことを今からやっていると、それを未然に防げるわけですよ。そういうことを絶対しちやいけないという警告を出すことは大事なんです。ですから、そこへ向けてもですね、取り組みをお願いしたいと思います。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その件につきましては、大いに懸念しているところでございます。そのようなことになるとなれば、私どもとしましては、ごみゼロのまちを目指している町として、本当にふさわしくない光景だというふうに考えますので、買い換えの際にきちっと回収できるような形というものをお願いするというような広報も努めていきたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、そういう方向でお願いしたい。そして、去年のやり取りの中でも、アナログから地デジに変わるというところで、悪徳商法等がですね、はびこってくる可能性がある。そういうことに対しても、やはり注意を促していくということも言われてますので、そういったことも含めてですね、地域住民にアナログから地デジに変わることの周知徹底、これも本当に先ほどのホームページの文章だけではなくて、本当に手に取って分かるようにですね、周知をお願いしたい。これは要請をしておきたいと思います。

あと、教育委員会の方ですが、今、小学校に184台、中学校に64台、合わせて248台。その中で、いろんな方法があって、様々な選択肢があると。これもこれだけの数を見ていったときに、これをいっぺんに例えば地上デジタルテレビ対応の液晶テレビに替えるとなると、液晶テレビの値段もだんだん下がってきてますけれども、それにつけてもばく大な費用がかかると。そういった中で、今市長ともやり取りしましたけれども、いわゆる地上デジタルテレビ対応に替えていく分、チューナー等を付けてやっていく分、そして学校で共有していく分、こういうケースが考えられますね。こういったものの具体的な仕分けはできているんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今のところ、まだそこまで学校といたしましてはできておりません。また、私どもとしては、今後早急にこれは取りまなきゃならんと思いますので、今、申しました184台、64台、これはすべてこれをいわゆるデジタルテレビに必要なのかどうかもう1回見てですね、これ全部するとなると相当な金額でございますので、できればここでまた、何というんでしょうか、無駄なテレビはないかということもチェックさせまして、今あるものをそっくりそのまま右から左へ切り替えるということの必要性も同時に考えていかないと、これはもう大変なことになるのかなとも思ったりもいたしております。どれだけ上がってくるか分かりませんが、それもやりたいと思っております。

○14番（小野広嗣君） 教育長、近々ですよ、文部科学省からですよ、地デジテレビへの移行に関する費用の問題、概算要求がある程度示されてます。それが多分落ちてくるんだらうと。もう来てなき

やいけないのかなって気がしますが、いわゆるこの文部科学省としては、3か年計画で整備を進めると。もう予算も21年度は75億円と。例えばこの地デジ対応テレビの整備費やチューナー、そしてアンテナの工事費の2分の1を国が負担するという形、そして小学校、中学校で60%強のテレビを地デジに替えると、この3年間で。60万台のうち、初年度20%、22年度40%、残りは23年度で整備したいということで、国もこの3年間で全部を地上デジタルテレビに替えることは無理というふうにしっかり見てます。そういった中でも、国が2分の1の補助をするという方向性ははっきり見えてますので、先ほど申しあげました新しく替えるのが何台で、チューナーが何台でと、そういうアバウトな数字になると思いますが、そういった部分をしっかり押さえてですね、この件については取り組みを急いでいただきたいというふうに思っております。

次へもう移りたいと思います。

アレルギーに関して質問をいたしました。特に教育委員会サイド、市長部局にも少し聞きたいことがあります。通告では出してありますが、本市においてこの実態ということで、こういったアレルギーを持つお子さんが教育長の方で419名いらっしゃるということで、挙がりました、小学校、中学校です。これ、教育長、ひっくるめてだろうと思うんですが、アレルギーもいろいろあります。ぜん息であるとかさまざまあるわけですが、こういった分をすべてひっくるめての数字というふうに理解してよろしいわけですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

その中で一番多いのが、やはり気管支ぜん息が私どもの調査では196名、6.6%ということになっております。その次にアトピー性皮膚炎、それと食物アレルギー、これが2.9%で85名というところがございます。それからアレルギー性結膜炎が51名で1.7%、そして先ほど申しあげたけど、アナフィラキシーショック可能性があるものという子供たちが18名で0.6%というところで、それぞれという状況でございますので、中身はですね。これはただ、治っていく子供もいますし、ですからやや流動的かなとは思ってますが、その都度調査をして対応が遅れないようにはしていかないと、人命にかかわりますので、していきたいと思っております。

○14番（小野広嗣君） このアナフィラキシーという一番厳しい症状が出る場合があるわけですが、そこまで掌握をしていただいて有り難いなというふうに思うわけですが、今、ある程度の実態、本市においてそれだけの数のお子さんがいわゆるアレルギーを起こされる。今言われるようにこれから治っていかれる方もあるし、治療次第にもよります。いろいろあるわけですが、この治療という話になって、正しい治療方法というものがなかなか理解されずに、今度は商売を一生懸命して、この薬を塗れば治るとか、この薬を飲めば治るとか、そういう、言葉は悪いですけど、悪徳商法みたいなものに乗っかってしまって、結果的には悪循環を繰り返すというようなことがあります。そういったことに対する情報提供というのは、市としても、あるいは教育委員会としても、ぜひ発信していただきたいと思うんですが、その辺はどうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

病気はすべてだろうと思えますけれども、特にこういうアレルギーにつきましては、この薬は効い

たという子供もおれば、それはうちは効いたよといって、その子供がまたそれを服用したら、逆になったというような場合もあったりいたしまして、非常に、こういうアレルギーに限らずでございますが、体質に合うもの、合わないものとありますので、十分担当医師、主治医等とも相談をしてですね、素人治療に走らないようにということ等も養護教諭を通じて、あるいは管理職を通じて、指導していかなきゃならんと思っているところでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。ぜひ、教育長が述べられた方向で指導していただきたいと思うんですが、基本的なことを聞きます。今回の質問通告をしておりますこのガイドラインに関してですが、このガイドラインは本年4月以降、全学校に配布がなされておりますでしょうか。

○学校教育課長（山口幸彦君） ガイドライン、今年の6月に文科省の方から各学校に配布するように下りてきているところでございます。全小・中学校に配布されております。

○14番（小野広嗣君） 僕なんかも、今回に限らずこのアレルギーのことでいろいろと御相談もあつたりして、その都度いろんな資料を集めたりして、勉強するわけですね。これまで知ってた事実と実際は違ってたど、誤解をしていたなというケースも多々あります。そういったことも含めて、今回のこのガイドラインを見直すことによって、新たに教育現場でもこれまでの考え方と間違ってたということも、学ばば学ぶほどですね、あろうかと思うんです。そういう意味では、現場にしっかりこういうガイドラインが下りても、それがやっぱり効果を現していくとか、しっかり使われていかなきゃ意味がないというふうに僕は思うんです。そういう意味では、ただ出したということではなくて、すべての教員の方々にですね、その周知徹底を図れるような取り組みがその後なされているのか、そこはどうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

幸いに本市の場合は、管理栄養士もおります。全部で3名おりますが、そういう資格を持った者もおりますので、そういう有資格者、また詳しい職員等を使って、周知徹底をしております。今のところは、まだ特に大きな事案も聞いておりませんので、このまま推移すればいいなと思っております。ただ、こういう場合は、私どもが心配しているのは、このアトピー性皮膚炎等がですね、いじめの事例になったりするのではないかと。また、こういう懸念も学校を預かるものとして、考えているところでございます。決してそれはそういうものではないということで、むしろ温かくみんなで支えてやるべきだということのまた指導も事例ごとにしていかなきゃならんのかなということも考えております。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） まさしく教育長のおっしゃるとおりで、このアトピー性皮膚炎というのは、かゆみがあつて表に出てきますね。そのことをいわゆる汚がられたりする。そのことによって、学校でいわゆる子供たちの授業以外の時に特別扱いをしていただくということがありますね。ぜん息でもそうですよ、学校のいわゆる掃除うんぬんに関しても、ほこりを吸うと厳しい人たちがだっているわけだから。そういったことで、いけば特別待遇される、あるいは汚らしく思われる。そういったことに

よって、今言われるように、差別といいますかね、いじめが起こる可能性も多々あるんだろうと思います。そういった意味では、純粹に子供にアトピー性皮膚炎とは何なのか、アレルギー性の問題は何なのかという、この健康教育ですね、こういうものをしっかり話をさせていただく、そういう時間を取っていただく。そのことによって、悩みを共有し合う。そして、そのことを理解し合うことによって、情愛のあふれる子供が周りにできていく。そういったことが全部連関していると僕は思うんです。そういう意味では、教育長はそういう話をされましたので、この健康教育の徹底というのを本市において徹底的にやっていただきたいと思うんですが、どうですか。

○学校教育課長（山口幸彦君） 現在学校におきましては、保健指導の全体計画という中で、健康教育も含めて、年間を通して授業、それから各教科、道徳、特別活動の中で年次的に計画的にしているところでございます。今、できましたガイドラインにつきましては、本年度年度途中でもございましたけれども、特に各疾患ごとの具体的な対応について、非常にいい資料になっているようでございますので、学校では全体でアレルギーというアバウトなとらえ方をする面も一部にありましたので、各疾患ごとについて具体的な内容の理解についてみて、再度検討するように指示をしているところでございます。また、その実施状況等については、今後各学校に調査をしていきたいと考えます。特にエピペンと申しますひとつの問題が起きた時に、職員等がなかなか医療行為等ではないかということに関してちゅうちょするようなものが、これまでも懸念されてきました。今回のガイドラインでそれはきちっと医療行為ではなくて、緊急的なことでやることは望ましいということが出ておりますので、ただし、いざとなるとなかなか取組めないのが現状でもあるということ、事前に医者や保護者等ときちんとして、何かがあった時にはきちっとした命を守る行為ができるようにということも含めて、研修をきちっとさせるように今後とも指導を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 今、課長の方からありましたその非常事態における対処の仕方、これまさしく今回のガイドラインの重要な部分をなしているものですね。いわゆる緊急時において、医師が行う行為に等しい部分をやらなきゃいけないと。いわゆる膝等に押し当ててそこに針が出て、対応できるという品ですけれども、なかなか医師法に触れるんではないかとか、あるいは刑事法に触れるんではないのかと。いろんなありましたけれども、緊急時の場合はその必要性が認められるというふうになりましたけれども、あくまでも今回そういう方向性が打ち出されたばかりですので、そういった方向性をしっかり教員の方々に教えていかないと、この症状が起こって30分ぐらいで終わってしまうという厳しい状況がありますね。意識が薄れていく中で子供がそれをできるのかということ、できないから、親御さんにおいてはそれを持たせて、学校の現場で先生が対応できるようにしてほしいという要望が全国的にあって、こういう動きになったわけですよ。そういう意味では、本当にひとつひとつ命を救う、AEDじゃないですけど、この問題もすごく大事なんですね。本市には18人いらっしゃるんですよ、この可能性がある方々が。すごく注意を払わなきゃいけない症例ですよ、これは。だから、ここに関しては、今、課長が言われたようなことを、なかなか憶する部分があると思うんですが、こういった事例が今後どんどん全国的にも出てくれば、それと合わせて研修を進めていければ、多分そ

の理解が進んでいくと思いますので、ぜひともですね、力を入れてやっていっていただきたいというふうに思います。このガイドラインについては、すごく大事なものでありますが、保育園における、いわゆる本市の保育園におけるこのアレルギーに対する取り組み、あるいはこのガイドラインといわゆる保育行政とのガイドラインに対する共有、情報の共有はできているのかどうか、そこら辺教えてください。

○福祉課長（津曲兼隆君） お答え申し上げます。

アレルギーにつきましては、各保育所でもその注意を払って、保護者との連携を深めているところでございます。なお、このガイドラインとの連携ということについては、まだそこまで至っておりませんが、各保育所に入所する段階で保護者との協議の中で、申し入れをしていただく中で、個別にマニュアル作成して、アレルギーの原因となっているものを特定し、また食物、給食につきましても、個別の対応をいたしております。また、薬につきましては、保育士ではなかなかその対応は難しい部分もございますが、保護者からの依頼、薬を与える予約依頼表というものを取りまして、それに基づいて、保育所で対応させていただいております。これは公立、私立、同一でございます。

○14番（小野広嗣君） 保育行政の中での取り組みは、今の課長の答弁で分かりました。できればですよ、このガイドライン、いわゆる一番新しい情報がそこに網羅をされておるわけですね。これまでの知識が間違っているということは、多々あるわけですが、やっぱり。だから、情報は年々入れ替えていかないと、大事な子供の命を預かっている、そういう現場でありますので、できれば教育委員会もしっかり連携を取りながら、市の方でもせめて園に1冊ずつでもですね、そういったものが出るようにちょっと予算組みして、1,800円までいかなかったと思っているんですけど、しっかりですね、連携を取って、利用をしていける方向性でですね、お願いをしておきたいというふうに思います。答弁は要らないですよ。

あと一、二点ですが、いよいよこの食物アレルギーの話も市長の方からもありました。アトピー性皮膚炎も多いという話もありました。例えばこのアトピー性皮膚炎であれば、特に保育行政でもそうですが、3歳ぐらいからどんどんそういう症候が出てきますね。かゆい、痛がゆい、そういう状況で、落ち着いていられないというような状況がある。そして、常に清潔にしていなければいけないということで、よく一般的に言われるのが、保健室に行く、保健室にシャワーがあるのかどうか。なければ今度は温水器で対応するとかですね、いつも清潔にしていかなきゃいけない。学校現場、小・中学校の保健室の現場における温水シャワーの設置状況というのは、どこまで進んでいるのか、その状況をちょっと教えてください。

○学校教育課長（山口幸彦君） どのような状況の中で作られたかちょっとはつきりしてませんが、学校が現在、小学校4校、中学校2校に、合計14台の温水シャワーがあるということを把握しております。

○14番（小野広嗣君） 実際なかなかですね、特別扱いされるのがいやだと我際なかなかですね、特園であればそのまま表に出しますけれども、小学校、中学校となっていくと、なかなか我慢してそこまでいかない。実際、だけれども、こういう温水器であるとか、保健室に温水シャワーがあって、そ

こできれいにしていくことによって対応ができるという状況もありますので、予算との絡みもありますけど、そういった症状との絡みも含めてですね、1回見直しをですね、ぜひしていただければなどというふうに思っております。

あと、この食物アレルギーの件、いっぱい聞きたいことあるんですけども時間がありませんので、食物アレルギーでいえば、例えば牛乳が飲めないとかありますね。僕らの時代もそういう人がいました。結構いると思うんですが、この牛乳が飲めない子供たちに対する対応というのはどのようになっているのか、ちょっとお示してください。

○学校教育課長（山口幸彦君） 牛乳そのものが飲めないということに関しては、申し訳ありませんが、把握しておりませんが、現在給食センターの方で、9月から新しく稼動しまして2箇所になりましたが、すべての方でこのアレルギーに関してみては、きちっとした対応ができると。全部で26名に対して今対応食をしているということでございまして、残念ながら、除去食、それから代替食を準備できない子供、6名につきましては、部分において弁当を持ってきてもらっているというようなことで、今後また具体的な対応を考えていきたいということでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） ということは、この除去食、代替食、こういったことの対応になる方々というのは、親御さんの申請だけではなくて、正規の診断書がないとそういう方向性にはいかないというふうに理解していいんですか。

○学校教育課長（山口幸彦君） 学校をスタートする時に、アレルギー等があって配慮が欲しいというのを把握できる段階というのが、スタートはおそらく就学児健診あたりだろうと思います。そのあたりでの相談がスタートになり、それから学校での説明会等があり、保護者と触れる中においてみて、どのような状況を把握して、入学と同時に給食のスタートに対応できるようなことで今は対応しているところでございますが、そのときの判断の根拠というのが、口頭や見た目等ではなかなか判断しにくいということで、医者からの診断書、それから日常における家庭での食物アレルギーへの対応の仕方、さらには医者による学校等に行った時の給食指導についてのアドバイス等を参考にしながら、学校と協議をして、給食センターで対応できるものということを協議した上で4月にスタートするようしております。

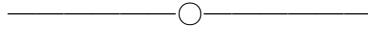
○14番（小野広嗣君） 新給食センターも新しく稼動するという状況の中で、懸念される事柄、こういう質問の中身だけではなくてですね、いっぱいあろうかと思えます。細かく言うとですよ、例えばそうやって合わないということで、弁当を持参される。あるいは牛乳が飲めないという方々、ずっと飲めないわけですから、じゃあ給食費でその牛乳分はどうなっているのかと。そういったことまでつながっていくんですね。そういったところまで教育委員会として把握しているのかと。後で一括して返すのか、その分をですね。本人が家から水を持ってきているのであれば、その牛乳分は返さなきゃいかんでしょう。こまごまとなってしまいますけど、そのことはまた後で教えてください。

とにかく、本市の大事な子供を預かる給食の世界ですので、あるいはそういう病気に対する対応、市としても教育委員会としてしっかり対応されようとしているその方向性はよく今質問で分かりまし

たし、教育長、課長の答弁で分かりました。これまで以上にですね、このガイドラインを中心にして対応していただければと思います。市に対しては、保育行政も含めて、教育委員会との連携を取りながらですね、子供たちを温かく見守っていただければと思います。

以上です。終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。



○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明12日は、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

御苦労さまでございました

午後4時24分 延会

平成20年第3回志布志市議会定例会（第3号）

期 日：平成20年9月12日（金曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本 田 孝 志

小 園 義 行

宮 城 義 治

鶴 迫 京 子

下 平 晴 行

出席議員氏名 (32名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
4 番 八久保 壹	5 番 玉 垣 大二郎
6 番 坂 元 修一郎	7 番 鶴 迫 京 子
8 番 藤 後 昇 一	9 番 迫 田 正 弘
10 番 毛 野 了	11 番 立 平 利 男
12 番 本 田 孝 志	13 番 立 山 静 幸
14 番 小 野 広 嗣	15 番 長 岡 耕 二
16 番 金 子 光 博	17 番 林 勇 作
18 番 木 藤 茂 弘	19 番 岩 根 賢 二
20 番 吉 国 敏 郎	21 番 上 野 直 広
22 番 宮 城 義 治	23 番 東 宏 二
24 番 宮 田 慶一郎	25 番 小 園 義 行
26 番 上 村 環	27 番 鬼 塚 弘 文
28 番 重 永 重 久	29 番 丸 崎 幹 男
30 番 福 重 彰 史	31 番 野 村 公 一
32 番 谷 口 松 生	33 番 若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

3 番 丸 山 一

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 今 井 善 文
農 政 課 長 永 田 史 生	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 白 坂 照 雄
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 五 代 豊 一
水 道 局 長 徳 田 俊 美	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教育総務課長 上 村 和 憲
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海
国保対策監 若 松 光 正	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、八久保壹君と玉垣大二郎君を指名いたします。

○

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、12番、本田孝志君の一般質問を許可いたします。

○12番（本田孝志君） おはようございます。

私は、無人ヘリによる航空防除についてということで一般質問を申し上げます。

一問一答方式でやりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

ただいま志布志市の人口は3万4,805人でございますが、そのうちの一人として、私は一般質問をいたします。

まずはじめに、先ほど申しました通告に基づきまして申し上げます。この無人ヘリの基礎となります18年度の普通米、志布志が407ha、19年度は454ha、早期米が436haに対して19年度が412haでございます。そのうちの航空防除無人ヘリ分の実績面積は、18年度、早期米が144ha、そして19年度が201haでございます。そして、普通米の方は、普通期の方が、18年度が第1回目が76ha、2回目が76haの、合計152haでございます。そして、19年度も一緒の76haと76haで、合計の152haでございます。そして、20年度の航空防除の無人ヘリ分の実施日が、早期が7月1日から7月4日まで、一部7月8日、そして面積が203haございました。そして、普通期が7月24日と7月29日、2回目が8月26日と28日でございます。以上でございます。これに間違いございませんか。市長でもいいですが、担当課長、お願いします。

○議長（谷口松生君） 途中でございますが、丸山議員の方は遅参届が出ております。

○市長（本田修一君） おはようございます。

本田議員の一般質問にお答えいたします。

無人ヘリによる航空防除について、面積のお尋ねでございますが、本年度の無人ヘリによる散布の面積は、早期水稲で203haございまして、全体作付面積306haに対しまして、66%でございます。普通期の水稲75haで、全体作付が122haございましたので、61%という防除の面積になっております。

○12番（本田孝志君） では、お伺いしますが、今年の早期水稲ですね、7月1日から4日までということでしたが、200.4ha、この実施区域が早期水稲地域のうち申込みのあった水稲ということでございます。

対象の病害虫名がカメムシといもち病、もんがれ病、農薬等も殺菌剤と殺虫剤の混合液となっております。

そして、防除班の編成が、本部長が協議会の会長、農政課長、協議会の事務局長が、これは補佐ですか、補佐が中村さん、ああ一緒ですね、総務、総括、担当が係長市ヶ谷さん、担当が外牧さんですか、そして実施協力者が防除組合、農政課、志布志支所産業振興室、そお鹿児島農業協働組合志布志支所、あおぞら、畑地かんがい、そして農業公社が散布、無人ヘリということでございます。

そして、その他も準備するものがもろもろございます。そして、20年度早期のライスセンター受け入れ等も。

一問一答方式ということでございますので、では、課長、私が今読み上げましたことに対して間違いございませんか。

○農政課長（永田史生君） そのとおりでございます。

○12番（本田孝志君） そして、このライスセンターの受け入れ実績というのも分かっておればお示しください。

○農政課長（永田史生君） 取扱量総体で2万5,191袋でございます。

○12番（本田孝志君） そのうち、一等比率、品質のですね、平成20年度の水稲、うるち米、玄米の一等比率はいくらだったのかお伺いいたします。

○農政課長（永田史生君） 先ほど申し上げました2万5,191袋に対しまして、一等米が5,630袋で約22.6%、それから二等米が1万5,739袋で62%、あと三等米が3,707袋で14.9%というような数字でございます。

○12番（本田孝志君） ただいま課長が申されたとおりでございます。

そして、私がなぜ質問するかといいますと、この無人ヘリによる航空防除の効果を聞いているわけでございます。聞いているわけですということは、やはりこの等級に現れまして、聞くところによりますと、カメムシがこの等級に大いに、カメムシの被害が原因することで等級が落ちるということでございます。約1,100と聞きますが、粒の中の1粒あれば、これが一等米、二等米はその1,100粒ぐらいの中の3粒あれば二等米、そして1,100粒のうちの7粒入っておれば5,900円、玄米30kgの価格でございます。ですから、今、課長が申されましたように、20年度の一等比率が約22%、そして二等米が62%、そして三等米が14%ということでございます。有明町の野井倉地区と通山地区は稲作地帯でございますので、ほとんどがたんぼでございます。たんぼですので、1人で何町歩も生産されるということでございますので、1等級落ちれば500円、2等級、一等と三等であれば1,000円違います。ですから、農家の所得に対して、専業、兼業、いろいろいらっしゃるわけですが、大変な打撃を受けております。そして、昨年度、19年度はもう一等米の比率がゼロということ、18年産が15%というようなことでございます。先ほど言いますように、そのカメムシと乳白、いろいろ4つ、充実度、胴割れとございますが、やはりこのカメムシの被害ですね、虫の被害。それは航空防除をして、約、反当たり早期米で3,400円の負担金をして、農家の人たちが3,400円、そして普通期の場合が3,700円の農薬代いろいろと、そして航空防除に対するその財団法人農業公社に払う分と農薬代と思いますが、ここにこの前、私たちが農業公社の総会資料と理事会の資料等ももらいまして、持っているわけですが、じゃあ今度のこの問題は今終わっております普通期の航空防除の効果についてということで、私はただいまから質問を申し上げます。

普通期が、松山が153ha、これは16年度で163ha、志布志が145ha、そして有明が98haでございます。その中で有明町分の普通期の航空防除がいくらだったのでしょうか。回答、お願いします。

○農政課長（永田史生君） 今回、75haでございます。

○12番（本田孝志君） ですね。約、私の資料では76haですが、1haの誤差と思います。

その普通期の水稻の害虫駆除と殺菌剤、第1回目が75.5ha、そして7月27日から29日でしたね、間違いございませんか。

○農政課長（永田史生君） はい、7月27日から29日で実施をいたしました。

○12番（本田孝志君） その時の対策病虫害名が、コブノメイガとウンカ類といもち病、もんがれ病でした。そして、農薬名がブラシンバリダゾル殺菌剤、トレボンエアー殺虫剤でした。これに間違いございませんか。

○農政課長（永田史生君） はい、間違いございません。

○議長（谷口松生君） 的確に質問をお願いします。

○12番（本田孝志君） では、的確に申し上げますと、この防除が効果があったものか、なかったものか、お願いします。

○農政課長（永田史生君） 1回目の防除について、効果があったのか、なかったのかということでございましたが、先ほど議員の方から申し上げられました、1回目は殺虫剤にトレボンエアーを使っております。殺菌剤にはブラシンバリダゾルを使って、殺虫剤にはトレボンエアーを使っております。それなりに虫の関係につきましては、利き目があるのか、ないのかという話でございますが、普通期の場合には早期と違ひまして、ウンカ、カメムシ、それからコブノメイガ、いろんな害虫があるわけでございますが、発生時期、それらを見極めながら、私ども関係者で畑かんセンターを中心にしながら、発生時期を見ながらやっておるわけでございますが、ただ、その被害状況、そういったものにつきましては、それなりの、散布しないより、散布した方があるという格好の中で散布いたしておりますので、それなりの効果はあるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

○12番（本田孝志君） まあそれなりの効果はあったというようなことですが、その効果があったものか、なかったものか、私はあまりなかったと思っておりますが、何を見て効果があったものか、回答をお願いします。

○農政課長（永田史生君） 2回目をその後に振ったわけでございますが、1回目の効果といわれますと、なかなか判断に迷うわけでございますが、あくまでも最終的にはもみになって、それぞれ出来上がった段階である程度の判断ができるんじゃないかと思っております。あくまでも薬を散布する段階においては、それぞれの成長過程でございますので、最終的にはそれぞれの出来上がった段階での等級、そういったものを見ながら、私どもは判断をいたしておりますので、なかなかその効果というのは一口ではちょっと申し上げられないところでございます。

○12番（本田孝志君） 私は、だから今1回目だけ聞いてるんですよ。2回目はまだ聞いておりません。1回目の結果を今見れば分かりますので、私なりに判断しているわけですが、だから1回目はどうでしたかということです。私は2回目のことはまだ聞いてませんよ。刈り取った後はまだ聞いていませんよ。

今から言うんですよ、今から。あなたは間違いですがね。取り消してください。聞いてないことを言ってるがね。

○農政課長（永田史生君） はい。1回目の防除の結果ということでございましたが、私の方で結果の方を申し上げましたけれども、1回目については、あくまでも効果があったのか、なかったのかと問われた場合には、なかなか判断は難しいところでございます。

○12番（本田孝志君） では、2回目の防除のことについてお伺いいたします。

2回目が8月26日から28日だったですね、間違いございませんか。

○農政課長（永田史生君） 8月26日から28日でございます。

○12番（本田孝志君） その時の事を、じゃあお伺いいたします。伊崎田地区の防除を、その時の状況を私が御質問申し上げます。

8月26日、航空防除、伊崎田地区、それは26日と27日であったと思っております。この結果がですね、26日に伊崎田地区が散布がございましたものですから、私もたんぼをつくっておりますが、私事ばかりじゃございません。私は、先ほど申しましたように、志布志の人口が3万いらいの中の一人ということで一般質問をしているわけですが、私もその当事者でございます。航空防除を受けた、してもらった一人でございます。ですから、8月26日、航空防除をしてもらいまして、そして4時30分ごろ、私は航空防除をするところを見ておりました。そして、6時30分、4時半頃でした。6時30分ごろ、ウンカの確認をいたしまして、ウンカは死んでおりませんでした。そして、私は、また明る目の27日、午前7時ごろ、ウンカの確認ということで行ってみましたら、一つも死んでおりません、隣近所のたんぼ。そして、私はその日、市役所に行きまして、課長にお伺いしますが、農政課長にお伺いしましたところ、「課長、ウンカは死んじょらんごたいがな」ということで私は行きました。課長は私にその時、何と申されましたか。お願いします。

○農政課長（永田史生君） 確かに議員の方から来られました。虫が死んでないという旨の報告を受けました。その時、確か私は「散布をしたはずなんですよね」ということと、効いてないというようなことを言われましたので、最終的には農業公社の方で一応散布をしましたので、私も立ち会っておりませんが、農業公社が散布をしたということですので、そこらあたりについて、私の方からも、どういった散布をしたのか確認はしたいということも申し上げたつもりでございます。ただ、議員がどこでどういった薬を使ったのかということでございましたので、それらの薬にかかわる資料を議員の方にお出ししたという記憶はいたしております。

○12番（本田孝志君） その時ですよ、あなたはですね、もういっぺん思い出してください。私が行ったら、「あなたが一人ですよ」と、「言って来られたのは、あなたが一人です」と、だから私の言うことを頭から無視されたようなことで、ですから先ほど3万6,000のうちの私は一人であることを冒頭に申しました。だから、一人であろうと、二人であろうと、やはり責任者として、管理者として、次の管理職のことについて関連がございますので、議長、一緒にやってもいいですか。

○議長（谷口松生君） どうぞ。

○12番（本田孝志君） はい。だから、管理職手当、後の方で服務規程とか、おとといも、私が申し上

げましたですがね、皆さんも頭の中に入っていると思うんです。だから、一人であろうと、二人であろうと、すぐ現場に行って、そしてまた部下に指示してするのが、あなたの管理職の仕事じゃないですか。私はそう思いますが、どう思われますか。

○農政課長（永田史生君） ほかの関係者が薬が効いてないということがあったのかということに対しては、「今、一人です」といったような回答を私はしたような気がいたします。それから、その後の指示については、すぐ担当に命じて、こういうことであったということ、農業公社にもう一回確認を取らない、それからどの地域でやったのかというのは指示をいたしたところでございます。

○12番（本田孝志君） 私一人が代表として言ってるんですよね。まあ議員ですから、言うのが当たり前ですよ。だから、その後、あなたの所、農政課ですか、役場の水稻の係の所に、何名ぐらい電話とか、いろいろとあったものかお伺いいたします。

○農政課長（永田史生君） その後、議員の耕作されているたんぼ周辺から、二、三名の方から電話があったという報告は受けております。

○12番（本田孝志君） ですね。ですから、その後、どのような対応をされたものか、見に行かれたものか。私は、管理職であれば、見に行って、その後の対応とか、いろいろしてもらいたいと思います。それも、じゃあ先ほど第1回目のことも申されました、効果はどうか分かりませんということでございますが、やはりその当時も、私はいろいろとあったと思うんですよね。そして、もんがれ病が、今、もんがれ病が立ち枯れみたいになってきております。それが、このもんがれがひどくなりますと、あとまた今後、今の結果、防除ができていなければ、今後9月の末から10月の初め、10月10日ごろまでに、資料を持ってきてるんですが、爆弾が落ちるんですよ、田舎言葉で。丸く円形に、頭であれば円形脱毛症のように、5mとか10mとか、たんぼがもう皆無の状態になります。だから、その効果が、この前の第2回目の防除で効果があったものかなあということ言ってるんですよ。効果がなかったら、私は善宝さんにも、まあこのような場所で言っているものか、悪いものか、あえて言います。善宝さんにも会いました、27日でした。課長に会って、すぐ向こうの方に行って、現場にいましたので会いましたが、「善宝さん、冗談じゃないけど」、まあ名前を出して、このヘリコプターの責任者ですので、あえて、「おはんだ、水を振っちゃらせんかったなあ」と、「何も死んじょいごちゃねど」と言ったら、向こうもちょっとムカツとなられたようですが、「冗談ですから。冗談で言いますが、あえて私はその薬を飲んだわけじゃないですよ。振るところは見ていましたよ」と。あえて、虫は死んじょらんかったがなあということで私は言ったんですよ。そしたら、善宝さんが私に「それは文書に書いちゃけばよかったなあ」ということで、「2日、3日すれば効っとおな」ということでございましたので、あえて私は毎日毎日、たんぼに行って、何月何日どうでした、そして何月何日誰と会って、誰とどうでした。そしてまた、27日の朝も、私は同僚の、私のお知り合いの方を、たんぼに来てくれんなということ、2人で確認作業も行っております。それから市役所に行きました。だから、証人もいます。ですから、私一人が行ったわけじゃないし、みんなが、だから市役所に行って、何て言われるかしれんから、はっきりとして、自分は自分のしまえはしながらやっといこうということでございます。だから、いろいろと、じゃあ先ほども言いましたが、1回目もあまり効いておりません。立ち枯れ病が入っております。それは1回目の

効果は、あまり私はなかったんじゃないかなあと考えております。今後は、どのような方法でやっていかれるものかお伺いいたします。

○農政課長（永田史生君） 御承知のとおり、農薬、いろんな種類がございます。私どもは、先ほどちょっと議員の方から触れられましたが、協議会の中で畑かんセンター、専門の分野でございますが、そういった情報を取りながら、今年の農薬はどういったものを使えば、いつが出穂期で、いつの時点にどういったものかということの検討をさせていただきながら、農薬の決定をいたすわけでございますが、なかなか農薬も、例えばウンカの場合は発生時期、あるいはカメムシの場合については、一斉防除あるいはそういったものが効果があるというようなことも聞いておりますし、なかなか畦畔等にカメムシもたくさんおりますので、そこらあたりがまた入ってくるというような格好がありますので、どういった防除がいいのかという流れの中で検討したわけでございますが、御承知のとおり、15年からこういった農薬に対する規制が厳しくなったという流れの中で、やはり無人ヘリによる航空防除によるスポット式の防除しかできないなあとということで、現在やっているわけでございます。これらを有人ヘリによって一斉防除というのができれば一番いいわけですが、なかなかそこらあたりができないという現実がございますので、やはり今後はやり方としては今のやり方しかないのかなあとというふうに考えておりますし、ただ薬については今年の結果を踏まえながら、来年あたりにはまたそれらを参考にしながら協議をし、やっていくという方法になってくるのかなあとというふうに考えておるところでございます。

○12番（本田孝志君） 私は、その航空防除をやめろと言っていないよ。あなたはまたちょっと変なことを今言われましたが、有人ヘリでもいいんですよ。松山地区、志布志は私は知りませんが、前はこちらも有人ヘリでやっていたわけですので、だから効果のある方法でやってもらいたい。

そしてまた、担当課長として、部下を使う、命令する、またいろいろとございますが、やはり落ち度があるんじゃないかなと思っております。自分から率先して、管理職手当をもらっておれば、管理者であれば、自分から走って、自分から身を示しながら部下を使っていくというのが、私は管理者の仕事じゃないかなと考えております。いかがですか。

○農政課長（永田史生君） はい。担当課長でございますので、当然、私どものすべての関係、私が責任がありますから、当然、部下に指示をしながら、自分も実状をつかまえて指示をするというのが当たり前であるというふうに考えております。

○12番（本田孝志君） では、20年9月1日、私たちの町の市民の方々から、南日本新聞の「ひろば」にこのような文章がございました。米の自由化から減反政策に拍車がかかり、先進工業国と農業国の暗黙の生産分担が敷かれてきた。我が国は工業国として世界のトップレベルの地位を手にしたが、農家の後継者不足、食糧の自給率が39%であるというふうに書いてございましたが、やはりこの農家の労力不足、高齢化による、資料も持ってきていますが、5年前と今では、実際高齢化になっております。ということは、私は、農薬を散布をするのが悪いのじゃなくて、やはり効果のある方法でやってもらいたい。そして、この問題について、あと一つ追加しておきますが、追加といたしますか、関連しますが、この航空防除が効かない割に、28日ごろ、26日、無人ヘリによる航空防除をしながら、すぐもう5日もせんうちに、農家の人たちは「こや振らん、爆弾がひっちゃん」ということで、また今どんどん振っており

ます、皆さんですね。であれば、もういっぺん、2回を3回にして、防除効果のある散布方法を考えていただきたいと思います。先ほど、課長の方から、るる説明がありましたので、この問題はこれでおきたいと思います。

次に、管理職とはということで、いろいろと今問題が、議会になりまして、入った時から、昨日、おとといもですが、やはり市の補助金の不適切処理ということで、昨日も新聞に載ったわけですが、職員は服務規程によりますと、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、いろいろ書いております。そして、親切・丁寧・敏速を旨としてということでございます。私は、管理職手当をもらっている以上、皆さんはもらっている方が約、では市長にお伺いします。総務課長でもいいですが、管理職手当をもらっている方は何名いらっしゃいますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

管理職手当につきましては、今回の組織再編に伴いまして、支給の規定を見直しまして、国の支給基準に合わせて、定率制から定額制へ改正を行いました。そして、その職責に応じまして、支給額を決定したところでございます。支給の対象者は、保育所の所長も含めまして44名ということでございます。

○12番（本田孝志君） ですね、44名。課長が5万1,100円、そして行政改革推進監が4万2,500円、そして保育所長が3万3,000円ということでございますが、平均四万四、五千円としましても、 $44 \times 4 = 16$ 、160万円から70万円の管理職手当だと思います。この管理職手当をもらっていないながら、皆さん、ここの前にいらっしゃる方はほとんど管理職の方だと思います、ですね。自分の胸に手を当ててください、ちょっと。「ああ、このごろ、おいどま管理職手当をもろちょっどん、これでよかたろかい。事がうけすぎらせんけ」と、私はこう考えております。こうして見て、「ははあ、あの人がかげんじゃ」。ですから、やはり服務規程をよく考えていただいて、皆さんは志布志市の職員になる時に、サービスの宣誓に関する条例ということで、条例を守って、これは新しくなりました志布志のでございます。皆さんが入られた時は、各々、旧松山町、旧志布志町、旧有明町ということで、その時宣誓書を書かれて、今になって課長に、何十年も勤められて、なっているわけですが、やはり部下を、今度のいろいろと、昨日、問題になりました、私なんかにはおとといでしたが、市の補助金の不適切処理ということでございます。やはり皆さんは管理職として、ではお伺いしますが、このような補助金を志布志市ではいくらぐらい、何件、どこに、個々言われるのも、その数が大変多うございますので、補助金を流している所はいくらあるものか、金額等をお教え願いたいと思います。

合計が分からなかったら、後ろの方から全部、私の所は何件何件で言われてもいいですよ。自分で分かっているでしょう、管理職ですから、自分の所ぐらいは。人の所は言えませんので、自分の管理する所の補助金を流している団体ですね。後ろから言っていってもいいし、時間がかかるようであれば、休憩して調べてください。

○総務課長（中崎秀博君） 手元に資料がございませんので、すぐ準備をいたしますので、しばらく時間をいただきたいんですけども。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時53分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

○財務課長（溝口 猛君） 先ほどの補助金関連でございますが、各種団体の運営費並びに各種イベントに関する補助金、合わせまして2億5,020万1,000円でございます。

○議長（谷口松生君） 総体の件数は分かりませんか。

○財務課長（溝口 猛君） すみません。件数、80件でございます。

○12番（本田孝志君） 各種団体へ流しているお金が2億5,000万円とちょっと、件数が80件ということでございます。これはやはり各課関連するところが大きいと思いますが、ですからやはりこの管理職であられる皆さんが、しっかりと監視していただきまして、これは適正に利用されているかということ、監査はもちろん、監査のこの意見書にも出ておりますが、20年7月1日付け、志布志監査第13号ですか、第12号とか、ずっと番号が打ってございまして、監査の方々の監査の意見も載っておりますが、やはり補助事業は計画どおり執行され、会計及び諸帳簿の整備、保存についても、おおむね適切であると認められるが、いろいろと各々書いてございます。やはりこのへんを、木藤さんと重留さんの監査委員が、監査意見として申されておりますので、これをよく考えていただいて、今後、補助金の見直し等、いろいろとやはり考えていただいて、執行部の皆さんがよく把握されてやるのが、志布志市の管理職の手当をやっているわけですので、何のために手当をやっているんじゃないんですよね。皆さんがしっかりと、いろんなことをやっていただくために、いろんな志布志市の市民のために、骨身惜しまず頑張ってくださいのために、管理職手当はあると思いますので、誰がどうこうということじゃありませんが、やはりいろいろとかねて監査からも指摘がいろいろあると思いますので、それをよく考えて執行していただきたいと思います。

それから、もう一つ、最後になりましたが、早く終われということでございますので、あと5分ぐらいですので、どうかよろしくをお願いします。

この職員の服務についてということでお尋ねしますが、先月の市報の8月号に、お便り「市民のこえ」ということで、読み上げてみますと、「先日、所用で、とある課の窓口に行くと、後方から、すうっと受付に立ち、私が要件を申し上げると、黙って書類とペンを渡されました。その間、ずっと無言です。また、書類を書いている間、隣りに来庁者があり、これに対応した女性職員も、第一声を言ったのですが、『もごもご』と意味不明。大変がっかりしてしまいました。庁舎内が全体的に暗い感じを受けました。せめて職員の方々が『いらっしゃいませ。御用件をお伺いします』程度の言葉が使えないものかと思います。次回訪れたときは、『明るく、さわやかな』市役所であってほしいものです」という投書があったと思いますが、その後、これを市長は読んで、どのように感じられたかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市報に「市民のこえ」ということでお便りを紹介しているところでございます。「市長への便り」と

というような形でなされているところがございますが、かねて、このような御意見はいろんな意味で有り難かったと、それで一生懸命してもらったというような御意見も多々あるところがございますが、今回につきましては、このように厳しい形で職員の接遇につきまして指摘があったということにつきまして、本当に残念だなあというふうに思ったところがございます。また、その市民の方には申し訳ないことをしたというふうに感じているところがございます。私自身としましては、かねてから、職員の接遇、そしてマナーの徹底につきましては、課長会等を通じて、あるいは月1回の朝礼等を通じて、常に呼び掛け、そして意識の向上をお願いしているところがございます。

そのようなことから、就任以来、様々な取り組みをして、その接遇の向上、マナーの向上について、効果があるような形の取り組みをしているところがございますが、現在、各部署におきまして、朝のあいさつ運動というのをまずやりまして、その朝のあいさつ運動を通じて、市民の方々が、来られた方々がさわやかな笑顔と態度で接しられるような雰囲気をつくるというように努めているところがございます。そして、様々な接遇のための、マナー向上のための研修等を受け入れまして、職員に対しまして、受講させまして、その向上を図っているところがございます。

○12番（本田孝志君） る、先ほどから、皆さんに好かないことを言ったわけですが、やはり市長はかねては、いつも市民の前では、私は市民の目線でいろいろ考えておりますということでございますが、皆さんも、市役所職員も、やはり市長がかねて言われることを、3度言ったら一遍ぐらいは、もうはいと、がやがやがやがや何か言われるかもしれないけど、主なことはですね、「やはり市民に対して接遇はせんないかとや」と、もうそれ一つ守ってください。ほかのことは事務的に間違いなくやっておれば、もうそれが当たり前です。そして、やはり部下に市民の人は大事にしると、頭を下げてください、おいどま代表やっでということを皆さん心掛けてください。

それと、今のことですが、聞くところによると、やはりこれを読んだ人が行って見たが、対応の態度は変わらなかったというような苦言も聞いておりますので、あえて申し上げておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、本田孝志君の一般質問を終わります。

次に、25番、小園義行君の一般質問を許可いたします。

○25番（小園義行君） おはようございます。

一般質問をさせていただきますが、今、テレビ、新聞、テレビ等のスイッチを入れますと、延々とまさにマスコミ各社こぞって、誰が総裁になるのかというようなことで、それぞれ自民党の総裁選挙の様子が朝から晩まで流れております。NHKも全く民放と同じような立場で流しているのを見ると、本質はどこにあるのかなというのを忘れてしまっている。1年前も市長とやり取りしましたね。政権を投げ出してしまった安倍前首相、そして今回、福田首相もまた1年足らずで投げ出してしまった。その投げ出したことについては全く触れないで、誰が新しい総裁になるのかと、そのことを論じて延々とする。投票権のない国民に対して、街頭で訴えております、総裁を私にと。これはまさしく国民を無視した、私は投票権のない人に訴えてどうするのよと、もちろん総裁が誰になろうが、それは議員内閣制の下では決まっているわけですが、まさに国民のことを忘れたあの模様を見ているときに、たいへん

嘆かわしい国になっちゃったなあという気がします。本田市長は、不祥事でもない限り、政権を投げ出すということはないですよ。きちんと任期中は誠心誠意努力をするというあなたの姿勢は評価をするところでありますけれども、本当に住民の立場に立って行政を執行していく。そういった姿勢をあつた自民党の総裁選の候補者と同じような考え方でやらないでほしい、そういう思いがします。これは1年たつて、同じようなことを市長に聞くわけにはいきません。そういう感想を持っております。ぜひ、残された任期、住民のために全力を挙げてやっていただきたいと、そういうふうに思います。そういう立場で、ここにおられる方々も、先ほども質問のやり取りがありましたけれども、住民の福祉向上のために全力を挙げてやる、そして宣誓をして役所に入られた、そのことをもって課長という役職にまでなされた方々です。ぜひ、その初心を忘れないで、いいまちづくりをしていく。その立場でお互いにやっていきたいものだというふうに私も思います。日本共産党も、どこでも住民の皆さんが主人公という立場で頑張ってきた政党であります。私もその政党の一員として、残されている任期、全力を挙げて頑張っていきたいというふうに思います。

それでは、通告をしておきました点について、順次、質問をします。

今、合併をしまして2年8か月を経過したところであります。昨日も、市長、やり取りがありましたね。「合併して何もよかこちゃね」と、「上がったとは税金ばっかりや」と、そういった声もありました。私もいろんな方々とお話をさせていただく機会があります。松山町の方と話しました。合併して、いわゆるそこは商店、食堂も経営されておられる所でありましたが、お客が減って大変だということですね。これはもう当然だろうと思います。有明町、本庁を仮に移動したらどうなりますかと。小園さん、それは私たちは役場がなくなればよいという、そういった方もおられました。当然、やっぱりここではないといかんという、そういう声もあるのは事実であります。志布志町はいろんな職種の方々がおられますので、一くりにありませんけれども、この2年8か月の中で、本当に本庁を志布志支所から有明町地域に行ったことを大変、当然、本田市長に投票をされた方々だと思うんですね、これは。あまり良くないというような評価であります。もちろん、もうやっぱりそれで良かったという方もおられるでしょう。でも、この間、そういう声をいろいろお聞きをしております。市長も2年8か月、いろんな会合を含めて参加をされてるんですが、この間の住民の皆さんの声を真しに受け止めておられると思います。率直な感想といいますか、受け止め方をちょっとお聞かせください。

○市長（本田修一君） 小園議員の質問にお答えいたします。

私どもは、常に高度化・多様化する住民ニーズや、新たな行政課題に対応しまして、それぞれの地域にふさわしい公共サービスの提供に心掛けているところであります。合併いたしまして、既に2年8か月経過しましたが、本庁、支所、それぞれに来庁される住民の視点に立ち、公平なサービスに努めているところであります。

また、本年4月より、組織・機構の見直しにより、部制を廃止し、組織のスリム化を図り、本庁への事務集約にも取り組んだところであります。住民の皆様と直接かかわりのある窓口事務につきましては、本庁・支所間の連携を密にして、住民の利便性に支障のない組織体制の確立を目指しているところでございます。

そのような中で、住民の皆様方には、本庁と支所の位置付けにつきましても、なじみを持っていただいているというふうに理解しているところでございます。

また、合併後、各校区公民館単位、そして自治会や団体等を対象にしましたふれあい移動市長室を開催しておりますが、本庁舎の位置に対する不満等の御意見はなかったというふうに考えております。

なお、それぞれの地域から出された要望や御意見に対しましては、誠意を持って対応し、御理解いただいているところでございます。

○25番（小園義行君） 市長の元に、そういう志布志町、松山町、そういった所に本庁を移す必要はないよという、そういう声はあまりなかったということではありますが、それは、それぞれ皆さんお考えがあつてのことでしょう。全体の問題として、そういう声だったということでもありますね。

私がお話をさせていただく、当然、志布志町地域が多いわけですから、そういうことをあなたと私との間では、そういう住民の声の受け止め方としてはいろいろ認識が違うんだなあというのを再認識をしたところです。

そこで、この間、何回もこの問題を質問をしました。その度に全体のバランスを考えて取り組んでいくんだと、商店街の対策を含めてですね。そして、志布志町を中心とした経済圏で成り立っていると、雇用関係を考えるときに、今そういうふうに思うと、しばらくは今の体制でいくんだということです。そして、移設する考えはないと、本庁、そして分庁方式については行革の中で議論をしている、相談をするんだというふうであります、答弁ね。1年4か月たった現在では、正しい判断だったと考えると、志布志市は農業を中心に一所懸命頑張る、そしてその他商店街対策等は全体的なバランスの中で考えていくんだという答弁を、この間、4回ほど質問してますが、市長はそういう答弁であります。

そういった中で、志布志町地域に本庁があった場合、有明町にあった場合、松山町にあった場合、それぞれそれはそうでしょう。その中で、議会として港湾対策特別委員会が特別委員会のまとめとして、議会の総意も得て、市長部局の方に、答申といいますかね、提言ですかね、そういったことで、せめて港湾関係や観光、そういった部分については、志布志町地域を移したらどうだという提案が、提言がされてるんですが、議会の特別委員会がわざわざそういった議会の総意として送られた、そのことを、この間、行革の中で議論もあつたんでしょう。どういうふうな受け止め方がされたんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

特別委員会が設置されまして、そのような対応をしてほしいというようなことがございました。そのことにつきまして、私どもとしましては、今回の組織再編に伴いまして、志布志支所の地域振興課の方に港湾振興担当というものを配置しているところでございます。

○25番（小園義行君） 志布志総合支所の方にそういう係を配置しているということではありますが、今回、新しく議会の方で特別委員会が立ち上がりまして、農村・漁村含めた活性化特別委員会があります。その中で、担当の耕地林務水産課長を含めて執行部の方がおられたんですけど、いわゆる漁民の方々、そういったところから含めて、この本庁に相談に来られたことはありますかとお聞きしましたら、全くございませんということでありました。これは漁民の方々の責任でもないと思うんですね。私は、そういった港に近い所は、港の支所に行かれるんだろうと。そこに人を配置してるということでもありますけ

ど、もっと本当にその方々の立場に立って考えるならば、要求のある所に場所がないと、私は来られないと思いますね、そういった意味では。しかも、きちんとした人を1人配置しているという状況でもないわけじゃないですか。産業振興室ですよ。

そして、この前、畜産品評会がありました。すべて耕地の方々から、振興室長を含めて正規の職員の方々全員、畜産品評会に参加をしていただいて、支所の方は嘱託職員の女性だけいるということで、はっきりなしに電話が鳴ってましたよ。

こういった現状を考えると、私は要求の多い所に、いろんな問題ではそういう本庁を含めて、機能をおくべきだというふうに、これ考えます。市長は、志布志市の顔はどうかと、昨日やり取りありましたら、志布志港でありますと、明確に答弁されましたね。そのことを考えると、これから、この振興計画の中にもいろいろたってありますけど、港を中心にした志布志市のこれからをつくっていくというふうにならなくて、あれにも。市長の認識としては、志布志市の顔は志布志港でありますと、このことを考えると、しっかり議会もそういう提言もしたり、いろいろしてるときに、ただ人を配置してますよと、そういうことだけでいいのかというふうに思うわけです。これ住民の代表である議会の特別委員会をわざわざつくって、そういう提言がされてるのにもかかわらず、人を配置してるからそれで済んでるんだっていう、この認識が私は少しいかなものかなと思います。

再度お伺いします。志布志市の顔は志布志港であると、こういうことを考えたときに、これまで市長の答弁も、経済の中心地は志布志だということ等もありましたけど、若干変化もありますけど、今、2年8か月たって、議会もそういったことをしている、一気にいかないまでも、徐々にそういったこと等を考えていくという姿勢もないのか、議会のいわゆる提言なんてどうでもいいよという姿勢なのか、再度答弁を求めます。

○市長（本田修一君） ただいまお答えしましたように、地域振興課の方に担当を配置しているということでございまして、私どもとしましては、行財政改革の中で組織の見直しを進めてきているということでございます。そして、それは取りも直さず、職員減に対応するような行財政組織の見直しだというようなことでございます。そのような中で、様々な部門について、現有の人員というのを削減していかなきゃならないわけでございますが、重点的に事業を取り組む所につきましては、それなりの配置をしながら、その削減をしているというような状況でございます。

志布志市の顔というのは、当然、志布志港であろうかというふうに思います。それを支える志布志の街、そしてその後背地に広がる豊かな大地にある農業というものが志布志市全体の像ではなかろうかなというふうに思っております。そのような意味合いから、志布志市の志布志港を振興するということは当然のことでございますので、私どもはこの市役所全体でそのことについては推進しているというようなふうに御理解いただければ有り難いと思います。

○25番（小園義行君） 市役所全体で考えていくということですが、現実には志布志総合支所の中では、そういう問題が、いろんな事業を行うときに起きていくというのは事実です。そういうことを考えたとき、あなたがにぎわいと協奏のまち、そういうことで出されてますね。そういう中に、今回、観光、そういったもの等も当然、あなたたち自身がいろんなことをやっていかれるんでしょう。そういうときに、

アピアの支援ということで、あそこに公営の競艇場、舟券売場をやると、そういうことが唐突に出されてきたわけですが、そういうにぎわいと協奏のまちという点からしたとき、あまりにも唐突に、アピアの支援策として出されたんでしょけど、これ教育委員会、そういった所ときちんと議論がされた上で、そういう支援策として当局が提案に至ったものか。私はこの観光の面からも、本来は本庁を志布志に置いて、いろんなことで取り組んでいかなきゃいけないという思いはいっぱい持ってます。そういうときに、今回の提案ですけど、説明が全協でありましたけど、教育委員会サイドときちんと議論を詰めた上で、ああいう提案、説明があったのか、少しお願いします。

○市長（本田修一君） このアピアにおきます舟券売場の開設につきましては、私どもはまちづくり公社の方からいろんな形で相談を受けながら、そのことに対応してきたところでした。その内容につきましては、教育長の方には話はしております。このようなことで、アピアにつきましては、このような事業体が進出する可能性がありますということは、話はしてございます。

○25番（小園義行君） まあ教育長に話はしてあるよと。でも、それは不親切じゃないですか。向こうはあくまでも教育委員会という教育委員の先生方がおられて、そこで議論がされて、どういうふうの子供たちの教育に対してと、真剣になってる、そういう特別な委員会ですよ。そこに、ただ教育長に話したからいいんだという姿勢ではまさかないと思うんですけど。当然、私たちに説明があるときには、そういったことも十分に詰められた上で、僕は教育委員会サイドもOKをされたというふうに思ったんですね。でも、教育長にこれ通告しておりませんが、教育長、これ今、市長はああいう答弁ですけど、実際に志布志の街の中にそういう公営、いわゆる競艇場といいますかね、舟券売場ができるということ、教育委員会サイドとしては、良とされて受け止められておられるんですか。

○教育長（坪田勝秀君） それでは、お答えいたします。

今回の舟券売場の開設につきましては、来る9月19日の定例教育委員会におきまして、担当課長に向いていただきまして、説明をいただきまして、教育委員会への説明をいただくという計画を持っているところでございます。そこで、各教育委員の方々の考え方も聞くことができるのではないかと、こういうふうに考えておるところでございます。

私個人といたしましては、今回のこの計画は、アピアのこれまでの経営安定策の経緯と、それから現状の厳しさ等を踏まえて、様々な方策の検討の上にたどり着いた、いわば苦渋の選択であり、これからの志布志地域の振興及びアピアを中心とした商業機能の活性化のため、市当局が計画されたものと理解しております。今後とも必要に応じて関係団体の意見を聴取するとともに、市民への説明の上に、青少年の健全育成にも支障のないように留意して進めていきたいと、かように考えております。

○25番（小園義行君） 教育長の答弁は、そのとおりであります。市長部局に対して、きちんとした声を受け止めて対応してほしいというのが、教育委員会としての対応です。ぜひ、そういった問題も含めて、私はこういった問題も、やはり総合支所として、志布志支所、松山支所、そこに人の配置、そういったものが本当に十分されて、いろんな声を受け止められて、本庁に上がってくるというシステムになってないというところに、少し心配をするところです。

そういった点からしたとき、この総合支所方式を、市長は当分の間というふうに、議事録を見ると、

しばらくの間、この体制でいきたいというふうに答弁されてますね。これを5年後、10年後と、まあ考えなきゃいけないわけですけど、仮に、本田市長はあと1年4か月ほど市長をされるわけですが、その後再選されると5年4か月ということですね。この間、この総合支所方式がいつまでこれを続けていくのか、それともそれを無くして、支所にただなるのか、その見通し、考え方をちょっとお聞かせください。その答弁次第では、それぞれの住民の方々、サービスの低下にならないかということをお大変心配される、私もその一人です。今でも少しそういうことを感じていますが、その見通しについてお願いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

いつまでこの総合支所方式を採っていくかということですが、現在の段階では、いつ廃止するかということについては考えていないということですが、今回の組織再編によりまして、部長制を廃止しました。そして、将来的には本庁を含め、段階的にそのようなことも考えていかなきゃならないというふうには思っているところでございます。今、議員の方から御指摘がありましたように、私はあと1年4か月幾ばくしかないということですが、その任期期間中はそういったことで対応していきたいというふうに思っております。

○25番（小園義行君） 任期中は、今の総合支所方式を崩さないということですが、もしあなたが次の市長選挙、立候補される際には、そういった問題も含めてどうのお考えなのかというのを、やはりこれは政治家として持つとらんといかんというふうに、僕は思います。ぜひ、この総合支所方式を次はもう無くしますよとされるのか、いろんなことがあります。そのことを何で聞くかという、これまでこういう質問をいろいろやると、合併協議会で決まったことですからということが、市長の答弁の多くを占めてましたね。でも、あなたは合併協議会で決まったことを次から次に変えてきてるんですよ。私はそれでいいと思いますけど、あなたのいうその合併協議会で決まったから、ここを動かさないとか、変えないという、それは合併協議会で決まったこと、議論してきたことを踏まえるならば、提案されないようなことも次から次に提案されてますよ、正直言って。敬老祝金にしてもそうです、保育所にしてもそうです。そういった問題があるから、今お聞きしたんですけど、あなたの任期中はそういうふうでしないということですが、これ私はこれまでいろんな立場で、角度から質問してきました。その中でも、よく考えてほしいのは、志布志市の人口、約959名、合併してから2年ちょっとの間で少なくなっています。これから先もっと、僕は早いスピードでこれはいく。振興計画では3万4,000人を目標にというけれども、現実にもう今、3万4,805名ですよ、9月1日現在で。僕はとても、23年度を目標にされてますが、そこにはなかなか難しいだろうと。だから、人が急減に少なくなっていくということを前提において、いろんな政策立案されるときも考えられないといけないと思います。これ志布志町は543名、有明が233名、松山183名と、これはパイがそれぞれ違いますから、どれがどうだということは言えないけれども、全体としてそれだけ少なくなっていく状況の中で政策を考えていかなきゃいけないというふうに思うんです。これが仮に総合支所が無くなって、支所になったら、志布志支所、人口が一番多いですけど、そこが支所になったら、サービスの低下というのは、これはもう歴然としてますよ。そういったことを踏まえて、政治家としての判断として、考えていかなきゃいけないんじゃないですか。

そのことを踏まえて、この任期中は当然動かさないということですが、仮に志布志町地域から市長候補が出て、私は勇気を持って、その市長候補が、選挙に出られる方が、本庁機能を志布志に移しますとかやったら、選挙はたいへん難しいことだろうなあというふうに思います。これはもう老婆心ながらですけど、本田市長も政治家ですので、そこらへんについてはいろいろ考えはおありでしょう。そのことは聞きませんが、再度、これまでいろんな角度から質問してきて、私は本庁を含めて、志布志総合支所を本庁とすべきだと思いますが、今の段階で、この2年8か月済んで、再度お聞きしますが、その考えについてはいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたとおり、私の任期中につきましては、現在の本庁方式、そして総合支所方式という形でやっていきたいというふうに考えております。

○25番（小園義行君） はい。市長の考えはよく分かりました。住民の声をきちんと本当にいろんな角度から受け止めてのことだというふうに思いますので、この点については、また次の機会にやりたいと思います。

次に、国民健康保険の関係についてお願いをします。

当初予算を含めて、先の議会で国民健康保険税が引き上げられたわけですが、当初、6月議会で提案されたのは26.7%と。そして、連合審査を含めて審議の結果、本会議でもう全会一致否決ということで、本田市長の時に2回目ですよね、議会が全員駄目だよと。その結果、提案されて、次は11.9%ということで提案があったんですが、これは非常に私は大変な状況だろうというふうに思います。これは認識、一緒ですよ。この引き上げをしなきゃいけないということ等はもう申しませんが、提案理由を含めてありましたので。これ来年度へ向けても、私は本当に当局として真剣に考えていかなきゃいけないというふうに思います。

国民健康保険税のこの引き上げ、これは市長がどういうふうに思っておられるかというのは一番大事だろうというふうに思います。国保というのは、政管健保、そして健保組合、そして共済組合、それ以外の人を全部支える仕組みになってますね、最後は国保に。1961年ですか、そこで国民皆保険が導入されて、すべてどこかの保険に入らなきゃいけないというふうになりましたね。その時から始まっているわけですけど、実際に共済組合、健保組合、政管健保からやがて外れた人たちは必ず国民健康保険に加入されてきます。これは社会保障制度として、どこかに入らなきゃいけないから、その受け皿としては国保しかないわけですよ。その制度の仕組みとして、国民健康保険法の第1条が社会保障としてのこれを、目的、きちんとうたってますね。そういった認識が市長の中にありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

社会保障の認識があるかということでございますが、前回、社会保障的なものがあるというふうにはお答えしたところでございました。確かに、この国民健康保険制度につきましては、国民の皆保険という趣旨からしていったときに、極めて弱い方々の受け皿になってきているということからしたら、そのような意味合いからすると、社会保障的な意味があるのかなあというふうには感じているところでございます。

○25番（小園義行君） そういう点では、市長と認識は一緒ですね。これ、国民健康保険法の第1条が、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とうたってますね。そういった共通認識の上に立って考えるならば、国保に加入されている方々の問題だから、医療費が伸びたら、当然その人たちがやるべきだよと、こういうことに相互扶助の理念というのが頭をもたげてくるわけですね。そのことはこれまでの提案があったことを含めて、国のシステムを含めて、共通認識に立って、その相互扶助というのは、旧法、いわゆるその新法が始まるまではそういうことだったんですよ。だけれども、それでは立ち行かなくなってきたということで、この社会保障というそこが変わってきた。これ、今の市長の答弁、大変僕は意味が大きいと思います。なぜなら、地方自治体の首長が国民健康保険の在り方を社会保障と、その側面を持っているという位置付けをもって、その運営にあたらうとされている、そのことを大いに評価します。共通認識に立って、とてもうれしいです。そういった意味からしたとき、いずれここにおられる方々も必ず国保にみんな退職されたら入ってきますよ。大変負担の重い状況に、今なってますね。そのことを含めて、20年度に引き上げがあったんですが、その社会保障の側面を持つてるといふ、今の市長の答弁とあわせて、じゃあ来年度の国保会計をどうするのかってなったときに、この前、私たち議員に対して、当局の方で研修会をしていただきました。私たちも国保の仕組みから、いろいろ学びをさせていただきました。来年度に向けてのですね、どれぐらい財政が足りないのかということで、約3億1,000万円、これは不足をしますというシミュレーションですかね、そういうのがされたんですけど、私はもっとこれは大きなものになるのではないかというふうに、今年の状態を考えたときですよ、心配するんですが、来年度の国保会計をしっかり守って、住民の皆さん方に負担をその人たちだけでやればいいんだということではなくて、今年度やったように、法定外の繰り入れ、こういったものをきちんとした目的として、来年度の運営をどうしていくのかというのを今からやらないと、来年度の予算の時期に入っていくじゃないですか。そういった意味で、来年度に向けての見通し、その対応を、私は今年と同額ぐらい、本来は法定外繰入を入れて、そのための財源をいっぱいつくらなきゃいかんというふうに思うわけですが、来年度に向けての市長の見通し、考え方を少しお聞かせをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、社会保障的な制度であるというふうにお話を申し上げたわけでもございまして、現在の制度でいきますと、その制度の中で財政運営をしなきゃならないという建前になっております。そのような意味合いからしますと、私どもが今回、一般会計からの法定外繰入を認めていただいたというのは緊急的なものではなかったらうかというふうに思っています。そのような緊急的な事態でございまして、何とか自らがこの国保財政につきまして、健全化できる方策はないかというような形を、今、懸命に探っているところでございまして。そして、そのことについても取り組みを始めたということでございまして。そのような意味合いから、今しばらく、来年度の財政措置についての見通し等につきましては、待っていただきたいなあというふうに思っております。担当の方から聞いた話では、現在の医療の給付費につきまして、前年より下回った形で給付水準が続いているというようなものも報告を受けておりますので、そういったものも含めて検討させていただければというふうに思います。

○25番（小園義行君） 今、市長がおっしゃるように、19年度の決算が、まだ私なんかはいただいてないわけですけど、これは厚生労働省が出してる全国のやつですよ。これ2006年度、ちょっと遅れて出すんですけど、これも2006年度の国民医療費がその前年度、2005年から13億円減ってるということで、これは4年振りに、こういう診療報酬を下げたり、いろんなことで受診抑制ということが影響があって、そういうことだろうと思うんですけど、医療費は今、市長がおっしゃるように、少し伸びが鈍ってるという状況です。これは全国的にそうですよ。介護保険を含めて、いろんなことの抑制策が効いたと。僕から見ると、ちょっとそれもいろいろですけど、まあそういうことですね。でも、今、市長がおっしゃるように、そういった問題も含めながら、次の当初予算を策定をされていく、国保会計を含めて。この前は法定外繰入をやらなかつたら四十何%の引き上げじゃないですか。それを、「とんでもないよ、これでは」というようなことで、26.7%。これも議会の皆さん方が総じて、「駄目だよ、それでは」ということは、議会の意思として表明があったところですね。11.9%と、そこについては何とかまあクリアをされたわけですけど、このことは大きな、私は、市長がいろんな提案されるときに、そのことも踏まえた上で、来年度の国保財政の在り方というのを考えていかないと、議会を通すというのは大変だろうなあという気がしてるんですが、ぜひ、その社会保障的な側面ということ、まあ志布志市でいうと、水道会計、水道事業に次いで大きいんじゃないですかね、国保に加入されてる方は多いわけですので。ぜひ、その来年度に向けて、これは法定外繰入を当然私は念頭に入れてないと、制度の枠内でだけやれということにはなっていないというふうに思います。市長が先ほど答弁されたように、今後、医療費のそういった伸び、そういったのを見て対応させていただきたいということで、当然、今9月ですのでね、12月議会あたりではそのことの見通しというのも立つでしょう。ぜひ、この来年度の国保税の引き上げということが大きく、市民の皆さんにしては何年も連続してそういうことにならないように、私は大いに努力をすべきだと。そのための財源としては、今おっしゃったように、ここの斤を挙げて、いわゆる職員の皆さん方にいろんな負担をかけるわけですけど、私たち議会の議員だってですよ、聖域じゃないわけですから、そのことに対してはしっかりと提案をしていただいて、みんなで痛みを分かち合うということでない、住民の理解は私は得られないと思いますね。そういった点で、ぜひ、その住民の皆さん方のことを考えて、この国保会計の財政については、今年と同じような、そういう法定外繰入金もちゃんと視野にしてやらないと、予算はつくれないんじゃないですかね。

そこで、ここに陳情が来てます。当局にも当然届いてますよね。これで、「社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心できる暮らしを保障することを求める意見書を政府等に提出することを求める」って、下野さんがその代表者で出てますが、ここに意見書を出してくれということで、すごく社会保障関係費削減、このことが大きな貧困を生む大元になってると、陳情であります。その中に、地方の責任と費用負担を安易に増加させることなく、社会保障関係費の国庫負担割合を増大させ、年金、生活保護、医療などの社会保障制度の充実に取り組んでくださいという意見書を、議会にも国に上げてくださいますよ。住民の皆さん方は、本当にそういうことで切実に感じておられると思います。ここに国庫負担を増やしてくれと。国保会計だってそうでしょう、今、34%ですよ。元は45%あったんですよ。それをこんなに医療給付費に対して少なくしてきている、国の責任をどんどんどんどん放棄している。今、

健保組合が西濃運輸、そして吉野屋の傘下の京樽寿司の健保組合も解散して、政管健保に移ると。そっちの方が負担が安いからですよ。実際に、ここにこの前資料としていただきましたけど、国民健康保険中央会、ここが出してる保険料負担の格差ということで、国保と健保組合、政管健保、それぞれ出てますが、例えば年収200万円、月収が11万7,000円、これは一つの例ですよ。国が出してるんですからね。ここで見ても、国保の例えば3人世帯、4人世帯でいいですかね、これは一つの町を例に取りますよ。いろんな形態が違うから、国が示してる資料でいうと、この11万7,647円の方、Cの町でいいですかね、4人世帯だと21.3%、これすごいものでしょう。月収のこれだけですよ。21.7%といたら、もう年収の1割を大きく上回っている。健保組合、それに対して6.4%ですよ。政管健保、これは国の負担が結構多いんですよ、8.2%。こういう状況です。それぞれ国保に入っておられる方々の所得に対する、年収に対する負担割、とても大きい。私も十何%納めてますよ。まあ議員の方々是一緒ですよ。そういうことを考えるときに、こういう陳情も来る、そして国庫負担を大きく増やしてくれということと、声を挙げることとあわせて、来年度の志布志市の国保財政をきちんと運営していくための方策としては、実際、法定外繰入金等を頭に入れて、私はそのための財源を今からどうやってつくっていくのかということをしきんとやっていかないと、これはいかんと思います。ぜひ、これから、今、合併をして3年目ですよ。あの合併特例法でいくと、10年までは合併してもしなくても同じ旧3町のそれぞれで交付税が来るようになってますけど、11年目から、9割、7割、5割、3割、1割と、15年後にはここの交付税の基礎でやりますよ。当然、すごい金額が少なくなっていくと思うんですよ。いろんなことを考えたときに、そのことも踏まえて、今からきちんとやっとなないと、私は大変なことになるだろうなあというふうに思います。

そういった点で、再度、今もろもろ言いましたけど、来年度の国保財政をしっかり守っていくというために、市長の考え方、まあ先ほど医療費の伸び等があるから、ちょっと待ってくれというのはよく分かりますけど、そういった思いがありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

6月議会で26.7%の税率改正を提案して、厳しい御指摘を受けまして、その案につきましては裁量されなかったということでございまして、改めて私どもとしましては、11.9%の税率改正でお願いしたというようなこととございます。そのような皆様方の、議員諸氏のお考えというものを、私どもは真しに受け止めまして、今後、国保の財政の運営については、非常に厳しい状況下ではあるが、そのような市民の皆さん方の、また議会の皆様方の御意見・御意向というものも十分配慮しながら、財政をしていかなきゃならないというふうに考えたところでございます。

そのような中で、改めて法定外繰入金の取り扱いということになるわけとございますが、このことにつきましても慎重に検討させていただきまして、早いうちから皆さん方にも御相談を申し上げていきたいというふうに考えるところであります。

○25番（小園義行君） ぜひですね、今の市長の答弁でよく理解をしたところです。払える国民健康保険税にしていくということが、私は大変大事だろうと思います。そのためには、国にも国庫負担を返してくれと、そして鹿児島県もそういう市町村の国保に対して負担金を出してくれと。あわせて、市も頑

張って、そういうことを出して国保に加入されている方々の負担を和らげていくと、これはとても私は大事なことだろうと思います。今、市長のその答弁でそういった方向性も少し見えましたので、分かりました。ぜひ、そういう対応を考えてやっていただけるものと思って、次に移ります。

国保の関係では、一部負担金の減免要綱のことについて、減免について、これまで議会で3回ほど取り上げてきました。これ当局の答弁としては、そういう考え方をよく理解をし、国民健康保険法第44条のそれで、きちんと要綱を作成等をしてやっていくということで答弁が過去の議会でされているわけですが、その要綱も作成されているというふうにこれまではあったんですけど、その周知徹底、そういうことで対応がどこまで進んでるのかということで、私はこれ、ぜひね、私の所にも相談がありますよ。「入院するけど、小園さん、お金がない」と。だから、私なんか、「社協のそういう貸付制度とかありますよ」とか、いろんなことを紹介しますけど、なかなかそういう状況にならないんですね。そういう意味で、ぜひ、この一部負担金の減免制度、県内で14の市町村はやってるんですが、ぜひですね、本市もやるというふうに、これ答弁をこれまでされてるんですよ、本会議でね。どこまでそれが進んで、どういった見通しになってるのか、ぜひお願いをします。これたくさんの資料を示せと言われると、たくさん持ってますけど、これまで当局の方でそのことについては取り組み、周知徹底をしていくということでされてますので、要綱か規則か分かりませんが、そういうことに対する進ちょくと、今後の見通し、お願いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このことにつきましては、昨年6月の一般質問で、様々な問題点もあることから先進事例等を十分勉強させていただきまして、そして国保運営協議会とも協議するなどしまして、担当部署の方で対応していきたいというふうに述べたところございました。そして、その後、広報したいというふうに述べているところがございます。

その後の取り組みですが、担当部署の方では、内部協議を重ねまして、昨年12月の国保運営協議会では、要綱制定にあたっての検討状況を報告したところであります。そして、今年2月には先進地である出水市、霧島市に研修に行きまして、問題点等の整理をしたところがございます。その結果を踏まえ、要綱案の作成に取り掛かっておりまして、現在、詳細な検討を行っているというような段階でございます。

○25番（小園義行君） ということは、まだ作成というか、そこまで至ってないんですね。これ1年も前ですよ。その時に、きちんとした対応をしたいということでありました。国保が大変な時に、やっぱりさっきも言いましたように、住民の方々、大変な状況ですよ。ぜひ、これは前向きにね、やるとおっしゃったらですよ、こっちは当然そのことを含めて、住民の皆さん、そして医師会との関係もきちんとお願いをしなきゃいけないわけじゃないですか。そういったことを踏まえて、これいつまでにじゃあそういうことがやれるのかということをお聞きしたいわけですけど、市長、いかがですか。これ準備段階だと。これは、もうできたら来年のいつということも、新年度からというふうになるのかもしれませんが、この国民健康保険法の第44条について、求めているそのことを、この陳情も同じようなことですよ。ぜひ、そういったことで、いつまでにじゃあ対応ができますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、要綱の作成に向けまして検討を行っているところでございますが、今お話がありましたように、じゃあいつまでにできるのかということでございます。検討を更に重ねていっているところでございますが、今お話がありましたように、申請される方の生活実態等を見極めて減免を実施しなければ、国保財政の圧迫、信頼性を損なうという結果を招きかねないことから、実施方法等への協議には時間がかかったということでございます。今後、詳細の検討を行いまして、なるべく早く要綱等の整備を行いまして、所定の手続きを行いながら、来年度の当初予算での予算措置と併せて、要綱の制定に向けたよう努力したいと考えます。

○25番（小園義行君） 新年度からそういう対応をしたいということで、当局の方々、大変でしょうけど、ぜひですね、住民の方々のそういう状況を考えたときに、今、市長の答弁でよく分かりました。ぜひ、これ努力をしていただいて、いいものができるように、この法の精神に基づいてやれるように、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、後期高齢者医療制度についてお伺いします。

この後期高齢者医療制度、全国でいろんな意見、そういったこと等がどんどん挙がって、連合会等も大変だと思います。もちろん国も、そのことで大変あっちいたりこっちいたり、見直しをどんどんする。当然、選挙が近いということもあるわけですが、この後期高齢者医療保険制度のお陰で、政府与党といいますかね、沖縄県議選含めて、ほとんどの選挙で負けていくという状況が続いています。そういった中で、国は見直しをいろいろ出してるわけですが、全国の医師会が35、県の医師会の段階で、これは明確に反対、中止、撤回、そういったものを求めております。鹿児島県の医師会はそうでないわけですけど、そういう状況を考えたときに、大変な制度に、当事者として医師会の先生方がそういうことなわけですし、大変なことなんだなあということを理解します。この後期高齢者医療保険制度については、志布志市はやるのがもう限られてますよね、連合会がやるわけですから。これ私たちのところには、その国が決めたことを、方針を出して、その連合会がそれを受けて、こういうふうに決まりました。そのことが今度は志布志市の住民の方々には、ほとんど知らされないわけですよ、正直言って。連合会の運営委員というのに本田市長はなっておられるわけですよ、違いますかね。ですよ。その中で、連合会には議会があるわけですが、そこで議決された、そういったもの等について、いわゆる職員の皆さん方へは当然でしょうけど、その周知徹底としてどういうふうになされようとしているんですか。もちろん知らせる必要もないというふうに考えればですけど、例えば国が示したのは、均等割の7割軽減を8.5割軽減、所得割についてもいろいろ提案されて、約半分ですよ、免除になっていくわけですけど、そういったものが、8月4日に連合会の議会が開かれてるんですが、その前段として、当然、市長は運営委員ということでありますので、そういう議論があったのか、どういう結論になったのか、少し分かればお知らせをいただきたいことと、そういったものについて、どういうふうに住民に知らしめていくのか。これは連合会がきちんとされればいいですよ、すべてのそういうところにですね。あまり、8月に開かれて、もう1か月たってますけど、私たちの元にはそういう情報というのは来ないわけですね。そこらについての考え方をお知らせをしてください。10月の年金から、恐らくその引かれ

る方々は決まったとおりになっていくと思うんですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この後期高齢者医療制度につきましては、本年4月から開始されたということで、非常にまた分かりにくい制度であるというようなこともございます。そしてまた、制度の見直しが度々されてきているようなということで、非常にこの対象となる方につきましては、周知を重ねていかなきゃいけないというふうには思っております。この制度の発足前から、制度対象となる75歳の方々、それから公民館長、民生委員、生涯学習いきいき大学、老人クラブ、デイサービス、集団検診、各校区単位での住民説明会等、これらの各団体や個人に対しまして、5月末で132回、延べ3,153人の方々へ制度の説明を行ってきました。そして、今言いましたように、政府与党によります高齢者医療の円滑な運営のための負担軽減策というのが打ち出されまして、所要の条例改正などがありまして、8月4日には県広域連合臨時議会が開催されたところであります。その主な改正内容は、後期高齢者医療保険料の均等割及び所得割の軽減拡大ということでありましたので、事前の周知も含めまして、対象者全員に制度周知用散らしの郵送を行ったところでございます。

○議長（谷口松生君） ここで、昼食のため暫時休憩します。

午後は1時10分から再開いたします。



午後0時00分 休憩

午後1時10分 再開



○議長（谷口松生君） 再開をいたします。

鬼塚議員が早退しております。

小園議員の一般質問を続行します。

○25番（小園義行君） 引き続き、午前の質問の回答として、その対象者に送ったということでありました。

今回、具体的なことで言いますと、国が均等割の見直しをしたわけですね。これは20年度と21年度に限ってということですね。まさに今、総裁選挙を自民党はやってるわけですけど、次の総選挙をにらんでのですよ、言葉は悪いんですけど、そういう選挙対策みたいな感じがしてならないわけですね。20年度と21年度に限ってということで、今回のこれがされたわけです。鹿児島県は均等割を、7割軽減の方々を8.5割軽減ということで、4万5,900円としているものを、年間所得が33万円の方々に対して8.5割軽減にするということでおるわけですが、この方々は8月までは現在のままでですけど、10月の保険料からは免除されるということになるわけですね。ちなみにこの志布志市内の方々がどれぐらいおられるのかということをお願いをします。

それとあわせて、今度は所得割の関係で、年金収入の方々で後期高齢の方がおられるわけですが、これについても年金収入の153万円からということをお今回210万円以下の方に下げて、50%軽減されると。これは新聞報道等もあって、連合議会では、先ほど首長の方からありましたように、そういう方向で可

決がされたということでありました。50%軽減ということになって、有り難いことだなあとというふうには思うところですが、この対象者がそれぞれ均等割、所得割どれぐらいおられるのかお知らせください。具体的に、その方々へは当然いくわけですが、それ以外の方々にも、こういった後期高齢の方々に対してのそういう議会等で可決されたりしたものに対しての情報の提供としては、連合会がすべてやって、本市としてはかかわらないことでございますよということなのか、少しお願いをします。

○税務課長（外山文弘君） まず、8.5割軽減の対象者、それから所得割の5割軽減の対象者についてお答えいたします。

まず、7割から8.5割に変わられる軽減対象者が3,150名おられます。それから、所得割の5割軽減対象者が480名おられるところでございます。

○保健課長（今井善文君） 周知方についてでございますが、先ほど市長の方から答弁がありましたように、直接関係のある対象者につきましては散らしを郵送しているという状況でございます。ただ、これから対象になられる方とかいう方については、まだ周知方については致しておらない状況でございます。広域連合の部分につきましても一応ホームページ上でリンクはできるようにはなっておりますが、別途その内容について広報等はまだ致してないところでございます。

○25番（小園義行君） 大方の方々が、所得33万円以下ということで、今回、年度を限っているわけですが、そういう形で約3,500名からの方々がいろんな形の恩恵を受けるということでもあります。これは事務通達が来てますよね。今回のこの措置について、所得の低い方への更なる負担軽減を図るとともに、制度を利用しやすくすることによって、制度の定着を図ることを目的とするというのが6月18日付けで、それぞれ自治体等にも届いてるのかどうか分かりませんが、そういった通達がありますか。

○保健課長（今井善文君） 申し訳ございません。今、確認が取れませんので、後ほど。

○25番（小園義行君） これは恐らくそういう形で届いてるんですよ。これは、これだけ全国的に後期高齢者医療制度については、参議院で廃止をするということが可決をされております。そして、現在、政府与党の関係等もありまして、衆議院で審議というふうになってないところですが、恐らく全国の医療機関、いわゆる医師会の先生方も、この制度はやめてちょうだいと、そういうことを表明している。そして、国の最高機関である国会の二院のうちの一つ、参議院で廃止をするんだという形でのものが可決されている。そして、これだけ次から次に制度を変更する、こういった仕組みというのは、もうとてもやられてないよというのが末端で仕事をされている方々の正直な思いじゃないかというふうに思います。これは再度、もう一回、元に返して、きちんと議論をした上で、この高齢者の方々の医療費についてはどうあるべきかということを考えた方がいいのではないかというふうに思うんですが、市長にお聞きをします。これだけ何度も何度も制度が始まってから見直しが繰り返される。そして、その度にそれぞれの連合会で議決をし、そして市町村のそういう担当の所も大変な状況があると。こういった制度は、はっきり言って廃止すべきだというふうに市長は思われませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、老人医療の制度がかなり厳しくなってきたと。そして、それを含めた国民の健康保険制度について、運営状況が厳しくなっているというようなことの影響を受け

て、後期医療制度が始まったというふうに理解しているところでございます。

この後期高齢者医療制度につきましては、スタート直後から、本当にいろんな形で、いわば国民の苦情が殺到したというような状況でございまして、そのようなことを受けて、政府としては様々な形で軽減策を設けたり、あるいは延期の方針を出したりというようなことで、本当に迷走しているというふうに私自身も考えているところでございます。そのような意味から、担当する部署においては非常に苦勞しているなあというふうには思っているところでございます。そのようなことは全国的でも声が出ておりますので、また何らかの形でこの制度の改正が行われてくるというふうには思っているところでございます。

○25番(小園義行君) 市長としては、どうしてほしいということではなくて、客観的な論評ですよ、今のは。答弁としてはですね。これ2年ごとに見直しをしていかなきゃいけないということで、今回、この2年間の間に、多分総選挙は、もう来年の任期があるわけですから、来る。その間のことで私は、先ほど通達が6月に来てるわけですけど、所得の低い方への更なる負担軽減を図るとともに、制度を利用しやすくすることにより、制度の定着を図ることを目的としたものというふうになってるんですが、まさに今の制度そのものは変えないよと。2年後はまた元に戻る、この8.5割軽減の方々も含めてですよ。当然、見直しがされると。選挙も済んでますよ、結果はどうなるか分かりませんが、そういうことです。私は、この制度発足の時に、日本共産党は一貫して2年前のこの時から、こんなことをやったら姥捨て山になるよと、そういったものになっていく心配があるということで、マスコミ等を通じて自民党の議員の方々も、またその閣僚といいますかね、そういうところに就いておられる方々も、そういった発言をしておられます。だから、そういった点で、本当にこの制度そのものを定着させるのではなくて、もう一回、きちんと見直しをしていくように、各自治体等を含めて、声を挙げていかなきゃいけないのではないかと思います。国保の時も言いましたけど、西濃運輸の健保組合ですね、そして京樽の健保組合、何が一番解散に至った理由かといったら、国は現役世代の応益の、公平な負担だと言ってるけれども、この後期高齢者医療支援分、ここが大きく増えてきて、赤字がどんと見込まれると。そのことによって、もうとても維持できないから、国が負担してくれている政管健保に変わっていくというふうに、これはマスコミ報道されてますよ。今後、これがどんどんどんそういうことになったら、大変なことになっていくなあというふうに心配するんですね。そういったことも含めて、こういうふうに制度が始まって今、始まったばかりですよ。にもかかわらず、こんなところどころ変えていく。しかも、それは選挙対策と言われても仕方のないようなやり方、こういう制度はもうきっぱりと廃止してくださいと。そうしないと、担当の皆さん方も大変じゃないですか。僕はそういうふうに思います。客観的なそういう論評じゃなくて、市長の思いをちょっと語っててください、この後期高齢者医療制度について。僕は、きっぱりと廃止してくださいよと、そのことの方がいいなあとは思いますが、まあ首長の考えですので、お願いします。

○市長(本田修一君) 先ほどもお話しましたように、この国民の健康を維持するための医療に伴う保険制度というものは、総体的にどうあるべきかというような観点から、この後期高齢者医療制度というのは始まったというふうに理解しているところでございます。国全体、高齢化率が高まってきまして、

その中で高齢者の方々が医療を受ける機会がまた増えてきたと。そして、医療自体も高度化してきているというような状況の中で、医療給付費が膨らんできていると。そのことをどうするべきかというような形から、後期高齢者医療制度というのはつくられたというふうに理解するところでございますが、その制度の中身については、今お話がありましたように、種々の問題があったと。また、そのことを実施するについては、非常に急激に負担が伴うということで、反対の意見があったというようなことから、現在あるような形で様々な軽減策がまた新たに打ち出されたり、実施について延期というような形になっているというふうに思っております。そのようなことでございますので、先ほどお話ししましたように、この制度の改正、この制度が円滑に運用できるような改正というものについて、私どもは求めていきたいというふうに考えているところでございます。

○25番（小園義行君） 市長はやっぱりこの制度は、それとしてあってよいというようなことの理解だというふうに思います。私は、もうはっきり言って、この年齢で別立てにするという医療の仕組みをです、こういうのはやっぱりやめるべきでしょうね。だって、それまでこの75歳以上の方々は、国が言うとおりととは言わないけれども、国が求めている本当に勤勉な、戦争も経験し、いろんなことをされてきた方々じゃないですか。国の言うとおりとやってこられた方々を年齢によって別立てにするって、まさにこれは悲しい制度だというふうに思います。今、高齢者同士で殺人というのが大分増えてるんですね。これは全国の資料で見ると、どういうことかということ、一緒に死のうよとってやるけれども、死にきれない、こういったのがすごく増えてるんですね。マスコミでもよく流れてるでしょう。一緒に心中しようと思ってやったけど、死ねなかったと。結果、殺人罪ですよ。そういう悲しいこととあわせて、高齢者の再犯率、いわゆる刑務所から出てこられた方がまた帰っていくというのが非常にこの統計で出ております。なぜかということ、現実に生活していくのが大変だということなんですよ。そこに事件を起こして入ると、また安心して暮らせると、こんな社会はおかしいじゃないですか。本当に僕は、悲しい現実だなあというふうに思います。そういったものを考えたときに、市長はそれで良いというふうにおっしゃってますけれども、そういう悲しい、夫婦で一緒に頑張ってきたのに一緒にやれないとか、こういう悲しい現実を生み出すような社会はおかしいと思います。本当にですね、これまで頑張ってきた方々に対して、最後にそういう仕打ちをかけるような制度は、僕はやっぱりやめるべきだと、そういうふうに思います。市長はそうでないと、より良い方向に変えていただければよいということですので、やっぱりこれは本当に、ここに住んで、志布志市のトップとしては、こんな悲しいものはやめてよというのが、基本的な考え方に立つべきじゃないですか。僕はそういうふうに思います。まあ首長の立場として、それを言えないというんだったらね、少し悲しいなあ、僕は。もう少し住民の立場を考えたら、こんなのやめてよというぐらいやっていいじゃないですか。再度、お聞きをしてみたいと思います。もう一回、お願いします、くどいようですけど。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、国民、そして市民の方々の様々な御意見等があるところでございます。それらのものをくみ取りながら、制度の中でいい形で運用できるような形にさせていただくよう求めていきたいというふうに考えます。

○25番（小園義行君） はい。市長の考えはよく分かりました。

それでは、最後に、消防行政についてということでもちょっとお聞かせをいただきます。

国が2006年の消防組織法の改正ということで、各都道府県に消防のいわゆる広域化推進計画を2008年度の3月までに計画を立てなさいというようなことでのものがあって、それぞれ鹿児島県等でもそういう計画づくりに向けた策定をされてるということで、本市の議会からも広域消防の議会に議員の方が派遣されてるわけですが、その方々からも少しそういったものが全協等で報告がされておりました。今回、この広域連合、広域化推進計画、これが県の段階でどういった状況にあるのか、少しお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

常備消防の広域化につきましては、平成18年6月に消防組織法が改正されまして、国におきまして、市町村の消防の広域化に関する基本方針が策定されました。この策定された基本方針に基づきまして、鹿児島県では、市町村、消防機関、住民の代表者及び学識経験者で構成する13名の委員による鹿児島県消防広域化検討委員会を平成19年4月に設置しまして、消防の広域化に係る課題や、広域化の組み合わせ等について、7回の検討委員会が開催され、本年3月に鹿児島県消防広域化推進計画が策定されたところであります。

この広域化推進計画を策定するにあたりましては、県はあらかじめ関係市町村の意見を聞かなければならないとされておりましたので、検討委員会の中間報告に対する意見を求められまして、市としましては、これらの内容を検討しまして、広域化対象市町村の組み合わせについては、県域7消防本部体制が妥当であるという意見書を県に提出した経緯もあるところでございます。

お尋ねになっておられます、計画に対する県の対応ということですが、県はこの計画を策定しましてから、広域化対象市町村がこの計画に基づき、広域消防運営計画を作成しまして、市町村と消防本部が相互に連携しまして、平成24年度までを目途としまして広域化の実現を図るよう、積極的に推進していく考えでございます。本年5月から7月にかけて、各地域振興局ごとに県内7か所で説明会を開催しておりまして、大隅地域では5月28日に市町村消防の広域化に関する説明会を開催しまして、広域化推進計画の概要説明や今後の広域化の進め方について説明がなされたところであります。

今後のスケジュール案としましては、県は広域合併対象地区ごとに、10月中旬ごろまでに、消防広域化運営協議会準備事務局を設置しまして、消防広域化運営協議会の設置に向けた協議会の規約、組織、構成、人員、経費等を調整しまして、来年3月下旬までに消防広域化運営協議会を設立する計画となっております。

○25番（小園義行君） これはもうどんどん進んでるんですよね、これね。鹿児島県も、今、市長からありましたように、現在19ある、そういう消防組合を含めてですよ、それを7つにするということですよ。そして、これは実際にその協議会を設置するには、志布志市の議会の議決が必要なんですよ。それ以前に、もうどんどんどんどん計画が進んでるということになると、非常に心配をするわけですね。なぜかという、大きくなると大変じゃないですか。合併して、議員の方々もそうですけど、志布志の方は有明、松山がよく分からない、有明の方は志布志と松山がよく分からない。だから、いろんな所に簡単に行けないよというようなこと等も含めて、この消防組合の方々も広域化になると、非常に僕は

変だなあという気がするんですね。この消防組織法でいうと、こういった広域のものにするということで、国はやろうとしているわけですが、消防組織法の第36条、これには明確に、消防長官や都道府県知事が、その運営に関して、管理、行政管理に服することはないとあって、明確に自治体消防を明記してますよ。そのことは理解をされてますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

消防行政につきましては、市町村の自治体業務であるというふうに自覚をしております。そのような意味合いから、私どもの地域では大隅曾於地区消防組合を設置しまして、当地区の消防行政につきまして、住民サービスを行っているところでございます。

○25番（小園義行君） だから、消防長官や鹿児島県知事から、こうしなさいなんて言われたって、ノ一だよって、組織が、法が求めているんですよ。今回、18年6月の改正で、この消防組織法の第31条から第35条、ここに新たに付け加えたんですよ、国が、そういうふうにしていいよみたいなところを含めて。でも、本来は消防組織法の第36条が、消防長官や都道府県知事の運営管理、行政管理に服することはないと、これは明確に法律がうたっているんですよ。だから、今後、いろんな情報を提供していただいて、その広域化になることがいいのかどうかを含めて、議論をした上で、参加をするかしないかということも含めて、これはやらないと、消防署にお勤めの方々の意識にも、僕はすごく影響があると思います。なぜかという、鹿屋市は10万人を超えるような、あそこで組合が一つあるわけですけど、そういう所と、曾於地区のそういうものとしたときに、働いている署員の人たちが降格になってみたりいろんなことで、いわゆる、言葉は悪いんですけど、現場部門への降格とか、そういうことになると、これはリストラが始まったりというようなことも非常に心配をするからそうなんですね。だから、そういう意味では、もっともっと情報を提供してもらわないと、これはたいへん議会の議決を、その協議会を設置するときには必要なわけですし、そういったものに対しての情報もおっしゃっていただかないと、なかなか分からないじゃないですか、僕たち自身も。もうそういうことは実際始まっているんだということになると、とんでもないなと僕は思います。そして、志布志市のこの消防については、いわゆる常備消防ではなくて、非常備消防のいわゆる消防団、今日もお昼の火事で即対応していただいているわけですけど、そういったところを充実させていくというものがないと、ただ消防組合を大きくすればいいんだという、こういう観点では少し問題がありませんかね。全国のやつを調べてみたら、現在、35都府県が策定しております、今、市長がおっしゃったようなそのこと。635が174になるんですよ。ある県なんかは、県内で一つの消防署です。そんなことになったら、これは大変なことじゃないですかね。だから、私は今、ここの自治体も負担金、大変でしょうけれども、頑張って住民のそういう財産、生命を守るために努力をしていただいている、そういう言葉からしたときに、もっとそういう広域化になることが、大きくなればいいということではなくして、もう少しそういった情報、そういったものを提起していただいて、その広域化がいいのかどうかということを含めて、私たちにも出していただきたいというふうに思います。

それが一つと、もう少しですね、これは大きな広域化で人員の充実、そういうことではなくて、地域消防の消防力を強くすることが、僕はとても大事だと思いますよ。消防団、ここをですね、後ほど宮城

議員の方からもいろいろ質問があります。ここをきちんとどうやって充実させていくのかということにしないと、ただ大きくなって、管理部門を少なくして、現場も少なくなっていく。消防署もそうですが、地域の消防団の充実がそれで本当に図れるのかですね。

最後に、私はこの問題については、首長が広域化が果たして良いのかどうかということ、そのことに対する考え方を1点と、地域消防、いわゆる消防団ですね、ここを本当に充実させていくという気持ちを持つてゐるのかですね。この広域化になったら、私は消防署と地域消防団との関係が非常に難しくなっていくなあという心配するものですから、その2つについて、最後に答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

消防の広域化によりまして、期待されるメリットとしましては、第1に住民サービスの向上の面で、消防活動に取り掛かる態勢の更なる強化ができるんじゃないかと。そして、火災の規模に応じて、素早い出動ができるようになるというふうに考えているところでございます。それから、第2番目に、広域化により人員配備の効率化が進みますので、消防、救急の現場で活動する団員の充実が図れるということでございます。そして、3番目に、予算規模が大きくなりますので、より高度な消防機材等を整備することができるという点が挙げられているところでございます。そのような観点から、消防の広域化というものがなされていくというふうに考えているところでございます。

そして、消防に対する体制といたしまして、このような常備消防組織が整備されているわけですが、それとは別に消防団としまして、地域の消防体制が取り組まれているところでございます。このことにつきましては、現在でも大隅曾於地区消防組合と密接な連携を取りながら、消防活動に取り組んでいるところでございます。広域化されたらとって、そのことが連携が薄れるということはないのではないかと、もしあるとすれば、ないような形を模索して、そのことについてはきっちりと維持していかなきゃならないというふうに考えているところでございます。

○25番（小園義行君） 大きくなって、良いことがなかったというのは、合併がもう示してるでしょう。一緒に救急と消防をされている方々、現に同じ時間に発生したら、出動ができませんよ、国が求めているような、そういう状況の中です。それぐらい厳しい中で一所懸命頑張っておられるんですよ、職員の方々は。僕は、この広域化で、今、市長がおっしゃるような、そういうことにはならないと思います。そのことは、もう合併が示しております。合併と消防の広域化とは質が違うんですから、そこらへんはよくまた情報の提供等を含めて出していただきたいと思います。

終わります。

○保健課長（今井善文君） 先ほど、後期高齢者医療制度の中で、厚生労働省からの通知のことのお尋ねがありましたが、厚生労働省保険局総務課より、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等についてということで通知が来ております。

○議長（谷口松生君） 25番、よろしいですか。

○25番（小園義行君） はい。

○議長（谷口松生君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

ここで5分間休憩します。

午後 1 時 42 分 休憩

午後 1 時 49 分 再開

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、22番、宮城義治君の一般質問を許可いたします。

○22番（宮城義治君） 通告に従いまして、一問一答方式でお願いをいたしたいと思っております。

志布志市の農地の放棄地対策でございますが、前にもいろいろ質問させていただきましたけれども、松山地区が非常に進んでいるというふうに思いました。

そこで、この放棄地の対策については、国土庁のまとめでも、全国土地利用状況調査によりますと、これは前の数字であります。1982年から1992年までの10年間に、27万haも減少したと報じられております。耕作放棄地の増加により、農地の面積が減少していることが報告されております。これは全国的な傾向であります。本市においても高齢化、後継者不在のため、耕作放棄をされた農地が随所に見られるようになりました。世界的規模で見た場合に、将来は人口が爆発的に増加し、食糧は大幅に不足することが予測されております。農地は大事に保存しなければならないと考えるわけではあります。本市においても、放棄地の復元は大事なことでありと思っております。市長の御意見をお伺いいたしたいと思っております。

○市長（本田修一君） 宮城議員の質問にお答えいたします。

まず、耕作放棄地の現状であります。国は食糧自給率向上のため、農地の高度利用と耕作放棄地の解消を緊急課題として取り組むこととしております。そこで、本市としましては、本年度、志布志市農林水産技術員連絡協議会が6月中旬から7月中旬にかけて、市内すべての農地の実態調査をいたしました。現在、調査データの分析中ですが、速報値で申し上げますと、耕作放棄地の状況については、次のとおりでございます。

耕作放棄地は、農地の状況によりまして、A B Cの3段階に分けております。Aは、草刈り等の作業により直ちに耕作することが可能な土地で、2,248筆で238haとなっております。Bは、草刈り等で直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して、農業利用すべき土地ということで、1,143筆、114haであります。Cは、森林、原野化し、農地に復元して利用することは不可能な土地で、6,358筆で625haであります。農地全体が5万9,017筆の7,521haでありますので、耕作放棄地の合計の9,749筆、977haは、筆数の対比で16.5%、面積の対比では13%となっております。

今後につきましては、国は耕作放棄地A及びBについては、農地として利用できるよう計画を策定し、おおむね5年以内に解消できるように求めております。しかしながら、地権者の理解と協力なしには解消計画の策定は困難であることと、耕作放棄地の大半が不利な耕作条件下にあることを考慮しますと、まず農業経営として成り立つか検討が必要ではないかと考えております。特に、耕作放棄地Bは、農地復元にあたって多額の費用が必要と思われるので、営農計画ではなく、費用対効果の面で十分な成果が見込めるかどうか検証する必要があります。また、耕作放棄地Cにつきましては、基本的に、農業委

員による調査で非農地とするか判定することになっておりますが、転用許可を受けながら地目変更がなされていないケースが多数見受けられるということから、現在、農業委員会で点検中でございます。

今後の計画は、11月に秋・冬作の作付調査を行いまして、基本的な農地利用状況データを確定いたしまして、団地単位における営農計画を策定しながら、その中で総体的に耕作放棄地の解消を図れるように取り組んでいきたいというふうにしております。よろしく申し上げます。

○22番（宮城義治君） 市長の今、答弁の中で、志布志市の面積が7,521haですか、というような説明がありました。これについては、やはり農地に復元するということは非常に厳しいものがあると思うんですが、今、志布志市においても、どれだけの農地が不足しているかと申しますと、志布志市の有明地区でも、相当のお茶の畑に変わっております。今、畜産をしても、やはり飼料畑が一番必要になってくるということではありますが、またかんしょもどんどん奨励しております。この茶畑に変わったのも、新植されたのも、やはり今までに使っておった農地の芝園とか、あるいは飼料畑とか、あるいはその他の畑で茶も増植されたと思うわけです。だから今、農地に対しては、相当な量が不足しているというのが実情であります。まして、畜産農家にしても、やはりそういう飼料畑を求めております。そしてまた、今、いろいろ我が市が取り組んでおる飼料のわら、あるいはいろんなそういう米等についても、これから増反しなくてはならない、そういう状況下にあると思います。市長、いいでしょうか。やはりそういういったときに、農業委員会の方ももちろんいろいろ今、調査中であるように言われましたが、これはもちろんそうしてもらって、やはり100%、あるいはそれ以上の復元をすることが、私は必要じゃないか。こういう、今復元しなくてはならないような場所と申しますか、そういう所は恐らく棚田のような所であると思うんですね、山間ですかね。これについては、先ほどもちょっとお茶の耕作者の人とも話をしたわけですが、非常にそういう所はお茶もいいであろうと、いいお茶が作れるんじゃないかというようなことでもあります。温暖化の差がある、あるいは霧がかかる、そういうようなことも、恐らくこの市の7,521haの中には、いろんな場所があると思うんです。こういうことを、やはり市挙げて、そして農業委員会挙げて、私は先ほども申しましたように、いろいろ耕作放棄地の量はABC、いろいろありますけれども、これをなるべく100%復元するように、あえて取り組んでいただきたいと思うわけですが、市長のお考えをお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

耕作放棄地につきまして、今申しましたように、国の方も食糧自給率の向上の対策に基づきまして、おおむね5年以内に耕作放棄地AとBについては解消を図っていただきたいというような方針でございますので、それなりの事業が今後、提示されるというふうに思っております。そのようなものを活用しながら、耕作の放棄地につきましては、復元を図って、この地の農業振興のために取り組んでいきたいというふうに考えるところでございます。

○22番（宮城義治君） はい、そういうふうに国もいろいろ、2009年度の農水省の概算要求で、放棄地営農再開への給付金ということで取り組みをしようとするようです。230億円を整地、土壌改良代にということであるようですが、やはりこれだけ政府がこういう土地を、やはり復元させようとする中でありますので、やはり市としてはこれをもう積極的に取り組むというこの姿勢がないと、できるだろうか、

できないだろうかじゃなくして、これはやはりいいチャンスだと思うんですね。これは財産なんですよ。今、眠っているわけですから。そしてまた、その地域の箇所によっては車が入らない、あるいは機械も入っていけない、そういうような所は、また耕地課サイドでいろんなそういう制度があるわけですから、農道を拡幅して、そしてやはり運搬車も入れるような、そういう大きなやはりこれは事業に変わってくるんじゃないかと思うわけです。それによっては、また地域のいろんな建設関係、土木関係も、いろんな仕事もまた出てくることでもありますし、大きな私はプラスの数字が出てくるんじゃないかと思うわけでございます。

先ほども申しましたように、お茶に変わった分が53.5ha、これは19年度末でこれだけ市は茶を植えております。そのうちでも有明地区が43.8ha、松山、志布志地区で9.7ha、これだけ普通の、大方畑地であろうと思うんですね。一部有明地区の方では水田もあるかと思うんですが、大方がやはり畑地であろうと思います。やはりこれから、先ほど申しましたように、いろんな面で食糧関係においても、畑地は大事な農地としてこれから活用する、そういう農地じゃないかと思うわけです。そういうようなことで、農業委員会の方も一筆一筆の調査はこれからされると思うんですけども、その中で、今、市長が言われましたABCに分けて、このAは別として、BCの方が復元されるだろうかというようなことの説明であるわけですが、やはりこういう所も、やはり農地で現在はあるわけですから、放棄してあるだけです。やはり元に戻すということ。志布志市の基幹産業である農業をこれからやはり拡幅するためには、こういう農地を、とにかく今度のこの国のこういう政策を取り入れて、大きなプロジェクトをつくって取り組む必要があると思うんですが、この点についてどうお考えかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農水省が今後やろうとしております耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金につきましては、概算要求の段階ということでございますので、それこそ来年度の事業について、どのような形で提示されるか、まだ私どもの段階では詳細な事業概要が説明ではされてないということでございますので、このことにつきましては、情報を探りながら、この事業が開始されとなれば、積極的に対応していきたいというふうには考えているところでございます。

この事業によりますと、耕作放棄地のAとBについては復元をお願いしたいということでございますが、Cにつきましては、先ほどもお話しましたように、非常に荒れ地となっていると、樹木が茂っていると、竹が茂っているというような状況であるということから、復元が不可能と、極めて困難というような状況であるというふうに考えるところでございます。そのような土地につきましては、相当な面積があれば、また可能かと、復元をした後、経済的な費用対効果の面が見られるかというような観点もございまして、そのような調査も含めながら、復元できる所はもちろん復元していきたいというふうに考えているところでございます。

○22番（宮城義治君） 市長は、何か消極的なものの答弁であるようですが、農業委員会の方では今、いろいろこういうことについての取り組みということがあられるわけですよね。このことについて、もう少し詳しく、今市長は、非常に難しいようなそういう農地もあると。私はそうでないと思うんですよ。私もある程度、普現堂地区のあの団地、あそこも相当あります。そして湿田もあります、あの蓬の郷の下

の方にですね。あそこも飼料畑でもあるんですけども、作ってない所がある。そしてまた、蓬原の中野地区、あそこも見てみました。復元すればもう、すぐできる所なんですよ。まあおっしゃるのは、またその奥に、あるいはもう木が生えてきたとか、あるいはそういう所を市長は指していらっしゃると思うんです。これは先ほどの資料の中の恐らくCであろうと思うんですよね。このことについて、農業委員会事務局長も来ていらっしゃるわけですが、どのへんまでやっぱり農業委員会としては今後調査される、そういうあれがあるんですか。いいですかね、議長、お願いして。

○農業委員会事務局長（大園 朗君） 御答弁申し上げますが、先ほど市長の方から数字等については説明がございましたけれども、農業委員会といたしましては、概要でございましたけれども、先月の8月29日の定例総会において、農業委員の皆さんに説明したところでございます。それを今現在、地図に落とし方でございますので、その地図を基に10月をめどに、農業委員の皆さんにその山林化している所、あるいは農業機械を入れることによって復元できる農地、そういう実態調査を更に進めて、復元できるものは農地として有効活用していくということで考えているところでございます。

○22番（宮城義治君） 今、局長の方から説明がありましたように、ひとつできるだけ、できるだけじゃなくて、やはり農地とある所は100%復元するような努力をしていただきたいと思います。

そして、市長が申されましたこの国の取り組み、これは私はやると思いますよ。これは先ほどもちょっと出たようですけども、ばらまきじゃないと思います。やはり、今、農業がどれだけ衰退しているかということは、もう国もここに一番かかっておるわけですから。やはりまず市長がそういうことじゃなくして、やはり前向きにやろうというそういう姿勢をもってですね。今度のこの事業は、我々やっぱり志布志市にとっても、農業をする者にとっても、私は非常に大きな問題だと思うんですよ。先ほどから申しますように、まだこれからお茶も伸びてくると思うんですね。恐らく志布志市もまだこれからお茶を増植せんないかんだろうと。そういった場合に、じゃあ農地はどこにあるんですか、畑地が。やはり、今度復元するような所を牛の飼料畑にするとか、それを今度は別な所を茶畑に変えるとかいろんな、今度畑かんをしたそういう地区にまだまだ農地はたくさんあるわけですから、こういう所にじゃあお茶を植えましょうと。そして、復元したそういう所に牛の飼料畑をしましょうと。いろんなそういうことは変わるわけですよ。だから、ABCのこの反別の数量も100%作って、そして今言ったように、道路も拡幅すれば、またその地域の人たちのためにも非常にプラスになると思うんですよ。もう一回、市長、このことについて。

今、国のこの政策の中でも、放棄地を解消する方針、現在、農村・漁村の活性化事業交付金と関連施策に充てているが、農家の高齢化などで放棄地の増加が懸念されるため、追加支援策が必要と判断したと。市長も読まれたでしょうが。こういうことが出ておるわけですから。これだけ国も、この今、高齢化したこういうことについての取り組みを一所懸命やろうとしているわけですので、ひとつこのことについて、もう一回、やる気のある答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私、決してやる気がないということでお答えしたのではございません。まだ確定していないので、詳細な情報を入手いたしまして、それが得られたら、そのことにつきましてはきっちり対応いたしまして、

市の中の耕作放棄地については復元を図っていききたいというふうに考えているということでございます。

そして、放棄地のCにつきましては、極めて困難な状況ではなかろうかと。費用対効果という面を考えたときに、復元が可能かどうかということも併せて調査させていただいた上で、取り組ませていただきたいということでございます。

○22番（宮城義治君） では、通告に従って、次の質問をさせていただきます。

審議会委員の公募についてということでございますが、志布志市にもそれぞれの各種の審議会があると思います。そして、その委員は行政の方で選定し、任命しているのが実態であるのではないかと思うわけでございます。審議会の名称が異なっても、構成メンバーが全く同じとは言わないまでも、重複しているのが実態ではないでしょうか。こうした委員会では、新たな発想が生まれないので、行政主導の答申になるのではなかろうかと私は思うわけです。自らが考え、自らが実行する時代に、従来のこうした在り方を考え直すべき時期にきているのではないかと思います。

市内にはいろいろな人材がいらっしゃいます。行政側では知らなくとも、公園とか老人福祉とか、あるいは森林とか、それぞれの分野においては、一家言を持っている人も少なくないと思います。それらの方の見識を大いに活用すべきであると考えます。

したがって、今後は審議会ごとに、任期満了により新たな委員を選ぶ際には、広報で公募し、足りない人数を行政側で選定するという方式に改めることにすることが、審議会の活性化につながるものと考えます。審議会委員の公募制について、市長はいかがお考えか、所信をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、各審議会委員の公募制ということにつきましては、住民との共生・協働による市政の確立という点から、市民の幅広い見識・意見を行政に反映させるために、個々の審議会・委員会の特性を踏まえまして、一般公募委員枠を増やさなきゃならないというふうには考えております。

市の条例で定めます審議会・委員会等の状況でございますが、現在、28の審議会等を設置しております。そのうち、行財政改革推進委員会、まちづくり委員会、環境審議会で委員の公募制を導入しております。

審議会等によりましては、委員選出が上位法で定められているものもありまして、今後は各審議会等の委員改選時に、審議会等の特性を踏まえながら、委員の公募制を導入していきたいというふうに考えます。また、男女共同参画の面からは、各審議会等への女性委員の登用も積極的に進めなければならないというふうに考えております。

○22番（宮城義治君） 本当、市長の前向きな答弁がなされました。もう少し、その点を強くお願いしたいと思うんですが、やはりこの審議会というもの、今、私もいろんな、私は今、審議会とかそういう中には入っておりませんが、そういう中のやはり推薦とか、そういったことをいろいろしておりますが、やはり変えることによって、いろんな発想、そしてまた前向きな姿勢、こういったものが広く求められております。また、そういうふうになっていきます。やはり、この審議会委員というのは非常に、失礼ですけども、経験者で、経験をした年を取った人がよかとよというふうなことでありますけれども、

今、市が取り組んでおります若い人たちの取り組み方、これは全然変わってまいります。積極的にいきます。そして、早うからしやった人たちの言うことを聞いたりゃいいのよじゃないですね。やはり改革側ですね、これはそうじゃいかんと、こういうふうに変えていかんないかんというのが、やはり審議会のこれからの在り方だろうと思うんですよ。また変えていかないといけないわけです。そういったことについて、今、市長はこういうふうにして考えていくと。そしてまた、女性の方もいろいろ取り組みもしていきたいというようなことでありますので、前向きなひとつ取り組みで、このことについてはひとつお願いし、もう一回、心温まる答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

審議会の委員というものを私どもが求めるときに、大体いろんな各種団体の代表の方をまず中心になっていただくというようなことに構成するわけでございます。それは、先ほど言いましたように、上位法との関係もございしますが、基本的にはやはりそういった団体をされる方の御意見を拝見しながら、私どもが求める諮問に対して審議をしていただきたいというようなことでありますので、各種団体を代表される方に来ていただくのが最も市民の総意が出てくるんじゃないかというような観点から、そういった委員構成になっているということでございます。

しかしながら、今お話がありましたように、この28の審議会等につきまして、そのような委員の方々がかかり重複している場面もございしますので、そのような方々の軽減という面からも、それからもっと広い形で意見を求めるというような形で、公募というものを今後考えていかなければいけないということにつきましては、先ほども申し述べたとおりでございます。今後もその方向で、積極的に公募制の導入について取り組んでいきたいというふうに思っています。

○22番（宮城義治君） 次に、畜産振興について質問いたします。あと、まだ何名かいらっしゃいますので、市長の答弁がスムーズにいきますので、私の時間も早く終わるんじゃないかと思えます。よろしくをお願いします。

今、志布志市は非常に畜産、これは鹿児島県でもそうであります。前の新聞等でちょっと見たんですが、宮崎県が非常に畜産に力を入れているというようなことで、これは肉用牛の品評会で全国一を取りましたですね。それまでは鹿児島県がずっと優勢であったわけです。その説明が何であったかという、5年かかりましたと、今度、宮崎県が一位になったということはですね。その5年のうちに何をしましたか。やはりみんなの意見を聞いて、そしてもちろん牛の改良ですか、こういうことまでやっただと。そして、どういう牛の飼い方をすればいいかというの、そういう恐らく、今言いましたように、いろんな審議会、あるいはいろんなそういう形の中で、今年、日本一を肉用牛の部で収められたということがあります。

そういうようなことから、やはり畜産というのは、今日ここに種をまいて、すぐ明日、あるいは1か月後に、これが実績が出るかということ、そうじゃないわけですよ。やっぱりそれだけいろんなことに取り組んで、そして優勝するんだということでもあります。私もその時、テレビでも出たようですけども、やはりああなるほどだなあと、これだけのやっぱり努力をしないといけないんだなあとというふう感じたわけですが、今、志布志市の高齢者の中でも、市長もこの前、品評会を見られたと思うんですが、

やはりあの中で牛を飼っていらっしゃる方は、もう65歳以上じゃなかったかなあと思うんですよね。まあみんなテントの中でこうして牛の品評会のその様子を見て、やっぱり年寄りの人の方が多いなあ。30歳代、40歳代は、まず見かけないぐらい。やはり60歳から65歳、やはり70歳代ですよね、いい牛を引っ張っていらっしゃる方は。やはり牛の立たせ方というんですか、不動、あるいはあの鼻ぐりの所を握っている人は、老人の方ですよ。若い人はやはりぱっと立たせないですね。ガツと言えば、牛はちゃんと聞いてくれる。やはりそれだけの経験があるから、あれができるんですよね。我々にああいうのを握れたって、牛は絶対立ってくれません。あっちゃこっちゃしますね。そういうようなことから、この高齢者の方々も、やはり志布志市で今取り組んでいる新しい取り組みは、パドック型で今取り組んできて、私も大方もうこの形の申し込みも大分落ち着いてきたんじゃないかなあと思うわけです。

ここで、やはり先ほど同僚議員の方で保険の問題が出ましたが、医療費の問題ですね。私は、やはりこの70歳、また75歳、このへんの65歳から、この方々が飼っていらっしゃる牛舎の形態というのは、旧型というとおかしいんですが、古い形で、今、牛を飼っていらっしゃるわけですね。カッターで切ったり、そしてそのまま長物で与える方もいらっしゃると思うんですが、大方がまだカッターで切って、そして牛を飼っていらっしゃる。ここをですね、やはりちょっとした改造をすることによって、今の牛舎をですね、私はやはり年寄りはまだ、失礼な言葉かもしれませんが、そういう方々のために、牛舎の改良についてのその助成をしてやったらどうかと。今、パドックでやっておりますように、パドックの場合は最高50万円ですか、限度額が。そして、簡易型で30万円とか何か出ておりますよね。そういうようなことですね、私は形で、そしてまた畜産というこの町でありますので、その人たちに1頭でも増頭してもらえば、あるいはまた増頭しなくとも、今のそのままを維持してもらえば、私は大変助かるんじゃないかというふうに思うわけです。

そこで、市長もいろいろ資料を持っていらっしゃると思うんですが、資料を後でまた説明していただきますけれども、やはりそういう高齢化された人たちが生き物を飼うということは、非常にその人によっても、やっぱり私は健康の増進にもつながると思うんですよ。朝起きて、そして牛を見に行く。そして、生まれた子牛を見る。また、親牛を見る。いろんなそういうことで、その日が牛で日時が過ぎられるということであれば、私は今いろんな、先ほど同僚議員が申しましたように、医療の問題にしても、私は保険料だって、医療費も私は下がると思います。だから、今、畜産にとって非常に厳しい状況下にありますね。18年ごろは、いろんな高値で維持してきたんですが、今度8月の競りでも、少しは値が出てきました。その前はちょっと、安い時の高値ですから、17年度ぐらいはいい値がしたわけですね。今度の場合でも、少しは値が上がってまいりました。

そういうようなことから、これからはまた牛も盛り返してくるんじゃないかというふうな希望はあるわけですから、そういうところをやはり、今申しますように、高齢者の人たちにやはり今の飼い方でなくして、そしてパドック型の小型式、小型式という簡易型になるわけですが、こういうような形に私は改良してやったら、いろんな面でのプラスが生まれてくるんじゃないかということを考えるわけです。何回も言いますが、やはり牛を飼うことによって、一人でも長生きしてもらって、そして医療費がかからんようになれば保険料も上がらないわけですから、そういう点も考えた上での、この

厳しい状況の中にあるわけですが、行政においてはいろいろな出資も多いわけですが、そこらへんをちょっと考え直して、このことについての助成はできないかについて質問いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、70歳以上の生産牛の農家戸数というのは、450戸、全部で974戸のうちの450戸で46.2%、頭数でいきますと2,192頭で、全体が8,269頭の26.5%で、70歳以上の占める割合は結構高いということでございます。そのような中で、高齢化は本当にまだまだ進行しているということでございますので、このことにつきましては、私どもも危機感を持っているということでございます。今後の肉用牛繁殖経営を維持ないし発展ということをさせるためには、多頭農家による規模拡大というのもございますが、この高齢農家の経営維持というのが極めて重要な課題だというふうには考えております。

そのような中で、旧形式の牛舎を飼養管理がしやすいように改造しまして、飼養管理の労力軽減と、そしてコスト削減を通じて、高齢農家の繁殖経営を継続させるということにつきましては、今、議員の方でお話がありましたように、まさしく生きがいと健康保持の観点からも、すばらしい事業になるのではないかなあというふうに思います。そして、このことにつきまして、改造費の一部助成はできないかというようなことでございます。

御承知のように、現在、牛舎の整備につきましては、市単独事業の畜産生産基盤施設整備事業によりまして、簡易牛舎の整備には事業費の2分の1で50万円を限度にしております。それから、パドック式牛舎の整備には、事業費の2分の1でありまして、規模別には15頭から29頭が100万円、30頭から49頭が150万円、50頭以上が200万円を限度に助成しております。整備件数を見ますと、今年は昨年に比べて幾分減少しているようでございます。議員御指摘のとおり、大分いきわたったのかなあというような状況でございます。

今回の旧形式の牛舎改造に対する助成につきましては、高齢農家を対象としまして、新たな施策となるものであります。したがって、既存事業の事業規模の状況や、補助額等の見直しを含め、財源の確保を調整しながら、実施へ向けて検討を重ねてまいりたいというふうに思います。

○22番（宮城義治君） 市長の今、答弁のとおりですね。そして、今、畜産の場合は、非常に規制がされておりますね。やはり管理の適正化及び利用に関する法律があって、そして施行されておりますが、5年の猶予でありますけれども、本来、事業者である畜産農家が整備しなくてはならないことはたくさんあるわけです。そういうようなことの中から、やはりあまりこういうことをやる中で、我々はこれをクリアできるんだろうかというような心配をされていらっしゃる方も、年寄りの方はいらっしゃるわけですね。迷っていらっしゃるんです、今。これはもうやらにやいかんわけですから、尿の処理の方法とか。だから、そこにあって、私が今あえてお願いしているのは、この旧牛舎を改造して、そしてもうそうですね、年に1回か2回ぐらい、中の整理をすればいいわけですよ。田舎の言葉で「こえたて」ですね。もうそのまま放っというて、そしていろんなショベルカーで持ち出して、それだけのもう「こえたて」をしないだけでも、相当な労力が省けるわけです。そして、牛もゆっくりとそこに休むことができるし、またいろんな管理の面でも非常にプラスになるわけです。そういうことから、これはこれから市長がその気になってやっていただければ、これからいろんな形でそういう取り組みもされていってもらえばいい

いわけですので、必ずしも今すぐかということじゃなくして、やはりそういうことのそれこそ公募をして、そういうものを取っていただいて、そして進めていきたいということでございますので、ここにはひとつそういうことを十分理解していただいて、この取り組みをしてもらいたいと思います。

今、市長は数字をおっしゃいましたが、大きいんですよ、70歳以上の牛を飼っていらっしゃるこの数字がですね。やはり頭数にして2,192頭ですよ、26.5%。これが、失礼ですけど、いっぺんにゼロにはならないですが、これだけの70歳以上の人たちが、これだけ頑張っているということは、非常に力強いことじゃないですか。今、パドックの場合は、50頭とか100頭とか、される方はいらっしゃいますけれども、これはまれに、野神地区に大きなそういう牛舎を造られた方もいらっしゃいますけれども、これはもう今からそう生まれてこんどと思います。やはりこの70歳以上の方の、この26.5%ですよ、頭数にして。この人たちは私は、どうせ高齢化してくるわけですから、60歳、65歳の人たちもこういう状態にきて、やはり自分たちもあれだけになっても頑張らなきゃいかんねえというふうな、私はいいい手本じゃないかと思うんですよ、この人たちが今。今、この数字を見ましても、50歳とか54歳ぐらいは9.1%ですよ、数字は、パーセントにして、頭数の。60歳から64歳で10%に達しないんですよ。65歳から69歳のところで19.8%、やっここで、まだこれでも70歳以上のところには届かないわけですよ、パーセントにして。こういう数字も示しておるわけですから、こういうところをやっばり市長もよく検討していただいて、ぜひ、この取り組みについては、ひとつのいい答弁をお願いいたしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおりに、本当70歳以上の方々が結構本当に頑張っているんですよ。戸数でいきますと、半分近くが戸数を占めているというような状況でございます。そのような意味合いから、こういうこの方々が本当に経営の維持に取り組んでいただければ、私どもの地域の畜産の振興はそれなりに図られていくというふうには考えているところでございます。そういう意味合いから、取り組みをしたいということでございます。

しかしながら、厳しい財政状況下でございますので、総体的に財政規模が縮減される中で、この事業だけ特別というような観点からということも可能なわけですが、総体を考えたときに、この畜産の既存の補助事業の中での見直しが可能ではないかなということで、担当の方からも上がってきておりますので、そのようなことを精査いたしまして、高齢者の方々につきましての牛舎整備についての事業を考えていきたいというふうに思います。

○22番（宮城義治君） 次に移りたいと思います。

市職員の消防団への入団についてでございますが、消防団の団員数の減少と団員の高齢化が進んでおります。この対応について、市長の考えをお伺いするわけですが、平成14年11月25日、消防庁消防課長の方から消防防災主管部長あてに、「地方公共団体職員による消防団員への入団促進について」との通知をしておるようでございますが、それによりますと、地方公共団体の職員が消防団員となっている事例も既に実際にあり、法的にも可能であることが示されております。市長、お分かりですね。今後、ますます我が市の消防団員の高齢化も進み、団員の減少という事態になると思われれます。現在、市の職員の消防団員は、志布志支所に何人かいらっしゃるように伺っております。

そのような中で市長は、職員の市の消防団に入団を呼び掛けていかれるようお願いするわけですが、市長の考え方を伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市の消防団に加入している市職員の人数は38名でございます。内訳としまして、志布志方面隊へ34名、松山方面隊へ3名、有明方面隊へ1名となっております。

志布志地区におきましては、昼間において団員が仕事の関係等で地元にはいないということや、団員の確保が難しいということ等から、市職員に地元の消防団に加入してもらい、団員の確保に努め、初期の消火活動等が行えるように、旧町時代から配慮してきているようでございます。

今後は、市職員の消防団の入団につきましては、各方面隊の実情も考慮しながら、これまで旧志布志町が配慮してきましたように、地元分団に入団していただくことは何の支障もないというふうを考えております。また、あわせて、市としましては、消防団員の確保という観点から、消防団活動を理解してもらうために、全国統一の入団キャンペーンに合わせまして広報活動を行ったり、また市の消防団幹部会を通じまして積極的な消防団への入団促進をお願いしてまいりたいというふうを考えております。

○22番（宮城義治君） 現在、市の消防団に携わっていらっしゃる方、これは普段はそれぞれ他の職業を持って、地域住民により構成されております。非常災害が発生した際に、自らの地域は自らで守るとの精神に基づいて、それぞれの業務を一時的に離れなければならないというのが実情であります。人命の救助等の緊急の作業にあたっていますが、公務員においても一時的、例外的に本来の業務を離れ、こうした活動を行うことは、消防団の活性化につながり、ひいては国民の生命、身体及び財産の保護にも大いに資するものであります。また、既に地域によっては、郵便局員の職員や地方公務員が団員となっている事例もあるというように聞いております。

このため、新時代に即した消防団の在り方に関する検討委員会、こういったことも、平成14年10月に消防消第203号にて送付において、地域の実状によっては、地域に密着した事務事業を担っている市町村や、都道府県の職員や、あるいは郵便局員などの国の機関の職員が団員となることをしようとするという紹介もしております。だから、やはり志布志市においても、こういういろんなそういうことを踏まえて、やはり市の職員も、この前伊崎田で火災がありました。私もあの有線を聞いておまして、3回ほど各分団の呼び出しをしましたね。1分団はもちろんですが、2分団を呼び出し、そしてまた3分団も応援をもらうというような事態が発生しました。地域では、大火なんだなあと、伊崎田は大変なんだなあと、もう心配は非常に強かったわけです。しかし、後でいろいろ私も聞いてみまして、何か消防団員が少なかったとじゃないですかねと、出動消防団員ですか。それはその人の見方によりますが、そういうようなことがあってはならないわけですよ。だから、この火災とは初期消火なんですよ。最初が大事なんです。旧志布志町の場合は、即、町のあの車庫から、すぐ出動しおったですよ。だから、早期消火でいろんな面でのプラス面が出てくるわけですよ。財産をそう捨てずに済むし、やはりそういった場合に、私はこの昼間は、昼間というと失礼ですが、消防団員に入っって、そしてやはり仕事を持って、あるいは職場に行って働いている人は、志布志市のどどこが火災だといった場合に、すぐ

じゃあそこを離れられるかということです。市長、いいでしょうか。これはできないと思うんです。今、職場をどうしたらつかめるか、我が生活するお金を稼ぐのに、どうしたらいいだろうかと、みんな心配しておりますよね。やっぱりそういうときに、やっぱりサイレンが鳴ったから、もうこの職場よりか火災現場の方が大事だと言ってくれる、これはもう、そうですね、10年、20年先の消防団員はそれで済んだかもしれません。現在の消防団員はそうではないと思います。だから、いつも消防団員の私も第2分団の入団・退団の式に、時間がある場合は出席するわけですが、もう二、三年で退団ですよ。あら、この前入団してくれたのに、もう退団かと。それは何かというと、やはり我が生活があるからなんです、市長。もう一回職場を捨てると、また新しい職場に入れたい、そういうこともありますので。あるいはまた、地区によってはいろんな事例もありますが、職場から消防団員を出しているその企業には、まちの方から優遇策をとっているような、失礼ですが、メリットがあるというような所もあるそうです。職員はそこから、すぐ出動できるわけですね。そういうことが良いのか悪いかは別として、しかしこれも事例としてあるわけですから、やっぱりそういう事業主がその職員をすぐ、火災が発生した場合は出動せよということであるというふうには伺っております。そういうことも視野に入れて、今後のこの消防団のことについては、市の消防団の入団については、やはり第2分団が中央であるわけですから、この第2分団の中にできたら10名ぐらいの消防団員がおって、即出て行かれて、あとの作業の片付けは、また別の日ごろもうその団員になっていらっしゃる方でもできるわけですから、そういう対応策を私は考えておるわけですが、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市の消防団員は、総体で480名の定数の中で465名の実員で、15名の欠員であるようでございます。その欠員の団員の確保ということにつきましては、ほとんどの分団がそれぞれ加入促進していただいているということで、加入促進をしていただいているのでありますが、今言いましたように、定数を下回っているというような状況でございます。

先ほど議員の方から御指摘がありましたように、消防庁におきましても、平成19年度から、地域の消防力を高めるために、消防団の充実・強化を目指した施策の一つとしまして、消防団協力事業所表示制度というものもスタートさせているようでございまして、これらのものを明示して、行政と民間の事業者が協力しながら地域の消防力を担う消防団活動を強化する制度を採っているということでございます。

それから、先ほど郵便局職員の話もございましたが、現在、郵便局は民営化されているということでございますので民間事業者ということになるわけですが、先に行われました曾於地区の防災訓練でも、郵便局の郵便配達員等によりまして、見回り隊による災害時の情報収集の参加協力をいただいているというような実演もあったところでございました。

そのようなことで、事業所の方にも理解していただけるような形で、消防団員の確保については努めているところでございますが、現況としましては、15名がまだ欠員であるというようなことでございます。そのような意味合いから、市職員の消防団への加入というものにつきましては、何ら地元の消防分団に入団していただくことは構いませんよというようなことで、加入の促進をしているところでござい

ます。

現在、本庁の方に消防団員は約30名ほどいるのではないかなあというふうに思っております。支所の方に7名の職員の消防団員がいるということでございます。

○22番（宮城義治君） 市長、そういうことであれば、これはもう今、一回ぐらい出動したんですか。今度、伊崎田の火災でも出動しましたですか。

○総務課長（中崎秀博君） ただいまの件でございますが、本庁に30名弱職員がいるということで、市長の方が今答弁を申し上げましたんですけれども、志布志方面隊の団員の中に職員が、先ほど申しました34名いるということでございます。この志布志方面隊の34名中、7名が現在、志布志支所にいるということで、志布志町で火災があった場合は、その7名の方々がタンク車で出動すると。そして、本庁にいる志布志地区の消防団につきましては、こちらの方に消防車が2台ございますので、その消防自動車志布志方面隊の火災について駆け付けるというような態勢でございます。

○22番（宮城義治君） これは私の勉強不足でしょうかね。やっぱりそういうことがあるとすれば、やはりこの前の伊崎田の火災の場合の、この2分団、4分団の要請というのは、私は必要じゃなかったんじゃないかと思うんですが、まあその時の私も現場に行っていないから分かりませんが、我々も要請から考えると、大火だなあと、大変だなあというように感じたわけですが、それは終わったことですが、今言われました説明によると、即対応はできるわけですね。だから、やはりこれだけの市になると、もちろん消防署もですけども、やはりもうこれは延焼してからでは遅いんですよ。消火は、やっぱり火災も初期消火ですからね。やっぱりそういうところを考えた場合に、やはりこれだけの市になってくると、やはりそれだけの態勢は、私は必要だと思いますよ。即、実践できるような態勢ですね。そういう形をひとつ採ってもらうようお願いしておきます。

それと、次のこの女性消防団のことでありますが、これは鹿児島市の事例ですよ。こうして男性がいないのであれば、女性でもできるんですよという、これはひとつの見せしめか、非常に私はこれはいいことだなあと思ったわけです。やはりこれだけの消防団員が、24名ですよ、鹿児島市で女性消防団員という、これは24歳から51歳ということで、そして主婦、会社員ということになっております。だから、これは4月からそのようにあるわけですが、やはり以前有明町時代に、有明町でも女性の消防団ということで、蓬原地区だったですかね、あったんですよ。やはりそういう人たちがいることによって、やはりその消防団という使命を受けておるから、現場に入った場合に作業に応援ができるんですよ。一般の人たちは、これは危険性を伴うから、これはできないことになっております。できないことになっていてもしてくれる人もいらっしゃるんですけども、もし事故なんかが発生した場合には、やはり火災現場でそういう資格のない人がした場合は大変なことになるわけです。だから、女性ですね、私はこういう消防団員の活用とは、いろんな面で私はできるんじゃないかと思うんですよ。だから、こういう鹿児島市の例もあるわけですので、まあ今、子供たちの消防、何と言うんですか、山重小学校の方で持っていますね。いいことだと思うんですよ。だから、あれだけ号令したり、いろんなことを訓練することによって、やはりあの子供たちは、もしもとなった場合は、すぐそういう態勢も取れるような、そういう形の人間に変わっていくと思うんですよ。やはりこの女性の関係も、ひとついろんな先ほどの審議

会じゃないですけども、やっぱりこういうことも投げ掛けて、地域地域でもし何かがあった場合は、女性消防団員としての活動ができるような、そういう態勢も市長として取り組んでいかれる考えはないかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

女性消防団員のことについてでございますが、現在、県内におきましては、平成19年4月1日現在で、11市町で84名という女性消防団員がいるようでございます。

女性消防団員が必要とされる理由としまして、独り暮らしの高齢者宅への防火訪問や応急手当の普及など、女性の優しさや細やかな配慮を生かした活躍というのが、地域とのつながりを更に深めていくというふうに期待されているようでございます。国からは、事業所等の特性を生かした機能別団員等の入団促進等も示されておるところでございます。

そういったことから、市内の各事業所への協力要請、地域住民や市職員の消防団への加入促進とあわせまして、女性の消防団への入団についても、市の消防団幹部会等の意見を聞きながら、また先進地の事例も参考にしながら、検討させていただきたいというふうに考えております。

先ほど、蓬原の婦人の消防クラブの話が出ましたが、これは蓬原中野婦人防火クラブというところがございます。

○22番（宮城義治君） ひとつお願いしておきます。

次に、最後になりましたが、子ほめ条例の活用はどうなっているか。

私は、この条例はどうだったんだろうかと思ひまして聞きましたら、条例はありますよということで、このような質問をするわけですが、最近の子供の中には礼儀を知らない子供もいるとか、あるいは逆に良いあいさつをする子供もおります。私もよく中学校の通学路のあの交差点に行くことが多いんですが、よくあいさつをします。いじめを平気でする子供、あるいは非行に走るなど、批判はよく耳にします。昔から、子供は、しかるよりもほめて育てよと言われております。地域ぐるみで子供を健全に育てようとする目的で、困っている人を助けたり、あるいはスポーツ大会で優秀な成績を収めたりした場合などに、ほめてあげるということ。小・中学生を対象に地域住民及び学校長は、善行を行った者、または他の範となる者を市長に推薦し、市長はこれを表彰するとし、大人の努力規定として、家庭、学校、地域は、連携して心身共に健全な児童を育成するという目標の達成に努めなければならないと、私は思います。我が子の健全育成を願わない親はなく、またそれは家庭の責任ばかりでなく、社会の責任でもあります。そういうふうに考えます。子供を健全に育てるためには、しかるよりはほめろと、先ほど申しましたが、言われます。しかられることは本人にとっては決して喜ばしいことではなく、場合によっては反抗心を助長することもあります。逆に、ほめられるということは悪い気がしないし、ほめられたこと以外のことで自律・自警につながるものであろうと私は思います。

こうした施策は、財政的負担を伴うものではありません。大きな効果が期待できますので早急に実現すべきと私は考えますが、教育長はいかがお考えか、所信をお伺いします。

市長も、またここでいろんな表彰の関係等もあると思いますので、後で答弁を、教育長の後でお願いしたいと思います。議長、いいですね。

○議長（谷口松生君） はい。

○教育長（坪田勝秀君） それでは、お答えいたします。

本市における子ほめ条例は、御承知のとおり、合併前の旧志布志町の条例に倣いまして制定されたものでございます。児童・生徒の個性や能力を発見し、これを表彰することによって、心身ともに健全な児童・生徒を地域ぐるみで育てることを目的とすることとなっております。

これの中身は、ボランティア賞、親切賞あるいは親孝行賞など、12のジャンルに分けて児童・生徒を表彰するものでございまして、被表彰候補者の推薦は、地域住民や民生委員にお願いをいたしまして、学校長が行っております。表彰式は年に2回行っております、これまでの表彰者は、平成18年度が428名、平成19年度が307名でございます。本年度もその準備を進めているところでございます。

教育委員会の行う表彰制度には、この他にスポーツ功労者の表彰もございまして、多年にわたるスポーツへの貢献や、各種競技会の優秀な成績等が表彰の基準になっております。また、県の教育委員会にもあらゆる分野で優れた成績や実績を残した児童へのいきいき教育活動表彰というものがございまして、本市の子供たちもこれに該当する子供たちがいた場合は、応募することとしております。

市教育委員会といたしましても、今後とも心豊かで元気な子供を地域ぐるみではぐくむとともに、表彰されたことが、誇りを持ってこれからの自分の人生を切り開いていく力、つまり生きる力の源となることを期待しつつ、子ほめ条例の制度そのものの制度疲労はないか、あるいは見直すところはないかを考慮しながら、適切に運用してまいりたいと、こういうふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

子ほめ条例につきましては、ただいま教育長の方から説明したとおりでございます。子供たちは、本当に表彰されたこと、このことで素直に喜んで、そしてまた明日への活力になっているという校長の感想を聞いているところでございます。この条例を精一杯活用しまして、児童・生徒の個性や能力を発見しまして、表彰することによって、心身共に健全な児童・生徒を地域ぐるみで育てていきたいというふうに考えております。

また、スポーツ功労者表彰制度も積極的に活用しまして、市内の子供たちの活躍を大いに認めてやりたいということでございます。

議員各位におかれましても、この趣旨を御理解の上、推薦や励まし等、積極的なかわり合いをお願いしまして、本市の子供たちを温かく見守っていただければというふうに考えるところでございます。

○22番（宮城義治君） 教育長答弁で、いろいろとそういう取り組みをされていらっしゃる。しかし、私はいろいろ子供たちも、それなりの一人一人の能力を持っていると思うんですよ。スポーツにしてみれば、遅い子もいる、早い子もいる。あるいは、今度は勉強にすれば、できる子も、できない子もいる、できないとはちょっと失礼ですが。やっぱりそういったところを、ただ良いものばかりを表彰するんじゃないと思うんですよ。やはり掃除をする子供、あるいはあいさつをする子供、いろんなそういうものを、私は個性、一人に一つは持っているんですよ、大人も。それをやらないだけ。だから、子供はまじめなんですよ。だから、やはり先ほども申しましたように、こうして見て、あいさつする子はもう、

遠くからこうやって見とって、「こんにちは」と自転車で通る子、黙って通る子、しかしその黙って通る子は、また何か別にあると思うんですよ。だから、一つだけを見て良いことのように評価してはならないわけですね。やはりそういったことから考えた場合に、やはり1年生から中学校3年まで終わるには9年間あるわけですよ。あるいは、小学校1年から6年生までには6年間あるわけですね。その間に何か一つでも、その子供が何かの表彰を受けたとすれば、それは一生思い出に残るわけですよ。あるいは、ただ朝早く起きて、いろいろ学校長の話を書き聞きますと、掃除をしてくれたりとか、あるいは何か水をかけてくれるとか、ただそれで終わらせるんじゃなくして、そのときにこうしてくれたからということの何々賞というものを与えてやれば、これは家族にしても、父兄にしても、これはやっぱり喜びだと思うんです。だから、やはり子供の健全育成という、いろいろ事故を起こしたり、テレビ等では我が親を、殺したという表現が悪いかな、そういうようなこともありますけれども、私はやはり大人が、今、市長にもお願いしましたように、何でもいいから、子へのほめの言葉の賞でもいいんじゃないですか、よくやってくれたと、よくやったねえとか。

この前、鹿児島でサッカーの試合がありましたですね、8月かな。そこで、志布志市から、香月とそれから有明の小学校が出ていますね。そして、先ほど同僚議員に聞きましたら、何か志布志は良い成績を取ったというふうに聞きました。そういうことも、やはり頑張ったねえと、それには何人かの生徒が行っておるわけですから、その人たちに小さい物でもいいから、何かをこうして賞としてやれば、これは一生残ると思うんですよ、子供の小さい心の中にはですね。やはりそういうことを、市長、これからいろいろな学校長等のそういう申し出があった場合は、何でも、市長のいいものがあればそれでもいいし、あるいは学校長、あるいは教育委員会の中でのそういったものを、いろいろ考えたその賞の取り組みというものも、私はほめてやって、挙げ句に、今言ったように1年から6年、あるいは9年かかってもいいんじゃないですか、中学校はたいがい近くにあるし。そうした中での賞を1人でもやるということ、ひとつどうお考えか、答弁をお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほど3つほど例を申し上げましたが、ちなみに他にはどんな賞があるかということをお知らせしますが、ボランティア賞、親切賞、親孝行賞以外に、友情賞というのがあります。これは仲間づくりに努めたということです。それから、あいさつ賞、今御指摘のようなあいさつ賞、いつも明るく元気なあいさつをする子。それから努力賞というのがございまして、いろいろな場面で社会生活において努力を頑張ってる子。それから創造賞というのがございまして、創意工夫している子供。それから勤労賞、よく学校の地域づくりでありますとか、清掃等をよく頑張る子。それから読書賞、平素からよく本を読んでいる子供ということだと思いますが、それから学芸賞、これがいわゆる学業や文化・芸術に優れている子供だろうと思います。それから、スポーツ賞というのももちろんございます。そして、これ以外に、これには入らないというか、これはどうも分類できないという子供は、特別賞というのがございまして、これは今言いましたこれに当たらない子供たちまで、12項目ございまして、その項目に当たる子供を、今議員御指摘のように、ほめるということは大変大事なことでございまして、そういうふうにして、旧志布志町で行われたこの制度、大変すばらしい制度だと思って、新市になりましても引き継い

で、現在、これを行っているところでございます。今後とも、また地域の方々にお気づきがございましたら、今度また運動会等でございますので、ぜひ、校長に耳打ちしておいていただければ有り難いと思っております。

以上でございます。

○22番（宮城義治君） 今、いろんな賞があるということ、今度、中国でありましたですね、オリンピックが。あの地でいろんな賞を取りましたですね。あの金メダルを取るということで、何年間努力したかということ、取れない人もおるわけですよ。あるいは日本の選手でも途中で棄権しましたですね、マラソンの女性の方。あれは相当な悔やみだと思うんですよ。だから、やはりいろんなその人たちは、そのメダルを目指して行ってるんですよ。子供たちはそれは考えていないんですよ、子供は。これは親、大人が見てやらんといけないんですよ。いいでしょうか。市長、これからはいろいろ学校長なり、あるいは教育委員会、それなりのそういうものも出てくると思いますので、ひとつ子供健全育成のためにも、ひとつ御努力くださいますことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 以上で、宮城義治君の一般質問を終わります。

ここで20分まで、10分間休憩いたします。



午後3時10分 休憩

午後3時22分 再開



○議長（谷口松生君） 再開いたします。

小野議員が所用のため、早退をしました。

一般質問を続行します。

7番、鶴迫京子さんの一般質問を許可いたします。

○7番（鶴迫京子さん） 皆さん、こんにちは。

今日の最後の質問者になると思いますので、皆様も眠い時間帯だとは思いますが、しっかり大きな声で質問してまいりたいと思いますので、執行部の誠意ある答弁を期待いたしまして、質問に入らせていただきます。

まず、先ほど同僚議員が、国民健康保険制度につきまして同じような通告がなされ、いろいろと執行部当局とあったわけではありますが、この国民健康保険制度につきましては、これまでいろいろな制度が導入されて、改善措置が少しばかり取られてはきました。しかし、先ほどもありましたように、国庫負担金が45%だったものが34%と引き下げられまして、地方自治体にはそのしわ寄せがきまして、とても厳しい現状になっているのではないかと思います。財政基盤がぜい弱なために、国保会計の未来像には暗雲が立ちこめています。これは全国的な状況ではなかろうかと思いますが、その国保会計におきまして、それを明るい将来像にするために、重大な危機に直面していることを保険者である市と市民全体が認識し、国保会計の健全化に向けて、覚悟して万全の措置をとる必要があるかと思っています。

私たち議会では、6月定例会で、国民健康保険税の税率26.7%の引き上げを否決いたしました。7月の臨時議会で再提案された11.9%引き上げを可決いたしました。その後、議員に対しまして、9月2日に国民健康保険制度の説明会がありました。その時、議員に対しまして、国保財政のシミュレーションで、平成20年度予算で歳出見込額48億6,800万円が、21年度で50億800万円、22年度で51億7,500万円となり、平成20年度の税率を据え置いて計算して、本市の医療費の伸びを5%と見た場合、不足額は平成20年度で2億2,600万円、21年度で3億1,300万円、22年度で4億2,500万円と予測され、危機的状況であると説明されました。

このことを受けまして、非常に厳しい国保会計が浮き彫りにされました。このような危機的状況にあると説明された国保会計の健全化に向けた今後の具体的な取り組みと、その結果、どうなっていくという見通しをお聞かせください。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の質問にお答えいたします。

先の小園議員の質問で答弁しましたとおり、7月臨時議会におきまして、国保財政の歳入不足を補うため、基金と一般会計からの繰り入れを行いながら、国保税率の引き上げを可決いただいたところであります。

御承知のとおり、国民医療費は医療の高度化や人口の高齢化が急速に進む中、年々増加してきているところでございます。本市の国民健康保険におきましても、同じように年々医療費が増加してきているところであります。このようなことから、本年4月からは、医療費の適正化のための総合的な推進のため、メタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群に着目した生活習慣病の予防対策として特定健診がスタートし、本市におきましても、順次、取り組みを行ってきております。10月には集団検診による特定健診を実施していく予定であります。また、増え続ける医療費の抑制を目指しまして、全庁的な取り組みとしまして、職員による健康づくり推進プロジェクトを設立し、健康づくりに関する企画に着手したところです。

平成20年度の本市の国保におきましては、基金及び一般会計から繰り入れを行いながら、国保税率の引き上げを行ったところであります。21年度におきましても、医療費の伸びを5%と推計し、所得や被保険者など変更がないものとみなして、現行の税率を試算しますと、3億円程度が不足する見込みであります。この財源不足を補うためには、保険税率の引き上げも検討せざるを得ないと考えますが、医療費の伸びや所得状況など、不確定な要素もありますので、次年度へ向けて検討を重ねていきたいと考えております。なお、今年度の税率の引き上げ時にもありましたように、急激な負担増となる場合には、激変緩和措置も視野に入れながら検討していかなければならないかというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子さん） ただいま市長の方から、健全化に向けての取り組みといたしまして、医療費の伸びの抑制、国保税の滞納徴収の強化、市民総参加の健康づくりなど挙げられました。そしてまた、ここにあります保健課から出されているこの中にも、この健全化に対しての取り組みが大きく書いてあります。ここに書いて挙げられているとおりであります。まずそのことについて、今までもこのことについては、再三議会でも質問があったりしまして、市当局の方では鋭意努力されてきたとは思いますが、なかなかそこが進まない、このところですね。

まず、医療費の伸びの抑制策として、1点目は、お聞きしますが、市からの医療通知というものがありますが、市から個人の1年間かかった医療通知書というのを本人あてに出されますが、それは何回出されていますでしょうか。まず、お聞きしたいと思います。

○保健課長（今井善文君） すみません。ちょっと確認させてください。

○議長（谷口松生君） 後でいいですか。

○7番（鶴迫京子さん） 後で何回かというのは、報告を受けたいと思いますが、まずその医療通知書についてですが、何回が分からないと、内容もまた分からないのでしょうか。分かったつもりで質問いたします。その通知されている通知書を受けた住民から、自分の個人の通知書でありますので、自分が1年間、どういう所にかかってどれぐらいの費用を払ったとか、そういうことが書いてあると思いますが、そういうことで、疑わしいというような疑義の申し出はなかったか、問い合わせはなかったかお聞きいたします。

○保健課長（今井善文君） 申し訳ありませんでした。

通知の方につきましては、年2回ほど、国保につきましては通知をいたしております。

その内容の疑義については、今のところお聞きしてないところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 今の答弁でお聞きしてないということは、なかったということでもありますか。それとも、その内容的に特に問題はなかったということでもありますでしょうか。

○保健課長（今井善文君） その通知の内容についての確認と申しますか、そういう部分についての問い合わせはございます。ただ、中身についてのそういうおかしいのではないかという御指摘についてはないと、今のところですね。そういうことでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 自分が1年間、病院に通院した結果とか、入院医療費だとか、そういうものが通知されてくるわけですが、その通知書というのは非常に大事ではなかろうかと思いますが、だから通知を出せばいいというのではなくて、その通知内容の充実とか強化とかそういうのを、今2回やられているということではありますが、ただ、今本市が出されている通知書はどのような内容でありますか。点数とか金額だけでありますか、ちょっと詳細を教えてくださいたいと思います。

○保健課長（今井善文君） 通知の内容につきましては、受診の年月日、あるいは外来かどうかという内容と、それぞれの医療費の金額等について記載をいたしております。なお、欄外といいますか、そういうことにつきましては、適正な医療に心掛けましょうというような記載がございます。

○7番（鶴迫京子さん） 今の答弁で、欄外にそういう適正な医療に心掛けましょうということを書いてあるということでもありますので、通知書といたしましてはそれとしまして、2回を3回出すとか、そういうことは考えられてませんか。3回出すとか、4回に増やすということは考えられていませんですね。

○保健課長（今井善文君） この通知につきましては、現在2回でございしますが、もうちょっと増やしていくような形での検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 増やしていく方向に検討するということでもありますので、内容も含めまして、ただ診療月とか、かかった金額とかだけでなく、やはり個人的にデータが出るわけですので、大体そ

の一人一人の傾向が見られると思うんですが、そういうところももう少し丁寧に、その通知書を利用して報告していただければなあと要請しておきます。

2点目は、医療保険で安心して医療機関にかかるということはおく当たり前のことでありますが、それ以前に、健康を管理して疾病予防に努めることが最も重要なことだと考えます。

そこで、医療費の分析結果などにより、重複多受診者世帯に対する適正受診の指導、健康管理の促進、疾病予防などに取り組む必要がありますが、今年度開始の特定健診を含め、どのように今まで取り組まれてこられたのかお伺いいたします。特に、医療費の分析結果ということで、適正受診の指導ということ、ここらへんを重点的にお知らせをお願いしたいと思います。

○保健課長（今井善文君） 現在、医療費適正化の事業の中で、重複受診、頻回受診につきましては、看護師による訪問等を実施いたしております。

○7番（鶴迫京子さん） 重複受診につきましては、看護師の訪問により調査しているということですが、国民健康保険利用者の本市全体の方を訪問するとなれば相当な看護師が必要ではなからうかと思いますが、適正指導というのを、看護師1人に指導できるものではないような気がいたします。例えば、適正受診の指導ということで、重複受診となりますと、全体的には国保連合会の審査ももちろんありますし、庁舎内の仕事といたしましてはレセプト点検というのが主な仕事の内容になるかと思いますが、そういうところの中の医療費の分析結果などにより、重複受診とか、そういうのが分かるような仕組みにはなっていないのでしょうか。まず、お聞きいたします。

○保健課長（今井善文君） はい、現在、レセプト点検と一緒に仕事をしながらやっておりますが、その中で重複ないし多受診の方についてリストアップをいたします。そのリストアップに基づいて訪問をしているということでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 国保会計の健全化に向けての取り組みとして、個々の適正指導のことを問うているわけですが、この医療費の分析結果、分析というのが大変重要ではなからうかと思いますが、この指導監査にあたってですね。その指導の、レセプト点検されている、そのレセプト点検作業は、今、その結果重複受診が見つかった場合、その方を看護師で訪問調査しているということでもありますので、しっかりとなされているということを報告を受けましたのでされているとは思いますが、ただそれだけでなく、この医療費の分析というのを、全体的な統計をとられているのか。結局、医療機関に返戻、増減通知書とか、返戻分を出します、その増減ですね。過誤調整とかありますが、その分の原因、理由の分析がなされているのか、そしてそれがまた統計的にされたことがあるのかお伺いいたします。

○保健課長（今井善文君） まず、先ほど申しました重複受診、多受診につきましてでございますが、昨年度につきましては、国保ではございますが、35件の該当がありました。それにつきまして、訪問等により、後で効果のあったものとして評価をした分が24人というような、訪問の結果についてはそういうことになっております。

あと、診療報酬につきましては、御存じのように、まず連合会でもある程度のチェックをいたします。そしてまた、こちらの方でもそういうふうにご点検をいたしまして、おかしい、気が付いた部分については、連合会の方へ返しまして、そこで過誤調整と申しますか、そういうことがされると。また、その他

につきましても、いろいろな県の指導、監査等、あるいは医療機関そのものが、後日分かったものにつきましても、返納ないしそういう手続きがされておりまして、現在でも過年度分につきましても、国保、老保合わせまして、そういう返戻金等は発生しているという状況でございます。

○7番（鶴迫京子さん） 本市におきまして、レセプト点検の方がいらっしゃいますが、職員の方が一所懸命されていると思うんですね。そこらへんの人数的配置、レセプトは相当ありますので、そして1枚を見るのに真剣に目を通さないと分からない部分がありますので、そのこのところのことまで考えた人数配置であるとお考えですか。

○保健課長（今井善文君） 現在、7名の方でそういう点検、あるいは整理作業等を行ってもらっております。昨年までは国保、それと老保の方もございましたが、現在は医療制度が後期高齢者に変更になっておりまして、そちらの方の点検の方は必要なくなってきました。ただ、まだ今、昨年度分の過誤等が発生していますので、件数は減りましたが、そういう該当はまだあるという状況でございます。そういう状況でございますので、現在、この人数で可能な状況だと判断いたしております。

○7番（鶴迫京子さん） 現在の人数で可能だということでもありますので安心いたしますが、そこをもう少し強化しまして、レセプト点検は、点数を見まして、その病名とかいろいろなものと、そこに行われた医療行為と併せもって見て、そこで、「あっ、これはおかしいな」って、こういう治療はちょっと過剰ではないかとか、そういうのを発見した場合、発見して、それが100点の場合は1,000円です。1,000点の場合は1万円です。1万点の場合は10万円です。そういう1枚の紙ですが、そこに網羅されているわけですね。ですので、とても重要な仕事だと私は思っています。ですので、そこをもっと充実・強化して、そこに時間をかけてと申しますか、慣れたきたらすぐ分かるんですが、そういう細かいところまで見ることができる、そういう職員の配置とか、そのレセプト点検の充実・強化をとてもお願いしたいと思いますが、そういう観点ではいかがですか。

○保健課長（今井善文君） はい、議員おっしゃいますように、適正化のための事業、その中におきまして、このレセプト点検というのは一翼を担っている部分でございます。今後、いろいろな事業等の導入というの、現在活用している事業を含めまして、レセプト点検につきましても、現在行っておりますが、今後につきましても、そういうより適正化のために必要な部分につきましても検討していきたいと、その中の一環として検討していきたいというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子さん） はい、医療費の抑制ということで、医療機関からは医療行為として上げた分が削られて、すごく断腸の思いのところもあります。一方、行政側はやはり無駄を省くという点で、やっぱりチェックしていかなければいけないという中にありまして、そういう減点されないようにという視点ではなくて、これ全部無駄な治療行為として挙げられた場合は、医療機関としても大変もったいないことでありますし、それを賄うのは国保税、税金でありますね。健康な人たち、また健康でない方たちも、その税金を、一所懸命働いて納めている血税でありますので、その意識が少し、自分もはじめですが、欠けているのではないかと、血税であるという認識がとても欠けているのではないかと思います。表面的なことだけにとらわれて、税金が上がったとか、税金を取られたとか、いやもっと徴収率を強化しようとか、そういう観点だけではなくて、わずかな所得の中から税として、いろんな税は納めている

のだという、税金であるという認識を一人一人が持つならば、やはりこういう医療行為にしても、医療機関にしても、本市全体が少しでも抑制になっていくのではないかと思いますので、とらえ方をまず変えていく、まず自分からということ提起して、次に入ります。

3点目は、医療費の実態把握と、被保険者などに対する啓もうです。議員に対しまして説明会がありましたように、国保会計を含め、医療費の実態を把握・分析する。特に入院医療費など、鹿児島県では入院医療費が特に上がっております。そしてまた、高齢化の医療費というのがすごく、高齢者の医療費が特段に上がっておりますので、そういう理解を深め、被保険者である住民に対して、自分の健康は自分で守るんだという注意を喚起し啓もうする。そのために、まず国保運営協議会委員など関係者にも、この前あったような説明会の実施は考えられないか。

また、被保険者である住民に対しても、校区ごとの住民説明会は考えられないか。そしてまた、その校区住民説明会の場合は、議員にありましたように、こういうパンフレットを渡されたのですが、この説明、保健課が出されているこれに比べましてとてもこれは、中央会が出しているものすごく立派ですが、もう字も小さくて、自分たちも読みにくくて、勉強会の時にもう何ら頭に入らなかったのです。ですので、こういうふうに大きな字で、分かりやすく絵が入ったりされています。それにもかかわらず、やはり住民もいろいろだと思いますので、この中の全部といっても大変ではなかろうかと思っておりますので、この中から取り出してですね、そういう校区住民説明会は考えられないか。

国保会計が危機的状況にあるということを再三言われてますが、口で言ってる割には、やはり何となく、あまり危機的状況と聞くと、何かしら危機的状況じゃないような気にだんだんなってくるんですね、こうまひしてきて。だから、この前の9月9日の新聞にも、第二の夕張だというようなことも書いてあって、大阪府知事が一所懸命、行財政改革に取り組んでいるというのが出ていましたが、やはり本市もひと事ではないような気がするんですね。全体的に見てどうだということではなくて、まず国保、破たんしてるわけですね、基金がゼロ。そしてまた、一般会計から繰り入れていかなければいけないという今の状況。もう他のところも税の滞納がある。そういう状況の中で、危機的状況では済まないような気がしますね。もう何か非常事態宣言国保会計とか、それぐらいのことではないかと私は思っています。ですので、そういうことも踏まえまして、今、2点言いましたが、いかがお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま医療通知書の方、そしてレセプト点検というようなお話があって、その実態というものをつまびらかにしながら、個々の国保制度の適正化に向けていかなきゃならないというようなふうに、改めて実感したところでございます。

私自身は、この国保制度につきましては、様々な機会をとらえまして、市民の方々に危機的状況なんですよというようなお話をさせていただくところでございますが、なかなかこのことをお話しても、実感としてとらえられないなあというふうに感じているところでございます。そして、少し長く詳しく話をすれば、もう「なげが」というふうに言われるものですから、つつい遠慮しまして、本当に簡単に「危機なんですよ」というぐらいしか言えない状況でございますので、そのへんはもどかしく思っているところでございます。

今、御提案がありましたように、ダイジェスト版なるものをちょっと作りまして、そういったものから分かる形の、危機状況が分かる形の説明を市民の方々にしていきたいというふうに考えます。

○7番（鶴迫京子さん） 今、周知徹底方法ですが、住民に分かる形でやっていきたいという市長の答弁でありますので、周知方法といたしまして、こういうふうに漫画が入ってたらすごく分かりやすいですね、こういう絵が入ってて、分かりやすくて。だから、やっぱりそういう工夫がすごく大事ではなからうかと思えます。私たち特別委員会で、広報委員会で研修に行きました。その時に、議会だよりの発行に向けていろんな工夫をされている高千穂町とか益城町議会等の方々からいろんなお話を聞かせていただきましたが、やはり周知徹底。広報紙を手にとって読む人は、私の考えですけど、30%ぐらいしかいないのじゃないのか、100冊配って、30人手にとっていただけたら上等じゃなからうかという感じがいたしますので、どうしてかという、やはりその内容だと思いますね。こういうふうにこんな、まず読めませんよね、こういう字は、高齢者が多い中で。これは読めますよね。だから、やっぱりこんなにして工夫するということが大事ではなからうかと思えます。大変良くできて頑張られたなあと思っておりますが、一つだけ、細かいことですが、ここに、一人の健康づくりで医療費の節約に心掛けましょう、そして医療費の節約、節約、節約って出てくるんですね。危機的状況より節約というのが出てくるので、本当はいいのかなとも思いますが、何となく、先ほど同僚議員とのやり取りが市長とありましたが、医療保険は、社会的な相互扶助の精神にのっとり、病気にかかった場合にいつでもどこでも安心して医療が受けられる制度ですと優しくたわわっているんですね。その後すぐに、市民一人一人の健康づくりで医療費の節約に心掛けましょうというのは、何となくニュアンス的になじまないような気がするのですが、私だけでしょうかね。何かこう、私だけかもしれませんが、医療費の改善に心掛けましょうとかいうぐらいに、こういうところはなされた方がいいのではないかなあと。電気代の節約とか、何か病院にかかったらいかんのかなああって、ああやっぱり病気は、自分はこども痛いのはなあ、あそこも痛いのはなあっていうそういう何か違う意味の、弱気なというか、方には、何となくブレーキになるというか、すごくどうかなあと思いますが、市長、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今後、説明会を開催する時のダイジェスト版を作っていきたいということをお話したところですが、そのときには十分表現に気を付けて作成したいと思います。

それから、現在、医療費、国保の状況が危機的状況だというような観点から、健康に関しまして、毎月毎号、市報でそのことについては市民の方々に御紹介申し上げているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 次に、国保税の滞納徴収の強化に入らせていただきます。

国保税だけに限らず、税滞納者に対しての行政サービスの制限についての市民の理解を得て、行政サービスを受ける権利と、そしてまた税金を納める義務ですね、権利と義務の自覚化があまり進んでないような気がいたします。それで、その自覚化を進めるために積極的にPRして納税意識の醸成を図り、そのことに努めまして、収納率向上を図るべきだと考えます。

そこで、税滞納者に対しましてはどのような方策が採られているのか。今までいろいろと税の徴収員とか、そういうことを委員会などでお聞きしていますが、再度、簡単でいいですが、お聞かせください。

そして、その滞納理由が、やむを得ないと誰もが見て客観的に分かる事情なのか、それとも相当悪質な滞納者なのか、またそういうところの違いをどのようにして分析されているのか教えていただきたいと思ひます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

滞納の徴収につきましては、この国保の関係だけでなく、市税全般について、取り組みを一所懸命しているところでございます。そのような中で、特に国保に関しましては、調整交付金の減額のガイドラインが示されているというような関係で、特にこのことについては、滞納徴収について取り組まなきゃならないということでございますので、その収納率の確保に一所懸命取り組んでいるところでございます。まず、適正・公平な課税に努めまして、できるだけ、極力、未申告をなくす、それから適正な賦課軽減に努めたいということでございます。現年度の未納の発生時には、早めの対処によりまして、未納者の生活状況等を把握しながら、状況に合わせての分納相談、また電話・文書等による催告、嘱託徴収員との連携を図り、情報収集及び収納確保に努めたいというふうに思ひます。早めの対応によりまして、滞納予備軍に歯止めをかけていきたいというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子さん） 税の滞納者に対する取り組みがなされているわけでありましたが、税の徴収員を定めまして強化されていると思ひますが、もう何年か経過していますが、合併して2年8か月になりますが、その間の費用対効果というのはどのように把握されていますか。

○税務課長（外山文弘君） 今御指摘の嘱託徴収員の関係でございますが、現在2名、徴収員として、毎日、定期的に滞納者の所を回っていただいております。ちなみに、19年度の実績でございますが、2名の徴収した金額につきましては、3,795万8,599円という金額になっております。これは国保だけでなく、もろもろの税すべてでございます。

これに係るそれぞれの嘱託徴収員の費用でございますが、1名が月19万円の年間で114万円、それからもう1名が月18万円の108万円となっております。

○7番（鶴迫京子さん） 担当課長といたしまして、この結果をどのように見ておられますか。

○税務課長（外山文弘君） 先ほど数字を申し上げましたけれども、年間約220万円程度の金額に対して、実質的な収入として3,800万円近い税の滞納分の確保ができていたという意味では、かなり成果が出ているのではなかろうかと。また、この嘱託徴収の方が実質的には分納関係とか、そういう約束の下で徴収をして回られるわけですが、職員の方は逆に、いわゆる資力のある滞納者、そういう方々の大口滞納者、そういう人に対する法的手続きを進めていけるということで、今どんどん特に滞納問題につきましては、法的手段、地方税法に基づく法的手段をいろいろと講じているところであります。やはり、先ほども言いました実態調査を基に、財産のある者については、そういう次の手続きに入れるということで、それなりの成果があるのではなかろうかというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子さん） ただいまの課長の答弁で、費用対効果としては十分あるということでの答弁だったと思ひますが、今2名でやられているということで、そしてその2名の方の仕事量として何か、分納とかいろいろあるわけですね。生活実態がいろいろであろうかと思ひますが、そういうことに時間をとられて大変だというような、いろんなそういう悩みとか、そういうことは起きてきていませんでし

ようか。2名に対する、先ほどもそうですが、人員2名に対するその仕事量、そういうところはいかがでしょうか。

○税務課長（外山文弘君） 現状のところでは、お二人の方につきましては、委託契約の下で、それぞれ決められた日数、時間内で回っていただいているところです。今後、滞納関係の整理をどんどん進めようと思えば、特に現年滞納分につきましては、先ほども市長の方から答弁がありましたが、この人数を今後増やしていただければ、ますますこういう現年分のまた滞納、新たな滞納者の発生を抑制していけるのではなかろうかというふうには考えております。

○7番（鶴迫京子さん） 費用対効果があるので、現状維持ということなのか、それとももっと人員を増やして、この税滞納者に対する強化を法的行政処分も含めて、そういういろんなことができるように人員を増員していこうと思われるのか。平成21年度以降に向けて、不足額が国税保税に関しても危機的状況であるということでもありますので、そういう納めたくても納められない方ではなくて、悪質な滞納者、そういうところをはっきりととらえて、しっかりと行政処分していくというやり方の中では、やはりその1件1件あたりをこまやかに内情を見ないと分からないと思いますので、2名の徴収員ではどうだろうかという思いがあります。いかがでしょうか。今後に向けての考え方ですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、2名の滞納の徴収員をお願いしているということでございまして、その方々が本当に一所懸命していただいた結果、このようなそれなりの成果が出ているんじゃないかなあというふうに思っています。また、滞納整理指導官の指導を仰ぎながら、法的な措置も取らせていただいているということも、このような結果になっているというふうにございまして考えているところでございます。

先ほどもお話ししましたように、今後、保険税の収納率のアップということを考えてなれば、本当に現在、極めて厳しい状況で、92%の線を上回るというような形を取らなきゃいけないということでございますので、今後は、今年度中に市の管理職による臨戸徴収を、現在のところ2回ほど計画しておるわけですが、そのほかにも税務課全職員による一斉の電話催告や、別途の臨戸徴収も計画しているということでございます。

○7番（鶴迫京子さん） いろいろ取り組みを強化していく姿勢は今見られたのですが、今2名の税徴収員、2人ですね、割り当てられていらっしゃるんですが、その方は有明町と1人の方は聞きますが、増員して、管理職も臨戸徴収をしたりという、そういう態度で臨むということはすばらしいことではあります。やはり自分の仕事にも責任を持たないといけない中で、厳しい中で、そしてそういう臨戸徴収をみんなでもたやるといことも本当に大変ではなかろうかと思っておりますので、そこらへんをもっと、こういう医療費が危機的状況であるというならば、思い切ってそこを増員して、2人は、1人の方は有明町だったら、何かこういう財政整理機構という、そういう何かありますね、そういう方で、志布志町とか有明町、松山町、大崎町ではなくて、何か違う所から、全然しがらみのない、そういうような機構があるのではないかと私は想像するんですが、そういう所がありましたら、鹿児島県内です。そういう所から来ていただくと、何となくこういう税の滞納の徴収となりますととても、お互いに事情も分かっていたらそれも利点としてはあるのですが、やはりしがらみのない、そういう方も中に入れる。そし

て、その中でいろいろ難しいときには、またそういう他の2名というか、そこでやっていくという、2名だけではなくてちょっと増員して、思い切ってこの税滞納徴収強化に取り組むという姿勢を見せられないでしょうか。そういうことはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御提案いただきました、市外の嘱託職員ということになるかと思いますが、そういったものを含めまして、今後、検討させていただきたいというふうに思っております。

○税務課長（外山文弘君） 先ほどおっしゃいました機構等ですが、今、鹿児島県ではございません。茨城県とか徳島県とか、そういう所では県単位で、それぞれ市町村から職員を出向させ、そういう債権回収機構的なものをつくっております。また、そういう所がいろいろと実績を上げてあります。というのは、やはりこの滞納整理につきましては、非常に法的な知識がないと、やはりいろいろまたトラブルの原因でもありますし、強制執行という手続きでありますので、そういう面では、そういう専門的な知識を持った組織を立ち上げていくというのは、今後、恐らく鹿児島の方でもそういう方向性は出てくると思います。

○7番（鶴迫京子さん） この税滞納の件におきましては、また同僚議員が質問されますので一応置きまして、私が提言しましたことも含めまして、本当に大なたを振るって検討していただきたいなど。本当に市長が危機的状況だと思っていらっしゃるかいらっしゃらないかは、どういう大なたが振られるかによって決まってくると思いますので、今後、改善策を期待して、次に移らせていただきます。

次に、保険税軽減対策としての健康づくりであります。

医療費が上がるから国保税を高くする、高くするとまた滞納額も増えるという悪循環があるわけですね。だから今度も、11.9%にしたら、もっともっと滞納額が増えて、滞納徴収員の方たちも大変になるのではないかという思いがありまして、先ほど言ったように、いろんなことをしっかり考えてやっていただきたいなという思いがあります。

そこで、医療費が増加しないように、元気な住民を増やすことが大事です。住民の健康づくりを市民総参加でやろうと、市民総参加健康づくり推進、（仮称）ひまわり元気委員会メンバー募集というのが市報8月号に掲載されておりました。まず、その内容について、簡単でいいですので御説明ください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御質問の市民総参加健康づくり推進、（仮称）ひまわり元気委員会でございますが、市民の健康づくりへの自覚と健康づくりの実践を市民総参加で取り組むために、市民の方々から直接、健康づくり推進の御意見・御提案をいただいて、そして企画・実践していく組織として立ち上げることにしたところでございます。市民の方々へは、8月の市報や散らし等で公募による参加募集を行い、9名の応募がありました。応募者が少なかったこともあり、市民の方で健康づくり推進に日ごろから取り組まれている方々に声掛けをしまして、地域的なことも配慮しながら、早急に委員の確保に努めたいと考えております。また、社会福祉協議会や公民館ほか各種団体とも連携を取りながら、市民総参加の健康づくり推進をしていきたいというふうに思っております。

この（仮称）ひまわり元気委員会は、50名程度の規模で構成しまして、幅広い視点からの御意見・御

提案がいただけるものではないかというふうに期待しております。今後、会議は、9月下旬に第1回目を開催しまして、本年度に四、五回程度の会議を考えております。委員の方々やボランティアでの出席をお願いしたいというふうに思っているところでございます。委員会で審議された施策等につきましては、21年度の当初予算に反映させていきたいというふうに考えております。

また、市の内部組織として、現在、各課・局の職員30名によりまして、健康づくり推進プロジェクトチームを立ち上げまして、今まで5回の会議を行ってまいりました。各課・局で取り組んでいる健康増進のための事業を検証しまして、更に充実した内容で実施していくこと、また新たな事業を創出し、健康づくりのための積極的な事業展開を図るということを目的としております。

○7番（鶴迫京子さん）（仮称）ひまわり元気委員会ということで、今説明があったわけでありまして、9月から月1回会議を行いまして、意見、提案などもらって、そして健康づくりを推進していこうという会議であるということでありまして、まず市長の任期中となりますと1年8か月しかないわけでありまして、月に1回の会議となりますと、当初予算で反映させたいとおっしゃいますが、募集したところ50名に対して9名だったということ。健康づくりに関心のある方はいっぱいいらっしゃると思うんですね。そして、まして実践されている方はもういっぱい知っています。その割にはこういう健康づくり委員会、みんなでやろうという、本当に大事なことではないかと思いますが、それを市報に載せても、たった9名しか自主的に応募がないというこの姿ですね。そしてまた、12回しかない会議で、果たして当初予算に反映するまでになるものか。その意見集約ですね、どのようにお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、庁舎内で各課・各局の職員を集めまして、プロジェクトチームを発足させて、現在、協議を重ねてきたところでございました。その中で、この健康づくり推進のためにはどういったことが必要なのか、そして現在、それに関連するそれぞれの部署での事業というものは何なのかというものを洗い出しをしていただきまして、それを総体的に市民が参加できるような、そして意識を持っていただけるような取り組みをすとなれば、どういった組み立てをすればいいのかということまで含めて、今、協議をさせているところでございます。そのような、一応受け皿といいますか、土俵というか、そういったものを現在構築しておりますので、その上にこの公募によりまして委員の方々、それからこちらからお願いする委員の方々を含めた形で今後、協議・討議をしていただきながら、実践できるものを組み立てていきたいなというふうに思っております。

そして、市民総参加型でなければこのことは成し得ないということでございますので、そのような意味合いから50名程度というような観点で人数を見積もったところでございますが、当初から公募で来られる方が50名おられれば本当有り難かったんですが、結果的には9名しかなかったということでございます。当初からかなり厳しいのかなというふうには予測しておりましたが、それでも予測より更に厳しかったということございまして、不足する分につきましては、今申しましたように各種団体の方々に、それからお話がありましたように、健康づくりについて関心のある方ということにつきましても、こちら側からお願いしてこの委員会の委員として構成していただきながら、協議を重ねていただきたいというふうに考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 市報で、この元気づくり委員会、ひまわり元気委員会メンバー募集というのを見まして、そしてああ大変良いことだなあと、すぐもう実践されるのだなあとという思いで、50名ということで、そしてボランティアですね、こういう会議は。費用弁償、それはないということで、皆さんボランティアで健康づくりに関して関心のある方はどうぞ応募してくださいということで、大変興味深く見守っていました。今市長がおっしゃるとおりでありますので、来年度当初予算には、努力されるので50名は集まろうかと思っておりますので、ぜひ、この会を活発な会にさせていただきたいなと思っております。そして、本庁舎内にある、庁内にあるそのプロジェクトですね、そういう方々と一緒になって良い健康づくりの提案・提言が出来上がったら、本当にすばらしいなあとと思っておりますので、ぜひこの元気委員会の様子を見守っていきたいと思っております。

そこで、一足先に私も、市民の健康づくり推進アイデアの募集も市報にありましたので、提言し、市長の所信をお伺いしたいと思っております。

健康維持と増進のために、日常生活に、健康づくりですので、運動を取り入れる。そして、ここには食生活のことも触れてありますね。健康づくりといたらいろんな視点からあると思いますが、まず簡単に、運動ですが、健康維持のために、皆さんに、本市民にまず呼び掛けることですね。さあみんな一緒に運動しましょうよという呼び掛けですね。あなたもやろうよっていう、こういうのを地域アニメーターで、元気を、皆さん一緒にやろうよっていう参加型、呼び掛ける運動が大事じゃなからうかと思えますね。そういう意味で、特に健康ウォーキングしている方を、私、有明本庁に来るようになって、朝な夕なに車の上から、路上で大きく手を振って散歩されている方、歩いている方をよく見掛けるんですね。そういう自分の健康のために、その方たちは努力している方ですね。だから、何かこっちは車で運転しながら、頭が下がる思いがして、ああ感心だなあって、頑張っていらっしゃるなあっていう思いで通るんですね。何か通りにくいぐらいな気もして通っています。そして、老若男女を問わず、道具も設備も要りませんね。ただ、シューズがあればいいわけですね。そういう意味で、歩くということで、道路だけでなく、水中ウォークですね、温水プールの中を歩く。生涯学習課でも把握されてると思っておりますが、生涯学習で講座を募集しますね。そのときに一番人気のあるのが、この水中、アクアビクスというか、まず水中での運動ですね。その講座にはたくさんの方が申込みがありまして、1日、曜日がですね、開講、足りないんですね、人数がオーバーして。だから、3日開講されていると思っておりますが、それぐらいもう人気があるのです。そしてフェスティバルがあります。フェスティバルの後に感想を書いていたんですね、その生涯学習に通っている方に。そうすると、もうそこはその水中ウォークをされている、そういう運動をされている、プールの中でアクアビクスの、その方たちの感想だけですね、ほとんど。もうすごく喜ばれているし、ひざが曲がらなかったのが曲がったとか、いろんな声をお聞きします。ですので、路上を歩くというのも本当に良いことですが、水中では大きい負荷がかからないわけですね。その中で自由に動ける、運動ができるということで、そしてまたいろんな効果があるということですね。そういう意味で、この歩くというウォーキング、こういうことを市民運動として、健康づくりの運動としてやっていくということで、こうしたことから、福島県ですが、ある村では、健康ウォーキングの村を宣言し、1kmから10kmまでのコースを40コース設定し、コースを記した冊子を全戸に配布し

ているそうです。そしてまた、第3金曜日を健康ウォーキングの日として指導員が付いて実施しているそうです。わざわざここまでしなくても、皆さん健康ウォーキングで歩いていらっしゃるのだからと思いますが、村ですからこういうことまで指導員が付いてどうのこうのというのができるのかもしれませんが、市としても、毎日元気に笑顔で暮らせるまちづくりを目指して、ぜひこういうことを実現すべきだと思います。

そしてまた、私の造語ですが、造語も作ってみました。健康ウォーキングですね、だから「3W運動」といって、結局歩くことに関して、「いつでも」ということはWhenですね、「どこでも」Where、「誰でも」Who、だからWhen、Where、Whoで3Wということで、3W運動の推進ということで、歩くのはいつでも、どこでも、誰でもできるということ、そういう歩け歩け運動ですね。昔、何か歩け歩け運動というのがはやった気がするんですね、私、何となく覚えてるんですが。また、そういう運動を全市的にやる。

そしてまた、希望する人に万歩計と記録紙を与えて、そして自分で歩いた歩幅を測れば分かりますよね。それで万歩計がありますので、何歩歩いたという歩幅を掛けて何kmというのが出ますね、1日に。毎日歩く人もいるでしょうし、もう1週間にいっぺんしか、まあ個人差がありますが、そういうことも考えまして、自分の1年間歩いたkmが出ます。それを集計しておくんですね。それを記録して、1年間、それを当局に出すわけですね。そして、本市ですごい人数になるかもしれませんが、一番歩いた人、それを何人表彰するか分かりませんが、年代別に体育の日でも表彰する。そういう何か特典ですね、楽しみをしながら歩く。なかなか自分で実行に踏み切れないんですね、歩くということに。ですので、何かこういう大きなスローガンをかけて、歩くということを健康づくりにするという。まして、もう歩いている方がいっぱいいらっしゃると思いますので、その方たちはもう今ですごい距離歩かれたと思いますので、その歩かれた距離が1年間で分かたら、歩かない人で少しでしょうが、志布志から夏井まで4kmとしましたら、4km歩いたら、「あっ、私はもう今週はね、夏井まで行って来たよ」とか、「ああ、私は鹿児島まで行って来たよ」って、もう毎日歩かれる方は、「私は東京まで行って来たよ」とか、日本一周ができるかもしれません。その歩く距離をずっと足していけばですよ、距離が分かりますのでね。だから、そういう楽しみながら健康づくりを推進するという考え方ですが、万歩計をやるとまたお金が要るとか、記録紙を与えるとお金が要るといことありますが、市民の健康増進に、歩くことで足腰が鍛えられますね。そしてまた老化防止、血圧低下、そしてまた、今特定健診が始まってメタボ対策になる。もう一石二鳥ですね。そしてまた、健康だけの視点でとらえられないですよ。そういう人が、夢ですが、いっぱいそういう人が本市を時間とかそういうのも限らずに歩いているとします。そうすると、道路にごみを捨てようかなと車の中から思ってる人は、はっとしますよね。そういう効果もあります。ああ、捨てられないとか。防犯、安心・安全パトロール、そういうのもわざわざパトロールしなくても、歩くことによってパトロールにもなりますね。だから、私は一応マイロードクリーン作戦に登録しまして、今12回ほどしたんですが、そのときはごみ拾いだけしていません。大またで、ここにありまね、大きく歩きながら、ごみが落ちてくる所まで大きく歩いて行きます。そうすると、それこそわずかですが、もうそうしないとできないんですね、怠け者ですので。だから、そういうことを楽しみながらやる運動づくりというのを提言したいなあと思いますが、最小の費用で最大の効果が見込めますので、

市長、この健康ウォーキング、歩け歩け運動ですね、私が作った造語ですが、When、Where、Who、いつでも、どこでも、誰でも、「3W運動の推進」というのはいかがお考えですか。

○市長（本田修一君） 素晴らしい御提案をいただきまして、本当にありがとうございます。

私どもも、先ほど申しましたように、庁舎内でのプロジェクトチームの中でも、いろんなアイデア等が出てきたところでございます。やはり歩くというのは健康づくりの基本だなあというのは、みんな認識しているようでございます。そのようなことで、いかにして楽しく継続して、たくさんの人にそういった形で歩いてもらうかということが課題でございますので、今いただきましたアイデアを本当十分に参考にさせていただきたいというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） はい。私ながら、最高のグッドアイデアではないかなと思ってらるんですね。だって、お金もなくても、そして何も要らなくて、日本一周、北海道にも行けるかもしれない。もう世界一周もできるかもしれません、それをずっと続けたらですね。先ほど、昼のテレビでやっていました、100歳以上の高齢者が3万6,126人になったということで。そして、驚くなかれ、その中に男性は五千何人、女性が三万何人ちょっとということで、もう85%ぐらいが100歳以上の女性だそうです。ですので、この健康歩け歩け運動、この運動は特に女性もですが、女性はあまり勧めなくても一所懸命します、いろんな情報を取り入れて。男性にもこういう歩け歩け運動、メタボ対策にもなりますし、もういろんな意味で網羅してると思いますので、ぜひこういう運動を取り入れてほしいなと思いますが、いかがですか。そして、その100歳以上の人口の比を85%と15%ぐらいではなくて、50対50にもっていくぐらいのことになるのではなかろうかと思いますが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先日私どもも、敬老の日で、99歳の方と、それから最高齢の方の敬老訪問に、議長と共々行ったところでした。その時に、100歳以上の市内の方々には15名いらっしゃいまして、うち男性は1名でした。今、ああ、そういう意味で、男性は厳しいストレスがたまるのかなというふうに思ったところでございます。高齢でも、いつまでもお元気な形で高齢でいてほしいということで、敬老のお祝いに回ったところでございますが、本当に今年は特にお元気な方が多くて、昨年と比較しまして、昨年は施設とか病院とか、入院されている方が多くて、ああ何か寂しいなあというふうに思ったところですが、今年は数名の方しかいらっしゃらなくて、ああ大分元気になっていらっしゃるんだなあというふうに実感したところでございます。

そのような意味合いから、高齢であっても、お元気な高齢者でいてほしいということでございますので、そういった方々になっていただくためには、健康づくりの運動にも取り組んでいただいて、そして元気な高齢者という形で、健やかな老後を迎えていただきたいなあというふうに思うところでございます。もちろん高齢でなくても、成人の時期にも、病気をもって医者に行かなきゃならないという状況は、非常に本人にとっても大変ですし、不幸ですし、私どもからすれば国保の財政に対して、別な保険もあるわけでございますが、その財政にとりまして極めてマイナスの状況だということでございますので、そういった方々も含めまして、市民総参加という形でこの健康づくりについては取り組んでもらいたいなあというふうに考えているところでございます。そのような意味合いから、委員の方々も50名ほど、

私どもの職員も30名ほど参加して一大チームを作って、今後推進していきたいなあというふうに考えております。

そして、今御提案いただきましたように、様々なアイデアをいただきながら、取り組んでいかなきゃならない。そして、その取り組み方自体が楽しくなければいけないんじゃないかなあというふうに思います。楽しく、そしていつでも、そしていつまでも継続してできるような形でいかなきゃならないというように、先ほどおっしゃいましたように、When、Where、Whoというような形の取り組みもあるんだなあというふう実感したところでございますので、大いに検討させていただきたいというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 大いに検討して、もう願わくば、アイデアを取り入れていただけたらなとお願いして、次に移ります。

次は、基本目標Ⅳですね、男女共同参画社会の推進についてお伺いいたします。

だれもが安心して暮らすことのできる社会を目指し、重点課題1として、安心して子育てができる環境の整備がうたわれ、ひとり親家庭の支援の充実が挙げられています。基本目標Ⅲ、Ⅳ、Ⅴについてお伺いしているところでありますが、基本目標Ⅳのことでですね。今回は父子家庭に触れてみたいと思います。母子家庭に対しましては、母子保健所、また女性支援事業など、手厚いとはいえませんが、それなりの施策が講じられています。しかし、同じような境遇にある父子家庭については、これといった対策が取られていないのが現状であります。

以前、男女共同参画社会の講師である保ゆかり先生のセミナーで、男性の方が一応手を挙げられて質問されました。自分は3人の子供がいます。そして父子家庭です。この男女共同参画ということで、母子家庭のことに対していろいろな施策がありますが、この父子家庭については何もない。だけど、大変経済的にも苦しい。そういうことで、このことはどうなのでしょうかとということで、何とかしてくださいと、考えてくださいと真剣に訴えられました。それから、委員会でもこのことを少しお聞きしたりしましたが、本市といたしましては施策はないということでありました。

そこで、本市の父子家庭は何世帯あるのか。また、その世帯で一番困っていることは何であるのか。父子家庭は母子家庭に比べて親の帰宅時間が遅いのが一般的であります。それまでの子供の面倒は見る人がいるのかどうか。一人がかぎっ子になっているのではないかなど、子供たちの置かれている環境は、安心・安全なのだろうか心配です。

まず、母子家庭も含めてですが、ひとり親家庭の生活実態調査などはなされているのかお伺いいたします。

○福祉課長（津曲兼隆君） ひとり親家庭の実態調査ということでございますが、その細かな調査というところまでは致しておりません。

ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○議長（谷口松生君） ここで5分休憩します。



午後4時39分 休憩

午後 4 時 50 分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ここで、鶴迫議員の一般質問が終わるまで時間を延長したいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は、時間を延長することに決定しました。

一般質問を続行します。

○7番（鶴迫京子さん） ひとり親家庭が、ある学校では、私の聞くところによりますと、8軒に1軒あり、その中で10軒のうち1軒ほどが父子家庭であると耳にしております。その中で、父子家庭のことといたしまして、ホームフレンド的な事業や、またトワイライトステイ事業という日本語で父子家庭など児童夜間養護事業というのが平成3年から行われていると聞きますが、そういう公的支援策というのも、現在引き続きあるのか詳しくは調べてないのですが、本市においても、この父子家庭に対する施策というか、視点ですね、そういう視点をもって、何らかの支援策といたしますか、考えられないか、市長の心優しい答弁を、先ほどの父子家庭が、ある学校で10軒に1軒の中の父子家庭があるということではありますが、どう思われますか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 先ほどお尋ねのありましたひとり親世帯につきまして、数字が分かっておりますのでお知らせをいたします。父子家庭が95世帯であります。それから、母子家庭が489世帯でございました。

なお、問題点等でございますが、これは次世代育成支援計画を作成しました時のアンケートからでございますが、やはりひとり親世帯については、経済的に厳しいというアンケートの声がございました。

以上でございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありました父子家庭についての事業というものにつきまして、本市では取り組んでいないということでございます。このことにつきましては、いろいろ各地の事例等を勉強させていただければというふうに思うところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） はい、事例等を研究されまして、全然手付かずでありますので、少しでも、小さなことから、心優しい福祉の視点で光を当てていってあげてほしいと要望しておきます。

では、次に移らせていただきます。

基本目標Vには、男女共同参画社会を目指し、推進体制を整え、重点課題1として推進体制の整備・強化が挙げられています。

まず1点目に、本市の庁内での推進体制の強化を図るため、今現在、どのような取り組みがなされているのか。推進するための人材の育成や確保など、仕組みづくりは順調に進んでいるのか。市民に男女共同参画を訴え、推進する前に、まず庁内から模範を示さないといけないと常々思っていますが、やは

り市の職員が最高のモデルにならないとを考えます。そういうことからして、男女共同参画に関する市職員の意識の醸成は最も大事なことだと考えます。そのためには、トップである市長の強力なリーダーシップが必要です。

そこでお伺いいたします。2点目、市長自ら、このことで指揮を振るったことがあるのか。また、男女共同参画社会の推進ということ意識されて、常日ごろ、家庭、地域、職場で行動されているのかお伺いいたします。男女共同参画社会が実現したならば、基本理念である「男女（ひと）がともに認め合い、いきいきと輝くまち」ができます。市長が常々おっしゃられています「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」、市長が目指されているまちがつくられるのであります。市長の行動ひとつで、実現が近くなるか、また遠のくか、二つに一つです。施政方針にも、市長は、志布志市に大きな夢と挑戦を描き、いくつかの日本一を目指していくことであると述べられております。その目指す日本一に、男女共同参画社会推進日本一というのを加えることは考えられないか、市長の率直で明確な見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

男女共同参画の推進につきましては、私自身もこのプランに基づきまして、積極的に推進をしているところがございます。そのような意味合いから、この庁舎内で、この推進については積極的にしているところがございます。そして、今お話がありましたように、各日本一づくりというような形で、私は様々な挑戦を市民の皆さん方とともにしていこうとしているところがございますが、この男女共同参画社会で日本一を目指すということについては、現在まで考えていないところございました。今後、検討させていただきたいというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 市長が検討させていただきますと今答弁されましたが、市長、当局が出されているこのプラン、志布志市が出されているプランの中に、もうちゃんと自分たちでうたわれているんですね。男女共同参画社会が実現すると、家庭ではこうなりますよ、地域ではこうです、職場ではこうです、学校ではこうというのが、もうちゃんとここに冊子となってできています。

最後に、このプランは今年度から5年間の計画で、平成24年度までですね、この計画の実現性や達成度状況の把握については、このプランの中には、まあプランですので触れられていません。まあプランだからと言われればそれまでですが、計画的にやられまして、これが計画倒れにならないように、そしてまた、こういういろいろなプランができますが、このプランが絵にかいたもちにならないように、この計画をしっかりと評価する視点で、きちんと5年間、計画の実現性が把握されていかなければなりません。

市長、どのようになされるのか、5年間における達成度調査や追跡調査の中で、どうやってこのことを実現できたかどうか評価していくのか、枠組みを十分に検討する必要があると思いますが、そこまで検討がなされたのか。ただプランとしてプランづくりで終わったのか、そこらへんをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ともに志布志市の人が、ともに輝くまちづくりプランということで、男女共同参画社会の実現を目指しまして、市で策定して公表したところがございます。私どもは、このことにつきましては、24年度ま

でにそれなりの計画を立てておりますので、この計画の実現に向けまして、現在、内部で検討しまして、プランどおり実施ができるような形の推進策を、今検討して詰めをしているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） せっかく市民と、また行政、そして共生・協働でできたプランでありますので、このプランが、再度言いますが、絵にかいたもちにならないように、その達成度を見ながら、そこを評価していついていただきたいなと思います。

そして、男女共同参画社会が推進され、その社会の実現に向けて頑張っていたきたいなと思いますが、最後になります。基本目標Ⅲに、男女共同参画社会で、家庭と地域と、仕事と家庭の両立支援がうたわれていますが、市長、平成18年の住民アンケートで、家庭内での家事、育児、PTA、子ども会など、母親の役割分担が非常に大きいという結果が出ていますが、市長はこの結果をどのように分析されますか。最後の質問ですので、お願いいたします。

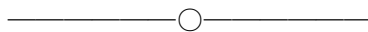
○市長（本田修一君） 基本目標Ⅲで、性別や職種にかかわらず個人の能力を発揮しまして、働き続けることのできる社会ということを目指して、4つの重点課題を設けたということでございます。

女性は、結婚や出産を機に退職をせざるを得ない状況があると。そして、就労している女性の環境も厳しいということでございます。職場や家庭でも、性別による固定的な役割分担が見られるために、女性への負担が大きくなっていると。そして、働き続ける環境を整えるための男女雇用機会均等法や育児休暇、介護休暇制度等、また労働時間の短縮やフレックスタイム、ワークシェアリング導入等について、企業や事業所の周知や啓発を行ったり、家庭においても家族で家事や育児、介護を協力し合うということを推進していこうということでございます。そして、また女性の役割が適正に評価されにくい農業・林業などにおきましても、役割や経営方針、就業環境などを取り決めました家族経営協定を農政課で推進しているところでございます。

これらのものを総体的に取り組みながら、目標の達成に向けて取り組んでいきたいというふうに考えます。

○7番（鶴迫京子さん） 最後に、市長の任期、もう1年4か月となりました。マニフェストに挙げた項目の実現度を見つめて、スピードとソフト、それとスマイルをもって、市職員の方々とともに課題をいろいろ共有し、自立、共生、協働を基に、住民の目線になって、全市一般に努力していついていただきたいなあと、最後のお願いとして終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。



○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日から15日までは休会といたします。16日は、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

御苦労さまでございました。

午後 5 時04分 延会

平成20年第3回志布志市議会定例会（第4号）

期 日：平成20年9月16日（火曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

下 平 晴 行

出席議員氏名 (31名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (2名)

17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
------------	--------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 今 井 善 文
農 政 課 長 永 田 史 生	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 白 坂 照 雄
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 五 代 豊 一
水 道 局 長 徳 田 俊 美	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教育総務課長 上 村 和 憲
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） 林議員と木藤議員から、所用のため、欠席届が提出されております。
これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、八久保壹君と玉垣大二郎君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

1番、下平晴行君の一般質問を許可いたします。

○1番（下平晴行君） おはようございます。

今日は私一人のために議会が開かれたということで、大変恐縮に感じております。その分だけ一所懸命、質問させていただきます。

また、台風13号が接近しているようですが、接近しないことを祈りながら、通告書に基づいて質問させていただきます。

はじめに、温水プールの管理についてでございます。4点ほど、質問をさせていただきます。

温水プールの施設の管理や利用状況がどのようになっているのか見に行きますと、トイレのドアや更衣室の衣類棚、プールの周りも相当傷んでおり、特に女性用トイレのひどさにはびっくりしました。よくこれで使用料をもらっていると思うと、いかげんな管理に腹が立ちました。係の方は補修して努力されているようですが、係の補修だけでは対応できない状況であるが、確認されているのか。また、いつまでに補修するのかお伺いします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

下平議員の質問にお答えいたします。

本施設は、平成18年から志布志市公共施設等管理公社に、志布志市運動公園の運動施設の管理に関する協定書を締結いたしまして、指定管理者として維持管理にあたっていただいております。

お尋ねの温水プールの管理体制につきましては、スポーツ及びレクリエーションの普及・振興を図り、市民の体力の向上、健康増進並びに心身の健全な発展に寄与することを目的に、2名以上を常時配置しまして、利用者の利便性に努めております。今後とも、指定管理者と教育委員会が連絡を密にいたしまして、安心・安全なプールとして、だれもが気楽に利用できるよう指導してまいりたいと思います。

お尋ねのトイレ等の管理につきましては、十分衛生的に管理がされているというふうに考えております。修繕等、必要な場合には、管理公社を通じまして、その対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

○1番（下平晴行君） 市長は、もうもっともらしいことにお答えになったわけですが、現場を見ら

れましたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私は、1年に2回か3回かは、プールの方を見学に行っております。そして、公社の職員と、その管理状況について話をさせていただいているところでございますが、トイレにつきましては、特に女子のトイレについては、見たことはございませんでした。

○1番（下平晴行君） 私がこういうふう一般質問の通告をしているわけですからね、市長が見なくても、担当課があるわけじゃないですか。不思議でならないですね、そんないいかげんな対応の仕方が。見てくださいよ、女性のトイレなんか、これぐらい空いてるんですよ、腐って。足が見える、私を連れて行って見させた利用者があるんですよ、こんな状況ですよって。予算の中にも賃金と原材料費が40万円と24万3,000円組んであるわけですから、すぐ対応できるんですよ、市長。それをすぐやってくださいよ、そういうのは。

それから、プールの周り、ここも相当傷んでおります。係の方が安い、ホームマンかどこか知りませんが、材料を買ってきて自分で修理してると、補修してるという状況なんですよ。ところが、マットがめくれて、もし子供でも足を突っ込んだら本当に転びますよ。そこ誰も見てないんですか、これ通告してから。

それから、後で言いますけど、高齢者の足の悪い方等が利用されているわけですね。トイレは普通のトイレで、便座式じゃないんですよ。障害者の方は便座式がありますけれども、女性からいくとまた、体がぬれていて、あそこまでは逆に遠いんですから、そういう便座式、できればウォッシュレットが付いているような、まあ1か所ぐらいはそういうトイレを取り付ける気はないのか、その補修と併せて、もう一回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘の点につきましては、私自身が認識しておりませんでした。誠に申し訳ございません。

管理しております職員とも十分協議をさせていただきまして、すぐさま対応できる所については対応していきたいというふうに考えます。

○1番（下平晴行君） ぜひ、早急にしてください。

2点目に、これも同じことなんですけど、市長、出されている志布志市の予算と仕事の中に温水プールの予算がどれだけ組んであるのかちょっと確認しましたけれども、照明施設及び空調設備改修工事、これが当初予算に組まれています。全体ですから、いくら組んでいるのかちょっと分かりません。いくつかの事業があるみたいでした。これも特に怖いのは、照明器具の取り付けがさびている。落ちたら危険だから予算を組んでるんですよ。こんなの、もう9月、10月ですよ、もう2四半期終わるじゃないですか。暖房については、恐らく中で、温水ですから外に出た時寒いから、すぐ暖房しないと風邪を引くというようなことで付けてあるというふうに思うんですよ。この暖房と併せて、いつまでに実施されるのかお伺いします。

○生涯学習課長（小辻一海君） お答えいたします。

先ほどの、最初、トイレの補修の件ですが、この件は議員申されましたとおり、今年は照明施設、それから空調の施設ということでお願いして、予算を計上いたしたところでございます。それから、トイレの件につきましては来年、今年ちょっと予算が大きいということで、来年度の方にするということで、財務課の方にはお願いをして、来年の方に回すということになっているところでございます。

それと、この照明施設と空調施設の工事の関係ですけど、誠に申し訳ございませんでしたけど、夏場にできなかったことは本当残念でございました。今度、設計を今お願いして、すぐ取り掛かるように、今設計の段階に入っているところでございます。よろしく申し上げます。

○1番（下平晴行君） 工事については早急に取り掛かるということで、了解しました。

ただですね、教育長、これは賃金と原材料費は組んであるわけですからね。そんな来年じゃなくて、すぐできるんですよ、こんなのは。かからないんですよ、お金が。すぐやってくださいよ、これ。どうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

プールの利用、今議員の御指摘のありましたことも含めまして、現在、プールの利用につきましては、広くスポーツ少年団あるいは生涯学習の方々も利用しておられますので、取り決めもありますし、そしてまた利用者の方々から、小さなプールでございますから、それをどういうふうにご利用するかというようなことでいろいろ御意見もあるようでございますので、それも含めまして、点検をし、そして早めに、オフシーズンに今入ろうとしておりますので、この期間中にでもできる所は点検をし、そして予算を必要とする所は予算もお願いをしながら、早急にできるように関係当局と相談してまいりたいと、このように考えております。

○1番（下平晴行君） ぜひですね、そういうふうにやってください。今から、そのプールの利用の在り方について質問するところでした。

スポーツ少年団などと、市民の方との利用設定が詳細にできていないような気がするわけですね。例えば、個人で数人の子供に一つのレーンで水泳を指導している方もおられるようであります。そのようなことを含めて、係の方、これは先ほど市長から話がありました施設管理公社の職員であるわけですから、やかましく言われてもできないわけですよ、対応が。だから、そこらへんの利用設定に関する詳細なやっぱりそういう、ちゃんと係の方が分かるようなですね、そういうのを作ってください。それについてはどうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今申し上げましたように、このプールは一般市民、それからスポーツ少年団、あるいはまた生涯学習の方々も利用しておられまして、そういう中から、御案内のとおり、全日本級のスイマーが育っているということは大変うれしいことだと思っているところでございます。

利用につきましては、団体が利用する場合は、3コース以内をその団体の占有利用としておりまして、また複数の団体の利用が重なったときは、最高4コースまで占有利用として、残りの2コースを一般市民の方々に開放すると、こういう取り決めができていますようでございます。

こういう取り決めの中で、これまでスポーツ少年団と団体と一般の利用者が重なったときに、プー

ルが混雑したということもあったようでございます。

今後のこの取り決めにつきましては、利用頻度の高い水泳協会、あるいは一般利用者の理解の下に、いろいろな見直しをしながら現在に至っていると聞いておりますので、今後の管理体制につきましても引き続き、スポーツ少年団、それから指定管理者及び我々教育委員会が連携を取りまして、必要に応じまして、利用に関する取り決め等を点検をし、気持ちよく利用できる温水プールとなるための体制づくりを図りますとともに、また一方では利用者のマナー向上、それからまた一部児童・生徒によって占領することのないよう、利用上の心得につきましても啓発してまいりたいと、このように考えております。

○1番（下平晴行君） ぜひですね、そういう利用計画というのをちゃんと作っていただきたいと思えます。ある市では、時間帯の設定をして、どこの団体が使うと時間で決めているような所もありますので、そのへんも先進地を確認していただければと思います。

最後ですけれども、利用時間ですが、10時から2時間以内と、それぞれ9時まで。私はどうもですね、ほかの施設では10時までですよ。休憩時間が1時間取ってあるんですけども、この休憩時間を取らずに、昼に活用する人もいると思うんですよ。12時から2時、2時から4時、4時から6時、6時から8時と、別に10時までですという必要はないですよ。そこらへんは何でこう決めたのか、教育長はいらっしゃらなかったから分からないかもしれませんが、この休憩時間はなぜ取ってあるのか、そこをちょっとお願いいたします。

○生涯学習課長（小辻一海君） この休憩時間のことについてはちょっと私もまだ、ちょっと調べていないわけですが、このことについては公社の方とよく協議をいたしまして、今後どういう方法がいいか検討してまいりたいと思えます。

○1番（下平晴行君） ぜひですね、検討していただきたいと思えます。

2点目であります、温水プールをだれでも気軽に利用できる水着等の規制は緩和できないかということで、温水プールに行きますと、一番先に目に付いたのが、入口のドアに「トランクス禁止」と書いてある大きな張り紙であります。市民の方から、なぜ競泳用水着でないかと駄目なのかと聞かれるので、係の方に競泳用水着でないでプールに何の悪影響があるのかと聞いてみますと、トランクスの中には水着でないものもあるから、外からはいたものをそのままプールに入ってしまう不衛生的という心配がある。しかし、市外から来られた方は、なぜトランクスが使えないのかと。トランクスを認めてもらうと管理しやすいということですが、そのことについてどうお考えですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

この温水プールは、平成3年度に建設以来、水質管理、それから衛生管理を重視いたしまして、議員御指摘のように、帽子及び競泳用水着着用という取り決めなどを行いまして、現在に至っているようでございます。このような管理運営のお陰で、これまで大きな事故や伝染病等も発生することなく、安心・安全なプールとして市民に親しまれてきたと認識しているところでございます。

今後は、近隣の屋内プールの利用規程等も参考にしながら、水質管理あるいは衛生管理にも目配りを怠らずに、気軽に利用できる温水プールにしたいと考えておりますが、ただ温水プールという所は、

御案内のとおり、体育館やグラウンドなどと違いまして、事故や伝染病等の発生しやすいスポーツ施設でありますので、ある程度の規制を設けながら、市民の健康増進に寄与してまいらざるべきではないかと考えるところでございます。

現行の取り決めに不都合なところがあれば、関係利用者等々を中心に点検や見直しをするよう指導し、助言してまいりたいと。そしてまた、御指摘のように、近隣のこういう同じような施設をどう管理しているかということも、良い所は取り入れましてやっていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○1番（下平晴行君） ぜひですね、今答えがありましたように、そういう伝染病とか、そういうのも考慮してるということで、よく中身については分かるわけであります。

市長、私も何回か行くわけですが、60歳から75歳の方々が、ちょうど私が行った時、十二、三名おられました。利用している理由は何ですか、何でここを利用しているんですかと聞きますと、ほとんどの方が股関節、あるいはひざ、そういう所が悪いので、病院に行っても治らない、ここに来たら治ると。そういうことで、私たちは医療費は使わんからねという、そういうふうな言葉が返ってきたわけですが、今回の国保事業にしても、市長は医療費抑制、予防医療と言っておられるわけですから、元気で健康な高齢者がいてほしいためには、もっともっと温水プールを活用していただく、そういう施設運営をしていかなければならないと思っておりますが、教育長から答弁もありましたけど、そこらへんのことを含めて、そういう周りの利用状況を含めて、市長はどんな考えですか。お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、お話がありましたように、健康増進、健康づくりというような観点から、今後、温水プールの活用については十分考えなきゃならないというふうに、先日の他の議員からもお話があったところでございます。

私どもは、健康づくりにつきましては、今、プロジェクトチームを立ち上げて、そして今後、ひまわり元気委員会を立ち上げていこうということでございます。その中で、この温水プールの活用についても、十分大きな課題として出てくるのではないかなというふうに思っております。

近隣の都市でも、健康づくりのために、プールの活用をしながら健康増進を図っているというような事例もございますので、そのことも十分参考にさせていただきながら、前向きに取り組みを検討させていただけたらと思います。

○1番（下平晴行君） ぜひ、そういうふうにしてください。

今、メタボのことがよく新聞等でもいわれているわけですが、特に女性の方も、男性もそうですけれども、年を取るとだんだん腹が出てきて、やはりそういうものを見せたくないという部分では、しりごみしてしまうというようなことが多々あるんじゃないかなあというふうに思うわけであります。教育長がおっしゃいましたそういう衛生的なものもちろんそうではありますが、それをクリアして、そしてそういうTシャツ型水着みたいな、要するに上半身からですね、そういうものがすごく人気があるそうでありますので、そういうのを使えるような、やはり施設を守るのではなくて、施設をいか

に利用していくか、こういうことを考えて、利用する側に立った施設運営をしてほしいというふうに思います。

では、次にいきます。

滞納対策についてでございます。

税はもちろんですが、国民健康保険税、介護保険料、住宅使用料、水道料、給食費など、滞納する人は関連があるから、リストを作成して対応すべきであると、これまでも言ってきたわけですが、リストができて、横の連携ができないと徴収実績は上がらないと思います。

生活が苦しくて、どうしても納められない人は別として、動産、不動産の財産を持っている人は、差し押さえや公売などをしっかりやらないと、納める人がばかを見るようなことであってはならないし、また財政健全化及び納税の公平性からも、一つの課で収納するための課の設置は考えられないかということでもあります。市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

滞納対策といたしましては、平成20年度から、副市長を委員長とする志布志市債権対策委員会を立ち上げまして、6月4日に第1回目を開催したところであります。税務課をはじめ、福祉課、福祉事務所、農政課、畜産課、建設課、市民環境課、教育総務課及び水道局ということで、市の債権のある関係課で構成しまして、各債権の取り組み状況と市全体の実態について、共通の認識を持ったところであります。

本市の債権対策委員会のメンバーには、現在、税務課で滞納処分の実務を職員へ指導していただいております滞納整理指導官にも加わってもらい、外部からの専門的な視点で、総合評価及び指導を受けたところであります。それを受けまして、再度、課題、問題点について協議しまして、個別に滞納整理指導官の指導を受けているところでございます。

今後は、債権を持つ担当課だけの問題とせず、債権関係課が一同に集まる債権対策委員会を数多く開催しまして、そこで債権を全体的に回収できる手段を協議するとともに、事務を一元化することによりまして、新たな問題についても十分な検証をする必要があるというふうには考えております。

また、今、お話がありましたように、課の設置というようなことになろうかと思いますが、組織の在り方につきましては、平成19年11月に策定しました志布志市組織機構再編計画に基づきまして、本年4月には部制を廃止し、課・係の統廃合に取り組んだところでございます。組織機構の再編にあたりましては、職員の資質向上に努めて、限られた人材で、より質の高い行政サービスを提供できるような体制づくりに努めなければならないということでございます。そして、事務の効率化を図りまして、事務分掌の見直しや、課・係の統合、本庁・支所の役割分担などの見直しとあわせて、現在、行政評価制度を導入しておりまして、事務事業の評価に着手しているところでございます。その評価結果に基づきまして、事務の統合や課の設置等を検討してまいりたいというふうに考えますので、どうか御理解いただきたいと思っております。

○1番（下平晴行君） 市長、実際、こういう取り組みをしている、まあおっしゃるとおりなんです。組織再編成を開いて、機構改革で課を減らしていくという、これは当然なことでもあります。

ただ問題は、先ほど言いましたように、いろんな、税も同じなんです、給食費とか、いろんな、ばらばらなんです、課が。だから、その債権対策委員会ですか、これはもうもちろんそういうものは必要でありましょう、いろんな角度から検討するのは。しかし、やはり課の中でですよ、まあこれは先進地があるんですよ。今、特に市で、引っ張ってみられたらよく分かると思うんですが、これもテレビであったんですけども、市の担当課長が、この課を設置した効果、市民の大切なお金と、職員が一所懸命、税法にのっとって公売などにより徴収したお金だからこそ、真剣に考えて使うようになったと、ここなんです。だから、専門でやらないと、いくら委員会、そういうものをつくっても、ただ語り散らかしですよ。だから、私は、もちろん機構再編成、当然それは必要です。部長もなくなり、課も大分減りましたですよ。これは当然していかなきゃいけない。でも、必要なものもあるんですよ。必要なものはやっぱりそういうふうには設置して、やっぱりやっていかないと。市長はおっしゃるわけじゃないですか、財政健全化、これが一番基本だと。だから、そういうことを本当に真剣に考えてですね、まあ委員会もこれも必要ですよ。必要であるか分かりませんが、必要だと市長が考えて設定されたわけですから。ですから、そういうふうにいわれる職員の皆さんも、そういう課を行って、貴重なお金をやはり差し押さえまでして、公売までして取るというのは、本当に人の財産をですよ、それはそういう納税されてないから税法上当然なことなんですけれども、でも納める人、いわゆる徴収される人は、本当に僕は大変だと思いますよ。それはまじめな人もいるし、あるものを払わない、そういう人にとっては、当然これはもう当たり前のことなんですけどね。ですから、やはりその両面から考えて、市長もそういう取り組みをしていきたいと、考えていきたいと、検討していきたいということでありますので、それは理解できると思いますが、ただ、今、編成の時期じゃないですか。税務課だけの課のことだけじゃなくて、先ほど言いましたように、他の課も関連がある。これは本当に僕は重要政策だと思うんですよ。庁議の議論は当然なんですけれども、庁議室での議論、いわゆる課長会でも検討していただきたい。今まで議案等の取り下げや否決などの問題があるのは、僕は、やはり担当課だけの協議で、課長会等の議論がされてなかったんじゃないかなあという気がするわけですよ、見とって。だから、そのへんはどうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、債権対策委員会を立ち上げまして、そのことで協議を進めているところでございます。いかにしてその実態を、滞納の状況を、共通認識として持つかということをとらえまして、そしてその徴収実績が上がるために、いかなる取り組みができるかということを検討しているところでございます。今、お話がありましたように、それぞれの課ごとに、担当ごとに、債権が発生しているような状況でございますので、言い方は悪いかもしれませんが、債権がある方はほかのいろんな部門でそういった傾向が、重なって債権が発生しているという傾向が多いようでございますので、そのような方に対してどのような滞納収納の方法が適切かということを検討しているところでございます。

そのような意味合いから、今後、先日も議論があったところですが、今後は管理職も含めまして、滞納整理に向けて、収納に向けての取り組みをしていこうというような方向が出されたところでございます。そのような意味合いから、管理職一体となって、このことについては意識を持って取り組ん

でいる状況でございます。

○1番（下平晴行君） 私は、課長会の徴収というのは、あまりこれは良くないんじゃないかなあと
思うんです。私は経験があります。というのが、中身を知らん人が徴収に行っても、説明ができない
んですよ。逆にトラブルっちゃってるケースが多いんですよ。ですから、やはりそういう面からも、や
はりちゃんとした課で対応するというのが僕は望ましいと言ってるわけですから。だから、そういう
ことを含めると、今の滞納整理指導官、それから徴収員が2名いらっしゃるわけですね、計3名。
そういう方を含めて、その徴収体制を持っていくと。これは、人事権は市長にあるわけですから、や
る気のある課長を抜てきして、そういう3人の方々を巻き込んでやったらどうか、これも考えてみて
ください。ぜひ、お願いしたいと思います。

次に入ります。

農業政策について伺ってみたいと思います。

大分県臼杵市に、循環農法という独自の農法を展開する赤峰農場、いわゆるなずな農園があります。
代表である赤峰勝人さんは、約12haの耕作のうち、畑10ha、たんぼ2haの耕地を、農薬も化学肥料も
除草剤も一切使わない循環農法に取り組んでおります。畑に生えた草を土にすき込み、完熟たい肥、
これは草などが79%、牛や豚などのふんが21%、いわゆる79対21の完熟たい肥を補うだけで、あとは
虫や微生物、太陽や雨、風など、自然の力にゆだねて、安全で見栄えが良く、おいしい、そして収穫
も高い4拍子そろった野菜やお米を育てて契約販売をされる。これは市長も十分御存じだろうという
ふうにあります。

従来、日本の農家がしてきたことであります。人ふんや牛ふん、豚ふんにわらを切り返して、たい
肥にして、作物を作ってきた。

ところが、化学肥料ができ、それを使うことで土壌は荒廃し、虫が悪さをするために農薬を使う。
このような悪循環農法で、健康、環境を悪化させてきたのであります。

人間が手を加えていない野草、これをよく見てください。虫は一切付いてません。市長、このよ
うな有機農業、いわゆる百姓塾を研修されて、どのように市の農業政策に取り組んでいこうと思われた
のか、率直な考えをお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私ども志布志市の基幹産業は農業であります。飼料、茶、施設園芸、さつま芋等を中心に、いろん
な作物が数多く作付けされておまして、どの部門でも有数の作物の産地ということで、県下でも有
数の畑作農業地帯ということになっております。そして、今後、この農業を将来的に持続されるため
に、環境と調和の取れた農業生産の推進が必要不可欠ではないかというふうに思っています。

現在、市としましても、持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づきまして、土
づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者、エコファーマーというもの
の認定を推進しているところございまして、現在、この方々は19年度末で241戸いらっしゃいます。
また、化学肥料及び農薬を使用せず栽培している農産物について、有機JASの認定を受けたものが
有機農産物と表示できまして、本市で認定者は6名いらっしゃるということでございます。このよう

に、環境に配慮した農業の推進は、安心・安全な農産物が消費者に求められている今日、ますます重要になってきているというふうに思います。

私自身も、このような観点から、大分県の野津町、現在、臼杵市というふうになっている所でございますが、そちらの方の赤峰さんのなずな農園に研修に行ってきたところでございます。その農園で、実際、私自身も、なぜ12haもの広大な面積が経営できるのかというような観点から研修を受けさせていただいたところですが、そのような意味合いからしますと、従来はいわゆる有機農業、そして無農薬農法なるものは、極めて限られた範囲の面積でしか栽培できなかったというような状況でございます。そして、それは必ずしも専門的に、あるいは経営的な柱になる形で栽培されているわけではなかったというようなことでございますので、そういう意味合いからも、12haもの広大な面積で有機農法を確立されている、その赤峰農法というものにつきまして、実際に見聞したいという思いで研修に参加したところでございました。そのようなことで、いろんな交流もさせていただきながら、御意見をいただきながら、そのことにつきましては持ち帰ってきたところでございますが、実質的に考えますと、30年の取り組みがあった成果でそのような経営までもって来れたというお話も伺ったところでございます。

私どもは、今申しましたように、今後、この志布志市で、農業を主として生き抜いていこうという地域を目指すということであれば、ある程度、そのような形の農業というものが必要ではなかろうかなというふうに思っています。そのようなものが、実際、取り組みが可能だというふうに考えるならば、志布志の農産物というものはブランドというような形で評価される地域になってくるのではなかろうかと思えます。そのような意味合いから、私どもの地域の将来性を探るために、そういう観点からも、今回、参加させていただいたということになるわけでございます。

現在のところ、今申しましたように、エコファーマーあるいは認定の有機農業者の方々、そういう方々が実際いらっしゃいます。そのような方々も交えまして、今後、志布志市の農業推進を図るために、グループ等の結成等を目指しながら、有機農業の推進を図っていきたいなというふうに考えたところでございます。

○1番（下平晴行君） 市長が研修されたことについては、大変評価をしたいと思います。

市長がおっしゃいましたとおり、急にはできないわけですね。ですから、今おっしゃいましたように、そういう周りを固めて、そういう有機農業の確立をしていくと、これは後でまた質問いたしますけど。

市長、臼杵市長のことは御存じじゃないですか。「循環農法しか、ほんまもんは作れん」と言って、百姓塾に職員を毎回3名ずつ研修にやっています、課長も含めてですね。今回、国からの補助で2億円のたい肥センターを造って、市全体で循環農法を取り組むと、市長は張り切っておられるようであります。また、この市長は、全国に先駆けてバランスシートを作成し、10年で財政建て直しをされた市長でもあります。

後藤市長の名刺を私はもらったんですが、私は特別職、地宝幸夢員、地方というのは土地の「地」に「宝」、公務員というのは幸は「幸せ」に「夢」に「員」と書いています。どういう意味でこれを作

られたんですかと尋ねると、選挙で委任された市長は、期間限定で、地域の宝を大切に、幸せと夢はぐくむ仕事人でないといけないから、この名刺を作ったんだという話をされました。

やはり、市長が取り組まない限り、実際、実現はしないと思うんですよ、トップがリーダーシップ取らないと。だから、そういう面では、市長が前向きに取り組むという答弁でございましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目でございますが、そういう関係で、臼杵市のそういう職員を研修にやるというようなことをお話しましたが、本当に市長が取り組む気持ちが、考えがあるのであれば、課のトップである担当課長、そういう方がまず理解しないと、これは実現しないんですよ。市長、職員を、あの状況を、3泊4日ですか、研修されて、研修させる考えがあるのかどうか、お願ひしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の研修の中に、今お話がありました臼杵市の後藤国利市長の講演もあったところでした。この方は本当に、今おっしゃるように、立派な方でありまして、本当に感銘したところがございます。

この後藤市長は、もちろん循環農法、有機農法を広めようというような形で取り組みをされ始めたというようなお話ですが、先ほど少しお話しましたように、この赤峰さんの農場は、従前は野津町という町にあったところがございます、野津町の時にはそのような状況にならなかったと。しかし、合併して臼杵市になったということで、市として、行政として、積極的に支援していこう、そして推進していこうというような体制になったというようなことだろうというふうに思います。

そのような意味合いから、私自身も今回、このなずな農園、赤峰農法に実際に参加いたしまして、そしてそこに市の職員が来ているというようなことを知りまして、私どもの市でもそのような形で推進していこうというふうに、研修から帰りまして、すぐ担当の農政課長の方にこのことをお話しました。そして、職員全員にも、私の研修のことにつきまして、6月の朝礼で市職員に、この研修について、私の感じたこと、感動したことをお話したところでした。そして、このことについて、市としては取り組んでいきたいということをお話したところがございます。

現在、担当の農政課の方では、こちらの方と今連絡を取り合ひまして、いつ職員を派遣したらいいのか、適当な時期を探っているところがございます。そのようなことで、課としても、そのことについて取り組みを命じておりますので、今後、赤峰農法、有機農法というものを、市としてできる形を探っていこうということがございます。

○1番（下平晴行君） ぜひ、そういう取り組みをしていただきたいと思います。

次に、有機部会を設置する考えはないかということで御質問申し上げます。

大隅半島では、150を超える有機部会ができて、有機農業の取り組みをしているようであります。鹿児島市で有機農業を考えるシンポジウムが開催されましたので、私も参加したわけですが、その中で、農協に長年勤めていた人が、有機農業を始めて4年になると、長年農協にいて、化学肥料や農薬を販売していたことを大変悔やむと、パネラーで事例発表をいたしました。

そういうことで、このようなシンポジウムが志布志市で開催できないかということであるわけですが、それはこのような事例発表をする機会を志布志市でもできないかと思っているところであるわけ

です。有機農業の取り組みを実現するためには、有機部会を設置することが一番早道ではないかと思いますが、そのことについてはどうお考えですか、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、低農薬の形で農業に取り組まれているエコファーマーの方々が241名と、そしてJASの認定を受けた方々が6件ということであるようでございまして、そのほかに現在、市内で有機農業を実践されている方が十数名おられるようであります。この方々も含めまして、流通販売までという本格的にというような方はないようでございまして、自家用の生産が主であるようでございます。

本市におきましては、有機農業の取り組みは少ないということでございますが、今後、このような有機農業により生産される農産物に対する潜在的な需要というものは大いにあるんじゃないかなあと。特に最近では、輸入の農産物に対する農薬の使用、残留農薬の問題、それから産地の偽装の問題とか、そういうものがありますので、極めて消費者は、食品に対しまして、農産物に対しまして、関心が深いんじゃないかというふうに思っているところでございます。

そのような状況下でございますので、有機農業の抱えている様々な課題というものを検討しながら、農家に取り組める環境づくりに努めてまいりたいというふうに思っています。そして、現在取り組んでおられる方々を中心にしまして、話し合いの場を設置しながら、このことでもって部会の設立等に向けていきたいと思っております。

○1番（下平晴行君） はい、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。我々もできる範囲内では協力していきたいというふうに思っております。

次に、グルンバシステムで畜産経営の取り組みはできないかということでもあります。

グルンバは、栃木県出身の飯山一郎さんという方が開発したもので、水のクラスタを小さくする、これをクラスタ極小水、要するに小さくする、といたしますが、クラスタ極小水は、大量の乳酸菌を培養して、大量の乳酸菌で大量の豚ふん尿を発酵させる。瞬時に悪臭が消え、豚が健康になる。これがグルンバシステムであります。

市長が以前経営されていた豚の農場、現在5,000頭、今いるわけですが、ここに約1,800万円かけてグルンバを導入して、稼働しております。乳酸菌で豚舎の消毒や、豚が乳酸菌を飲むことで、豚の病気や死がほとんどなくなる。このことだけでも相当な経費削減であり、環境対策でもあります。

また、飼料についても、高騰のため、焼酎かすを乳酸菌で培養して飼料とし、またかんしょを乳酸菌につけ込むと腐らないというので、いつまでも保存でき、飼料として活用できる。このことでも相当な飼料代が削減されるようであります。

農家が今まで化学肥料代が約、反当たり4万円程度かかっていた経費が、発酵たい肥では、反当たり約1万円で10tの発酵たい肥の散布ができるそうであります。相当な経費の削減になるんじゃないかというふうに思っています。

また、連作障害などを食い止めるためには、猛毒ガス、クロロピクリンで土壌消毒や天地返しなどをしなくては、連作障害などは止めることはできなかったわけですが、発酵たい肥を散布することで、

土壌腐敗、病原菌、ミネラル不足を解決することができるのであります。このような発酵たい肥を散布することで連作障害を食い止めることができるようになりますと、当然、天地返しはしなくて済むようになりますので、天地返しの経費を発酵たい肥の散布するタンクローリー運搬費などに支援はできないかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

グルンバシステムにつきましては、自然薬草であるヨモギや延命草等から採取しました乳酸菌を活用して、それを拡大培養するシステムということでございます。私も現地を視察しておりますが、この乳酸菌と焼酎かすやふん尿、生ごみを混合する技術によりまして飼料やたい肥を製造するというお話を聞きまして、大変興味のあるところでございました。

ということで、今お話がありましたように、実は以前私が経営しておりました養豚場について、このシステムが導入されているということを知りまして、昨日もちょっと見に行ったところでございました。びっくりしたんですが、現在、昨日、例えば今日みたいなこういった気象条件だとするならば、養豚場の周囲というものは、本当にいわゆる養豚の悪臭が、その施設ばかりでなく、周辺に漂っている状況であるわけですが、行きて、その悪臭が全くないのにびっくりいたしました。そのようなことで、現在使っておられて、そして実験されているということで、効果はあるのかなあというようなふうに考えたところでございます。

当然、このグルンバシステムにつきましては、お話がありましたように、飯山教授が、こういった効用がありますよということで、この地域に研究所を造られて、そしてこの地域からグルンバシステムを普及させていこうというようなお考えのようでございます。しかしながら、現在の段階では、まだまだ研究の段階、そして所期の実績を積み上げる段階というようなことで、その導入事業に対しまして、補助事業というものはないというような状況でございます。

私どもとしまして、このことが本当に効果がある内容だとするとなれば、それなりの対応はしていきながら、地域内の環境の浄化、そして経営の効率化につなげていきたいというふうに考えます。

○1番（下平晴行君） 市長も見られたということで、よくお分かりになったと思うんですが、この乳酸菌は堀口製茶の茶葉から、今、あそこで作っているわけです。その乳酸を活用してやっている。堀口社長も、今、現に茶園づくりにいろんな形で、あの方も努力されておりますね。できるだけ化学肥料、農薬を使わない経営をされておりますが、そういう地元にあるものをどうやってお互いに活用していくかということでは、大変すばらしいシステムじゃないかなあ。

私は、確か五、六年前に、広島に行ってるんですよ。これは水中養豚という中で、街の中にグルンバを設置して、全くにおいがいい。健康な豚は、キーキーと鳴かないですね。ブーブーというか、静かというか。まあそういう状況を見て、ああ、これはすごいなあと、これはやはり志布志、当時は志布志町ですけど、そういう畜産農家が、大きな規模の農家があるために、こういうものを活用していけば、本当に有機農業も進められるんじゃないかなあというふうに思ったところであります。

そういうことで、天地返しの予算のことは、市長がちょっとお話にならなかったわけですが、ここに志布志市の高品質生産対策事業補助金交付要綱、予算が167万円、予算を組んで今年はいらうよであ

りますけど、この要綱ですけどね、これは本当にまあよく作ったなああと、ちょっと読ませていただきます。「ほ場の土壌病害及び連作障害を防止し、産地の維持拡大及び環境保全型農業の推進を図る」、これはどうも、こういうよく文言を使ったなああと。いわゆる、なぜ天地返しをするかということ、菌がいなくなっているために、下から菌に侵されていない土壌を上を持ってきて作付けするという取り組みなんですよ。そういうことで環境保全型っていつてるのかどうか分かりませんが、どうもこの辺が。この辺の基本的なことをもうちょっと考えて、やっぱり対応していただきたいなあというふうに思います。できれば、そういう形で有機農業を進める上での考え方、やはりその元には、やっぱり完熟たい肥というものがなくてできないわけでありますから、これも最低3年から5年たたないと有機農産物といえないというようなことであります。

いわゆる赤峰さんは、地域の近くの農家からたい肥をもらって、そういうもらってというか、向こうがあげてというか、そういう形で処理できないからということで、もう本当に経費はほとんど要らないというようなことでやっているわけでありますが、そういう確立ができなかった要因は、今先ほど言ったようなことじゃないかなあというふうに思います。

それから、市長、もう1点、畜産農家は、このことですよ、発酵たい肥を販売することができ、そして農家は今まで化学肥料を使っていたわけですね。そのために連作障害等が起きていた。ところが、代わりに発酵たい肥を活用する。このことは、今まで豚ふんですか、ふん尿を処理して、活用じゃなくて処理して川へ流していた。そのものを有機物として活用するわけじゃないですか。また、化学肥料、要するに無化学肥料、農薬、無農薬、これによって環境対策、それからもちろん経費が要らなくなるわけですから、経費削減がされる。このようなシステムを、市の新しい事業として、新たな事業として、県に補助申請することはできないのか伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、現段階ではすばらしい効果ができているなあというふうに考えたところでございます。

このグルンバシステム、今、養豚場に導入されておりますシステムにつきましては、議員の御指摘のとおり、堀口製茶からの茶くずを発酵させて、そして乳酸菌を取ったものから作られているというお話でした。

そのようなことで、これが今、各養豚場では、ふん尿を処理いたしまして、河川に放流と、基準値まで薄めまして、放流というような形になっているところでございますが、現在、今お話しいたしました養豚場のふん尿については、もう現在の段階から、すべてほ場の方に持っていつてるというようなことであるというお話でした。

そのようなことから、何とかそのタンクローリー等ではできないかなあというお話もあったんですが、現在のところ、まだそういった事業はないということをお話したところですが、やはりこういったものはある程度の期間を見なければ、その効果というものについて、なかなか一定の評価は得られないんじゃないかなあというふうに思うところでございます。始まったばかりですので、どれぐらいの量で散布していいのか、そしてそれが実際、畑に散布したときに、におい等は本当に発生しないのか

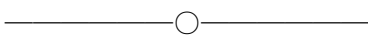
どうかというようなことから、検証を重ねた上で、その事業について、この地域で推進していく柱となる事業になるんだということになるとすれば、市独自でも、そしてまた市は県にも国にもお願いして、こういった形で環境浄化と農業経営の健全化に向けていきたいということをお話しながら、補助事業等の導入、設立に向けて取り組みをしていかなきゃならないというふうに思います。

しかしながら、まだ今の段階では、着手され、始まったばかりということでございますので、今少しの時間をいただければというふうに思っているところでございます。

○1番（下平晴行君） よく分かりました。

いわゆる、市長がおっしゃいましたように、そういう投資効果、行政は当然そうであると思います。先ほど市長もおっしゃいましたように、やはりほんまものの安心・安全、こういうものを作ることで付加価値が出てくるわけでありますので、ぜひですね、自分が研修されたこと、そして今の志布志市の農業の問題、そこら辺を将来、10年、20年先、どうなるのかということを考えながら、今おっしゃったことを実現できるように期待して、これで一般質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。



○議長（谷口松生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から9月29日までは、委員会審査等のため休会とします。

9月30日は、午前10時から本会議を開きます。日程は付議事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などであります。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでございました。

午前10時59分 散会

平成20年第3回志布志市議会定例会（第5号）

期 日：平成20年9月30日（火曜日）午前10時15分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 報告第4号 平成19年度志布志市健全化判断比率について
- 日程第4 報告第5号 平成19年度志布志市資金不足比率について
- 日程第5 議案第68号 志布志市ふるさと志基金条例の制定について
- 日程第6 議案第69号 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第70号 志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第8 議案第74号 曾於南部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託について
- 日程第9 議案第76号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第77号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第78号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第79号 平成20年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 陳情第6号 「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」
（案）の採択要請について
- 日程第14 陳情第7号 社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心できる暮らしを保障すること
を求める意見書を政府等に提出することを求める件
- 日程第15 陳情第8号 郵政民営化法の見直しに関する陳情書
- 日程第16 平成19年陳情第9号
障害者の生活実態に即した障害者自立支援法の運用に関する陳情書
- 日程第17 認定第1号 平成19年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第2号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第3号 平成19年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第4号 平成19年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第5号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第6号 平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第7号 平成19年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第8号 平成19年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 議案第80号 平成19年度志布志市水道事業剰余金の処分について
- 日程第26 議案第81号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第27 発議第8号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出
について

- 日程第28 発議第9号 社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心できる暮らしを保障することを求める意見書の提出について
- 日程第29 発議第10号 郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について
- 日程第30 発議第11号 障害者自立支援法における利用者負担の軽減措置の拡充等に関する意見書の提出について
- 日程第31 発議第12号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第32 議員派遣の決定
- 日程第33 閉会中の継続審査申出について
(文教厚生常任委員長)
- 日程第34 閉会中の継続調査申出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	副 市 長	井 手 南海男
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 課 長	中 崎 秀 博
情報管理課長	徳 満 裕 幸	企画政策課長	溝 口 敏 久
財 務 課 長	溝 口 猛	港湾商工課長	萩 本 昌一郎
市民環境課長	竹之内 宏 史	税 務 課 長	外 山 文 弘
福 祉 課 長	津 曲 兼 隆	保 健 課 長	今 井 善 文
農 政 課 長	永 田 史 生	耕地林務水産課長	立 山 広 幸
畜 産 課 長	中 崎 章 文	建 設 課 長	白 坂 照 雄
松山支所長	上 原 登	志布志支所長	五 代 豊 一
水 道 局 長	徳 田 俊 美	会 計 管 理 者	楠 川 昭 博
農業委員会事務局長	大 園 朗	教育総務課長	上 村 和 憲
学校教育課長	山 口 幸 彦	生涯学習課長	小 辻 一 海

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	次長兼議事係長	徳 田 弘 美
調査管理係長	坂 元 正 知	議 事 係	武 田 賢一郎

午前10時15分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により八久保壹君と玉垣大二郎君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 報告

○議長（谷口松生君） 日程第2、報告を申し上げます。

広報等調査特別委員長から、調査を終了した旨、報告書が提出されましたので、配付をいたしました。参考にさせていただきたいと思えます。

—————○—————

日程第3 報告第4号 平成19年度志布志市健全化判断比率について

○議長（谷口松生君） 日程第3、報告第4号、平成19年度志布志市健全化判断比率についてを議題とします。

報告について、説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

報告内容の説明を申し上げます。

報告第4号、平成19年度志布志市健全化判断比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成19年度志布志市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

一般会計をはじめ、すべての会計が赤字ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されませんでした。

また、実質公債費比率は10.1%、将来負担比率は73.7%で、いずれも本市の早期健全化基準を下回っており、おおむね健全な比率となっております。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） 報告第4号、平成19年度健全化判断比率について、補足して説明申し上げます。

地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法が平成19年6月に公布されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生、並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るため、行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものでございます。

それでは、追加議案の説明資料に基づいて説明したいと思えますので、説明資料の1ページをお開

きください。

説明資料の1ページでございますが、下段の方のこれまでの制度でございますが、自治体の財政状況が悪化しても、再建団体の基準しかなく、早期是正機能がございませんでした。市町村は財政状況が悪化し、赤字比率が20%以上になった場合、地方財政再建促進特別措置法に基づく赤字団体の申し出により、財政再建計画を策定することとしておりました。

今回の財政健全化法では、地方公共団体の財政の健全性を判断するため、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率を設け、健全段階、財政の早期健全化、財政の再生の3つの段階に区分しております。

健全化判断比率のいずれかが財政の早期健全化基準以上となった場合は、自主的な改善努力による財政健全化を図ることとし、財政健全化計画の策定等が義務づけられております。財政の再生基準以上となった場合は、国の関与による確実な再生を図ることとし、財政再生計画の策定が義務づけられることになっております。

また、公営企業に関しましても、資金不足が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定めなければならないこととなっております。

資料の2ページでございますが、現行の再生法が主に一般会計を対象にしておりましたが、財政健全化法では特別会計や公営企業会計まで対象範囲を拡大し、特に将来負担比率は、一部事務組合、地方三公社、第三セクター等も含めた自治体の財政状況を判断することとしております。ただし、第三セクターにつきましては、損失補償等を負担している場合のみの数値が反映することというふうになっているところでございます。

資料の3ページでございます。

下段の表でございますが、健全化判断比率の基準値でございます。実質赤字比率と連結実質赤字比率の早期健全化基準が、市町村の場合は「財政規模に応じて」とございますが、本市の健全化基準は赤字比率が13.2%、連結赤字比率が18.2%となっております。

健全化判断比率の公表は、平成19年度決算から義務づけられ、健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて健全化判断比率を議会に公表し、かつ健全化判断比率を公表しなければならないというふうになっているところでございます。

それで、平成19年度決算に基づく健全化判断比率について補足説明します。

まず、実質赤字比率についてでございますが、これまで使われている実質収支比率と同じ内容で、標準財政規模に対する歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合のことでございまして、赤字はありませんので、実質赤字比率はないということになっております。ただし、比率の表示としましては、赤字がない場合は横線で表示することというふうになっております。

早期健全化基準は13.2%でございます。

次に、連結赤字比率についてでございますが、一般会計、特別会計、公営企業会計等、すべての会計を対象とした連結の赤字額から黒字額を差し引いた額、すなわち連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合でございます。一般会計、特別会計、公営企業会計の連結の赤字はありませんでしたので、

連結赤字比率はないということになり、これも表示としましては横線で表示することとなっております。

早期健全化基準は18.2%でございます。

次に、実質公債費比率についてでございますが、この比率については、既に過去の決算から使われているわけでございますが、地方公共団体が負担しなければならない借金の標準財政規模に占める割合を3か年の平均値で示したもので、10.1%でございます。

早期健全化基準は25%となっているところでございます。この数値につきましては、前年度、平成18年度決算より0.6ポイント改善されているところでございます。

最後に、将来負担比率についてでございますが、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合でございまして、73.7%でございます。

早期健全化基準は350%でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） ただいまの説明に対し質疑があれば許可いたします。質疑ありませんか。

○1番（下平晴行君） 額をちょっとお示ししていただきたいと思うんですが、この連結実質収支の額が黒字だということですので、その額を一般会計から関係する特別会計、その数字を教えてください。

それから、標準財政規模の額をお示しをお願いいたします。

○財務課長（溝口 猛君） 連結赤字比率でございますが、赤字額でございますが、本市の場合は黒字ということでございまして、黒字額が13億4,472万2,000円でございます。

標準財政規模でございますが、これが分母となるわけでございますが、108億9,919万3,000円でございます。

○1番（下平晴行君） そのそれぞれの額、例えば一般会計、国民健康保険、特別会計ですね、老人保健とか介護保険、その数字がもし分かったら、分からなかったら、まあ積み上げですから分からないはずはないんですが、分かりますか。

○財務課長（溝口 猛君） まず一般会計でございますが、これは決算の実質収支額という形でございますが、3億5,923万6,000円でございます。

それから、水道事業会計でございますが7億9,538万5,000円、それから下水道管理特別会計でございますが1,002万1,000円、それから公共下水道特別会計でございますが16万4,000円、それから国民宿舎特別会計でございますが89万4,000円、それから曾於地域公設地方卸売市場管理組合特別会計でございますが414万9,000円。

算式としまして、さらにこれにその他の特別会計ということで、あとの特別会計、国民健康保険特別会計4,861万9,000円、それから老人保健特別会計2,901万円、それから介護保険特別会計9,724万4,000円、この合計が実質連結赤字額、本市の場合は黒字額でございますが、足したものが先ほど申しました13億4,472万2,000円になるところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○30番（福重彰史君） 確認の意味で質疑をさせていただきますけれども、この健全化判断比率、これは監査委員の意見を付けて報告するというようになっておりますが、この審査意見書でございますけれども、1ページでございますけれども、連結実質赤字比率、財政再生基準、ここで40%というふうになっておりますけれども、30%が正しいのか、40%が正しいのか、ここをちょっと確認の意味での質疑をさせていただきます。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

—————○—————

午前10時32分 休憩

午前10時36分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開いたします。

答弁を求めます。

○財務課長（溝口 猛君） 連結実質赤字比率の再生基準でございます。説明資料の3ページの方には、市町村につきましては、30%という形でなっているところでございますが、監査委員の意見書の方に載っているのが40%ということでございますが、説明資料の方の一番下の※印に記してありますとおり、再生基準につきましては、3年間の経過的な基準を設けるということで、平成19年度の決算につきましては、40%という形で御理解いただきたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

以上で、平成19年度志布志市健全化判断比率についての報告を終わります。

—————○—————

日程第4 報告第5号 平成19年度志布志市資金不足比率について

○議長（谷口松生君） 日程第4、報告第5号、平成19年度志布志市資金不足比率についてを議題とします。

報告について、説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第5号、平成19年度志布志市資金不足比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成19年度志布志市資金不足比率を監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

資金不足比率の対象の公営企業会計である水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計、国民宿舎特別会計及び曾於地域公設地方卸売市場管理組合会計に資金不足額がなく、資金不足比率は算定されませんでした。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、報告第5号、平成19年度資金不足比率について、補足して説明

申し上げます。

資金不足比率につきましては、先ほどの報告第4号でも説明申しましたとおり、公営企業に対して、この比率が新たに設けられたところでございます。

この比率は、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるか、その割合を示すものでございます。

資金の不足額は、一般会計の赤字に相当するものとして、企業会計ごとに算定した額のことでありまして、先ほど会計ごとに数値を述べましたが、連結赤字比率に算入する資金の不足額と同額ということになります。

また、事業の規模は、料金収入などの主たる営業活動から生じる収益等に相当する額のことでございます。

平成19年度決算に基づく資金不足比率についてでございますが、先ほど市長が申しましたとおり、赤字はありませんでしたので、資金不足比率はないという形になりまして、横線で表示しているということでございます。

なお、具体的な数値と申しますか、これにつきましては、監査委員の審査意見書の方の3ページにございますが、参考として水道事業会計がマイナス144.7%、下水道管理特別会計がマイナス18.3%、それから公共下水道事業会計につきましては収益がございませんので、値としてはゼロと、それから国民宿舎特別会計につきましてはマイナス0.4%、それから曾於地域公設地方卸売市場管理組合会計につきましてはマイナス70.7%、赤字があるかないかということで、このマイナスという意味は黒字という形で御理解いただければというふうに思っているところでございます。

○議長（谷口松生君） ただいまの説明に対し質疑があれば許可いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

以上で、平成19年度志布志市資金不足比率についての報告を終わります。



日程第5 議案第68号 志布志市ふるさと志基金条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第68号、志布志市ふるさと志基金条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第68号、志布志市ふるさと志基金条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過とその結果について報告いたします。

本委員会は、9月17日、委員全員出席の下、企画政策課長及び職員が出席し、審査を行いました。

補足説明といたしまして、国の制度として納税制度が始まったが、この制度はふるさとに貢献したい、応援したいという気持ちを持った納税者から寄附金をいただくということで、その分、住民税などを軽減する仕組みである。ふるさととは、その寄附者が応援したいと思う自治体であればどこでも

よいことになっているという趣旨の説明がありました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

税軽減の仕組みと、寄附をいただいた人に対する優遇措置について質したところ、寄附者は寄附金受領証明書をもって所得税の確定申告または住民税の申告をすると、所得税と住民税、個人住民税の軽減を受けることができる。寄附額が5,000円を超える部分が対象で、個人住民税の軽減額の上限はおおむね所得割額の1割となっている。

優遇措置としては、志布志市を指定、または志布志市への直接寄附者に対して、寄附の翌年度から1年間、市報を送付するというごさございました。

また、寄附を募る方策としては、ふるさと会に呼び掛けるとの答弁でありました。

また、これに対して、提言として、寄附金をより多く集めるためには、ふるさと会だけに頼るのではなく、志布志市内の2万世帯の家庭を通じ、市外に出ている家族や親せきなどに、志布志市へ対してのふるさと納税を呼び掛けることで、大きな寄附の成果が上がるのではないかと。そして、地元の協力していただいた人にも、何か特典を与えることで、地元の人も頑張るのではないかとという提言がございました。

これに対して、すばらしい提言なので、全庁的に意見を聞いて検討したいという答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第68号、志布志市ふるさと志基金条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

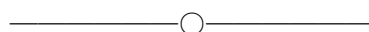
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第68号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第69号 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第69号、志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第69号、志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、9月17日、委員全員出席の下、税務課長及び職員が出席し、審査を行いました。

補足説明といたしまして、平成19年10月に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正法において、鉄道事業再構築事業が創設されることとなり、これに対する税制上の支援策として、家屋及び償却資産について、都市計画税の軽減特別措置が講じられたこと、また能楽の能舞台に課税される都市計画税に対し、税制上の支援策として税軽減特例措置が創設されることに伴う改正である。おおむねこのような趣旨の説明がありました。

質疑、討論に入りましたが、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第69号、志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第69号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第70号 志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第7、議案第70号、志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第70号、志布志市認可地縁団体

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要とその結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、まず本条例の目的は、地方自治法第260条の2第1項に基づく市長の認可を受けた地縁による団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明に関する事務について、必要な事項を定め、認可地縁団体の利便を増進するとともに、取り引きの安全に寄与することである。

今回の改正について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、民法及び地方自治法の規定が整備されたことにより、関係条例の規定を改める必要があるため改正するものである。

改正の内容について、上位法の改正に基づくものであり、条例そのものの内容については変更しないものである。

改正箇所については、第2条の印鑑登録の資格の第1号の職務代行者から第4号の清算人までの根拠法令をそれぞれ改めるものである。

また、第6条の登録事項を地方自治法第260条の2第3項4号の規定を準用し、認可地縁団体の事務所の所在地を認可地縁団体の主たる事務所の所在地に改めるものである。

附則として、この条例は、平成20年12月1日から施行するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑としましては、校区自治会が土地や建物を登記するとき、主たる事務所とは公民館の所在地でいいのかと質したところ、一般的には総務課への届け出制であり、届け出た場所が主たる事務所となるので、公民館の所在地が主たる事務所となるとの答弁でありました。

次に、施行日が平成20年12月1日になっている理由を質したところ、今回、民法第38条から第84条までの民法法人の規定が削除されて、一般、公益、財団の3法人の新法が平成18年5月1日の国会で成立して、その施行が平成20年12月1日になっていることから、本条例の施行も平成20年12月1日となったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第70号、志布志市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

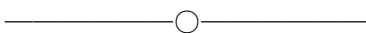
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第70号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第8 議案第74号 曾於南部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託について

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第74号、曾於南部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第74号、曾於南部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、9月17日、委員10人出席の下、執行部から農政課長、畑かん推進監ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、本案は、6月議会において曾於南部地区基幹水利施設管理事業を議決いただいたものに関連して、鹿屋市に本事業の事務を委託するというので、規約を定め、その規約について議会の議決が必要であるため提案しているとのことでありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、鹿屋市に委託することによる本市としての効果について質したところ、ダム管理に伴う事務職員の事務的な量が軽減されることと、国費30%、県費30%、地元負担40%の補助事業を導入して、その地元40%を面積案分で負担し合うので、事業費の面でも緩和されるとの答弁でありました。

規約の第1条の目的で、管理事業に関する事務の一部を委託するとあるが、何の部分かを委託するのかと質したところ、ダムの点検整備、ダムの電気関係、警報、そういう機器の管理、それから夜間の警備委託、祝祭日の管理委託、通信機器等の管理委託、施設管理でダム周辺等の浄化槽、草払い、調査でたい砂量の測量調査、ダム本体の漏水点検調査等、4項目に分かれ、維持管理していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第74号、曾於南部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

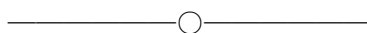
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第74号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第76号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第76号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、9番、迫田正弘総務常任委員長。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第76号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、9月17日、委員全員出席の下、関係課長及び職員が出席し、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。

まず、財務課分について報告申し上げます。

説明の主なものといたしまして、歳入の方では、地方交付税のうち、普通交付税の額が64億2,994万2,000円と決定したため、1億4,994万2,000円の増額補正をする。前年度より3%の伸びとなっているが、これは地域格差解消のため、地方再生対策費が新設されたことに伴うものである。

財政調整基金繰入金は1億8,822万9,000円の減額補正で、繰入金の予算残額が5億3,285万3,000円となっている。

歳出の主なものとして、総務管理費中、財産管理費の工事請負費134万9,000円は、志布志支所水道設備の老朽化に伴う水道管直結工事費240万円のうち、不足分の増額補正である。

予算書50ページ、地方債の年度末現在高見込調書で、借入見込額の補正額は1億4,060万円の増額補正で、年度末現在の地方債現在高は230億8,763万6,000円となる見込みであるとの補足説明がございました。

質疑として、地方債の現在高見込みが約230億円であるが、今後の償還見込みと地方債等の将来の負

担を示す将来負担比率が志布志市の場合、何%かの質疑に対しまして、答弁として、特殊要因として畑かん事業の償還がある、本年度も7億数千万円を合併特例債で起債する。来年度も畑かん事業の償還は8億2,000万円程度の合併特例債を借りる予定である。平成21年度までは増加傾向にあるが、あとは年次的に減少していく見込みであると予測しているという答弁でありました。

志布志市の将来負担比率は73.7%であるとのことでありました。

次に、企画政策課の審査に入り、補足説明として、総務管理費中、企画費、工事請負費200万円は、新若浜港湾緑地の環境学習案内板1基分の工事費であるとの説明でありました。

これに対し、看板の文言、設置場所等について質しましたが、現段階ではまだ具体的な内容は決定していない。今後検討していくとの答弁でありました。

次に、総務課の審査に入り、補足説明を受けました。

説明によりますと、総務管理費中、自治振興費の報償費6万3,000円は、(仮称)自治会の在り方検討会の外部委員の出席謝金であるとの説明でありました。

質疑として、自治会の在り方検討会はどういうことを議論するのかと質したところ、19年度に係長級8人で構成する活性化検討委員会を立ち上げた。この委員会では、1つに自治会の適正規模に関すること、2つ目に助成金の見直しに関すること、3番目に自治会未加入者対策に関すること、4番目に行政区の見直しに関することなどを検討している。今回、職員以外の外部から自治会代表者4名、公民館長代表者3名の7名を予定している。検討課題としては、1つに自治会の組織の在り方、2つに自治会と行政の関係の在り方、3つ目に新しい自治会の在り方等について、外部委員に諮問し、答申をいただく計画であるとの答弁でありました。

また、これに関連し、行政評価について、現在の進ちょく状況について説明を求めました。これに対して、新年度に入り、これまで先進地研修やコンサルタントへの業務委託、行財政改革推進委員会への諮問、事務事業のマネジメントシート作成研修会、組織再編に関する各課のヒアリング等々、十数回の会合を実施しているとの説明でありました。

なお、行政評価制度を理解していただくために、行政評価の作業内容等、議会に対しても後日、説明会を開きたいとのことでありました。

次に、税務課の審査に入り、補足説明を受けました。

説明の主なものとして、税務総務費の賃金37万8,000円は、法務局に備えてある登記簿の要約書と、税務課の地籍簿に記載されている土地の地目、面積及び所有者の確認照合作業に要する臨時職員の賃金である。

賦課徴収費の委託料1,361万9,000円は、平成21年10月から個人住民税を公的年金から特別徴収する制度が始まるため、その事務処理のための電子計算システム改修に要する委託料であるとの説明がありました。

次に、質疑に入りましたが、このシステムは個人住民税を公的年金から天引きするための下準備かと質したところ、65歳以上の納税者で、公的年金を18万円以上受けている人を対象として、年金から控除するための下準備であるとの答弁がありました。

また、電算システム改修に伴う経費は、国の交付税等の措置はないのかと質したところ、普通交付税の積算単位費用の中に委託料としてみてあり、志布志市の場合、1,069万7,000円が基準財政需要額に算入されている。このほか、額は未定であるが、特別交付税の措置もあるのではないかと答弁がありました。

以上で税務課分の質疑を終了し、次に港湾商工課の審査に入りました。

補足説明といたしまして、商工業振興費の旅費4万円は、競艇舟券場外売場設置手続きに要する旅費である。

同じ費目の貸付金7,400万円は、株式会社日鰻に対する地域総合整備資金、いわゆるふるさと融資の貸付金である。

観光費の委託料431万8,000円は、平成の名水百選に選ばれた蓬の郷、普現堂湧水源の観光案内板標識の書き替え及び観光案内板の設置に伴う委託料。

港湾振興費の負担金補助及び交付金の200万円は、鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会活動に対する補助で、活動の主なものは、1利用促進ツアー、船内意見交換会、2利用促進モニターツアー、3大阪でのツアー新聞広告料助成等であるとの説明がありました。

主な質疑としまして、普現堂湧水源看板は投資しただけの利益があるのか。また、名水百選を利用する手立ては考えていないかと質したところ、答弁として、現在設置してある観光案内標識の書き替えと、さらに新しく国道にも案内板を設置するが、これは民宿村や蓬の郷の利用と併せ、名水百選も訪ねて見えるお客さんもいるので、相当な相乗効果があるのではないかと思う。名水を利用する方法として、水そのものを売出すとか、名水を使って志布志ブランドとして焼ちゅうを造りたいとの引き合いも来ている。ただ、あの湧水源は下流域の水源でもあるので、それらに支障のない限り、最大限に生かす検討をするとの答弁でありました。

また、日鰻に貸し付ける7,400万円について、不履行条項が契約書の中にあるかと質したところ、議決後に契約書は取り交わす。債権保全のための損失補償は、鹿児島銀行が連帯保証することになっているとの答弁でありました。

商工振興費の旅費に関連して、オラレの問題について、全員協議会で説明後の進ちよくについて説明を求めました。説明として、一通りの地元説明会を終えた。今、競艇振興センターと一緒にあって、競艇施行者となる自治体をどこにするか協議中である。候補として、長崎県の大村市が挙げられている。その後、国土交通省への申請にあたって、県警並びに所轄の警察署との協議に入る予定であるとの説明でありましたが、オラレを誘致するにあたり、オラレありきでなく、アピアを取り巻く諸問題を解決する道筋を早急につけるべきであるとの意見が多く出されました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第76号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、8番、藤後昇一文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第76号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となった所管分の審査の経過の概要とその結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、市民環境課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、下水道特別会計の繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金について減額するものである。衛生費、清掃費、し尿処理費、下水道管理特別会計繰出金について802万円減額し、1億3,152万8,000円とするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結いたしました。

次に、福祉課分について申し上げます。

説明によりますと、歳出としまして、民生費の老人福祉費の報償費14万5,000円は、8月中旬に医療法人より、福祉有償運送等運営協議会の立ち上げの要請があったため、福祉有償運送等に係る協議会の運営委員の謝金である。

児童福祉総務費の賃金36万3,000円は、尾野見児童クラブの児童数の増加に伴う、臨時職員1名の配置による賃金である。

児童福祉関係措置委託料の267万7,000円は、放課後児童クラブと通山子育て支援センターの国基準の変更に伴う委託料の増額分である。

母子生活支援施設費の扶助費80万1,000円は、4月に鹿児島市の施設を自立退所した1世帯分と、同じく4月に熊本市の施設に入所した分とを相殺して差額を計上したものである。

生活保護総務費の償還金利子及び割引料の788万9,000円は、平成19年度生活保護国庫負担金の精算に伴い、超過分を国に返戻納付するものである。

歳入については、母子生活支援事業に対する国庫支出金40万円と、県支出金20万円である。

県補助金として、放課後児童健全育成事業と地域子育て拠点事業、合わせて157万2,000円である。

概略、以上のような説明を受けて質疑に入りました。

主な質疑としまして、福祉有償運送等運営協議会活動事業の内容を質したところ、平成18年10月に施行された改正道路運送法で、交通弱者等の福祉向上や交通空白地域の解消を図り、公共福祉を重視する観点から、NPO、公益法人、医療法人、社会福祉法人、農協、生協、商工会等の自家用有償旅客運送制度が創設された。それに基づいて、NPO法人等が有償運送を行う場合、市町村はバス、タクシー等運営当事者や学識経験者等で構成される運営協議会を設置し、福祉有償運送の必要性も含め、慎重に審議しなければならない。そこで了解を得た法人は、陸運局に申請を出すことになる。今回は運営協議会委員10名分の謝金を計上し、議会の議決が得られれば、10月以降、協議会を立ち上げるとの答弁でありました。

運営協議会は、許可、不許可の権限を持つものかと質したところ、新たに申請する法人は、運営協議会の意見書を付して陸運局に申請しなければならないので、協議会の許可が必要となるとの答弁で

ありました。

次に、放課後児童健全育成事業における国の基準の変更と変更時期について質したところ、放課後児童クラブについては、当初予算の段階では夕方6時以降、1時間延長したら長時間加算が付いていたが、新たに1施設につき、土、日、長期休みの8時間を超える時間数の1施設につき年間9万円の加算が付くようになった。また、障害児受入加算が68万7,000円から、倍以上の142万1,000円となった。変更時期については、5月に説明会があり、それに伴って、そ及して20年度から変わったとの答弁でありました。

生活保護費過年度分精算で、超過分を国に返戻する要因は何かと質したところ、9月、2月に見込みを立てるが、生活扶助、医療扶助の見込みが難しく、生活扶助の衣食住経費の実績が当初見込みより低くなったことや、医療扶助を多く見込んだことが返戻の要因になったとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、保健課分について申し上げます。

説明によりますと、歳入の介護保険特別会計繰入金166万8,000円は、19年度給付実績に基づく介護特会からの返納金である。

歳出は、保健衛生総務費の曾於郡医師会夜間急病センター負担金の追加分23万8,000円で、前年度実績に基づき、本年度中に支払わなければならない確定額が609万7,804円であったことによるものである。

次に、健康づくり費は、19年度老人保健事業の精算に伴うもので、国・県同額の83万1,000円ずつの返納分である。

概略、以上のような説明を受けて、質疑に入りました。

主な質疑としまして、健康づくり事業の内容と返納の理由は何かと質したところ、平成19年度までは老人保健事業があつて、返納分の一番大きいのは、基本健康診査である。今回の返納は、事業の縮小が原因ではなく、保健事業が国や県にいったん補助申請をして、決定後、とりあえず受け入れするが、精算は次年度にするものである。精査したところ、健康診査で老人保健の対象者は40歳以上であるが、申請は40歳未満も受け付けるので、結果として補助対象外の人も数として上げていたので、今回返納が生じたものであるとの答弁でありました。

次に、急病センターの運営と経営状況を質したところ、急病センター運営は19時から23時までで、医師会会員の先生方が診療をしている。19年度は1,543人が利用して、そのうち54.9%が本市の利用者である。収支状況は収入が1,625万円、支出が2,736万円で、差額の約1,110万円を加入市町村の利用割合によって負担しているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終了しました。

次に、学校教育課分について申し上げます。

説明によりますと、学校での不登校、いじめ、虐待等の問題行動が学校だけでなく、家庭を含めたいろいろな環境の中で起こっているのを受けて、国の方でスクールソーシャルワーカー事業を本年度行うことになった。志布志市の方でもこれまでの実績が評価され、予算が付いたので計画したところ

である。

歳入として、教育費県委託金300万円、歳出は、教育指導費300万2,000円のスクールソーシャルワーカー活用事業の補正予算である。

概略、以上のような説明を受けて質疑に入りました。

主な質疑としまして、スクールソーシャルワーカーとは、国家資格を持った人か、または学校教育経験者か、どのような人を学校に派遣するのか質したところ、適性としては教育と福祉の両面において専門的知識を有する人で、過去において教育と福祉の両面の実務経験のある人を志布志市の地域の中から五、六人の人材を現在人選しつつある。しかし、現実的には難しく、現在も人材が絞れていない状況で、ぜひ、情報等を含め協力をお願いしたいとの答弁でありました。

県委託金で、スクールカウンセラー配置事業が23万9,000円の減額となっているが、今まで中学校に配置されていたスクールカウンセラーが中止になって、年度途中でスクールソーシャルワーカーに変わることでの減額かと質したところ、スクールカウンセラーは今までどおり継続していく。それに加えてソーシャルワーカーということで調整したところ、カウンセラーの時間減少が確定したために減額するものであるとの答弁でありました。

県は、このスクールソーシャルワーカー活用事業を何年ぐらい予算措置を考えているのかと質したところ、現在のところ、確定ではないが、来年度についてはということしか聞いていない。何年の見通しということは聞いていないとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、生涯学習課分について申し上げます。

説明によりますと、歳入は、財産運用収入の利子及び配当金に、生涯学習推進基金利子として4,000円を増額するものである。

歳出では、公民館費で、志布志地区公民館の2階研修室が雨漏りにより利用に支障を来しているため、屋根防水工事のため、工事請負費に400万円増額し、総額で6,336万7,000円とするものである。

概略、以上のような説明を受けて、質疑に入りました。

主な質疑としまして、志布志地区公民館と旧ハローワークとの関係では、利便性は旧ハローワークの方が良いと思われるが、今回の改修事業にあたって、旧ハローワークとの関係は議論されたのかと質したところ、志布志地区公民館は昭和49年建築で35年たっている。今まで雨漏りはコーキングで対応していたが、今年の梅雨と猛暑で防水シートが破れたため予算措置を行った。旧ハローワークは、現在、1階は会議室として、2階は支障のない限り要望に応じ分室として使用している。しかし、消防から指摘があって、今、防災設備を整備中である。また、志布志地区公民館の女性部の活動が活発であるが、旧ハローワークには調理加工室がなく、駐車場等の利便性を考えると、今後、加工室などの予算要求も検討中であるとの答弁でありました。

次に、生涯学習推進基金の残高と目的を質したところ、現在の残高は85万円で、目的は創年市民大学の講師料や講師の旅費に充てている。19年度は135万円の委託料を基金から充当し、残高が85万円で、20年度は委託料135万円のうち85万円を基金から繰り入れ、残りは一般財源を予定しているとの答弁で

ありました。

以上ですべての課の質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第76号、平成20年度志布志市一般会計補正予算(第4号)の文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(谷口松生君) 次に、11番、立平利男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(立平利男君) ただいま議題となっております議案第76号、平成20年度志布志市一般会計補正予算(第4号)のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、9月17日、委員10人出席の下、執行部から関係課長、担当推進監ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、まず畜産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、畜産業費の施設整備事業補助金の3,000万円の追加は、事業名が畜産基盤再編総合整備事業で、繁殖実験センターを整備するものである。これは県地域振興公社が事業主体で補助事業を実施し、事業参加者のあおぞら農協が事業完了後、負担金を納付し、施設を譲り受け、新技術の実証展示による技術普及や研修施設として活用し、市内肉用牛生産基盤の維持拡大を図ろうとするものであります。事業費2億4,720万円のうち、事業参加者負担金が6,798万円で、このうち3,000万円を市として補助しようとするものであります。財源は全額過疎債を充当している。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、市内肉用牛基盤の維持拡大ということで、実施主体はJAあおぞらの管理の下に進んでいくわけで、これは旧有明町だけでなく、志布志市全域を網羅するということかと質したところ、あおぞら農協区域に限らず、市内全域、松山、志布志地区も含めた上で、繁殖実験センターでの機能効果を普及していきたいと考えている。研修生徒についても、志布志、松山地域の方々も、当然受け入れていくとの答弁でありました。

肉用牛農家の不慮の事故に対応した一時預かり制度はどういうことを想定しているのかと質したところ、高齢者の方々が病気あるいは事故等があつて、一時牛飼いができない、病院等に入院されているというような場合について一時預かりをして、また元気になられたら牛を返して、継続して牛飼いをさせていただくということを考えているとの答弁でありました。

実験センターで生産された素牛導入に対して助成を行うとあるが、金額等が分かっているのかと質したところ、繁殖センターから輩出された優良素畜を市内農家の方々が導入されるときに、導入奨励金を出そうという考え方で、金額についてはまだ聞いていないとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、農政課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、債務負担行為の補正について、内容は燃料、飼料、肥料等の高騰に伴い、経営が厳しくなった農業者に対して、農家緊急対策特別資金を貸し付けたJAそお鹿児島、JA

あおぞらに対し、利子補給を行うことにより、農業経営の安定維持を図ることを目的に、利子補給事業を実施するものである。資金は2億円を想定し、利率は長期プライムレートを基準に2.5%以内で限度額を設定している。期間は7年以内で、うち据え置き2年以内であり、融資額は個人が500万円、法人が1,000万円で、今回、補正予算で20年度分を計上しているため、21年度から27年度までの限度額を2,374万4,000円を債務負担行為の補正として計上した。

園芸振興費の132万9,000円の増額補正は、施設園芸原油価格高騰緊急対策事業である。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、施設園芸原油価格高騰対策事業の採択要件について質したところ、採択要件は3点あり、1点目が受益農家が3戸以上であること。2点目に、成果目標基準であるA重油の使用を10%以上低減すること。3点目に、施設園芸の省エネルギー化推進計画の承認を受けているか、又は受ける予定があるかということであるとの答弁でありました。

農家緊急対策特別資金利子補給事業は、2億円の貸し付けのそれぞれの農協の割合はどうなっているか。また、貸し付けにあたっての審査はどういうふうにするのかと質したところ、市内にはそお鹿児島農協とあおぞら農協があるが、融資の割合は現在想定してなくて、両農協で2億円という形で考えている。貸付審査はJAにお願いする形になっているとの答弁でありました。

市は2,374万円も出しているのに、JAが700万円はおかしいのではないかと。やはり最低でも2分の1ずつで、そこらあたりの検討が不十分ではなかったのかと質したところ、大体700万円ぐらいは農協の方も入ってくる利率がなくなる。農協も半分、市も半分ということで最初は考えていたが、農協は保証の問題等もあるということだったので、そういうところで農協にお願いしたとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、耕地林務水産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出で農地整備費の賃金126万7,000円、使用料及び賃借料119万7,000円、原材料費111万5,000円は、農道維持管理に伴う増額が主なもので、委託料の測量設計業務委託料398万円、事務委託料60万8,000円、工事請負費2,828万6,000円、公有財産購入費241万6,000円、補償補填及び賠償金250万円は、志布志地区の棚ヶ下地区、有明地区の鮫島坂の農道改良に伴う経費が主なものである。

治山費591万9,000円増額は、有明の倉ヶ崎地区の事業費が主なもので、現年農林水産業施設災害復旧費309万2,000円の増額は、志布志地区12件の災害応急費用である。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、鮫島坂の工事は拡幅をして、この路線のままていくのかと質したところ、今のままの道路を4メートルに満たない所は拡幅をしたいと考えている。この工事の中で一番の課題ががけの問題で、それについて工事を進めていきたいとの答弁でありました。

農村環境計画書策定事業の計画案のまとめの時期、また結果が示される時期を質したところ、この事業は国の補助事業で1年を通した中での環境を考えた計画を作らなければならないということ、水

田等の収穫を終えた後の動植物の調査、あるいは水田の稲が成育している時の調査とがあり、2年にわたってしなさいということで、22年3月に資料提出ができるように計画しているとの答弁でありました。

農村環境計画書策定事業は、24年度から実施予定の中山間地域総合整備事業の採択に向けてということだが、今回採択に向けている中山間地域総合整備事業の総体面積はいくらと考えているのかと質したところ、現在、構想の段階であり、総体面積はまだ把握していない。林野率が50%の所を市内はすべて網羅したい。いろいろな用排水事業とか農道事業、そういうものも事業展開ができるので、可能な限り中山間地域に含めていきたいとの答弁でありました。

次に、建設課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入は、森林環境税関係事業が150万円、土木債が一丁田地区の安楽川の河口の用排水路の整備に伴う用地補償関係の起債等を含めて980万円の増額補正である。

歳出の主なものは、道路維持費関係で道路標識関係の委託料、市内119箇所400万円、公有財産購入費の用地取得費で上ノ浜押切線の流末排水の用地代として650万円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、道路案内標識を山重のふるさとづくり委員会が作った標識を参考に119箇所作るということだが、委託先は市内業者、市内の関係者でやっていけるのかと質したところ、既に曾於市等が先行してやっているということで確認をとって見たが、森林組合に委託したという実績がある。それと、県産材の木材を調達するというのが前提なので、森林組合をと考えている。一応、見積もりをもらったが、大体1基3万3,000円ぐらいの予定であるとの答弁でありました。

道路維持費の作業員賃金50万円の減額理由について質したところ、現在雇用している作業員の賃金ではなくて、建設業者をお願いしたときの賃金ということで、業者に頼んだ場合の賃金を作業員で対応したということで算定して、その分を減額しているとの答弁でありました。

過疎・辺地事業の関係で、委託料150万円の増額は、当初で400万円組んであり、結局550万円になるが、今回の増額はどこになるのかと質したところ、辺地債は志布志黒葛線の150万円増額補正で、当初予算では予備設計という形で見込んでいたが、詳細設計までかけて発注した方が、新たにもう一度詳細設計を出すより経費的に安価であるというところから、委託料の見直しをさせていただき、実施詳細設計という形の橋りょうの設計委託を発注したいと考えているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上ですべての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第76号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

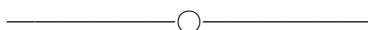
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第76号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第77号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第77号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第77号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要とその結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入は、支払基金交付金で平成19年度精算に伴う保険給付費の追加交付分611万5,000円である。県支出金についても、平成19年度の保険給付費の追加交付分485万2,000円である。前年度繰越金として9,724万4,000円を計上している。

歳出では、諸支出金の償還金は、平成19年度の保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国・県支出金への返納金である。保険給付費については、国庫へ516万1,000円、地域支援事業費については、国庫へ680万6,000円、県へ340万3,000円、支払基金へ488万1,000円である。一般会計繰出金についても、前年度精算に伴うもので、保険給付費は13万5,000円、地域支援事業費で153万2,000円である。予備費については、留保分を計上している。

概略、以上のような説明を受けて、質疑に入りました。

主な質疑としまして、予備費の8,729万円は、今後、使途の見込みがあるのかと質したところ、現在の保険給付については、トータルでいくと予算の範囲内で収まると見ている。今後、急激な負担増の要因がなければ、予備費までは充用しなくてよいと思っていると答弁でありました。

地域支援事業の介護予防給付費で、家族と同居していると、介護ベッドとか車椅子などが給付として受けられない状況が発生してないか、本市の状況はどうかと質したところ、地域支援事業の介護予防は、特定高齢者の介護予防事業のことで、要支援の軽度者の家族との同居問題とは違って、軽度者

で福祉用具を使うことで、介護予防につながるかどうかの観点から、必要性があるかどうかを判定して、医師の診断書などで状況を確認して利用してもらっているとの答弁でありました。

地域支援事業の約1,660万円の返還の要因は何かと質したところ、一番大きな原因は、特定高齢者と判定された方が18年度においては約100名であり、そのうち48名ほどが何らかの支援サービスを受けた。19年度については約480人強の人が特定高齢者ということで該当したが、実質サービスを受けた人が100人強であった。特定高齢者として認定されても、既存のサービスの利用を希望しなかったことが一番の要因と考えられるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第77号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

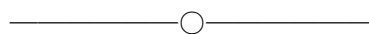
以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第77号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第11 議案第78号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第78号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第78号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要とその結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、平成19年度繰越額が確定したので、繰越金を802万円増額して、1,002

万円とするとともに、一般会計繰入金を802万円減額して1億3,152万8,000円とするものである。

概略、以上のような説明を受けて質疑に入りましたが、質疑もなく、次に討論に入りましたが、討論もなく、議案第78号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

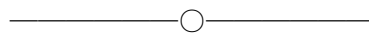
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第78号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第12 議案第79号 平成20年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第79号、平成20年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第79号、平成20年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査の経過の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、9月17日、委員全員出席の下、港湾商工課長並びに担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明といたしまして、歳入歳出それぞれ459万1,000円を追加し、予算総額を1億1,151万5,000円とするもので、歳入の主なものは寄附金399万7,000円で、これは財団法人志布志市観光開発公社清算に伴う残余財産の寄附である。

歳出は、管理費、積立金459万1,000円で、観光開発公社の寄附金399万7,000円と前年度繰越金59万4,000円であるとの説明でありました。

以上で説明を終わり、質疑に入りましたが、予算に対する質疑はありませんでした。

予算以外の質疑として、ボルベリアダグリの指定管理者から納付金の支払いがあったか、納付額は

いくらかと質したところ、6,500万円のうち、前期分3,250万円が納付されているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第79号、平成20年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第79号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

—————○—————

午前11時58分 休憩

午後1時08分 再開

—————○—————

日程第13 陳情第6号 「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」 (案)の採択要請について

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、陳情第6号、「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」(案)の採択要請についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました陳情第6号、「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」(案)の採択要請について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、9月17日、委員10人出席の下、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を

求め、審査を行いました。

当陳情の審査にあたって、執行部の意見を聞いたところ、意見書（案）の1については、地球温暖化対策の観点からも、森林の適切な整備が必要と考えている。また、現在、木材価格が低迷しており、森林所有者の負担軽減措置は森林経営意欲につながると考えている。

2については、林業就業者の減少と高齢化が進む中、国の事業での緑の雇用担い手対策事業を推進している。今後も継続し、林業担い手の育成に努めてもらいたいと思っている。また、本市でも、本年度この事業を導入する計画である。他の事業についても、森林整備に本市としても事業に取り組み、成果が上がっていると認識している。

また、木材バイオマスの利用については、本市はバイオマスタウン構想を策定し、木質バイオマスの利用計画をしているところであり、今後推進していかなければならないと考えているとのことでありました。

その後、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、陳情第6号、「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」（案）の採択要請については、賛成多数をもって、採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 今、委員長から報告を受けましたが、2点だけお伺いしてみたいというふうに思います。

今回、国有林事業の健全化を求めるということのようでございます。したがって、本市内における国有林の面積、それから樹径の状況、そういうものが委員会で議論、協議されたのかどうか。まず、その点が1点。

それから、2点目でございますが、この第1項の中に、森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出ということのようでございます。したがって、本市の林業というものを生計上、主としておられる就労者、これがどれぐらい本市におられるのか。さらには、こういう林業生態をなしておる家族というのが、本市に何世帯ぐらいおられるのか、そこらへんの協議、打ち合わせが行われたのかどうか、この2点をお伺いしてみます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま御質疑がありました件については、いずれも質疑等ありませんでした。

○31番（野村公一君） 本陳情は、国に対して意見書を提出する旨の陳情であります。したがって、本市から政府に対して意見書を提出する前提として、市内にいかほどの国有林があるのかということの議論がなくして、提出をされるというのはいかがなものかなというふうに考えます。

仮に、国有林が本市内にないとした場合も、この提案をされるのかどうか。意見書を志布志市の議会として提案をする前提の問題であろうというふうに考えます。

意見書というのは、市民救済を主たる目的であろうというふうに思いますが、そこらへんの協議がされなかったのかどうか、再度お伺いしておきます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） 今、御質疑があったわけですが、そういう質疑もなく、執行部から説明があったことについて報告を行ったところでございますが、この意見書の中で、地球温暖化対策の観点からも、整備が必要ということで、委員会では意見書を提出するという状況でございます。

質疑の中ではありませんけれども、報告していいのか、吸収源対策については、委員長、副委員長、勉強しておけというような状況でありました。

先ほど申しましたように、意見書を提出するという委員会の決議はいただいております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[何事か言う者あり]

○議長（谷口松生君） 協議会に変えます。

○

午後 1 時 18 分 休憩

午後 1 時 22 分 再開

○

○議長（谷口松生君） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第 6 号に対する所管委員長の報告は採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第 6 号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

○

日程第 14 陳情第 7 号 社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心できる暮らしを保障することを求める意見書を政府等に提出することを求める件

○議長（谷口松生君） 日程第 14、陳情第 7 号、社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心できる暮らしを保障することを求める意見書を政府等に提出することを求める件を議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました陳情第 7 号、社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心できる暮らしを保障することを求める意見書を政府等に提出することを求める件につ

いて、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、9月17日、10人の委員の出席の下、審査をいたしました。

委員から出された意見としまして、生活保護を受けている人が多重債務に陥り、生活保護費を債務に取られているという実態があること、国の制度により、末端で生活している人々は、年々格差社会が広がっているなどの意見が出されました。

採決の結果、陳情第7号は、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

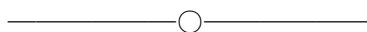
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第7号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



日程第15 陳情第8号 郵政民営化法の見直しに関する陳情書

○議長（谷口松生君） 日程第15、陳情第8号、郵政民営化法の見直しに関する陳情書を議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました陳情第8号、郵政民営化法の見直しに関する陳情書について、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、9月17日、委員10人出席の下、審査を行いました。

委員から出されました意見としまして、郵政民営化によって事業が分割され、地方の郵便局は大変厳しい状況であると聞く。趣旨はよく理解できるので、この陳情は採択すべきである。

ほかに、事業が分割され、同じ事業所内にありながら事務手続きが面倒である。一括するような在り方が良いので、採択すべきとの意見が出されました。

引き続き討論を行い、討論では、賛成討論として、過去において各市町村議会も郵政民営化に反対陳情を行ったいきさつがある。金融2社のゆうちょ銀行、かんぽ生命が株式に上場された場合、とにかく利益が追求され、末端の田舎の郵便局は採算がとれなければ閉鎖するということは目に見えているという趣旨の賛成討論がありました。

反対討論はありませんでした。

採決の結果、陳情第8号は、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第8号に対する所管委員長の報告は採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



日程第16 平成19年陳情第9号 障害者の生活実態に即した障害者自立支援法の運用に関する陳情書

○議長（谷口松生君） 日程第16、平成19年陳情第9号、障害者の生活実態に即した障害者自立支援法の運用に関する陳情書を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました平成19年陳情第9号、障害者の生活実態に即した障害者自立支援法の運用に関する陳情書について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会では、9月17日、委員全員出席の下、福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑として、自立支援法が応能負担から応益負担に変わったことで、施設利用負担金が払えなくて退所したり、施設側からは月額払いから日額払いになったことにより、施設から在宅へ帰れない状況や退所の実態を把握しているかと質したところ、月額から日額に変わったことで、一部は施設の側に補償はあるが、満額でないために、施設の方が帰省を喜ばないという話が3件あり、そのうち1件は在宅へ帰っている。国の前年度に比較して90%までは補償しようとする特別対策事業への申請が毎月平均3事業所ほど出ていて、支給しているとの答弁がありました。

応能から応益負担に変わったことで、自立支援法にいろいろな問題が発生している。自治体も議会も、応益はやめて、応能に戻すべきとの声を国に対し上げて、障害者にとって大変な状況を変えてい

くべきではないかと質したところ、与党案でも応益負担から応能負担の方へ傾いているので期待している。また、福祉事務所長会でもそのような議論がなされている。九州市長会や全国市長会でもそのような要望が国に出されているので、自治体としてもそのような場を利用して、国に声を上げるべきと考えているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

意見として、陳情が提出されて1年が経過しており、意見書案の内容も応益から応能負担に戻すこと、施設の報酬も日額から月払いに戻すこと、国も市町村に対し十分な財政支援措置を講ずべきこと、市町村の負担増に伴う財源措置を講ずることなど、いずれもその趣旨は今も何ら意義を失っていない。障害者の深刻な状況を変えるためにも、議会として国に声を上げるべきである。

しかし、陳情項目のうち1から3項目については、自治体に対し施策を講ずることを求めるもので、本市については万全とまではいかなくとも、地域生活支援事業の相談事業や、にこにこハウスの児童デイサービスの無料化などの施策を講じて成果を出していることを考えると、このまま採択することはなじまないのではないかと。4項目については自立支援法の問題点を改善するよう意見書の提出を求めるもので、採択することに問題はないとの意見が出されました。

以上のような審議の状況を踏まえて、陳情項目の4項目について検討した結果、各項目ごとに採決するという結論になりました。

各項目の採決の結果、平成19年陳情第9号については、陳情項目4項目のうち、1項目から3項目までは不採択、4項目目については採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。平成19年陳情第9号に対する所管委員長の報告は、陳情項目4項目のうち、1項目から3項目までは不採択、4項目は採択であります。したがって、1項目から順に採決します。

まず、1項目について採決します。

1項目について採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、陳情項目のうち、1項目については不採択とすることに決定しました。

次に、2項目について採決します。

2項目について採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、陳情項目のうち、2項目については不採択とすることに決定しました。

次に、3項目について採決します。

3項目について採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

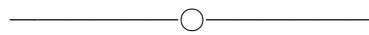
○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、陳情項目のうち、3項目については不採択とすることに決定しました。

次に、4項目について採決します。

4項目について採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、陳情項目のうち、4項目については採択することに決定しました。



日程第17 認定第1号 平成19年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第17、認定第1号、平成19年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、平成19年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

平成19年度決算につきましては、第1次志布志市振興計画及び過疎地域自立促進計画の実現に向けて鋭意努力するとともに、経常的な事務事業の見直しや投資的経費の抑制を図りました。

決算額は、歳入総額183億3,303万3,387円、歳出総額179億6,779万6,167円、差引額3億6,523万7,220円となり、翌年度へ繰り越すべき財源600万1,000円を差し引いた実質収支額は3億5,923万6,220円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入のうち、市税、繰入金、繰越金等の自主財源は、総額55億9,635万円、構成比30.5%、平成18年度と比較しますと、8億4,693万6,000円の増額となっておりますが、三位一体改革に伴う市税の増額、国営かんがい排水事業繰上償還に伴う繰入金の増額によるものであります。

地方交付税、地方譲与税、国県支出金等の依存財源は、総額127億3,668万3,000円、構成比69.5%、平成18年度と比較しますと、9億2,999万4,000円の減額となっておりますが、三位一体改革に伴う所得譲与税の廃止、地方交付税の減額、市町村合併補助金の減に伴う国庫支出金の減額によるものであ

ります。

続きまして、歳出の主なものを性質別に述べますと、人件費、公債費、扶助費の義務的経費は87億4,877万1,000円、構成比48.7%、平成18年度と比較しますと、1億2,038万9,000円の増額となっておりますが、人件費は早期退職者に係る特別負担金、扶助費は乳幼児医療費助成事業及び保育所運営費の増額等によるものであります。

普通建設事業費、災害復旧費の投資的経費は36億5,399万5,000円、構成比20.3%、平成18年度と比較しますと、6,711万5,000円の減額となっておりますが、災害復旧費の減額等によるものであります。

物件費、補助費等、その他の経費は、55億6,503万円、構成比31.0%、平成18年度と比較しますと、2,223万7,000円の減額となっておりますが、積立金が減額したことによるものであります。

また、決算の主な財政指標について申し上げますと、まず経常収支比率は92.8%で、平成18年度と比較しますと、1.0ポイント悪化しております。これは、歳出の経常一般財源の抑制に努めたものの、地方交付税及び臨時財政対策債の減額に伴いまして悪化したものであります。

公債費比率は12.3%で、平成18年度と比較しますと、0.2ポイント改善しております。これは、有利な起債の活用を図っていること等に伴いまして改善したものであります。

また、平成19年度地方債残高につきましては、223億1,628万8,000円で、平成18年度より2億2,903万9,000円、1.02%の減額となっております。市民1人当たりで換算しますと、64万2,000円の残高となります。

なお、主要施策の詳細につきましては、説明書を提出しておりますので、お目通しをお願いいたします。

今後も志布志市行政改革大綱及び志布志市集中改革プランの着実な実施により、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、職員一人一人が創意工夫に努め、健全な財政運営を推進してまいります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号については、12人の委員で構成する平成19年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、12人の委員で構成する平成19年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成19年度志布志市一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、下平晴行議員、西江園明議員、八久保壹議員、玉垣大二郎議員、鶴迫京子議員、迫田正弘議員、立山静幸議員、小野広嗣議員、吉国敏郎議員、上野直広議員、宮田慶一郎議員、野村公一議員の12名を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました12人を平成19年度志布志市一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において平成19年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから第1委員会室において、特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩いたします。

○

午後1時44分 休憩

午後1時54分 再開

○

○議長（谷口松生君） 再開いたします。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に玉垣大二郎議員、副委員長に西江園明議員がそれぞれ互選されました。

○

日程第18 認定第2号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第3号 平成19年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第4号 平成19年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第5号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第6号 平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第23 認定第7号 平成19年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第24 認定第8号 平成19年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第18、認定第2号から日程第24、認定第8号まで、以上7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 認定第2号から認定第8号まで、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、認定第2号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額48億3,030万9,742円、歳出総額47億8,169万573円、実質収支額は4,861万9,169円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

また、基金の総額は、平成20年3月31日現在で1億3,324万7,501円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が10億7,202万7,352円、構成比22.2%、国庫支出金が17億1,160

万3,747円、構成比35.4%、療養給付費交付金が5億6,373万5,000円、構成比11.7%、県支出金が2億3,789万5,240円、構成比4.9%、共同事業交付金が6億4,268万7,817円、構成比13.3%、繰入金が4億9,317万4,001円、構成比10.2%、諸収入が1,285万4,386円、構成比0.3%となっております。

また、国民健康保険税の徴収率は、現年課税分で93.18%となり、徴収額が10億3,802万9,830円であります。

歳出の主なものは、総務費が4,093万1,838円、構成比0.9%、保険給付費が30億9,657万1,999円、構成比64.8%、老人保健拠出金が7億53万5,978円、構成比14.7%、介護納付金が2億1,545万3,450円、構成比4.5%、共同事業拠出金が6億5,376万9,349円、構成比13.7%、保健事業費が4,182万5,233円、構成比0.9%、諸支出金が3,165万8,392円、構成比0.7%となっております。

平成19年度については、基金の取り崩し等で財源を確保してきましたが、実質単年度収支としては1億5,400万4,469円の赤字となっております。

国民健康保険は、急速な高齢化や医療技術の高度化等により、医療費が老人医療を中心に毎年増加する一方、経済活動の低迷や就業構造の変動といった社会情勢の変化に伴い、国民健康保険税の収入が伸びないなど、厳しい財政運営となっております。

収納率向上等財源の確保と、平成20年度から市町村保険者に義務化された特定健康診査及び特定保健指導の推進に取り組みながら、医療費適正化と国民健康保険事業の健全運営に努めてまいります。

次に、認定第3号、平成19年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額46億790万1,781円、歳出総額45億7,889万1,282円で、実質収支額は2,901万499円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものとしまして、社会保険診療報酬支払基金からの交付金が22億3,935万4,000円、構成比48.6%、国庫支出金が14億7,033万9,424円、構成比31.9%、県支出金が3億6,058万4,156円、構成比7.8%、繰入金が4億6,040万5,000円、構成比10.0%、諸収入が203万3,212円、構成比0.04%となっております。

歳出の主なものは、医療諸費が44億2,357万6,041円、構成比96.6%、諸支出金が1億5,066万8,793円、構成比3.3%となっております。

平成19年度における本市の老人保健特別会計事業につきましては、平成14年10月の医療制度改正により、対象年齢が70歳から75歳に段階的に引き上げられたため、老人受給者数は減少しておりましたが、平成19年10月からは75歳の年齢到達により増加傾向にあります。

なお、これまでの老人保健法に基づく老人保健制度は、平成20年3月で廃止され、平成20年4月に新たな高齢者医療制度として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が施行されました。

今後も、高齢化の進展に伴い、老人医療費が増大することが見込まれますが、新たな高齢者医療制度の運営主体である鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化を推進するとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、認定第4号、平成19年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額30億7,866万239円、歳出総額29億8,141万6,210円、実質収支額は9,724万4,029円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険料が4億6,740万1,456円、構成比15.2%、国庫支出金が7億7,817万905円、構成比25.3%、支払基金交付金が8億8,688万4,531円、構成比28.8%、県支出金が4億3,094万8,452円、構成比14.0%、繰入金が3億6,821万5,000円、構成比12.0%となっております。

歳出の主なものは、総務費が886万8,748円、構成比0.3%、保険給付費が28億2,891万2,828円、構成比94.9%、諸支出金が9,034万7,114円、構成比3.0%、地域支援事業費が4,629万5,683円、構成比1.6%となっております。

今後も市の介護保険事業計画に基づき事業を実施し、介護予防を含めた高齢者福祉、地域ケア体制の充実に努めてまいります。

次に、認定第5号、平成19年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額3億3,478万3,738円、歳出総額3億2,476万2,836円、実質収支額は1,002万902円で、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、下水道事業の市債が1億3,890万円、構成比41.5%、一般会計繰入金が1億1,250万円、構成比33.6%、使用料及び手数料が5,472万6,280円、構成比16.3%、繰越金が1,876万436円、構成比5.6%となっております。

歳出の主なものは、職員の人件費のほか、市内4地区の浄化センターの維持管理等に要する経費等、総務費が7,156万8,235円、構成比22.0%、公債費が2億5,319万4,601円、構成比78.0%となっております。

今後も加入率の向上を図り、効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第6号、平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第

3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額460万6,484円、歳出総額444万1,920円で、実質収支額は16万4,564円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が450万2,000円、構成比97.7%、繰越金及び預金利子が10万4,484円、構成比2.3%となっております。

歳出の主なものは、地方債償還金の443万3,460円、構成比99.8%であります。

次に、認定第7号、平成19年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額3億717万5,746円、歳出総額3億628万1,380円、実質収支額は89万4,366円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、公営企業収入が2億4,110万5,319円、構成比78.5%、一般会計繰入金が6,180万7,000円、構成比20.1%となっております。

歳出の主なものは、管理費が2億354万7,706円、構成比66.5%、公債費が1億273万3,674円、構成比33.5%となっております。

次に、認定第8号、平成19年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算の結果、総収益が5億8,921万9,938円、総費用が5億2,954万8,698円となり、5,967万1,240円の純利益となりました。

総収益の主なものは、営業収益が5億6,599万8,072円、構成比96.1%、営業外収益が1,798万1,298円、構成比3.1%、附帯事業収益が524万568円、構成比0.9%となっております。

総費用の主なものは、営業費用が4億7,883万5,687円、構成比90.4%、営業外費用が5,061万5,511円、構成比9.6%となっております。

建設事業の成果としましては、森山水源地さく井工事、森山水源地浄水池築造工事、野神原水源地堅型集水井工事、泰野地区簡易水道送水管布設替工事等を実施しました。

今後も市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、災害に強い施設の建設に努めてまいりたいと思っております。

以上、認定第2号から認定第8号まで御説明申し上げましたが、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） お諮りします。

ただいま議題となっています認定第2号から認定第8号まで、以上7件については、12人の委員で構成する平成19年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第8号まで、以上7件については、12人の委員で構成する平成19年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成19年度志布志市特別会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、丸山一議員、坂元修一郎議員、藤後昇一議員、毛野了議員、立平利男議員、長岡耕二議員、金子光博議員、岩根賢二議員、東宏二議員、小園義行議員、福重彰史議員、若松良雄議員の12名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました12人を平成19年度志布志市特別会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成19年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから第1委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後2時14分 休憩

午後2時37分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に長岡耕二議員、副委員長に東宏二議員がそれぞれ互選されました。

—————○—————

日程第25 議案第80号 平成19年度志布志市水道事業剰余金の処分について

○議長（谷口松生君） 日程第25、議案第80号、平成19年度志布志市水道事業剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第80号、平成19年度志布志市水道事業剰余金の処分について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市水道事業剰余金について、建設改良積立金として積み立てるため、地

方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

それでは、平成19年度志布志市水道事業会計決算書の8ページをお開きください。

当年度未処分利益剰余金5,967万1,240円のうち、減債積立金として積み立てる368万1,828円を差し引いた5,598万9,412円を建設改良積立金として積み立てるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第80号については、先ほど設置されました平成19年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号については、平成19年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

日程第26、議案第81号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第26 議案第81号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（谷口松生君） 日程第26、議案第81号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第81号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、台風13号による災害復旧に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、議案第81号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について、補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に7,481万7,000円を追加し、予算の総額を203億3,272万円とするも

のでございます。

内容につきましては、台風13号の豪雨により被害を受けました農林水産業施設及び公共土木施設の災害復旧事業経費でございます。

それでは、予算書の3ページをお開きください。

予算書の3ページ、第2表、地方債の補正でございます。現年補助災害復旧事業を1,900万円追加しております。

歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、12款、分担金及び負担金、1項、分担金は、農林水産業施設に係る農業費分担金を55万円増額しております。

7ページをお開きください。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金は、公共土木施設災害復旧費負担金を418万2,000円計上しております。

続きまして、8ページでございます。

15款、県支出金、2項、県補助金は、農林水産業施設災害復旧費補助金を3,720万円増額しております。

9ページでございます。

18款、繰入金、1項、基金繰入金は、今回の補正の財源調整として財政調整基金繰入金を1,388万5,000円増額しております。

10ページでございますが、21款、市債、1項、市債は、現年補助災害復旧債として、公共土木施設分を200万円、農林水産業施設分を1,700万円、合計で1,900万円計上しているところでございます。

続きまして、歳出予算でございますが、11ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産業施設災害復旧費は、農業施設や林道など、補助災害分を6,145万円、単独災害分を709万7,000円、総額で6,854万7,000円増額補正しております。

12ページでございますが、2項の公共土木施設災害復旧費は、河川災害など補助災害復旧費分を627万円増額しております。

以上が補正（第5号）の主な内容でございますが、詳細につきましては補正予算説明資料等を御参照ください。よろしく御願申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第81号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 日程第27、発議第8号から日程第31、発議第12号まで、以上5件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第27 発議第8号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第27、発議第8号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました発議第8号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

提出の理由としましては、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等、公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには過疎化、高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっているため、今後の林政の展開にあたっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには地域林業、木材産業の振興を通じた山村の活性化が図られるよう要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、麻生太郎、外務大臣、中曽根弘文、農林水産大臣、石破茂、経済産業大臣、二階敏博、環境大臣、斉藤鉄夫、衆議院議長、河野洋平、参議院議長、江田五月でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

先ほど質疑のありました項目をここで許可いたします。

○31番（野村公一君） 意見書案の趣旨には賛同いたしますが、2点だけ、もし委員長の方で掌握されておれば、御報告をいただきたいというふうに思います。

まず、本市の中に国有林が面積としていかにあるのか、それから森林の樹径状況、そういうものが分かっておればお知らせをいただきたいというのが1点。

次に、本市におけるこの林業に携わる就労者数、こういうもの等がお分かりであれば御報告をお願いを申し上げたい。

以上、2点でございます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） 報告させていただきますが、市の森林が1万920haある中で、国有林が4,357haございます。形態ですが、林業専業として18戸、兼業林業が1,543戸、古いデータでございますが、17年度でございます。従事者数については、ただいま把握しておりませんので、後ほど把握して報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第8号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は、原案のとおり提出することに決定されました。



日程第28 発議第9号 社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心できる暮らしを保障することを求める意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第28、発議第9号、社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心できる暮らしを保障することを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました発議第9号、社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心できる暮らしを保障することを求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第7号、社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心できる暮らしを保障することを求める意見書を政府等に提出することを求める件は、総務常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受けまして、総務常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、誰もが貧困に陥ることなく、地域の一員として安心して生活し続けることのできる社会の実現について、格段の配慮方を強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長、河野洋平、参議院議長、江田五月、内閣総理大臣、麻生太郎、厚生労働大

臣、舛添要一でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

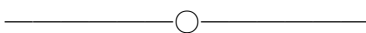
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第9号、社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心できる暮らしを保障することを求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は、原案のとおり提出することに決定されました。



日程第29 発議第10号 郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第29、発議第10号、郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました発議第10号、郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第8号、郵政民営化法の見直しに関する陳情書は、総務常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、総務常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、民営化後の郵便事業には、全国一律のサービスを維持することが法律に明記されているのに比べ、貯金、保険のいわゆる金融サービスについては、郵便局において将来にわたってサービスを受けることが法律の上では何らの保障もされていないことから、他の代替手段をもたない住民にとって大きな不安となっているところであり、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の金融2社についても、将来的に郵便局において、確実にサービスが受けられ、国民生活に支障が生じないよう、ユニバーサルサービスを義務づけるなどの法的な見直しを強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長、河野洋平、参議院議長、江田五月、内閣総理大臣、麻生太郎、総務大臣、鳩山邦夫でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願ひいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第10号、郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は、原案のとおり提出することに決定されました。



日程第30 発議第11号 障害者自立支援法における利用者負担の軽減措置の拡充等に関する意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第30、発議第11号、障害者自立支援法における利用者負担の軽減措置の拡充等に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました発議第11号、障害者自立支援法における利用者負担の軽減措置の拡充等に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました平成19年陳情第9号、障害者の生活実態に即した障害者自立支援法の運用に関する陳情書は、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で一部採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、障害福祉サービスが障害者の自立した生活を送る上で必須のものであることにかんがみ、障害者自立支援法施行後の実態を十分に把握され、サービス利用を抑制することなく、必要な方へ適切なサービスの確保が図られるよう、必要な措置を講じられたく強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長、河野洋平、参議院議長、江田五月、内閣総理大臣、麻生太郎、総務大臣、鳩山邦夫、厚生労働大臣、舛添要一でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願ひいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

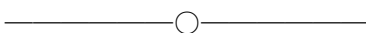
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第11号、障害者自立支援法における利用者負担の軽減措置の拡充等に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第11号は、原案のとおり提出することに決定されました。



日程第31 発議第12号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第31、発議第12号、志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（丸崎幹男君） ただいま議題となりました発議第12号、志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、趣旨説明をいたします。

提出の理由は、地方自治法の一部改正による同法の項の繰り下げが行われたことに伴い、規則中の当該項名を引用している部分を改める必要があるためであります。

詳細につきましては、第162条第1項中、「第100条第12項」を「第100条第13項」に改めるものであります。

なお、附則におきまして、この規則は、公布の日から施行するものとしております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

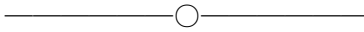
これから採決します。

お諮りします。発議第12号、志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第12号は、原案のとおり可決されまし

た。

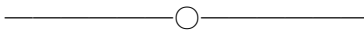


○議長（谷口松生君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第8号から発議第11号まで、以上4件についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。



日程第32 議員派遣の決定

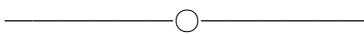
○議長（谷口松生君） 日程第32、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。

議員派遣の決定については、会議規則第162条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配付してある内容のとおり決定しました。



日程第33 閉会中の継続審査申出について

（文教厚生常任委員長）

○議長（谷口松生君） 日程第33、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

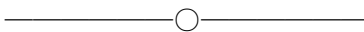
配付してある文書写しのとおり、文教厚生常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

文教厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、文教厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



日程第34 閉会中の継続調査申出について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

○議長（谷口松生君） 日程第34、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） これで、今定例会に付議されたすべての案件を終了いたしましたので、これをもって議事を閉じ、閉会といたします。

御苦労さまでございました。

午後 3 時 05 分 閉会